明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和五年四月十三日

○第二百十一回国会 衆議院会議録 第十八号

令和五年四月十三日（木曜日）

議事日程　第十号

令和五年四月十三日
午後一時開議

第一　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案（内閣提出）

第二　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出）

第三　気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

第五　令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

第六　令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

第七　令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

第八　令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

第九　令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

第十　令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

第十一　令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

第十二　不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十三　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十四　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十五　刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十六　海上運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十七　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件

日程第一　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案（内閣提出）

日程第二　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出）

日程第三　気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第四　令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

日程第五　令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

日程第六　令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

日程第七　令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

日程第八　令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

日程第九　令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

日程第十　令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

日程第十一　令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

日程第十二　不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第十三　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第十四　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第十五　刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第十六　海上運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第十七　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後一時二分開議

○議長（細田博之君）　これより会議を開きます。

日程第一　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案（内閣提出）

日程第二　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第一、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案、日程第二、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長鬼木誠君。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔鬼木誠君登壇〕

○鬼木誠君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、日豪円滑化協定、日英円滑化協定それぞれの的確な実施を確保するため、両協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定めるものであります。

両案は、去る三日本委員会に付託され、翌四日浜田防衛大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。六日質疑を行い、翌七日、討論、採決を行いました結果、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三　気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第三、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長古賀篤君。

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔古賀篤君登壇〕

○古賀篤君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、気候変動の影響による熱中症の発生の予防のための対策を強化するため、政府による熱中症対策の実行に関する計画の策定、環境大臣による熱中症特別警戒情報の発表及び当該発表時における市町村長による暑熱から避難するための施設の開放に係る措置、独立行政法人環境再生保全機構の業務として熱中症特別警戒情報等の発表のために環境大臣が行う調査に係る情報の整理等の追加等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三日本委員会に付託され、翌四日西村環境大臣から趣旨の説明を聴取し、七日に質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四　令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

日程第五　令和三年度一般会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

日程第六　令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

日程第七　令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

日程第八　令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

日程第九　令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

日程第十　令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

日程第十一　令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第四ないし第十一に掲げました令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）外七件を一括

して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長江田憲司君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○江田憲司君　ただいま議題となりました各件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これらの各件は、財政法の規定等に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

まず、令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費（その1）について、その使用事項は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費等計十一件で、その使用総額は三兆千六百五十六億円余であります。

（その2）について、その使用事項は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費等計五件で、その使用総額は一兆四千五百二十九億円余であります。

次に、令和三年度一般会計予備費（その1）について、その使用事項は、政府広報に必要な経費等計七件で、その使用総額は四百四十七億円余であります。

（その2）について、その使用事項は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費等計八件で、その使用総額は四千三十三億円余であります。

次に、令和三年度特別会計予備費（その1）について、その使用事項は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費の一件で、その使用額は三百億円であります。

次に、令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額（その1）は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額の一件で、その増加額は六百九十二億円余であります。

（その2）は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額の二件で、その増加総額は三百三十四億円余であります。

委員会におきまして、これら各件につき去る四日鈴木財務大臣から説明を聴取した後、十日、質疑を行い、質疑終局後、討論、採決の結果、各件はいずれも賛成多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　これより採決に入ります。

まず、日程第四、第八及び第九の三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第六及び第十の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第七及び第十一の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

日程第十二　不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第十二、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。消費者問題に関する特別委員長稲田朋美君。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔稲田朋美君登壇〕

○稲田朋美君　ただいま議題となりました法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、一般消費者の利益の一層の保護を図るため、前に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して課する課徴金の額を加算する措置、不当景品類及び不当表示防止法第五条の規定等に違反する疑いのある事業者が疑いの理由となった行為に係る是正措置計画の認定を受けたときは当該行為について措置命令等の規定を適用しないこととする措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る四月三日本委員会に付託され、翌四日河野国務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、十一日に質疑を行い、質疑終局後、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細田博之君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第十三　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第十三、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長笹川博義君。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔笹川博義君登壇〕

○笹川博義君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、違法伐採及び違法伐採に係る木材等の

流通を抑制するため、木材関連事業者が国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をする際に、当該木材等の合法性の確認を義務づける等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月二十八日本委員会に付託され、翌二十九日野村農林水産大臣から趣旨の説明を聴取し、昨四月十二日質疑を行いました。

質疑終局後、立憲民主党・無所属、国民民主党・無所属クラブ、日本共産党及び有志の会の共同提案により修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、採決いたしましたところ、修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細田博之君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第十四　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第十四、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長大西英男君。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案

及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大西英男君登壇〕

○大西英男君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、健康、医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進するためのものです。

その主な内容は、

第一に、仮名加工医療情報の取扱いについての規定を整備するものです。

第二に、匿名加工医療情報を匿名医療保険等関連情報等と連結して利用するための仕組みを整備するものです。

本案は、去る四月六日本委員会に付託され、翌七日高市国務大臣から趣旨の説明を聴取しました。次いで、十二日に質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第十五　刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第十五、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長伊藤忠彦君。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔伊藤忠彦君登壇〕

○伊藤忠彦君　ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日等への出頭及び裁判の執行を確保するため、公判期日への不出頭罪の新設、保釈等をされた者に対する監督者制度の創設及び位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度の創設等を行うほか、刑事手続において犯罪被害者等の情報を保護するため、犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等を導入しようとするものであります。

本案は、去る四月四日本委員会に付託され、翌五日齋藤法務大臣から趣旨の説明を聴取し、七日質疑に入りました。昨十二日、質疑を終局し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第十六　海上運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第十六、海上運送法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長木原稔君。

海上運送法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木原稔君登壇〕

○木原稔君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昨年四月に発生した知床遊覧船事故を受け、海上旅客輸送の安全の確保等を図るとともに、安定的な国際海上輸送の確保に資するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、安全統括管理者及び運航管理者の選任に資格者要件を導入し、資格者の試験制度を創設すること、

第二に、小型船舶のみを用いる旅客不定期航路事業の許可を受けようとする者は、安全人材確保計画を作成するものとし、当該許可について更新制を導入すること、

第三に、船舶等の使用停止処分を導入するとともに、罰則の強化を行うこと、

第四に、我が国の船主が作成する外航船舶確保等計画の認定制度を創設することなどであります。

本案は、去る四月五日本委員会に付託され、同日斉藤国土交通大臣から趣旨の説明を聴取し、昨十二日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細田博之君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第十七　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第十七、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長三ッ林裕巳君。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔三ッ林裕巳君登壇〕

○三ッ林裕巳君　ただいま議題となりました全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、出産育児一時金に係る費用の一部について、後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入すること、

第二に、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の設定方法について、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるように見直すこと、

第三に、前期高齢者に係る医療給付費等を保険者間で調整する仕組みについて、被用者保険者間において報酬水準に応じて調整する仕組みを導入すること、

第四に、かかりつけ医機能について、国民への情報提供を強化するとともに、医療機関に都道府県知事への報告を求める仕組みを設けること等であります。

本案は、去る三月十六日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、二十二日加藤厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取し、二十九日から質疑に入り、四月四日には参考人から意見を聴取し、昨日岸田内閣総理大臣に対する質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出）**の趣旨説明**

○議長（細田博之君）　この際、内閣提出、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣齋藤健君。

〔国務大臣齋藤健君登壇〕

○国務大臣（齋藤健君）　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず、様々な理由で送還を忌避する者が後を絶たず、迅速な送還の実施に支障が生じているのみならず、退去強制を受ける者の収容が長期化する要因ともなっています。また、昨年来続くロシア連邦による侵略を受け、ウクライナから避難してきた方々のような、人道上の危機に直面し真に庇護を必要とする方々を確実に保護する制度を設ける必要も一層高まっています。

こうした状況に対応するため、保護すべき者を確実に保護しつつ、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとすることは、適正な出入国在留管理を確保する上で喫緊の課題であり、これらの課題を一体的に解決する法整備を行うことが必要不可欠です。

この法律案は、以上に述べた情勢に鑑み、所要の法整備を図るため、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正するものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、難民に準じて保護すべき方々を補完的保護対象者として認定する手続を設け、これを適切に保護するための規定を整備するものです。

第二は、在留特別許可制度について、退去強制令書が発付されるまでの間に申請を行うことを可能とするとともに、在留特別許可を行うか否かの判断に際して考慮すべき事項を明示するものです。

第三は、退去強制を受ける者のうち、退去強制令書の円滑な執行に協力しない国が送還先である者及び送還を積極的に妨害する行為を行ったことがある者に対し、一定の要件の下で自ら本邦から退去することを義務付ける命令制度を創設し、命令に違反した場合の罰則を整備するものです。

第四は、難民認定手続中は法律上一律に送還が停止されるといういわゆる送還停止効に例外を設け、同手続中であっても一定の場合には送還を可能とするものです。

第五は、退去強制令書の発付を受けた者の自発的な出国を促すため、素行等を考慮して相当と認められる者について、その申請により、速やかに自費出国をした場合には上陸拒否期間を短縮することができることとする制度を設けるものです。

第六は、退去強制手続における収容に代わる選択肢として監理措置の制度を創設し、当該外国人の逃亡のおそれの程度、収容により受ける不利益の程度等を考慮して相当な場合には、監理人による監理に付し、収容せずに手続を進めることとするとともに、収容する場合であっても、三か月ごとに、監理措置に付すか否かを必要的に見直すことにより、収容の長期化の防止を図るものです。

あわせて、仮放免制度について、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により収容を一時的に解除する制度と改めた上、健康上の理由による仮放免請求に係る判断をするに当たっては、医師の意見を聴くなどして、その者の健康状態に十分配

慮することなどを法律上明記するものです。

第七は、入国者収容所等における被収容者の処遇について、保健衛生及び医療、外部交通等に関する事項を明確化するため、具体的な規定を整備するものです。

このほか、十六歳未満の外国人が所持する在留カード及び特別永住者証明書の有効期間を見直すことなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。（拍手）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（細田博之君）　ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。山田勝彦君。

〔山田勝彦君登壇〕

○山田勝彦君　立憲民主党の山田勝彦です。

会派を代表し、政府提出の入管法等改正法案について質疑をいたします。（拍手）

そもそも、この法案、二年前廃案になった法案ではないでしょうか。

齋藤大臣も御承知のとおり、この法案は、名古屋入管で収容中のスリランカ人女性、ウィシュマ・サンダマリさん、本日は御遺族の方々も傍聴席にいらっしゃっていただいております、そのウィシュマさんが医療体制の不備により死亡したのをきっかけに、外国人の命と人権を奪う入管行政に対し野党や国内外からの批判が殺到し、政府・与党は、成立を断念し、廃案にすることを決めました。このとき、自民党のある幹部は、国際社会の批判もあり、強行採決はメリットがない、そのようなコメントを残しています。

一体、この二年間で何が変わったというのでしょうか。まさか、ウィシュマさんの事件のほとぼりが冷めた今が絶好の機会だと捉えているのでしょうか。私たち野党の議員、そして国民の皆様は、決してウィシュマさんの死を忘れることはありません。もうこれ以上、入管行政の改悪を許すわけにはいきません。

齋藤大臣に伺います。

本法案に対し、庁舎前で抗議の意思を示すスタンディングデモを行っている学生団体から、一度廃案に追い込まれたのに同じように出されることに激しい憤りを感じる、怒りの声が上がっています。難民申請中でも送還を可能にするなどの前回の改悪案の骨格を維持している本法案を、一体、なぜこのタイミングで提出されたのでしょうか。そして、本法案が再提出されるまでのこの二年間、入管に収容されている外国人の方々やその支援団体、弁護士などにはヒアリングを行ったのでしょうか。

今、ウィシュマさんが入管施設内で死に至るまでの映像が話題になっています。齋藤法務大臣は、国が証拠として提出し、これから裁判所で取り調べる映像の一部を、原告側が勝手に編集し、マスコミに提供したと遺族弁護団を非難されていましたが、今、このウィシュマさんの映像は名古屋地裁に行けば誰でも視聴可能な公開された映像であり、マスコミに提供したことに何の違法性もありません。

この原告側の指宿弁護士にお話を伺いました。彼女が一人の人間としてどのように入管施設の中で亡くなったのか、国会で入管法の改正案が審議入りする前に見てもらう必要があり、国民の知る権利に応えるために公表した、このようにおっしゃっています。

そこで、齋藤法務大臣に伺います。

原告側がビデオを開示したことに、勝手に編集したなどの強い懸念を示されるのであれば、五分に編集する前の五時間分の映像を正々堂々と国民の皆様に公開したらどうでしょうか。

政府がビデオを公開できない一つ目の理由として、保安上の理由を挙げられます。もうそれは、五時間分の映像が名古屋地裁で自由に誰でも視聴できる内容であるため、クリアされています。公開できない二つ目の理由として、ウィシュマさんの名誉、尊厳を守る、よく言われていますが、ウィシュマさんに必要な医療を受けさせず、さんざんウィシュマさんの名誉や尊厳を傷つけてきたのは入管庁自身ではありませんか。

ウィシュマさんの御遺族は、この映像を国会議員だけでなく日本の国民の皆さんに見てほしい、そうすれば何が行われているかが分かると、公開を強く希望されています。この御遺族の意思はウィシュマさんの意思そのものではないでしょうか。

今回の政府提出法案で本当に改正されるのか、それとも改悪になるのか、この映像を広く国民の皆様に公開した上で、この国会で正々堂々と国民的議論をしようではありませんか。

次に、本改正の最大の争点である難民認定についてです。

同性愛者であることを理由にウガンダで迫害を受けた女性が二〇二〇年に来日し、難民申請をしたが、入管庁はそれを認めず、強制送還の対象にしました。女性は、処分が不当であるとし、国に難民認定を求め訴訟し、大阪地裁は、女性を難民と認めました。今年三月三十日、国が控訴を断念したため、この女性は難民認定されることになります。

三年前、初めて難民申請をした当時から、ウガンダでは同性愛者に対する迫害が深刻であり、他の先進国では、ウガンダの同性愛者への難民認定率は極めて高い。にもかかわらず、入管は、僅か一か月で難民不認定処分を行い、女性が求めた口頭意見陳述も開かず、審理手続を終えました。

このウガンダ人女性は、入管庁によって、迫害を受けた母国へ強制送還されるかもしれないという強い不安と恐怖におびえる日々を三年もの間過ごされていました。裁判所で会うと、毎回、泣きながら震えられていたそうです。他の先進国では到底考えられない事件であり、ウィシュマさんの事件に続き、再び、国際社会の批判は免れません。

入管庁は、一切、本人の証言に基づきウガンダへ調査することもありませんでした。ウガンダ人女性がこの裁判で勝利ができた最大のポイントは、ウガンダまで調査をかけ証拠を集めてくれた優秀な弁護士とたまたま出会えたからでした。しかし、このような弁護士との接点は、現行法では、難民申請者には保障されていません。

この担当弁護士は、刑事事件の被告人と同じように、国選弁護制度を難民申請者にも適用すべきだと言われました。刑事施設には弁護士リストがありますが、収容施設にはありません。本法案の目的に、保護すべき者を確実に保護するとうたわれています。

齋藤法務大臣に伺います。

国選弁護制度を収容施設にも導入し、難民申請者の人権を守るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、この裁判を担当した弁護士は、裁判中も入管庁から難民ではないという資料しか提示されなかった、全く公平性がなく、出入国を管理する入管庁が難民認定を行うから厳しく捉える、難民認定する機関を入管庁から独立させるべきだと御自身の体験からも主張されています。

難民認定は、どの国も二審制です。しかし、日本のように、一審も二審も同じ入管庁が判断している国はほかにありません。他の国では、同じ行政府の組織から自立させています。

日本は、先進諸国の中で難民認定率が極めて低く、国際社会から批判をされ続けています。この問題について、難民認定の審査で法務大臣へ意見を述べる難民審査参与員を十年間にわたり務めた明治学院大学の阿部教授にお話を伺いました。十年間で四百件から五百件ぐらいの審査に関わり、

そのうち四十件弱は認定するべきと法務大臣に意見を出した。しかし、その全てが不認定となった。さらに、驚くべきことに、参与員は三人一組で行われますが、その三人の参与員全員が認定すべきと法務大臣に意見を出した案件も全て不認定とされた。阿部教授は、こう言われていました。自分は国際難民法に照らして判断した、なぜ自分の意見が採用されないのか、法務大臣と見解がどう違うのか、教えてほしいと何度も尋ねてもきちんと答えがない、フィードバックも全くない、まるで暗闇の中に意見を投げ込んでいるようだったと語られました。

そこで、齋藤法務大臣にお尋ねします。

改正入管法第六十一条には、「法務大臣は、第一項の審査請求に対する裁決に当たつては、法務省令で定めるところにより、難民審査参与員の意見を聴かなければならない。」とあります。専門家である参与員全員が難民認定すべきという意見を法務大臣に出したにもかかわらず、どのような政治判断で不認定処分としているのでしょうか。このような意見を尊重していない運用は、法律違反に当たるのではないでしょうか。また、意見を採用しない理由を参与員から求められているにもかかわらず答えないとは、一体、なぜなんでしょうか。

これでは二審の審査参与員の制度は明らかに形骸化しており、もはや入管庁の恣意的な裁量で難民認定がどうにでもできてしまう、恐ろしい仕組みになっている実態が分かっています。

さらに、阿部教授は、日本の難民認定に、ある懸念を示されました。ウクライナ人を避難民として積極的に受け入れ、アフガニスタン人も昨年から多くの人を難民認定している。一方、クルド人も含むトルコ国籍の難民申請者が、昨年四百四十五人、一昨年五百十人いるにもかかわらず、一件も認定していない。裁判で国が負け、渋々認定したのが一件あるだけだ。ミャンマーに対しても厳しい認定になっている。友好国に対する外交的配慮が疑われてしまう状況だ。

この懸念について、齋藤法務大臣に伺います。

実際に起こってしまったこととして、来日したクルド人の難民申請を認めず、入管庁がトルコに強制送還をした結果、帰国後、逮捕され、尋問を受け、その後、何かしらの理由で殺されてしまった、大変痛ましい事件が起こっています。絶対にあってはならないことです。まさか、友好国であるトルコに外交的配慮を行い、他国では保護対象となっているクルド人に対し、難民認定せずに強制送還をしているのでしょうか。お答えください。

このような政治的判断による外交的配慮が疑われることのないよう、他の国々は、こういう批判を回避するためにも、行政府から独立した機関で難民認定をされているのです。

さらに、本質的問題として、阿部教授は、御自身の体験から、入管庁の組織の中にいると、入管庁の中にある、日本に好ましくない外国人を排除するという文化の中で物事が判断されてしまう、一方、難民認定側に求められるのは、異なる文化も受け入れ、難民を保護するという視点であるとおっしゃいました。

これらを一緒にすること自体が無理がある。入管庁から難民認定機関を切り離さなければなりません。私たち立憲民主党は、このことを提案し続けています。

一月の代表質問でも、我が党のおおつき紅葉議員から岸田総理に質問しました。そのときの岸田総理の回答は、難民認定は、その他の入管行政の手続と密接に関連しているから、入管庁で行うことが都合がよいので、第三者機関は設置しません、このような趣旨の答弁でした。到底理解できない内容です。外国人の命と人権を守ることよりも、自分たちの仕事の効率化ぐらいしか考えていないのでしょうか。

私たちの提案は、収容中の外国人、支援団体、弁護団、そして多くの国民の皆様の声を基に行っています。現行入管法で改正すべきは、難民申請の回数を制限することでもなく、監理人措置制度を設けることでもありません。改正すべきは、難民認定の制度改革そのものです。

齋藤大臣、国際基準に合致し、行政府から独立した第三者機関による難民等保護委員会を設置すべきではないでしょうか。

最後に、外国人の命や人権を守る入管行政へと生まれ変わるために必要な法改正は、送還忌避者を強制送還する執行力を強化することではありません。本来難民として保護すべき人や在留特別許可を与えるべき人に、当たり前に私たちの国で生活してもらう、真の外国人との共生社会が実現される、もっとよい未来を願って、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣齋藤健君登壇〕

○国務大臣（齋藤健君）　山田勝彦議員にお答え申し上げます。

まず、本法案の再提出等についてお尋ねがございました。

送還忌避、長期収容問題は早期に解決すべき喫緊の課題であり、他方で、人道上の危機に直面し真に庇護すべき方々を確実に保護する制度の整備もまた重要な課題の一つです。

こうした現行入管法下の課題を一体的に解決し、適切に対応できるものとするため、前回の法案審議以降、様々な方々から御意見、御指摘を伺い、真摯に受け止めた上で、修正すべき点は修正し、改めて提出するに至ったものです。

とりわけ収容に関する制度については、名古屋入管における被収容者死亡事案の発生などを受け、より適切な運用を可能とすべく旧法案を大きく修正しており、改悪案の骨格を維持との御指摘は当たりません。

次に、名古屋入管被収容者死亡事案に関するビデオ映像の一般公開についてお尋ねがありました。

御指摘の私の発言は、原告側がビデオ映像を公開したことについての事実関係を述べたことにとどまるものです。

その上で、御指摘のビデオ映像については、情報公開法上も不開示情報として取り扱っているものであり、これらを広く一般に公開することについては、保安上の問題に加え、ウィシュマさんの名誉、尊厳の観点からも問題があります。この点は、証拠提出に当たり、裁判所からも、保安上の問題があるので注意願いたい旨、注意喚起がなされたものと承知しています。

入管庁では、本事案の反省の下に、調査報告書に基づく組織、業務改革を進めており、医療体制の強化や職員の意識改革の促進など、その効果が着実に表れております。

引き続き、本法案について御理解を得られるよう、国会審議等において丁寧に説明してまいります。

次に、入管収容中の難民認定申請者に対する国選弁護についてお尋ねがありました。

我が国から退去すべきことが行政上確定した者等について、その難民認定申請のための弁護士費用等を公費負担とする制度を設けることは、国民の理解を得ることが困難と考えています。

次に、難民審査参与員の意見に関するお尋ねがありました。

難民不認定処分に対する審査請求においては、外部有識者から成る難民審査参与員三人が一組で審理を行い、法務大臣は、少数意見を含む全ての難民審査参与員の意見を必ず聞いた上で、その意見を尊重して裁決しており、平成二十八年以降、難民審査参与員の多数意見と異なる判断をした事例はありません。

また、難民審査参与員から求めがあった場合には、裁決の理由について説明を行っています。

引き続き、審査請求の裁決に当たっては、法令にのっとり、適切に対処してまいります。

次に、トルコ人に関する事案についてお尋ねがありました。

まず、前提事実の認識にそごがあり、送還された者が捜査機関に身柄拘束された後に殺害されたとの御指摘でしたが、この点、我が国の裁判所における確定判決では、この殺害事件にトルコの捜査機関が関与していることを裏づける証拠は何ら認められないと認定されています。

その上で、我が国は、難民認定申請がなされた場合は、申請者ごとに申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき者を適切に認定しており、トルコに外交的配慮を行って難民認定しないということはありません。

最後に、第三者機関の創設についてお尋ねがありました。

難民認定手続は、その他の出入国在留管理行政上の様々な手続と密接に関連をしていることから、入管庁において行うことが適当であり、独立した機関を設置することは考えておりません。

なお、御指摘の国際基準の意味するところは明らかではありませんが、諸外国においても、入管業務と難民認定業務を同一の行政機関が担当している国があると承知しています。

入管庁においては、制度と運用の両面から難民認定手続の適正性を確保しており、引き続き、国際機関と協調しながら、保護すべき者を確実に保護してまいります。（拍手）

○議長（細田博之君）　沢田良君。

〔沢田良君登壇〕

○沢田良君　日本維新の会の沢田良です。

私は、党を代表して、政府提出の出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案について質問をします。（拍手）

質問に先立ちまして、おととし三月に名古屋出入国在留管理局に収容中にお亡くなりになったウィシュマ・サンダマリさんに対して、改めて哀悼の意を表するものです。

ウィシュマさんの事案については、現在、遺族と国との間で訴訟となっていますが、早期の解決を願うものです。

同時に、今回の入管法改正がこの不幸な事案を理由に今日まで先延ばしにされてきたこととするならば、大変残念なことです。不法残留や不法就労の増大や、収容の長期化など、現行法上の多くの課題が以前から指摘されていたにもかかわらず必要な改正ができなかったことは、立法府として大いに反省しなければなりません。

私たち日本維新の会は、マニフェストに外国籍住民との共生を掲げる政党として、ウィシュマさんのような悲劇を二度と繰り返さず、日本人と外国人が共に安全、安心して暮らせる、真に世界に開かれた日本社会の実現を求めて、以下、法務大臣に質問をいたします。

まず初めに、補完的保護対象者認定制度について伺います。

二〇二二年二月二十四日未明、ロシアによるウクライナ侵攻が始まってから、早くも一年二か月がたとうとしています。この侵攻以来、より安全な場所を求めて国内外へ退避するウクライナ国民が増加しました。

ＵＮＨＣＲによると、二〇二三年一月現在のウクライナ国内避難民は五百四十万人、ＥＵの国々へ逃れた難民の数は八百万人と、非常に多くの人々が住む場所を追われてしまいました。ウクライナ本土の人口が約四千百五十九万人です。国内避難民と難民の数を合わせると、全人口のおよそ三五％になり、かなり大きな割合であることがうかがえます。

我が国日本にも、法務省のデータによると、四月五日の時点で二千二百四人のウクライナ避難民の方が在留をしています。ＥＵの国々に比べて、距離の遠さなどもあり、かなり少数ではあるものの、着実に増えています。ただし、難民ではなく、紛争避難民として受け入れているのが現状です。

国際条約の中で定められた難民の定義は、国連で一九五一年に採択された難民条約に基づいています。しかし、今回のような紛争による退避の場合、難民として認められていません。現行法上、このような紛争避難民等、条約上の難民に準じて保護すべき者を保護する制度がなく、法務大臣の裁量で保護をしています。

今回の法改正では、ウクライナ避難民等、難民認定されていない方を確実に保護することが可能となる、そう理解をしております。紛争を理由に母国を逃れ、慣れない国で生活をする、大変な思いで日々過ごしていることは想像に難くありません。しかし、我が国は法治国家です。どんな理由があるにしろ、問題のある方を受け入れることについては、様々な対応が必要ではないかと考えます。

齋藤法務大臣に質問します。

紛争避難民の中に以前日本から強制退去された外国人がいた場合はどのような対応になるのか、人道的配慮等が優先となるのか、国内法が適用されるのか、答弁を求めます。

送還停止効の例外規定について伺います。

現行法上は、難民認定申請をすれば、申請の回数や理由を問わず、殺人等の重大犯罪を犯した者やテロリスト等でも退去させることができないとされています。

本法案では、幾つかの例外規定を設け、これによって難民認定申請を誤用、濫用を防止し、真に保護すべき者の迅速な保護につながることが期待されています。

しかし、現在も多くの被収容者を抱えている現状を鑑みると、今の状態を改善することも必要ではないかと考えます。

法令には不遡及の原則があります。法令は、施行と同時にその効力を発揮するが、原則として、将来に向かって適用され、法令施行後の出来事には適用されないとされています。

他方で、国民の利益になる場合や国民の権利義務に影響がない場合には、遡及適用を行うことも許される場合があります。例えば、災害からの復興を目的とする法令や、公務員の給料の増額改定が給与関係法律の改正前に遡って実施されたことがあります。改正法の施行後に改正前との差額を支給するという運用がなされました。

今現在収容されていて例外規定に当てはまる者について、今改正案は国民の利益になることから、遡及適用をするべきではないでしょうか。齋藤法務大臣の御見解を伺います。

入管法改正に関連して、難民問題についてお聞きします。

最近の国際情勢において、シリア内戦、トルコのクルド人問題、ミャンマーの軍政に伴う政情不安とロヒンギャ問題など、難民を発生させる紛争が多発しています。

政府は、今後も増え続ける難民の問題に対して、国際社会の一員としてどのように対処していくつもりなのか。これまでと同じであっていいのか、それとも難民受入れを拡大していくのか、明確にお答えください。

難民認定の問題では、新たな課題も浮上しています。

去る三月十五日、大阪地裁は、ＬＧＢＴが難民認定の理由たり得るという、全国初の画期的な司法判断を下しました。新たに難民認定されたのは、ウガンダから逃れてきた女性です。この女性は、レズビアンであるということを理由にウガンダの警察に逮捕、勾留され、拷問を受けたことなどから、日本に対し難民と認めるよう求めていましたが、政府は当初、難民申請を不認定としていました。これに対し、地裁判決は、帰国すればレズビアンであることを理由に警察に逮捕、勾留されて、暴行を受ける十分に理由のある恐怖を有す

るとして、国に対し、女性を難民と認めるよう命じたといいます。

ウガンダに限らず、世界には、今なお、同性愛を違法行為として処罰する国々が七十か国近く存在します。中には、死刑を適用する国すらあります。今回の判決をきっかけとして、今後、これらの国々から日本に難民認定を求めるＬＧＢＴの人々が増えることが予想されますが、政府において、その準備は整っているでしょうか。

例えば、本人がＬＧＢＴであるかどうかは、現状では本人の自主申告しかありませんが、これでは難民偽装に利用されることが懸念されます。一方で、客観的な証拠提出を求めれば、プライバシー保護や人権上の問題となり、新たな差別を生むことにもなりかねません。

ＬＧＢＴの権利の問題が我が国でも議論の途上にあり、その結論を得た状況にはありませんが、難民問題としては、議論に時間をかける猶予は余りないと思います。ＬＧＢＴの難民認定についての政府の今後の対応方針をお示しください。

難民認定については、常々、我が国の難民認定率の低さが議論になっています。

国連難民高等弁務官事務所の二〇二一年発表によると、世界中で紛争や内戦による迫害や恐怖から逃れようとする難民の数は八千九百三十万人にも上ります。二〇二二年の統計によると、世界の難民のうち、日本の難民認定申請者は三千七百七十二人でした。二〇二二年中に、実際に日本で難民認定を受けることができた人は二百二人となっています。

日本の難民認定数が少ないのは、そもそも、本当に難民認定が必要な人の申請数が少ないためでもあると考えております。

他方、難民認定は得られなくても、在留が認められるケースもあります。二〇二二年中に、難民認定はしなかったが、人道上の配慮から在留を認めた外国人は、前年より千百八十人増の千七百六十人でした。日本維新の会では、在留特別許可の許否は、国際人権基準を尊重しつつ、当該外国人の個別的事案、事情に基づいて総合的に判断されるべきであると考えております。

このように、難民認定をしなかった理由についてはどのようなものがあるか、また、人道上の配慮についてどのような配慮がなされたのか、答弁を求めます。

入管には、現在、八つの地方出入国在留管理局、七か所の支局、六十一か所の出張所及び二か所の入国管理センターが設けられています。中でも、比較的収容規模が大きいのは、東日本入国管理センター、大村入国管理センター、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局です。

出入国在留管理行政を遂行するためには、様々なコストがかかります。言うまでもなく、原資は国民の皆様からお預かりしている税金です。現在も多くの方が収容されておりますが、被収容者一人当たり、年間で一体どれくらいのコストがかかっているのでしょうか。答弁を求めます。

昨今大きな問題となっているのは、入管収容施設における医療体制です。

二〇二一年三月に名古屋入管収容施設で亡くなられたウィシュマさんに限らず、多くの被収容者が満足な医療を受けることができず、身体的、精神的な疾患を発症、悪化させているという指摘もあります。他方、医師が特段の措置は必要ない旨を説明しても、薬の処方や精密検査を要求したり、処方された薬を服用せずに体調不良を訴えたりするという声も現場から届いていると伺いました。

出入国在留管理庁では、外部有識者等の意見を取り入れ、入管収容施設における医療体制の強化に関する提言の取りまとめや救急対応マニュアルを作成するなど、悲劇を繰り返さないようにという強い意思を持って改善策を提示していることは理解しております。常勤医師の確保や、医療従事者や現場職員間のコミュニケーションの強化を図る等、いろいろとお示しをいただきましたが、まず初めに大切なのは、初期診療ではないでしょうか。

被収容者が医師への診察申請を行う場合、許可、不許可の判断を、医療知識に欠ける職員にその判断をさせること自体、無理が生じているのではないでしょうか。常勤医師の確保や常勤看護師を増やすことと同時に、初期診療の間口を広げるために、オンライン診療、ＡＩ翻訳等を活用することも必要ではないでしょうか。大臣の御見解を伺います。

最後になりますが、我が国を取り巻く環境は、以前にも増して危機的状況にあります。日本が安全な国と認識されていた過去とは明らかに違い、いつ我が国の国民も紛争避難民になってしまうか分かりません。そして、いつ紛争地域になってしまうかも分かりません。

冒頭でも言いましたが、二〇二一年の審議の際、現行法上の多くの課題が以前から指摘されていたにもかかわらず必要な改正ができなかったことで、防げたはずの問題が放置されてきました。当時、我が日本維新の会も問題意識を持って立法のために全力を尽くしましたが、過半数の議席を持っているにもかかわらず、自公政権は、結局、改正を決断できなかった。これは、立法府としての責任を放棄したと言っても過言ではありませんが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

私たち日本維新の会は、与党、野党という単純な図式では考えず、日本国民の皆様の利益に資する物事について、積極的に前に進める国会を目指しております。

本改正案についても、憲法改正や安全保障政策等と同様に、国益のためにタブーなき議論を進めていくことをお誓い申し上げて、私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣齋藤健君登壇〕

○国務大臣（齋藤健君）　沢田良議員にお答え申し上げます。

まず、退去強制歴のある紛争避難民の扱いについてお尋ねがありました。

本法案で創設する補完的保護対象者の認定制度では、補完的保護対象者として認定されたとしても、一定の犯罪を行ったことなどによって以前に退去強制されたことがある者については、その退去強制事由の内容に応じ、在留資格、在留期間の点において考慮することとしています。

このように、本法案は、保護すべき者を確実に保護した上で、ルールに違反した者には適切に対応できるよう、様々な方策を組み合わせ、外国人の人権を尊重しつつ適正な出入国在留管理を実現する、バランスの取れた制度を実現しようとするものであります。

次に、難民等認定申請中の方の送還停止効の例外についてお尋ねがありました。

本法案において、三回目以降の難民等認定申請者を送還停止効の例外としたのは、既に二度にわたり、外部有識者である難民審査参与員による三人一組での審理を含めた慎重な審査を経て難民等不認定処分となった者については、その法的地位の安定を図る必要がないためです。

このような慎重な審査を行っていることは、当該難民不認定処分が改正法の施行日前であったとしても変わりはないため、施行日前に二度とも難民不認定処分が行政上確定している者が施行日以後に難民等の認定申請をした場合は、原則として送還停止効の例外としています。

なお、このような取扱いは、あくまでも施行日以後になされた難民等の認定申請について適用されるものであるので、御指摘の遡及適用には当たりません。

次に、難民問題に対する対応についてお尋ねがありました。

我が国において難民認定申請がなされた場合は、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき者を適切に認定しています。

その上で、本法案においては、紛争から逃れてきた方々など、難民条約上の難民に該当しない場合であっても、人道上、真に庇護すべき方々をより確実かつ早期に保護するため、補完的保護対象者の認定制度を設け、難民と同様に保護することとしています。

法務省としては、この制度を含む諸制度を適切に運用し、真に庇護を必要とする者を確実に保護してまいります。

次に、いわゆるＬＧＢＴなどの性的マイノリティーの方々の難民認定についてお尋ねがありました。

これまでも、性的マイノリティーであることに関連して迫害を受けるおそれを有する方について、申請者の出身国に関する情報等を適切に参照しつつ、当該申請者の個別の事情も検討の上、難民条約上の難民に該当する場合には、難民として適切に認定してきたところです。

今般入管庁が策定した難民該当性判断の手引においても、性的マイノリティーに関連する迫害について、判断に当たって考慮すべきポイントを整理し、明確化しています。

今後は、この手引も活用しつつ、調査に当たっては申請者の心情にも十分配慮しながら、引き続き適切に対応してまいります。

次に、難民不認定処分の理由及び人道上の配慮の内容についてお尋ねがありました。

難民の認定においては、難民条約における難民の定義に基づき、申請者が人種、宗教、国籍等を理由に迫害を受けるおそれがあることなどについて、申請者ごとに判断しています。

そのため、申請者の主張内容について、そのような迫害を受けるおそれがあるとは認められない場合などには、難民とは認定しないことになります。

もっとも、難民とは認められない方であっても、本国の情勢や、日本人の実子の監護、養育など本邦での特別な事情等を踏まえて、人道上の配慮が必要と認められる方については、本邦への在留を認めています。

次に、被収容者一人当たりにかかる年間コストについてお尋ねがありました。

令和三年度において被収容者の収容に関して要した費用は、食糧費、被服費及び医療費の合計で、一人当たり約百九万円です。

次に、入管収容施設における医療的対応の在り方についてお尋ねがありました。

入管庁においては、名古屋入管における死亡事案で指摘された問題に対する反省も踏まえ、現在では、新規入所者に対する健康診断の実施や、被収容者からの体調不良の訴えに対する速やかな診察の実施を徹底するとともに、被収容者とのやり取りにおいては、ＡＩ翻訳機や外部通訳人を利用するよう徹底しています。

これらにより、現在では初期診療の間口等については改善されていると考えていますが、御指摘のオンライン診療等も含め、適切な医療的対応の在り方については、不断の検討を続けてまいります。

最後に、前回提出法案についてお尋ねがありました。

御指摘の旧法案については、当時の与野党協議において、これ以上の審議を進めないとの合意があり、政府としてもこれを尊重したものと承知しています。

他方、人道上の危機に直面し真に庇護すべき方々を確実に保護する制度を整備するとともに、送還忌避と長期収容問題を解消することは、出入国在留管理行政にとって喫緊の課題です。

本法案は、これら現行法下の課題を一体的に解決し、入管行政を取り巻く情勢に適切に対応できるものとするだけでなく、旧法案に対する様々な御指摘を真摯に受け止め、修正すべき点は修正して再提出するものであります。

国会において十分な御審議をいただけるよう、法務大臣として全力を尽くしてまいります。

（拍手）

○議長（細田博之君）　本村伸子君。

〔本村伸子君登壇〕

○本村伸子君　私は、日本共産党を代表して、入管法改定案について質問をいたします。（拍手）

本法案は、二〇二一年に廃案となった法案とほぼ同じ内容です。あれほど外国人の人権無視と批判されたものを再び提出する政府の傲慢な姿勢は許されません。

入管法は、制定以来、抜本的な改正は一度も行われず、在留資格を失った外国人を全て収容する全件収容主義の下、まともな医療すら受けられない長期収容が常態化し、死亡事件も相次いでいます。ウィシュマさんは、その犠牲者にほかなりません。

齋藤法務大臣が、ビデオを勝手に編集など発言したことは断じて許されません。人として尊厳を傷つけられ、亡くなりました。その真実を伝えたいという御遺族の思いを踏みにじるものであり、発言の撤回を強く求めます。

ウィシュマさん死亡事件の入管庁調査チーム報告書が、死因を特定することは困難としていることは納得できません。ビデオ約二百九十五時間分のうち、法務委員会メンバーで確認した、一回目約六時間半、二回目約二十六分という短い時間の内容だけでも、報告書には真実に反する記述があります。今するべきは、全てのビデオと資料を提出し、完全な第三者の検証委員会による、死因始め真相究明をすることです。

ウィシュマさん死亡事件に対する反省というのであれば、なぜ、個別事情を無視した、送還一本やりが背景にある全件収容主義という根本問題に踏み込まないのですか。

昨年、国連自由権規約委員会は、総括所見で、収容期間に上限を設けるべきこと、収容に関し裁判所の実効的な審査を確保すべきことを勧告しました。日本の難民認定率の低さについての懸念を示し、勧告で、国際基準にのっとった包括的な難民保護法制の採用を求めています。

これらの勧告を全く顧みないのはなぜですか。このこと自体が外国人の人権軽視を示しているのではありませんか。

本法案は、難民認定申請中は送還が停止されている規定に例外を設け、三回目以降は申請中でも送還が可能となっています。生命や自由が脅かされるおそれがある国への追放、送還を禁じた難民条約第三十三条第一項、ノン・ルフールマン原則に明らかに反しています。

難民申請されたウガンダのレズビアンの方について、裁判所が難民と認定をし、法務大臣も控訴しませんでしたが、入管庁の判断は間違うこともあることは明らかであり、三回目以降は送還可能と入管が勝手に線引きすることは断じて認められません。

送還を迫り、罰則を設けても、当事者の帰国できない事情は何も変わりません。にもかかわらず、自主的に退去しない外国人に罰則を科す退去命令制度は、日本で生まれ育ち、日本語しか話せない人、日本に家族や恋人がいる人、難民申請者を送還忌避者として犯罪者扱いするもので、絶対にあってはならないことです。

在留特別許可申請手続を整備するといいますが、定着性、家族統合、子供の最善の利益などについて考慮が尽くされる保証はどこにあるのですか。難民、補完的保護対象者、人道的保護の対象者と、三重の輪で保護すべき人を保護するといいますが、では、なぜ今、本人に何の責任もない未成年の子供たちに在留特別許可を出さず、仮放免としているのですか。進学などに支障が出て、可能性を奪われています。人道的立場から、今すぐ在留特別許可を出し、日本で安心して住み続けられるようにするべきです。

監理措置制度は、支援者などに監視する役目を負わせるものであり、外国人の保護とは相入れません。収容か監理措置かの判断をなぜ裁判所としないのですか。入管庁の判断としていることが、非人間的な扱いが続く原因ではありませんか。入管庁の恣意的な判断を許す仕組み自体を根本から改めるべきです。

本法案を撤回し、国際人権基準に沿って、人権尊重の入管制度に抜本的に改革することを強く求め、質問とさせていただきます。（拍手）

〔国務大臣齋藤健君登壇〕

○国務大臣（齋藤健君）　本村伸子議員にお答え申し上げます。

まず、名古屋入管被収容者死亡事案のビデオ映像等の開示や、第三者の検証委員会による真相究明についてお尋ねがありました。

本事案については、入管庁において、客観的な資料に基づき、外部有識者にも御指摘をいただきながら幅広く問題点を抽出して検討を行ったものであり、ビデオ映像と調査報告書に明らかなそごと言える部分は見当たっておらず、調査は尽くされているため、第三者による検証は不要と考えています。

ビデオ映像等の資料を全て開示することについては、保安上の支障の問題やウィシュマさんの名誉、尊厳の問題があることに加え、係属中の訴訟に与える影響も考慮すると、困難であると考えます。

次に、名古屋入管被収容者死亡事案に関するビデオ映像に関する私の発言についてお尋ねがありました。

御指摘の私の発言は、事実関係を述べたにとどまるものです。そして、法務大臣である私が所感を述べることは差し控えたものであり、発言の撤回をするような内容ではないと考えています。

次に、収容を原則とする現行制度についてお尋ねがありました。

現行法下においても、収容の必要性が認められない者については、運用上、収容することなく手続を進めており、全件収容主義と呼ばれる状態にはありません。

その上で、本法案では、収容しないで退去強制手続を進める監理措置制度を創設し、個々の事案ごとに監理措置に付すか収容するか選択することとするなど、条文上も全件収容主義を抜本的に改めることとしています。

次に、自由権規約委員会からの勧告についてお尋ねがありました。

御指摘の勧告は法的拘束力を有するものではなく、勧告を受けたことのみをもって直ちに自由権規約違反とはならないと考えています。

また、政府報告審査とは、数年ごとに、締約国が委員会に条約の実施報告を提出し、委員会が報告に対する意見を送付するという対話のプロセスです。

今後の政府報告審査においても、引き続き、本法案における改正後の法制度や取組について合理的な理由とともに説明し、条約の義務を誠実に履行していることを示していく所存であります。

次に、送還停止効の例外についてお尋ねがありました。

我が国では、難民認定手続において、外部有識者である難民審査参与員による三人一組の審理を含め、制度と運用の両面から適正性を確保しています。

その上で、送還停止効は、難民認定申請中の者の法的地位の安定を図るために設けられたものであり、法的地位の安定を図る必要がない三回目以降の難民等認定申請者をその例外としています。

もっとも、難民等と認定すべき相当の理由がある資料を提出すれば、なお送還は停止されることとし、万が一にも、本来保護されるべき者が送還されることがないようにしており、ノン・ルフールマン原則に反した送還が行われることはありません。

次に、本法案の退去の命令制度についてお尋ねがありました。

退去の命令は、そもそも、退去を拒む自国民の受取を拒む国を送還先とする場合など、ほかに送還を実現する現実的手段がない場合に限定した制度であり、退去強制令書の発付を受けた者全てを対象とするものではありません。

さらに、退去の命令を発出するのは、相当と認めるときに限ることとしており、自ら出国することが困難な未成年者の場合など、罰則により退去を強制することが相当でない者について退去の命令が発出されることはないことから、御指摘は当たりません。

次に、未成年の外国人に対する在留特別許可についてお尋ねがありました。

入管庁では、御指摘のような方々について、個別の事案ごとに諸般の事情を総合的に勘案して、適切に在留特別許可の判断を行っております。

また、本法案においては、在留特別許可の判断の考慮事項を明示し、申請手続を創設することとしており、これにより、申請者は自らが在留を必要とする事情等を的確に主張することが可能となり、御指摘のような子供の利益などの事情を含め、適切に考慮することが可能となります。

次に、収容期間の上限や司法審査についてお尋ねがありました。

我が国では、収容の前提となる退去強制処分は、いわゆる三審制の下、慎重かつ厳格な手続を経ており、不服がある場合には事後的に司法審査を受けることができます。

加えて、本法案においては、監理措置か収容かのいずれかを選択することとした上、収容した場合でも、三か月ごとに収容の要否を必要的に見直し、収容判断の適正をチェックする仕組みを導入しています。

こうした事前、事後の仕組みにより、手続の適正は十分に図られており、恣意的な判断は排されるので、事前の司法審査や収容期間の上限を設ける必要はないと考えています。

最後に、人権尊重の入管制度に抜本的に改革するべきとのお尋ねがありました。

我が国は、締結している人権諸条約が定める義務を誠実に履行しており、そもそも、我が国の入管制度がこれに違反するものではない上、本法案は、外国人の人権を尊重しつつ適正な出入国在留管理を実現する制度にしようとするものであります。（拍手）

○議長（細田博之君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（細田博之君）　本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十九分散会

出席国務大臣

法務大臣	齋藤　健君
財務大臣臨時代理 国務大臣	松本　剛明君
厚生労働大臣	加藤　勝信君
農林水産大臣	野村　哲郎君
国土交通大臣	斉藤　鉄夫君
環境大臣	西村　明宏君
防衛大臣	浜田　靖一君
国務大臣	河野　太郎君
国務大臣	高市　早苗君

出席副大臣

法務副大臣	門山　宏哲君

○議長の報告

（通知書受領）

一、去る七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

（報告書受領）

一、去る七日、内閣を経由して経済産業大臣西村康稔君から、次の報告書を受領した。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第六項、第二条の三第九項、第三条第十項、第四条第四項、第五条第九項において準用する同条第八項、第十五条の六第七項及び第十五条の七第四項において準用する第二条の三第九項の規定に基づく調達価格等に関する報告

（理事補欠選任）

一、去る十一日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事　遠藤　敬君（理事中司宏君去る十一日理事辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　堀場　幸子君　大石あきこ君　早坂　敦君　櫛渕　万里君

補欠　早坂　敦君　櫛渕　万里君　堀場　幸子君　大石あきこ君

法務委員

辞任　東　国幹君　岩田　和親君　鳩山　二郎君　深澤　陽一君

補欠　塩崎　彰久君　渡辺　孝一君　三谷　英弘君　土田　慎君

土田　慎君　本田　太郎君　塩崎　彰久君　三谷　英弘君　早坂　敦君　堀場　幸子君　櫛渕　万里君　大石あきこ君　山口　晋君　東　国幹君　鳩山　二郎君　深澤　陽一君　岩田　和親君

財務金融委員

辞任　小泉　龍司君　階　猛君　高木　宏壽君　荒井　優君

補欠　高木　宏壽君　荒井　優君　小泉　龍司君　階　猛君

経済産業委員

辞任　長坂　康正君　松本　洋平君　篠原　孝君　馬場　雄基君　辻　清人君　中川　郁子君　阿部　知子君　神津たけし君

補欠　中川　郁子君　辻　清人君　阿部　知子君　神津たけし君　松本　洋平君　長坂　康正君　篠原　孝君　馬場　雄基君

環境委員

辞任　日下　正喜君　平林　晃君

補欠　平林　晃君　日下　正喜君

安全保障委員

辞任　武田　良太君　中曽根康隆君　小寺　裕雄君　穂坂　泰君

補欠　小寺　裕雄君　穂坂　泰君　武田　良太君　中曽根康隆君

議院運営委員

辞任　浅野　哲君　鈴木　敦君

補欠　鈴木　敦君　浅野　哲君

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算行政監視委員

辞任　補欠　盛山　正仁君　北村　誠吾君　棚橋　泰文君　土田　慎君　盛山　正仁君　北村　誠吾君

一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　池田　佳隆君　小寺　裕雄君　平沼正二郎君　太　栄志君　田中　英之君　吉田　統彦君　大岡　敏孝君　勝目　康君

補欠　田中　英之君　大岡　敏孝君　勝目　康君　吉田　統彦君　池田　佳隆君　太　栄志君　小寺　裕雄君　平沼正二郎君

法務委員

辞任　岩田　和親君　奥野　信亮君　菅家　一郎君　國場幸之助君

補欠　國場幸之助君　菅家　一郎君　奥野　信亮君　岩田　和親君

外務委員

辞任　鈴木　隼人君　篠原　豪君　神田　潤一君　塩崎　彰久君　太　栄志君

補欠　神田　潤一君　太　栄志君　塩崎　彰久君　鈴木　隼人君　篠原　豪君

文部科学委員

辞任　柴山　昌彦君　塩崎　彰久君

補欠　塩崎　彰久君　柴山　昌彦君

厚生労働委員

辞任　川崎ひでと君

補欠　石井　拓君　小林　鷹之君　橋本　岳君　一谷勇一郎君　石井　拓君　中曽根康隆君　鳩山　二郎君　漆間　譲司君　山口　晋君　西野　太亮君　穂坂　泰君　橋本　岳君　小林　鷹之君　山口　晋君　漆間　譲司君　一谷勇一郎君

農林水産委員

辞任　東　国幹君　宮路　拓馬君　古川　直季君　土田　慎君

補欠　古川　直季君　土田　慎君　東　国幹君　宮路　拓馬君

経済産業委員

辞任　上川　陽子君　土田　慎君　山際大志郎君　篠原　孝君　深澤　陽一君　古川　直季君　本田　太郎君　阿部　知子君

補欠　深澤　陽一君　古川　直季君　本田　太郎君　阿部　知子君　上川　陽子君　土田　慎君　山際大志郎君　篠原　孝君

国土交通委員

辞任　柿沢　未途君　小林　史明君　中村　裕之君　枝野　幸男君　下条　みつ君　山本　剛正君　山口　晋君　石川　香織君　小寺　裕雄君　杉田　水脈君

補欠　小寺　裕雄君　杉田　水脈君　山口　晋君　おおつき紅葉君　石川　香織君　金村　龍那君　平沼正二郎君　下条　みつ君　柿沢　未途君　小林　史明君

平沼正二郎君　中村　裕之君
おおつき紅葉君　枝野　幸男君
金村　龍那君　山本　剛正君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任　補欠
上杉謙太郎君　小寺　裕雄君
勝目　康君　加藤　竜祥君
小林　鷹之君　辻　清人君
田畑　裕明君　山口　晋君
土田　慎君　上田　英俊君
鳩山　二郎君　塩崎　彰久君
石川　香織君　馬場　雄基君
塩崎　彰久君　中曽根康隆君
加藤　竜祥君　勝目　康君
上田　英俊君　土田　慎君
小寺　裕雄君　上杉謙太郎君
辻　清人君　小林　鷹之君
中曽根康隆君　鳩山　二郎君
山口　晋君　田畑　裕明君
馬場　雄基君　石川　香織君

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員

辞任　補欠
石田　真敏君　深澤　陽一君
宮路　拓馬君　山口　晋君
輿水　恵一君　吉田久美子君
西岡　秀子君　浅野　哲君
深澤　陽一君　石原　正敬君
石原　正敬君　石橋林太郎君
石橋林太郎君　石田　真敏君
山口　晋君　宮路　拓馬君
吉田久美子君　輿水　恵一君
浅野　哲君　西岡　秀子君

一、昨十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任　補欠
加藤　鮎子君　本田　太郎君
亀岡　偉民君　青山　周平君
中川　宏昌君　金城　泰邦君
青山　周平君　上杉謙太郎君
上杉謙太郎君　亀岡　偉民君
本田　太郎君　加藤　鮎子君
金城　泰邦君　中川　宏昌君

（議案受領）

一、去る七日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案（内閣提出第二〇号）　安全保障委員会
一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件（条約第二号）
航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第七号）
協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件（条約第九号）
以上三件　外務委員会　付託

（議案通知書受領）

一、去る七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

（質問書提出）

一、昨十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

袴田事件をはじめとする冤罪の防止に関する質問主意書（長妻昭君提出）

（答弁書受領）

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員原口一博君提出会計検査院法第三十条の三の規定に基づく報告書「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員原口一博君提出岸田内閣における予備費の在り方に関する質問に対する答弁書
衆議院議員原口一博君提出国庫補助金等により設置造成された基金に関する質問に対する答弁書
衆議院議員早稲田ゆき君提出国民の利便性の向上のための行政サービスのＤＸに関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉田はるみ君提出少子化と社会保障に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉田はるみ君提出自転車の公道上での走行ルールに関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎君提出コロナ禍とかかりつけ医機能に関する質問に対する答弁書

令和五年三月二十八日提出
質問第三八号

会計検査院法第三十条の三の規定に基づく報告書「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」に関する質問主意書

提出者　原口　一博

会計検査院法第三十条の三の規定に基づく報告書「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」に関する質問主意書

会計検査院は、昨年十二月、会計検査院法第三十条の三の規定に基づき、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」と題した三回目の報告書（以下「令和四年報告」）を取りまとめ、参議院議長に提出した。

この経緯について、以下、質問する。

一　会計検査院は、令和四年報告に先立ち、平成三十年十月及び令和元年十二月にも同じ表題の報告書を参議院議長に提出しており、このうち、令和元年十二月に提出した報告書の所見において、「オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について国民に周知して理解を求めるために、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して公表することについて充実を図っていくこと」を求めている。

また、衆参両院は、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案」の審査に際し、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、同法の施行に当たり、「本大会の延期及び新型コロナウイルス感染症対策に伴い追加的な経費が必要になることが見込まれることから、政府、東京都及び大会組織

委員会は、可能な限り本大会の開催に要する経費の抑制を図るとともに、追加的経費を含めた総経費の内訳や分担について適切に情報を公開し、丁寧な説明に努めること。」との附帯決議を付している。それにもかかわらず、令和四年報告によれば、「スポーツ庁は、（中略）今後、国として、大会の追加経費を含むオリパラ関係予算の支出額等を取りまとめて公表する予定はない」としている。

このような経費の公表に関する政府の消極的な姿勢は、会計検査院の所見や国会の意思をないがしろにするものと考えるが、政府の見解を示されたい。

二　令和四年報告の所見において、会計検査院は、「国は、今後、国際的な大規模イベントについて、実施主体等が資金不足に陥った際に政府が補塡する旨の政府保証書を発行して、協力及び支援を行うなど相当程度国が関与することが見込まれる場合には、イベントのために国が負担する経費の総額（見込額）をイベントの実施までに適時に明らかにするとともに、イベント終了後にはその執行状況を明らかにし、また、イベント全体の経費の総額に関する情報を取りまとめて明らかにする仕組みをあらかじめ整備するなど、イベントの招致及び実施に対する国民の理解に資するよう十分な情報提供を行う態勢を検討すること」を求めている。

現在、札幌市が招致を目指している二〇三〇年冬季オリンピック・パラリンピック競技大会が、我が国で開催されることとなった場合には、令和四年報告で示された所見及び国会の意思を踏まえ、政府が主体となって経費の総額に関する情報を取りまとめて明らかにするなどして、国民への説明責任を当然に果たすべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一第三八号
令和五年四月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員原口一博君提出会計検査院法第三十条の三の規定に基づく報告書「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出会計検査院法第三十条の三の規定に基づく報告書「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「経費の公表」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府においては、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の運営、大会の開催機運の醸成等に該当する予算を取りまとめたものを公表してきたほか、御指摘の「令和元年十二月に提出した報告書の所見」及び「附帯決議」を踏まえ、各府省等が実施する大会の関連施策に係る事業について調査を行い、令和二年一月に大会との関連性に着目して整理したものを公表するとともに、令和三年一月に新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を公表したこと等を踏まえれば、「会計検査院の所見や国会の意思をないがしろにする」との御指摘は当たらないと考えている。

二について

御指摘の「経費の総額に関する情報」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、「二〇三〇年冬季オリンピック・パラリンピック競技大会が、我が国で開催されることとなった場合」との仮定を前提としたお尋ねにお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、スポーツ庁長官が主宰する「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の下に設置された「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム」が令和五年三月に策定した「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」において「地方公共団体や民間団体が実施主体となる国際的な大規模なイベントが招致され、政府が財政に関する政府保証書を発行して、必要な協力及び支援を行うなど相当程度関与する場合」には、組織委員会等が大会経費の総額や執行状況を公表する際、それにあわせて、国や地方公共団体においても、大会の運営又は大会の開催機運の醸成や成功に直接資する事業等の「関係予算」の執行状況を明らかにすること等も一案である。」とされていること等を踏まえ、国民に対する情報提供の在り方について今後検討してまいりたい。

令和五年三月二十八日提出
質問第三九号

岸田内閣における予備費の在り方に関する質問主意書

提出者　原口　一博

岸田内閣における予備費の在り方に関する質問主意書

日本国憲法第八十三条は、「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。」と財政民主主義の原則を明示しており、また、第八十五条は「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。」と定め、同主義を支出面から具体化したものであるとされている。

一方で、第八十七条第一項は、「予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。」と定めており、この場合に限定して内閣の責任で予備費を使用することを認めている。これは、財政民主主義の観点から、予備費の使用は災害などの真に緊急性の要するものなどに限定されるべきであり、必要な施策は、できる限り補正予算を編成し、国会による事前の議決を経て支出することが望ましい趣旨であることは何度も指摘しているところである。

そうした中で、岸田内閣は、令和四年度当初予算では、一般会計の一般予備費を五千億円、一般会計予算総則で使用範囲が規定された「新型コロナウイルス感染症対策予備費」を五兆円計上した。しかし、通常国会が開会中である年度当初の令和四年四月には、早くも、一般予備費のうち約四千億円の使用を閣議決定し、翌五月の第一次補正予算において、一般予備費の四千億円の増額を行い、合計九千億円とし、また、使用範囲を拡大し「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」として、一兆千二百億円の増額を行っている。その後の第二次補正予算では、同予備費をさらに三兆七千四百億円増額し、合計九兆八千六百億円とした上で、この予備費とは別に「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」を一兆円計上した。

また、岸田内閣は、令和五年度一般会計予算においても、またしても、一般予備費を五千億円、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」を四兆円、「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」を一兆円という多額かつ複数の予備費を計上している。

この一連の経緯について、以下、質問する。

一　一般会計予算総則において使用範囲が規定された予備費が計上されたことは、近年では、リーマン・ショック後の経済危機に対応するための「経済危機対応・地域活性化予備費」等や「東日本大震災復旧・復興予備費」「熊本地震復旧等予備費」などがあったことは承知しているが、それらはいずれも計上額及び使用額は一兆

円以下であったものと理解している。これらの予備費と比較しても桁違いの予備費を複数必要とするということは、岸田内閣の政権運営能力の限界をまさしく象徴するものであると考えるが、政府の見解を示されたい。

二　岸田内閣における、このような多額かつ複数の予備費の計上は、政府における予算編成を無意義なものとし、財政運営の規律を失わせるものになると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一一第三九号
令和五年四月七日
内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員原口一博君提出岸田内閣における予備費の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出岸田内閣における予備費の在り方に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「政権運営能力の限界をまさしく象徴するもの」及び「政府における予算編成を無意義なものとし、財政運営の規律を失わせるもの」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和五年度予算においては、予期せぬ財政需要に迅速に対応するため、一般予備費五千億円、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費四兆円及びウクライナ情勢経済緊急対応予備費一兆円を計上しており、後二者については、それぞれ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び原油価格や物価の高騰に関する今後の推移等について確たる見通しを立てることが依然として困難であること並びに世界的な景気後退に係る懸念が高まる中、ウクライナ情勢その他の国際情勢の変化や災害に伴い発生し得る経済危機に十分注意する必要があることから、令和四年度予算編成時において想定していた不確実性と同程度の不確実性に対応する余力を確保する必要があること等を踏まえ予算額を計上している。

これらの予備費を含めた令和五年度予算は、経済再生と財政健全化の両立を図り、国と地方を合わせたプライマリーバランスを二千二十五年度に黒字化するという目標に沿ったものと考えている。

令和五年三月二十八日提出
質問第四〇号

国庫補助金等により設置造成された基金に関する質問主意書

提出者　原口　一博

国庫補助金等により設置造成された基金に関する質問主意書

国庫補助金等により設置造成される基金については、複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情が認められること、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められることなどに該当するもので、中長期的な視点の下で柔軟な執行が可能となる利点があるとの意見があることは承知している。

一方、各年度の所要額があらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要なものか、分野を問わず、事業の性質に応じて精査する必要があること、あるいは、複数年度にわたる支援が必要であっても、総額や各年度の所要額について、一定の見通しを立て得るものについては、基金ではなく、まずは繰越明許費や国庫債務負担行為等による対応を検討すべきであると理解している。

また、基金は、法人等に一度支出されてしまうと、その執行状況が見えにくくなることから、法律や補助要綱で国から基金へ資金を交付した後の要件を適切に設定するなど、より適切な基金の執行に資する効果的な枠組みを作り、国民の信頼を損ねることがないようにしていくことが重要であると理解している。

以上を踏まえ、令和五年度予算において措置された基金について、以下、質問する。

一　令和五年度予算において措置された新規に設置する基金及び既に設置している基金のそれぞれについて、一般会計及び特別会計に分けて、所管省庁、基金の名称、基金への予算措置額を明らかにされたい。

二　基金の執行状況については、「行政事業レビューの実施等について」（平成二十五年四月五日閣議決定）に基づいて、各府省庁において、それぞれが所管する基金事業に関し、毎年度、基金シート等を作成し、公表するなどの取組を行っていることは承知している。

しかし、現在の基金シートでは、公表する項目が著しく限定されているなど、国民に対する情報提供としては甚だ不十分である。更に透明性を高めつつ、国民に分かりやすく執行状況を示すことができるよう、現在の仕組みを大幅に改善することが必要であると考えるが、政府の所見を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一一第四〇号
令和五年四月七日
内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員原口一博君提出国庫補助金等により設置造成された基金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出国庫補助金等により設置造成された基金に関する質問に対する答弁書

一について

令和五年度一般会計予算において、新規に設置する基金に対する予算措置額は、防衛省所管のうち防衛装備移転円滑化基金（仮称）が四百・〇億円である。

令和五年度特別会計予算において、新規に設置する基金に対する予算措置はない。

令和五年度一般会計予算において、既に設置している基金に対する予算措置額は、総務省所管のうち情報通信研究開発基金が百五十・〇億円、文部科学省所管のうち創発的研究推進基金（博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保）が三十五・七億円、創発的研究推進基金（創発的研究支援事業）が二・三億円、学術研究助成基金が千四十七・七億円、革新的研究開発推進基金（ムーンショット型研究開発プログラム）が二十九・六億円、先端国際共同研究推進基金が一・〇億円、革新的研究開発推進基金（健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等事業）が一・〇億円及び革新的研究開発推進基金（ワクチン・新規モダリティ研究開発事業）が一・四億円、厚生労働省所管のうち特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金が千百七十七・六億円、地域医療介護総合確保基金（医療分）が七百五十・八億円、医療情報化支援基金が二百八十九・一億円、後期高齢者医療財政安定化基金が六十六・九億円、国民健康保険財政安定化基金が〇・一億円、地域医療介護総合確保基金（介護分）が四百八十九・四億円、革新的研究開発推進基金（健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等事業）が一・〇億円、革新的研究開発推進基金（ワクチン開発推進事業）が一・七億円及び革新的研究開発推進基金（ワクチン・新規モダリティ研究開発事業）

が一・三億円、農林水産省所管のうち農業経営収入保険特約補塡資金が百五十五・四億円、さとうきび増産基金が七・八億円、肥料原料備蓄対策基金が一・〇億円、野菜生産出荷安定資金が五十五・〇億円、鶏卵生産者経営安定対策基金が二十七・五億円、革新的研究開発推進基金（ムーンショット型農林水産研究開発事業）が一・六億円、漁業経営セーフティーネット構築等事業基金が十六・二億円、漁業経営安定対策基金が百九十六・一億円及び資源管理・漁業革新推進基金が十二・八億円、経済産業省所管のうちムーンショット型研究開発基金が三・八億円、革新的研究開発推進基金（健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等事業）が一・〇億円、革新的研究開発推進基金（ワクチン・新規モダリティ研究開発事業）が〇・五億円及び経営安定関連保証等特別基金が十九・八億円並びに環境省所管のうち産業廃棄物適正処理推進基金が〇・六億円である。

令和五年度特別会計予算において、既に設置している基金に対する予算措置額は、復興庁所管のうち生活拠点形成交付金基金、帰還・移住等環境整備交付金基金及び福島県民健康管理基金（福島再生加速化交付金）が六百一・八億円の内数、地域医療再生基金が二十三・九億円、被災農業者支援基金が八・〇億円、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金が百四十・九億円、福島相双復興官民合同チーム相談支援基金が十・七億円、事業再開・帰還促進基金が一・六億円、福島県原子力災害等復興基金（福島県医療機器開発・安全性評価センター整備事業）が三・二億円、福島県原子力災害等復興基金（医療福祉機器・創薬産業拠点整備事業費補助金）が二十・二億円、放射性物質汚染廃棄物処理周辺環境整備基金が五十・〇億円並びに福島県民健康管理基金（原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金）が五・八億円並びに経済産業省所管のうちグリーンイノベーション基金が四千五百六十四・〇億円である。

二について

基金事業については、令和五年三月三十一日の行政改革推進会議において、基金シートに、証拠に基づく政策立案（ＥＢＰＭ）の手法を取り入れ、基金事業の成果の「見える化」・「最大化」を進めるとともに、基金の規模、事業の終期、管理費等についての記載を充実させ、その内容が適切かについての外部有識者による点検を導入するなどの見直しを行い、令和五年度から実施することとしたところである。こうした取組を行いつつ、基金事業の適正な執行管理及び透明性の向上に努めてまいりたい。

令和五年三月二十九日提出
質問第四一号

国民の利便性の向上のための行政サービスのＤＸに関する質問主意書

提出者　早稲田ゆき

国民の利便性の向上のための行政サービスのＤＸに関する質問主意書

一　デジタル庁が所管するｅ―Ｇｏｖは、厚生労働省が五千手続き近くを利用しているものの、他の省庁の利用は多くて二百手続きと格段に少ない。デジタル庁において、ｅ―Ｇｏｖ審査支援サービスが令和五年三月に開始するなどｅ―Ｇｏｖの機能拡充が進められており、今後他の省庁においても利用が進むものと考えられる。一方で、農林水産省は農林水産省共通申請サービス（ｅＭＡＦＦ）、国土交通省は国土交通省手続業務一貫処理システム（ｅＭＬＩＴ）というｅ―Ｇｏｖと同様のシステムの整備を進めている。農林水産省共通申請サービス（ｅＭＡＦＦ）は、行政事業レビューシートによると「情報処理業務庁費」として年間約五十億円の予算を計上しており、国土交通省の国土交通省手続業務一貫処理システム（ｅＭＬＩＴ）は、行政事業レビューシート上不明であるが、同額程度と考えられる。年間五十億円をかけてｅ―Ｇｏｖと同様のシステムを整備し、また、例えば情報公開法の開示請求のオンライン申請ができないようなシステムは税金の無駄であり、予算を一括要求及び一括計上しているデジタル庁だけではなく、財務省及び会計検査院に対しても情報提供を行い、精査すべきではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

二　情報公開法の開示請求については、厚生労働省等一部の省庁ではｅ―Ｇｏｖによるオンライン申請を実施しているが、多くの省庁が未だ紙作業による開示請求となっており、デジタル庁ですら紙作業である。前述のとおり、デジタル庁において、ｅ―Ｇｏｖ審査支援サービスが令和五年三月に開始するなどｅ―Ｇｏｖの機能拡充が進められており、今後他の省庁においても利用が進むものと考えられる。情報公開法の開示請求は、広く国民に利用される手続きであり、また、マスコミでも度々取り上げられ国民の認知度が極めて高い制度であるから、ｅ―Ｇｏｖ審査支援サービス等を利用して、これを機会に出先機関及び独立行政法人等も含めた全府省庁において、情報公開法の開示請求を全国一斉にオンライン化すべきではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

三　ｅ―Ｇｏｖ及びマイナポータルは、それぞれ開発の経緯が異なっているものの、現在両方ともデジタル庁が所管し、ｅ―Ｇｏｖ及びマイナポータルの拡充により、益々重複するものとなっており、技術的な問題があるにせよ、早期に統合すべき目標年度を明示して、統合すべきではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

四　ｅ―Ｇｏｖと農林水産省共通申請サービス（ｅＭＡＦＦ）を比較すると、同共通申請サービスの方が先行して機能が優れ、手続きも六千超を取り扱っているようであるが、登録は二万人に留まり、農林水産省という一省庁だけが利用するのは無駄ではないか。デジタル庁が情報資産管理標準シートにより把握していると思われるが、農林水産省からデジタル庁に対して情報資産を移管して、農林水産省共通申請サービス（ｅＭＡＦＦ）の先行して優れた機能を、他省庁にも共有できるようにした方が合理的ではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

五　国土交通省手続業務一貫処理システム（ｅＭＬＩＴ）については、ネット上においては詳細があきらかになっていないのはなぜか。国民にわかるように毎年の予算も含め情報開示すべきではないか。また、同システムは、国土交通省の統計不正発端の部署と同じ情報政策課が整備していると聞いているが事実か。政府の見解をあきらかにされたい。

六　令和四年一月十四日の「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」の報告書によると、「システムの不備を発見した際には適切な予算措置を行い、労働力ではなく、システムの改修が行われるべき」などシステムの問題が指摘されているにもかかわらず、ｅ―Ｇｏｖと重複するシステムを整備する必要はないのではないか。仮に、ｅ―Ｇｏｖより先行して優れた機能があるならば、先述の農林水産省と同じく、デジタル庁が情報資産管理標準シートにより把握していると思われるが、国土交通省からデジタル庁に対して当該情報資産を移管して、国土交通省手続業務一貫処理システム（ｅＭＬＩＴ）の先行して優れた機能を他省庁にも共有できるようにした方が合理的ではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

七　マイナンバーカードを健康保険証として一体化利用し、紙の健康保険証を廃止し、代わりに紙の資格確認書を発行するのが政府の方針であるが、高額療養費に係る紙の限度額適用認定証

を廃止するのか存続させるのか不明である。紙の限度額適用認定証をそのまま残すならば、紙の健康保険証もそのまま残してもよいのではないか。紙の限度額適用認定証を廃止するならば、オンライン資格確認システムを高齢者等の国民が知らないままかつ申し出ることもなく、また、オンライン資格確認システムを導入している医療機関が患者に教示しなければ、マイナンバーカードを持っていない患者は、高額療養費は申請をするにせよ一時払いを強いられ、患者も医療機関も手間と負担が増えてしまうのではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

八　マイナンバーカードについて、健康保険証としての一体化利用のメリットとして、マスコミは治療や薬剤の重複が避けられることなどを挙げているが、金銭面でも、診療報酬が安くなること、確定申告の医療費控除が容易となること、特に、高額療養費の限度額以上の自己負担がなくなり、限度額適用認定証がなくても、限度額を超える自己負担が免除されることだと考えられる。例えば、入院手術で三百万円かかったとして、健康保険の三割自己負担原則により、九十万円の自己負担となるが、高額療養費制度によって、所得によって異なるものの一般所得者ならば六万円程度の自己負担で済むものであり、高齢者や低所得者だけではなく、広く国民が利益を享受できるものなのではないか。マスコミがこの点をほとんど報道しないことははなはだ不自然であり、厚生労働省及びデジタル庁が高額療養費の支払いを減らし、国民の負担を増やそうと意図的に広報を控えているのではないか。政府の見解をあきらかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一一第四一号
令和五年四月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員早稲田ゆき君提出国民の利便性の向上のための行政サービスのＤＸに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稲田ゆき君提出国民の利便性の向上のための行政サービスのＤＸに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の農林水産省共通申請サービス（以下「ｅＭＡＦＦ」という。）及び国土交通省手続業務一貫処理システム（以下「ｅＭＬＩＴ」という。）を含む政府情報システムに関する予算については、デジタル庁が、各府省の要求を取りまとめて、財務省に対し、一括して要求しているところ、ｅＭＡＦＦ及びｅＭＬＩＴに関する予算については、農林水産省及び国土交通省から、財務省に対しても、情報提供を行っており、それらを踏まえて、必要に応じ、同省においては、精査を行っている。また、会計検査院が検査等を行うに当たって、同院からｅＭＡＦＦ及びｅＭＬＩＴに関する予算についての情報提供の求めがあった場合には、農林水産省及び国土交通省において適切に対応している。

二について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく行政文書の開示請求のオンライン化については、「規制改革実施計画」（令和四年六月七日閣議決定）において「行政文書の開示請求について、・・・オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる」としていること等を踏まえて検討しているところである。また、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）に基づく法人文書の開示請求のオンライン化については、独立行政法人等において判断されるべきものと考えている。

三について

御指摘のｅ－Ｇｏｖ及びマイナポータルについては、令和四年度から令和五年度にかけて両システムの機能の調査及び分析を行うこととしており、両システムの間で重複する機能については、当該調査及び分析の結果も踏まえつつ、適切な在り方を検討してまいりたい。

四について

ｅＭＡＦＦは、農林水産省が所管する行政手続に係る事業者や行政職員等の負担を大幅に軽減すること等を目的に、申請時及び審査時に農地の地図等を参照できるよう設計する等により、農林水産行政に対応したシステムとして、整備したものであるところ、政府としては、政府情報システムの整備に当たっては、機能の重複等を避けるため、各システムの特性を踏まえ、共通機能の活用の徹底を図ることとしており、ｅＭＡＦＦの整備に当たっても、デジタル庁による統括・監理の下、システムの特性を踏まえて必要な機能の整理等を行っているところであり、御指摘の「農林水産省という一省庁だけが利用」していることのみをもって「無駄」であるとは考えていない。

また、ｅＭＡＦＦを含め、各府省の情報システムの整備に当たっては、同庁による統括・監理の下、各システムに共通して活用可能な機能等が認められた場合には、その活用可能性も含めて検討してまいりたい。

五について

ｅＭＬＩＴについては、システムの方向性や対象となる手続等について現在検討しているところであり、現時点においてその詳細をお示しすることは困難である。ｅＭＬＩＴに係る予算に関する情報については、国土交通省が作成する各年度の「予算決定概要」に掲載し、同省のホームページにおいて公表しているところである。

ｅＭＬＩＴに係る事務は、同省総合政策局情報政策課が担当している。

六について

御指摘の「重複する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、ｅＭＬＩＴについては、申請時及び審査時における地図情報の活用の必要性等の国土交通省が所管する行政手続の特性を踏まえ、国民の利便性の向上や行政の業務の効率化等が図られるよう、その整備を進めているところ、ｅＭＬＩＴの整備に当たっては、デジタル庁による統括・監理の下、ｅ－Ｇｏｖとの関係も含め、システムの特性を踏まえて必要な機能の整理等を行っているところである。

また、ｅＭＬＩＴを含め、各府省の情報システムの整備に当たっては、同庁による統括・監理の下、各システムに共通して活用可能な機能等が認められた場合には、その活用可能性も含めて検討してまいりたい。

七について

個人番号カードと健康保険証の一体化（以下「一体化」という。）に関し、更に細部にわたって対応を充実させるための方策については、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において、検討を行っているところであり、お尋ねの健康保険証の廃止に伴う限度額適用認定証の取扱いについては、同検討会における議論を踏まえつつ、保険者等の意見も聴取しながら、引き続き、患者の利便の確保が図られ、保険医療機関等への負担を考慮した方策について検討してまいりたい。

八について

一体化については、患者は本人の健康や医療に関するデータに基づいたより適切な医療を受けることが可能となるなど、様々なメリットがあり、医療保険制度における高額療養費についても「限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除され

る」旨を記載したポスター等により、一体化のメリットの周知・広報を行っており、「厚生労働省及びデジタル庁が高額療養費の支払いを減らし、国民の負担を増やそうと意図的に広報を控えている」との御指摘は当たらない。

令和五年三月二十九日提出
質問第四二号

少子化と社会保障に関する質問主意書

提出者　吉田はるみ

少子化と社会保障に関する質問主意書

日本では、少子化が急激に進んでいる。厚生労働省が発表した二〇二二年の日本の出生数（速報値）は七十九万九千七百二十八人と七年連続で過去最少を記録し、同年の自然増減数（速報値）はマイナス七十八万二千三百五人と、過去最大の減少となった。出生数の速報値には、日本で出産した外国人、外国で出産した日本人の数を含むため、日本で生まれた日本人だけに限れば、もっと少なく、少子化の深刻さは明らかである。

国立社会保障・人口問題研究所の二〇一七年の発表によると、速報値による出生数が八十万人を下回るのは二〇三三年であり、予想より十年早い。政府は、その原因をどう分析しているのか。また、修正した今後の人口動向の試算をしているのか。

急激な少子化と人口減少という難局に、どのような方向性をもって対策をしていくのか、政府の見解を求める。

また、少子化により人口の減少が急激に進んでいる中で、持続可能な社会保障を確立するためには、社会保障を減らすか移民を含めた人口増対策かいずれかであると思料するが、この点につき、政府の見解を求める。

右質問する。

内閣衆質二一一第四二号
令和五年四月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員吉田はるみ君提出少子化と社会保障に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉田はるみ君提出少子化と社会保障に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「速報値による出生数が八十万人を下回るのは二〇三三年であり、予想より十年早い。政府は、その原因をどう分析しているのか」については、令和五年三月三日の参議院予算委員会において、岸田内閣総理大臣が「少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事、育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育て中の孤立感や負担感、子育てや教育に係る費用負担の重さなど、個々人のこの結婚や出産、子育てのこの希望の実現を阻む様々な要因、これが複雑に絡み合っていると分析をしています」と答弁しているとおりである。また、お尋ねの「修正した今後の人口動向の試算をしているのか」については、現時点において、令和四年の出生数を踏まえた今後の我が国の人口の推計は行っていない。

お尋ねの「急激な少子化と人口減少という難局に、どのような方向性をもって対策をしていくのか」について、令和五年一月四日の年頭記者会見において、岸田内閣総理大臣が「小倉こども政策担当大臣に対し、こども政策の強化について取りまとめるよう指示いたします。対策の基本的な方向性は三つです。第一に、児童手当を中心に経済的支援を強化することです。第二に、学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質両面からの強化を進めるとともに、伴走型支援、産後ケア、一時預かりなど、全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充を進めます。そして第三に、働き方改革の推進とそれを支える制度の充実です。女性の就労は確実に増加しました。しかし、女性の正規雇用におけるL字カーブは是正されておらず、その修正が不可欠です。その際、育児休業制度の強化も検討しなければなりません」と述べたとおりであり、この基本的な方向性に沿って、同年三月三十一日に小倉こども政策担当大臣が「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」を取りまとめたところである。

お尋ねの「持続可能な社会保障を確立するためには、社会保障を減らすか移民を含めた人口増対策かいずれかであると思料するが、この点につき、政府の見解を求める」について、「社会保障を減らす」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、社会保障制度については、令和四年十二月十六日に全世代型社会保障構築会議が取りまとめた「全世代型社会保障構築会議報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」において、「将来にわたって社会保障制度を持続させ、将来世代が安心して暮らしていけるようにするためには、負担を将来世代へ先送りせず、同時に、社会保障給付の不断の見直しを図る必要がある。そして、社会保障を含む経済社会の「支え手」を増やしながら、今の世代で制度を支えていくことを基本理念に置かなければならない」としているとおり、持続可能な全世代型社会保障制度の構築に向けた取組を着実に進めていくこととしており、また、御指摘の「移民を含めた人口増対策」については、「移民」という言葉は様々な文脈で用いられていることから、それに係るお尋ねについて、一概にお答えすることは困難である。その上で、政府としては、例えば、国民の人口に比して、一定程度の規模の外国人を家族ごと期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとする政策については、これをとることは考えていない。

令和五年三月二十九日提出
質問第四三号

自転車の公道上での走行ルールに関する質問主意書

提出者　吉田はるみ

自転車の公道上での走行ルールに関する質問主意書

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられており、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則とされ、違反した場合には三カ月以下の懲役又は五万円以下の罰金という罰則が設けられている。

しかし、例外も存在しており、

① 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき。

② 十三歳未満の子どもや七十歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき。

③ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行するのが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車の通行量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険性がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき。ただし、自転車道があるところでは、道路工事などやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

とされている。

また、自転車が例外的に歩道を走行できる場合であっても、歩行者優先であり、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならないとされている。

しかし、このようなルールがあることを知らない国民は多く、そのために、本来、例外的に歩道を走行していい場合に当たるような「車道では安

全性の確保ができない場合」や、「子どもや高齢者の場合」でも、歩道を自転車で通行することを歩行者から咎められるなどのトラブルがあったり、一方で、自転車で歩道を通行できる場合でも「歩行者優先」のルールを知らず、歩道を危険な態様で自転車走行をする者もいる。

自転車と自動車、自転車同士、自転車と人、いずれの場合も接触事故が起きると身体生命に重大な危険が生じる可能性があり、現状のまま放置することは許されないと考える。もちろん、将来的にはすべての公道が歩行者、自転車、自動車がそれぞれ通行できるよう道路を整備していくことが望ましいが、それには莫大な時間と費用が掛かる上、各地方の道路事情もあるため、一年度中に実現することは現実的ではなく、中長期の計画になるだろう。この間も上記のような理由から事故が起きる可能性がある。

そこで、まずは、早急に国民にルールを知らしめ、ルールの順守を徹底していく必要があると考えるが、この点につき政府の見解及び今後の方針を答えられたい。

右質問する。

内閣衆質二一一第四三号
令和五年四月七日
内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員吉田はるみ君提出自転車の公道上での走行ルールに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉田はるみ君提出自転車の公道上での走行ルールに関する質問に対する答弁書

政府としては、自転車の安全な利用を促すためには、地方公共団体等と連携しつつ、自転車の交通ルールの周知及び遵守の徹底を進めることが重要であると認識しており、これまでも、幼児から高齢者まで含めた幅広い層に対する自転車安全教育の推進や自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化等の対策を進めてきたところである。今後とも、これらの対策を推進してまいりたい。

令和五年三月二十九日提出
質問第四四四号

コロナ禍とかかりつけ医機能に関する質問主意書

提出者　緒方林太郎

コロナ禍とかかりつけ医機能に関する質問主意書

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案の審議に際し、私が「今回のコロナ禍は、かかりつけ医機能が発揮されるべき事案だったと思うか。」との趣旨の質疑を行い、それぞれ次のような答弁があった。

三月十五日内閣委員会における本田厚生労働大臣政務官答弁「今般の新型コロナ対応における課題は、かかりつけ医機能ではなく、行政による事前準備が不十分であったというふうに考えております。」

三月二十二日内閣委員会における羽生田厚生労働副大臣答弁「かかりつけ医につきましては、今議論中ということでございますので、どういったものがかかりつけ医になるかということが決まっておりませんものですから、まだ、どうだということはなかなか言えるものではないというふうに考えております。まずは医療提供体制の確保というのが非常に大切でございますので、その点は、地域全体として通常医療の提供を継続する、そして感染症医療のニーズに対応するという、この両方が大切であるということでございますので、各医療機関の機能、役割を踏まえた医療提供体制を構築していくということは非常に大切だと思っております。」

これを踏まえ、再度質問する。今回のコロナ禍はかかりつけ医機能が発揮されるべき事案だったと思うか。両答弁をしっかりと踏まえた上で答弁ありたい。

右質問する。

内閣衆質二一一第四四号
令和五年四月七日
内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員緒方林太郎君提出コロナ禍とかかりつけ医機能に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出コロナ禍とかかりつけ医機能に関する質問に対する答弁書

令和四年六月十五日に新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議が取りまとめた「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」においては、「自宅・宿泊療養者、陽性の施設入所者への医療提供体制の確保等」について「外来医療や訪問診療の領域でも、各地域で個々の医療機関が果たすべき役割が具体化されておらず、かかりつけの医療機関が組織的に関わる仕組みもなく、現場は感染症危機発生後に要請に基づいて対応せざるを得なかった」こと及び「平時における電話やオンラインによる診療や処方が十分に推進されて来なかった」ことにより、「自宅等の療養者への医療や発熱外来等の体制の構築に時間を要した」ことが指摘されており、「医療提供体制の強化に関する事項」として「平時から関係者間の情報共有やきめ細かい調整、役割分担・連携が必須となる。また、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等に相談・受診できる体制の整備や、地域医療連携の強化を図ることも重要である」とされている。

政府としては、全ての医療機関に感染症に係る医療を行うことを一律に求めることは困難であると考えており、感染症の発生時における医療提供体制の確保に当たっては、地域全体として、通常の医療の提供を継続しつつ、感染症に係る医療の需要に対応するため、地域における個々の医療機関の機能及び役割を踏まえた医療提供体制を構築することが必要であると考えている。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案

右国会に提出する。

令和五年二月二十八日
内閣総理大臣　岸田　文雄

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　道路運送法及び道路運送車両法の適用除外（第三条）
第三章　刑事手続等の特例（第四条―第十一条）
第四章　国の賠償責任の特例（第十二条―第十四条）
第五章　特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助（第十五条―第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリ

アとの間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定め、もって我が国とオーストラリアとの間における防衛の分野に係る協力の円滑化に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「オーストラリア軍隊」とは、協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。

2　この法律において「オーストラリア軍隊の文民構成員」とは、協定第一条(a)に規定する文民構成員であって、オーストラリア軍隊に係るものをいう。

3　この法律において「オーストラリア軍隊の構成員」とは、協定第一条(d)に規定する構成員であって、オーストラリア軍隊に係るものをいう。

第二章　道路運送法及び道路運送車両法の適用除外

第三条　公用車両（協定第一条(e)に規定する公用車両であって、オーストラリア軍隊に係るものをいう。次項において同じ。）には、道路運送法第九十四条及び第九十五条の規定は、適用しない。

2　公用車両（日本国において賃借されるものを除く。）には、道路運送車両法第四条、第十九条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで、第四十条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十四条、第五十四条の二、第五十六条、第五十八条、第六十三条、第六十六条、第七十三条第一項、第九十七条の三、第九十九条から第九十九条の三まで及び第百条の規定は、適用しない。

第三章　刑事手続等の特例

（逮捕されたオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員の引渡し）

第四条　検察官又は司法警察員は、逮捕された者がオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員であり、かつ、その者の犯した罪が協定第二十一条第四項(a)(i)又は(ii)に掲げる罪のいずれかに明らかに該当すると認めたときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者をオーストラリア軍隊に引き渡さなければならない。

2　司法警察員は、前項の規定により被疑者をオーストラリア軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物と共に事件を検察官に送致しなければならない。

（オーストラリア軍隊によって逮捕された者の受領）

第五条　検察官又は司法警察員は、オーストラリア軍隊から日本国の法令による罪を犯したオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員を引き渡す旨の通知があった場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならない。

2　検察官又は司法警察員は、前項に規定する場合において、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があって、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡しを受け、又は受けさせなければならない。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

3　前二項の場合を除くほか、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取った後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による引渡しがあった場合には、刑事訴訟法第百九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合の手続の例による。ただし、同法第二百三条第一項、第二百四条第一項及び第二百五条第二項の時間の制限は、それぞれ第一項又は第二項の規定による引渡しがあった時から起算する。

（オーストラリア軍隊の財産の差押え、捜索等）

第六条　オーストラリア軍隊が日本国内に所在しない場合にあっては、日本国内に所在するオーストラリア軍隊の財産であって、オーストラリア軍隊の用に供されていたものを含む。）についての捜索（捜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）又は検証は、検察官若しくは司法警察員がオーストラリア軍隊（オーストラリア軍隊が日本国内に所在していない場合にあっては、オーストラリアの軍隊。以下この条において同じ。）の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員からオーストラリア軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする検証は、その裁判所若しくは裁判官がオーストラリア軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官からオーストラリア軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。

（オーストラリア軍隊等への書類又は証拠物の提供等）

第七条　裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証拠物について、オーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局から、オーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があったときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。

（日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力）

第八条　検察官又は司法警察員は、オーストラリア軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、オーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は検察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができる。

2　前項の場合において、逮捕の要請があった者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を捜索し、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその場所に入りその者を捜索させることができる。ただし、追跡されている者がその場所に入ったことが明らかであって、急速を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しない。

3　第一項の規定によりオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員を逮捕したときは、直ちに検察官又は司法警察員から、その者をオーストラリア軍隊に引き渡さなければならない。

4　司法警察員は、前項の規定によりオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員を引き渡したときは、その旨を検察官に通報しなければならない。

第九条　検察官又は司法警察員は、オーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求めることができる。

2　検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に前項の処分をさせることができる。

3　前二項の処分に際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対してオーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局の要請による旨を明らかにしなければならない。

（自衛隊に係る構成員又は文民構成員への準用）

第十条　第五条の規定は、オーストラリアの権限ある当局から、協定第一条(c)に規定する訪問部隊としてオーストラリア内に所在する自衛隊に係る同条(d)に規定する構成員又は同条(a)に規定する文民構成員（次項において「自衛隊に係る構成員又は文民構成員」という。）であって、日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があった場合について準用する。

2　第七条の規定は、オーストラリアの権限ある当局から、自衛隊に係る構成員又は文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のために必要があるものとして申出があったときについて準用する。

（刑事補償）

第十一条　刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）又は少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成四年法律第八十四号）の規定の適用については、オーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留若しくは拘禁又は少年の保護事件に係る補償に関する法律第二条第一項第二号に掲げる身体の自由の拘束とみなす。

第四章　国の賠償責任の特例

（職務遂行に係る賠償責任）

第十二条　オーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負う。

（工作物等の設置等に係る賠償責任）

第十三条　オーストラリア軍隊が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があったために日本国内において他人に損害を生じたときは、国が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負う。

（適用除外）

第十四条　前二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　被害者がオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員である場合

二　協定第二十三条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けない場合

第五章　特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助

（請求のあっせんの申請）

第十五条　特殊海事損害（協定第二十三条第六項(c)に規定する損害であって同条第五項の規定の適用を受けないものをいう。）を被った日本国民又は日本国法人は、防衛省令で定めるところにより、その被った損害についてオーストラリアに対して行う賠償の請求のあっせんを防衛大臣に申請することができる。

（請求のあっせん）

第十六条　防衛大臣は、前条の規定による請求のあっせんの申請があったときは、当該申請に係る請求のあっせんを行わなければならない。ただし、請求の理由がないと認められるときは、この限りでない。

（訴訟の援助）

第十七条　政府は、前条本文の規定によるあっせんにより当該あっせんの申請をした者に係る請求が解決されない場合において、その者がオーストラリアの裁判所に当該請求に係る訴訟を提起するときは、政令で定めるところにより、訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができる。

2　前項の立替金には、利息を付さない。

（立替金の償還等）

第十八条　政府は、前条第一項の規定により費用の立替えを受けた者に係る訴訟が終了した場合には、その立替金を償還させなければならない。ただし、政令で定めるところにより、償還金の支払を猶予し、又は立替金の全部若しくは一部の償還を免除することができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

（防衛省設置法の一部改正）

2　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三十四号を第三十五号とし、第三十三号を第三十四号とし、第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第　号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。

第八条第一項第四号中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

第三十一条第二項第一号中「第三十二号まで及び第三十四号」を「第三十三号まで及び第三十五号」に改め、同条第三項中「第三十二号及び第三十四号」を「第三十三号及び第三十五号」に改める。

第三十七条中「第三十二号から第三十四号」を「第三十三号から第三十五号」に改める。

理　由

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案（内閣提出）

に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を

定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　オーストラリア軍隊が運行する公用車両について、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外に係る規定を整備すること。

2　日本の当局により逮捕されたオーストラリア軍隊の構成員等のオーストラリア軍隊への引渡し、オーストラリア軍隊によって逮捕された者の受領及びオーストラリア軍隊の財産の差押え、捜索等に係る所要の規定を整備すること。

3　オーストラリア軍隊の構成員等が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、日本国が損害賠償の責任を負うものとすること。

4　特殊海事損害を被った日本国民又は日本国法人から、その損害についてオーストラリアに対して行う賠償の請求のあっせんの申請があったときは、防衛大臣は、当該申請に係る請求のあっせんを行わなければならないものとすること。また、政府は、右のあっせんにより、その請求の解決を得られない者が、オーストラリアの裁判所に訴訟を提起するときは、その者に対し、訴訟に関する必要な援助を行うことができるものとすること。

5　この法律は、協定の効力発生の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、協定の適確な実施を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和五年四月七日

安全保障委員長　鬼木　誠

衆議院議長　細田　博之殿

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案

右

国会に提出する。

令和五年二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　道路運送法及び道路運送車両法の適用除外（第三条）
第三章　刑事手続等の特例（第四条―第十一条）
第四章　国の賠償責任の特例（第十二条―第十四条）
第五章　特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助（第十五条―第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定め、もって我が国と英国との間における防衛の分野に係る協力の円滑化に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「英国軍隊」とは、協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在する英国の軍隊をいう。

2　この法律において「英国軍隊の文民構成員」とは、協定第一条(a)に規定する文民構成員であって、英国軍隊に係るものをいう。

3　この法律において「英国軍隊の構成員」とは、協定第一条(d)に規定する構成員であって、英国軍隊に係るものをいう。

第二章　道路運送法及び道路運送車両法の適用除外

第三条　公用車両（協定第一条(e)に規定する公用車両であって、英国軍隊に係るものをいう。次項において同じ。）には、道路運送法第九十四条及び第九十五条の規定は、適用しない。

2　公用車両（日本国において賃借されるものを除く。）には、道路運送車両法第四条、第十九条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで、第四十条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十四条、第五十四条の二、第五十六条、第五十八条、第六十三条、第六十六条、第七十三条第一項、第九十七条の三、第九十九条から第九十九条の三まで及び第百条の規定は、適用しない。

第三章　刑事手続等の特例

（逮捕された英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員の引渡し）

第四条　検察官又は司法警察員は、逮捕された者が英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員であり、かつ、その者の犯した罪が協定第二十一条第四項(a)(i)又は(ii)に掲げる罪のいずれかに明らかに該当すると認めたときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を英国軍隊に引き渡さなければならない。

2　司法警察員は、前項の規定により被疑者を英国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物と共に事件を検察官に送致しなければならない。

（英国軍隊によって逮捕された者の受領）

第五条　検察官又は司法警察員は、英国軍隊から日本国の法令による罪を犯した英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員を引き渡す旨の通知があった場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならない。

2　検察官又は司法警察員は、前項に規定する場合において、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があって、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡しを受け、又は受けさせなければならない。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

3　前二項の場合を除くほか、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取った後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による引渡しがあった場合には、刑事訴訟法第百九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合の手続の例による。ただし、同法第二百三条第一項、第二百四条第一項及び第二百五条第二項の時間の制限は、それぞれ第一項又は第二項の規定による引渡しがあった時から起算する。

（英国軍隊の財産の差押え、捜索等）

第六条　英国軍隊の財産（英国軍隊が日本国内に

所在していない場合にあっては、日本国内に所在する英国の軍隊の財産であって、英国軍隊の用に供されていたものを含む。）についての捜索（捜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）又は検証は、検察官若しくは司法警察員が英国軍隊（英国軍隊が日本国内に所在していない場合にあっては、英国の軍隊。以下この条において同じ。）の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員から英国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする検証は、その裁判所若しくは裁判官が英国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から英国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。

（英国軍隊等への書類又は証拠物の提供等）

第七条　裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証拠物について、英国軍隊その他の英国の権限ある当局から、英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があったときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。

（日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力）

第八条　検察官又は司法警察員は、英国軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は検察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができる。

2　前項の場合において、逮捕の要請があった者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を捜索し、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその場所に入りその者を捜索させることができる。ただし、追跡されている者がその場所に入ったことが明らかであって、急速を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しない。

3　第一項の規定により英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員を逮捕したときは、直ちに検察官又は司法警察員から、その者を英国軍隊に引き渡さなければならない。

4　司法警察員は、前項の規定により英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員を引き渡したときは、その旨を検察官に通報しなければならない。

第九条　検察官又は司法警察員は、英国軍隊その他の英国の権限ある当局から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求めることができる。

2　検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に前項の処分をさせることができる。

3　前二項の処分に際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対して英国軍隊その他の英国の権限ある当局の要請による旨を明らかにしなければならない。

（自衛隊に係る構成員又は文民構成員への準用）

第十条　第五条の規定は、英国の権限ある当局から、協定第一条(c)に規定する訪問部隊として英国内に所在する自衛隊に係る同条(d)に規定する構成員又は同条(a)に規定する文民構成員（次項において「自衛隊に係る構成員又は文民構成員」という。）であって、日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があった場合について準用する。

2　第七条の規定は、英国の権限ある当局から、自衛隊に係る構成員又は文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のために必要があるものとして申出があったときについて準用する。

（刑事補償）

第十一条　刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）又は少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成四年法律第八十四号）の規定の適用については、英国軍隊その他の英国の権限ある当局による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留若しくは拘禁又は少年の保護事件に係る補償に関する法律第二条第一項第二号に掲げる身体の自由の拘束とみなす。

第四章　国の賠償責任の特例

（職務遂行に係る賠償責任）

第十二条　英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負う。

（工作物等の設置等に係る賠償責任）

第十三条　英国軍隊が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があったために日本国内において他人に損害を生じたときは、国が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負う。

（適用除外）

第十四条　前二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　被害者が英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員である場合

二　協定第二十三条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けない場合

第五章　特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助

（請求のあっせんの申請）

第十五条　特殊海事損害（協定第二十三条第六項(c)に規定する損害であって同条第五項の規定の適用を受けないものをいう。）を被った日本国民又は日本国法人は、防衛省令で定めるところにより、その被った損害について英国に対して行う賠償の請求のあっせんを防衛大臣に申請することができる。

（請求のあっせん）

第十六条　防衛大臣は、前条の規定による請求のあっせんの申請があったときは、当該申請に係る請求のあっせんを行わなければならない。ただし、請求の理由がないと認められるときは、この限りでない。

（訴訟の援助）

第十七条　政府は、前条本文の規定によるあっせんにより当該あっせんの申請をした者に係る請求が解決されない場合において、その者が英国の裁判所に当該請求に係る訴訟を提起するときは、政令で定めるところにより、訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができる。

2　前項の立替金には、利息を付さない。

（立替金の償還等）

第十八条　政府は、前条第一項の規定により費用の立替えを受けた者に係る訴訟が終了した場合には、その立替金を償還させなければならない。ただし、政令で定めるところにより、償還金の支払を猶予し、又は立替金の全部若しくは一部の償還を免除することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律の一部改正）

第二条　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第　号。附則第四条において「日豪協定実施法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定は、この法律の施行の日又は日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第　号）の施行の日のいずれか早い日から施行する。

（防衛省設置法の一部改正）

第三条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十二号中「援助」の下に「並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律」とあるのは、「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律」とする。

（調整規定）

第四条　日豪協定実施法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、日豪協定実施法の施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の防衛省設置法第四条第一項第三十二号の規定の適用については、同号中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第　号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助」を加える。

理　由

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　英国軍隊が運行する公用車両について、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外に係る規定を整備すること。

2　日本の当局により逮捕された英国軍隊の構成員等の英国軍隊への引渡し、英国軍隊によって逮捕された者の受領及び英国軍隊の財産の差押え、捜索等に係る所要の規定を整備すること。

3　英国軍隊の構成員等が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、日本国が損害賠償の責任を負うものとすること。

4　特殊海事損害を被った日本国民又は日本国法人から、その損害について英国に対して行う賠償の請求のあっせんの申請があったときは、防衛大臣は、当該申請に係る請求のあっせんを行わなければならないものとすること。また、政府は、右のあっせんにより、その請求の解決を得られない者が、英国の裁判所に訴訟を提起するときは、その者に対し、訴訟に関する必要な援助を行うことができるものとすること。

5　この法律は、協定の効力発生の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、協定の適確な実施を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和五年四月七日

安全保障委員長　鬼木　誠

衆議院議長　細田　博之殿

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和五年二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律

（気候変動適応法の一部改正）

第一条　気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　気候変動適応の推進（第十一条―第二十条）」を「第三章　気候変動適応の推進（第十一条―第二十条）　第四章　補則（第二十一条―第二十五条）　第五章　罰則（第二十六条―第二十九条）」に改める。

第一条中「提供」の下に「、熱中症対策の推進」を加える。

第二条に次の一項を加える。

3　この法律において「熱中症対策」とは、気候変動適応のうち、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために国若しくは地

方公共団体が講ずる施策又は事業者若しくは国民が行う取組をいう。

第七条第二項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　第十六条第一項に規定する熱中症対策実行計画に関する基本的事項

第三章中第十一条の前に次の節名を付する。

第一節　気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供等

第十一条第一項第一号中「提供」の下に「（第二十条第一項の規定による調査に係るものを除く。）」を加え、同項第二号中「市町村」の下に「（特別区を含む。以下同じ。）」を加える。

第二十条を第二十九条とし、第十九条を第二十八条とし、第十八条を第二十七条とする。

第十七条中「国は」の下に「、第二十四条に定めるもののほか」を加え、同条を第二十六条とし、第十六条を第二十五条とする。

第三章に次の一節を加える。

第二節　熱中症対策の推進

（熱中症対策実行計画の策定）

第十六条　政府は、気候変動適応計画に即して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、熱中症対策の実行に関する計画（以下この条及び次条において「熱中症対策実行計画」という。）を定めなければならない。

2　熱中症対策実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　計画期間

二　熱中症対策の推進に関する目標

三　前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項

四　事業者及び国民による熱中症対策に係る取組の内容に関する事項

五　熱中症対策に関して独立行政法人環境再生保全機構が果たすべき役割に関する事項

六　その他熱中症対策実行計画の実施に関し必要な事項

3　第七条第三項から第五項までの規定は、熱中症対策実行計画の策定について準用する。

（熱中症対策実行計画の変更）

第十七条　政府は、熱中症による人の健康に係る被害の状況その他の事情を勘案して、熱中症対策実行計画について検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに、これを変更しなければならない。

2　第七条第三項から第五項までの規定は、熱中症対策実行計画の変更について準用する。

（熱中症警戒情報）

第十八条　環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときは、期間及び地域を明らかにして、当該被害の発生を警戒すべき旨の情報（第二十条において「熱中症警戒情報」という。）を発表し、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（次条第一項において「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（熱中症特別警戒情報）

第十九条　環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときは、期間、地域その他環境省令で定める事項を明らかにして、当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報（以下この節において「熱中症特別警戒情報」という。）を発表し、関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、関係市町村長（特別区の区長を含む。）にその旨を通知しなければならない。

3　市町村長（特別区の区長を含む。以下この節において同じ。）は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る事項を住民及び関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

（調査及び協力）

第二十条　環境大臣は、気象に関する情報、熱中症による人の健康に係る被害に関する情報その他の情報を活用しつつ、熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報を的確かつ迅速に発表するための調査を行うものとする。

2　気象庁長官は、熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報の的確かつ迅速な発表に資するよう、環境大臣に対し、気象に関する情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

（指定暑熱避難施設）

第二十一条　市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内に存する施設であって次に掲げる基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。

一　当該施設が、適当な冷房設備を有すること。

二　当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができることその他当該施設の管理方法が環境省令で定める基準に適合するものであること。

2　市町村長は、前項の規定により当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

3　市町村長は、第一項の規定により当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したときは、当該指定暑熱避難施設の管理者との間において、次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

一　協定の目的となる指定暑熱避難施設（次号、第三号及び次条第一項第三号において「協定指定暑熱避難施設」という。）

二　協定指定暑熱避難施設を開放することができる日及び時間帯（次項及び第五項において「開放可能日等」という。）

三　協定指定暑熱避難施設の開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

四　その他環境省令で定める事項

4　市町村長は、第一項の規定により当該市町村が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したとき、及び前項の規定により協定を締結したときは、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならない。

5　指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該熱中症特別警戒情報に係る第十九条第一項の期間のうち前項の規定により公表された開放可能日等において、当該指定暑熱避難施設を開放しなければならない。

6　第四項の規定は、同項の規定により公表した事項の変更について準用する。

第二十二条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消すものとする。

一　指定暑熱避難施設が廃止されたとき。

二　指定暑熱避難施設が前条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

三　協定指定暑熱避難施設について前条第三項の協定が廃止されたとき。

2　市町村長は、前項に規定する場合のほか、指定暑熱避難施設として指定する必要がないと認めるに至ったときは、前条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

3　市町村長は、前二項の規定による指定の取

消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

（熱中症対策普及団体）

第二十三条　市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であって、第三項各号に掲げる事業（以下この条において「熱中症対策普及事業」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、熱中症対策普及団体（以下この条及び次条において「普及団体」という。）として指定することができる。

一　職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二　個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること。

三　熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　前三号に定めるもののほか、熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができると認められること。

2　市町村長は、前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一　第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

二　その役員のうちに、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から二年を経過しない者があること。

3　普及団体は、次に掲げる事業を行うものとする。

一　熱中症対策について、当該市町村の区域に所在する事業者及び当該市町村の住民に対する啓発活動及び広報活動を行うこと。

二　熱中症対策について、当該市町村の住民からの相談に応じ、及び必要な助言を行うこと。

三　前二号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における熱中症対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。

4　市町村長は、熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、普及団体に対し、その熱中症対策普及事業に関し報告をさせることができる。

5　市町村長は、普及団体の熱中症対策普及事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該普及団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

6　市町村長は、普及団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一　熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　前項の規定による命令に違反したとき。

7　普及団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第三項第二号に掲げる事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8　第一項の規定による指定の手続その他普及団体に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第二十四条　環境大臣及び関係地方公共団体は、普及団体に対し、その事業の実施に必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

本則に次の一章を加える。

第五章　罰則

第三十条　第二十三条第七項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

（独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正）

第二条　独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「技術開発等」を「技術開発、熱中症対策に関する情報の整理等」に改める。

第十条第一項中第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一　気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二十条第一項の規定による調査に係る情報の整理、分析及び提供を行うこと。

十二　地域における熱中症対策（気候変動適応法第二条第三項に規定する熱中症対策をいう。）の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修を行うこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条及び附則第四条の規定　公布の日

二　第一条中気候変動適応法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条に一項を加える改正規定、同法第七条第二項の改正規定、同法第二十条を同法第二十九条とし、同法第十九条を同法第二十八条とし、同法第十八条を同法第二十七条とする改正規定、同法第十七条を改め、同条を同法第二十六条とし、同法第十六条を同法第二十五条とする改正規定（同法第十七条を改める部分を除く。）及び同法第三章に一節を加える改正規定（第十六条及び第十七条に係る部分に限る。）　公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　政府は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）前においても、第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の気候変動適応法（以下この条において「新気候変動適応法」という。）第七条第二項及び第八条の規定の例により、気候変動適応計画を変更することができる。この場合において、環境大臣は、第二号施行日前においても、同条第二項において準用する新気候変動適応法第七条第五項の規定の例により、これを公表することができる。

2　政府は、第二号施行日前においても、新気候変動適応法第十六条の規定の例により、熱中症対策実行計画を定めることができる。この場合において、環境大臣は、第二号施行日前においても、同条第三項において準用する新気候変動適応法第七条第五項の規定の例により、これを公表することができる。

3　第一項の規定により変更された気候変動適応計画及び前項の規定により定められた熱中症対策実行計画は、第二号施行日においてそれぞれ新気候変動適応法第八条及び第十六条の規定により変更され、及び定められたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理　由

気候変動の影響による熱中症の発生の予防のための対策を強化するため、政府による熱中症対策の実行に関する計画の策定、環境大臣による熱中症特別警戒情報の発表及び当該発表時における市町村長による暑熱から避難するための施設の開放に係る措置、独立行政法人環境再生保全機構の業務として熱中症特別警戒情報等の発表のために環境大臣が行う調査に係る情報の整理等の追加等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、気候変動の影響による熱中症の発生の予防のための対策を強化するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　気候変動適応法の一部改正

㈠　政府は、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、熱中症対策の実行に関する計画を定めなければならないものとすること。

㈡　環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合には、当該被害の発生を警戒すべき旨の情報（以下「熱中症警戒情報」という。）を発表し、報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとすること。

㈢　環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合には、当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報（以下「熱中症特別警戒情報」という。）を発表し、関係都道府県知事に通知するとともに、報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとすること。

㈣　市町村長は、当該市町村の区域内に存する施設であって基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができるものとし、指定暑熱避難施設の管理者は、熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該熱中症特別警戒情報に係る期間のうち公表された開放可能日及び時間帯において当該指定暑熱避難施設を開放しなければならないものとすること。

㈤　市町村長は、特定非営利活動法人等であって、熱中症対策についての当該市町村の住民等に対する啓発活動等や住民からの相談への対応等の事業に関し基準に適合すると認められるものを、熱中症対策普及団体（以下「普及団体」という。）として指定することができるものとすること。

㈥　普及団体の職員等は、㈤の住民からの相談への対応等の事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、違反した者は、三十万円以下の罰金に処するものとすること。

2　独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正

独立行政法人環境再生保全機構の業務として、熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報の発表のために環境大臣が行う調査に係る情報の整理、分析及び提供等を追加すること。

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、気候変動の影響による熱中症の発生の予防のための対策を強化するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和五年四月七日

環境委員長　古賀　篤

衆議院議長　細田　博之殿

〔別紙〕

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一　熱中症による死亡者数ゼロを早期に実現するため、熱中症対策の総合調整機能を担う環境省の主導により、関係府省庁の連携を一層強化し、実効性ある施策を展開すること。

二　熱中症特別警戒情報の発表基準については、人の健康に重大な被害が生ずるおそれがある場合を的確に判断する必要があることから、現行の熱中症警戒アラートの運用上の課題を踏まえつつ、適切な指標を設けること。また、運用に際しては、地方公共団体等に対する迅速かつ確実な情報伝達の方法を検討すること。

三　指定暑熱避難施設の指定基準については、市町村の自主的な取組が妨げられることのないよう、地域特性等を踏まえた仕組みとすること。また、施設が利用しやすくなるよう、高齢者などの熱中症弱者の移動に配慮するなど必要な措置を講ずること。

四　市町村における熱中症対策普及団体の指定については、地域の実情を踏まえ各市町村の主体的な判断で実施できるように配慮すること。また、熱中症対策普及団体の利用する個人情報の取扱いについて、漏えいや不適正な利用が生じることのないよう万全の措置を講ずること。

五　地方公共団体における熱中症対策の実情を踏まえ、体制整備のために必要な支援措置を十分に講ずること。

六　熱中症に関する調査研究成果などを含む熱中症ガイドブックなどを作成し、子どもや高齢者向けの熱中症予防方法を分かりやすく国民に伝えること。

七　住宅等の断熱の加速化やエアコン設置支援なども含めた適応策及び緩和策の両輪の取組を推進すること。

八　今後十年の気候変動対策が数千年にわたり影響を与えるとのＩＰＣＣ第六次評価報告書統合報告書の指摘に鑑み、新興国等の温室効果ガス排出抑制に関する技術協力などを総合的に推進させるとともに、適応に関する施策を総合的に推進すること。

九　都市部のヒートアイランド化を防止するため、農地の維持のほか、都市公園や個別の民間の樹木の保護、オフィスビルの屋上等の緑地化など都市部の緑地化を推進すること。

十　住宅の断熱化と都市の緑化に力を注ぎ、相乗的にヒートアイランド化の防止に努めること。

十一　熱中症対策は事後処置だけではなく、予防措置にも注力すべきであることから、都市の緑化を維持・推進する仕組みや、各家庭での花壇造成の奨励などの国民が参加する施策を積極的に取り入れ、国民的意識も創造しつつ野心的緩和策の加速化を図ること。

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の予算額五兆円のうち、令和三年四月三十日から令和三年十一月二十六日までの間において決定された三兆千六百五十六億五千九百十五万五千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費、子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費、地域の実情に応じた事業者への支援等に必要な経費等十一件である。

二　本件の議決理由

本件は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和五年四月十日

決算行政監視委員長　江田　憲司

衆議院議長　細田　博之殿

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、令和三年度一般会計予備費の予算額五千億円のうち、令和三年四月二十日から令和三年十一月十七日までの間において決定された四百四十七億六千四百八十一万三千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、政府広報に必要な経費、自衛隊が行う診療等に必要な経費、建設アスベスト訴訟における和解の履行に伴う賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費等七件である。

二　本件の議決理由

本件は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和五年四月十日

決算行政監視委員長　江田　憲司

衆議院議長　細田　博之殿

令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、令和三年度特別会計予備費の予算総額八千三百五十二億四千二百五十万円のうち、令和三年十一月二十六日に決定されたエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費二十三億円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

二　本件の議決理由

本件は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和五年四月十日

決算行政監視委員長　江田　憲司

衆議院議長　細田　博之殿

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定により令和三年九月十六日に決定された地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費六百九十二億千五百七十一万六千円の増額につき、特別会計に関する法律第七条第二項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

二　本件の議決理由

本件は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和五年四月十日

決算行政監視委員長　江田　憲司

衆議院議長　細田　博之殿

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の予算額五兆円のうち、令和四年三月二十五日に決定された一兆四千五百二十九億千五百六十万九千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費、新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費、検疫業務の実施に必要な経費等五件である。

二　本件の議決理由

本件は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和五年四月十日

決算行政監視委員長　江田　憲司

衆議院議長　細田　博之殿

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、令和三年度一般会計予備費の予算額八

千三百五十二億四千二百五十万円のうち、令和四年三月四日に決定されたエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費三百億円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

二　本件の議決理由

本件は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和五年四月十日

決算行政監視委員長　江田　憲司

衆議院議長　細田　博之殿

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百八回国会、内閣提出）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定により令和四年二月二十二日から令和四年三月二十九日までの間において決定された三百三十四億六千四百三十一万四千円の経費増額につき、特別会計に関する法律第七条第二項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額二件である。

二　本件の議決理由

本件は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和五年四月十日

決算行政監視委員長　江田　憲司

衆議院議長　細田　博之殿

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和五年二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十一条」に、「第二十六条―第二十八条」を「第二十二条―第二十四条」に、「第五節　報告の徴収及び立入検査等（第二十九条）」を「第五節　報告の徴収及び立入検査　第六節　是正措置計画の認定等（第二十五条）」に、「第三十三条）」を「第三十三条）」に、「差止請求権等」を「差止請求等」に、「第三十条」を「第三十四条・第三十五条」に、「第三十一条・第三十二条」を「第三十六条・第三十七条」に、「第三十三条―第三十五条」を「第三十八条―第四十五条」に、「第三十六条―第五十二条」を「第四十一条―第四十六条」に改める。

第二条第一項中「第三十一条」を「第三十六条」に改め、同条第二項ただし書中「第四十条」を「第五十一条」に改める。

第七条第二項中「命令」の下に「（以下「措置命令」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。

第八条に次の三項を加える。

4　第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第二十五条第一項の規定による報告を求められたにもかかわらずその報告をしないときは、内閣総理大臣は、当該事業者に係る課徴金対象期間のうち当該事実の報告がされず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第一項に定める売上額を、当該事業者又は当該課徴金対象行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、内閣府令で定める合理的な方法により推計して、課徴金の納付を命ずることができる。

5　事業者が、基準日から遡り十年以内に、課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた者であるときにおける第一項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「百分の四・五」とする。

6　前項に規定する「基準日」とは、同項に規定する課徴金対象行為に係る事案について、次に掲げる行為が行われた日のうち最も早い日をいう。

一　報告徴収等（第二十五条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類その他の物件の提出の命令、立入検査又は質問をいう。第十二条第四項において同じ。）

二　第三項の規定による資料の提出の求め

三　第十五条第一項の規定による通知

第九条中「前条第一項」の下に「（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この節において同じ。）」を加え、「同項」を「同条第一項」に改める。

第十条第一項中「金銭」の下に「（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第七項に規定する第三者型発行者が発行する同条第一項第一号の前払式支払手段その他内閣府令で定めるものであつて、金銭と同様に通常使用することができるものとして内閣府令で定める基準に適合するもの（以下この項において「金銭以外の支払手段」という。）を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。）」を、「交付する措置（この下に「金銭以外の支払手段を交付する措置にあつては、当該金銭以外の支払手段の交付を承諾した者に対し行うものに限る。」を加える。

第十一条第二項中「を第八条第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第十二条第一項及び第二項中「第八条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条第四項中「（第二十九条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類その他の物件の提出の命令、立入検査又は質問をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条第六項中「及び第三項並びに」を「から第六項まで及び」に改める。

第十五条第二項中「を消費者庁の事務所の掲示場に掲示する」を「（以下この項において「公示事項」という。）を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を消費者庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置をとる」に、「掲示を始めた」を「当該措置をとつた」に改める。

第二十一条から第二十四条までを削る。

第二十五条を第二十一条とし、第二章第四節中第二十六条を第二十二条とし、第二十七条を第二十三条とする。

第二十八条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十九条第一項中「第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行う」を「この法律を施行する」に改め、第二章第五節中同条を第二十五条とする。

第四十一条中「第三十条第三項」を「第三十四条第三項」に改め、同条を第五十二条とする。

第四十条第一項中「第三十六条第一項」を「第四

十六条第一項」に改め、同条を第五十一条とする。

第三十九条中「第三十六条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条を第五十条とする。

第三十八条第一項第一号中「第三十六条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同項第二号中「前条　同条」を「前二条　各本条」に改め、同条第二項中「次の各号」を「前項各号」に改め、同項各号を削り、同条を第四十九条とする。

第三十七条中「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改め、同条を第四十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一　自己の供給する商品又は役務の取引における当該商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者を誤認させるような表示をしたとき。

二　自己の供給する商品又は役務の取引における当該商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者を誤認させるような表示をしたとき。

第三十六条第一項中「第七条第一項の規定による命令」を「措置命令」に、「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改め、同条を第四十六条とする。

第五章中第三十五条を第四十条とし、同条の次に次の五条を加える。

（外国執行当局への情報提供）

第四十一条　内閣総理大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（次項及び第三項において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2　前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3　内閣総理大臣は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国（第三号において「要請国」という。）の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一　当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二　当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三　日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4　内閣総理大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

（送達書類）

第四十二条　送達すべき書類は、この法律に規定するもののほか、内閣府令で定める。

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第四十三条　書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百七条第一項（第一号に係る部分に限る。次条第一項第二号において同じ。）及び第三項、第百八条並びに第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「消費者庁の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

（公示送達）

第四十四条　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一　送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二　前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百七条第一項の規定により送達をすることができない場合

三　外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四　前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2　公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を消費者庁の掲示場に掲示し、又はその旨を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行う。

3　公示送達は、前項の規定による措置をとつた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4　外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

（電子情報処理組織の使用）

第四十五条　消費者庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの法律又は内閣府令の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第四十三条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して消費者庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第三十四条第二項中「第三十二条」を「第三十七条」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十三条第三項中「第七条第一項の規定による命令」を「措置命令」に、「第二十八条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第三十八条とする。

第四章中第三十二条を第三十七条とし、第三十一条を第三十六条とする。

第三十条に見出しとして「（差止請求権等）」を付し、同条第一項中「この条及び第四十一条において単に」を削り、第三章中同条を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（資料開示要請等）

第三十五条　適格消費者団体は、事業者が現にす

る表示が前条第一項第一号に規定する表示に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事業者に対し、その理由を示して、当該事業者のする表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を開示するよう要請することができる。

2　事業者は、前項の資料に営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）が含まれる場合その他の正当な理由がある場合を除き、前項の規定による要請に応じるよう努めなければならない。

第三章の章名中「差止請求権等」を「差止請求等」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第六節　是正措置計画の認定等

（継続中の違反被疑行為に係る通知）

第二十六条　内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合において、その疑いの理由となつた行為について、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるときは、当該疑いの理由となつた行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、措置命令に係る行政手続法第三十条の規定による通知をした後は、この限りでない。

一　当該疑いの理由となつた行為の概要

二　違反する疑いのある法令の条項

三　次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

（是正措置計画に係る認定の申請等）

第二十七条　前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為及びその影響を是正するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条及び第二十九条第一項第一号において「是正措置」という。）に関する計画（以下この条及び同号において「是正措置計画」という。）を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以内に内閣総理大臣に提出して、その認定を申請することができる。

2　是正措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　是正措置の内容

二　是正措置の実施期限

三　その他内閣府令で定める事項

3　内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その是正措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　是正措置が疑いの理由となつた行為及びその影響を是正するために十分なものであること。

二　是正措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

4　前項の認定は、文書によつて行わなければならない。

5　第三項の認定は、その名宛人に認定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

6　内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その是正措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、これを却下しなければならない。

7　第四項及び第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、第五項中「認定書」とあるのは、「不認定書」と読み替えるものとする。

8　第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る是正措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

9　第三項から第七項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

（是正措置計画に係る認定の効果）

第二十八条　第七条第一項及び第八条第一項の規定は、内閣総理大臣が前条第三項の認定（同条第八項の変更の認定を含む。次条において同じ。）をした場合における当該認定に係る疑いの理由となつた行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合は、この限りでない。

（是正措置計画に係る認定の取消し等）

第二十九条　内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第三項の認定を取り消さなければならない。

一　第二十七条第三項の認定を受けた是正措置計画に従つて是正措置が実施されていないと認めるとき。

二　第二十七条第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

2　第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による同条第三項の認定の取消しについて準用する。この場合において、同条第五項中「認定書」とあるのは、「取消書」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定による第二十七条第三項の認定の取消しがあつた場合において、当該取消しが第十二条第七項に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する課徴金納付命令は、同項の規定にかかわらず、当該取消しの日から二年間においても、することができる。

（既往の違反被疑行為に係る通知）

第三十条　内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実が既になくなつている場合においても、その疑いの理由となつた行為について、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるときは、第一号に掲げる者に対し、第二号に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、措置命令に係る行政手続法第三十条の規定による通知又は第十五条第一項の規定による通知をした後は、この限りでない。

一　次に掲げる者

イ　当該疑いの理由となつた行為をした者

ロ　当該疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

ハ　当該疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該法人から分割により当該疑いの理由となつた行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

ニ　当該疑いの理由となつた行為をした者から当該疑いの理由となつた行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者

二　次に掲げる事項

イ　当該疑いの理由となつた行為の概要

ロ　違反する疑いのあつた法令の条項

ハ　次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

（影響是正措置計画に係る認定の申請等）

第三十一条　前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為による影響を是正するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条及び第三十三条第一項第一号において「影響是正措置」という。）に関する計画（以下この条及び同号において「影響是正措置計画」という。）を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以内に内閣総理大臣に提出して、その認定を申請することができる。

2　影響是正措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　影響是正措置の内容
二　影響是正措置の実施期限
三　その他内閣府令で定める事項
3　内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その影響是正措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
一　影響是正措置が疑いの理由となつた行為による影響を是正するために十分なものであること。
二　影響是正措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
4　第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。
5　内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その影響是正措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、これを却下しなければならない。
6　第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、同条第五項中「認定書」とあるのは、「不認定書」と読み替えるものとする。
7　第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る影響是正措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
8　第三項から第六項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

（影響是正措置計画に係る認定の効果）
第三十二条　第七条第一項及び第八条第一項の規定は、内閣総理大臣が前条第三項の認定（同条第七項の変更の認定を含む。次条において同じ。）をした場合における当該認定に係る疑いの理由となつた行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合は、この限りでない。

（影響是正措置計画に係る認定の取消し等）
第三十三条　内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三十一条第三項の認定を取り消さなければならない。
一　第三十一条第三項の認定を受けた影響是正措置計画に従つて影響是正措置が実施されていないと認めるとき。
二　第三十一条第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。
2　第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による第三十一条第三項の認定の取消しについて準用する。この場合において、第二十七条第五項中「認定書」とあるのは、「取消書」と読み替えるものとする。
3　第一項の規定による第三十一条第三項の認定の取消しがあつた場合において、当該取消しが第十二条第七項に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する課徴金納付命令は、同項の規定にかかわらず、当該取消しの日から二年間においても、することができる。

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第四条の規定　公布の日
二　第十五条第二項の改正規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）
第二条　この法律による改正後の不当景品類及び不当表示防止法（次条において「新法」という。）第八条第四項から第六項までの規定は、不当景品類及び不当表示防止法第八条第一項に規定する課徴金対象行為（以下この条において「課徴金対象行為」という。）であつて、この法律の施行の日（以下この条及び附則第八条において「施行日」という。）前に開始し施行日以後もやめていないもの及び施行日以後に開始するものについての課徴金の額（施行日前に開始し施行日以後もやめていない課徴金対象行為にあつては、施行日以後の課徴金対象行為に対応する部分に限る。）の算定について適用する。
第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法第四十四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を消費者庁の掲示場に掲示し、又はその旨を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置をとる」とあるのは「消費者庁の掲示場に掲示する」と、同条第三項中「措置をとつた」とあるのは「掲示を始めた」とする。
（政令への委任）
第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
（検討）
第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
（消費者契約法の一部改正）
第六条　消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
第十二条の二第一項及び第四十三条第二項第二号中「第三十条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。
（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）
第七条　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
附則第五十七条のうち不当景品類及び不当表示防止法第二十二条の改正規定を次のように改める。
第四十三条を次のように改める。

（送達に関する民事訴訟法の準用）
第四十三条　書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第一項、第百一条、第百二条の二、第百三条、第百五条、第百六条、第百七条第一項（第一号に係る部分に限る。次条第一項第二号において同じ。）及び第三項並びに第百八条の規定を準用する。この場合において、同法第百条第一項中「裁判所」とあり、及び同法第百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「消費者庁の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。
附則第五十七条のうち不当景品類及び不当表示防止法第二十四条の改正規定中「第二十四条」を「第四十五条」に改める。

（調整規定）
第八条　施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行の日前である場合には、同法第百三十八条第二号中「第三十六条及び第三十七条」とあるのは、「第四十六条及び第四十七条」とする。

理　由

最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、一般消費者の利益の一層の保護を図るため、前に課徴金納付命令を受けたこ

とがある事業者に対して課す課徴金の額を加算する措置、不当景品類及び不当表示防止法第五条の規定等に違反する疑いのある事業者が疑いの理由となった行為に係る是正措置計画の認定を受けたときは当該行為について措置命令等の規定を適用しないこととする措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、一般消費者の利益の一層の保護を図るため、前に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して課す課徴金の額を加算する措置、不当景品類及び不当表示防止法第五条の規定等に違反する疑いのある事業者が疑いの理由となった行為に係る是正措置計画の認定を受けたときは当該行為について措置命令等の規定を適用しないこととする措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　課徴金の納付を命ずる場合において、対象となる違反行為から遡り十年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対し、課徴金の額を加算すること。

2　課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における売上額を推計することができる規定を整備すること。

3　事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合には課徴金を減額することとする措置について、金銭による返金措置に加えて、当該返金措置の対象となる消費者が承諾した場合に金銭と同様に使用することができる前払式支払手段を交付することによる返金措置を可能とすること。

4　不当表示に係る規定等に違反する疑いのある事業者が疑いの理由となった行為についての是正措置計画を申請し、内閣総理大臣から当該是正措置計画について認定を受けたときは、当該行為について措置命令及び課徴金納付命令の規定を適用しないこと。

5　故意に優良誤認表示及び有利誤認表示をしたときの直罰規定を定めること。

6　適格消費者団体は、優良誤認表示の疑いのある表示を行う事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の開示を要請することができるとともに、事業者は当該要請に応ずる努力義務を負うこと。

7　内閣総理大臣は、外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができるものとすること。

8　措置命令等における送達制度を整備・拡充すること。

9　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、一般消費者の利益の一層の保護を図るため、前に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して課す課徴金の額を加算する措置、不当景品類及び不当表示防止法第五条の規定等に違反する疑いのある事業者が疑いの理由となった行為に係る是正措置計画の認定を受けたときは当該行為について措置命令等の規定を適用しないこととする措置等を講じようとするものであり、適当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和五年四月十一日

消費者問題に関する特別委員長　稲田　朋美

衆議院議長　細田　博之殿

〔別紙〕

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一　不当表示の抑止に係る実効性の観点から、本法の施行状況について不断の評価を継続し、上乗せ課徴金算定率の導入、罰則導入等によって、不当表示に対する十分な抑止力が働いたか否かを改めて評価し、抑止力が不十分と評価された場合には、原則的な課徴金算定率の引上げ、課徴金対象期間の延長、規模基準の引下げ、罰則の強化等について検討すること。また、業務停止命令等が可能な特定商取引法の執行と連携し、表示違反行為に対して両法律を適切かつ有効に活用すること。

二　確約手続については、ガイドライン等により、確約手続を利用し得る事案・事業者の対象範囲や、消費者に対し妥当な額を算定して返金することが確約措置の十分性を満たすために有益であること及び確約手続の対象となった事業者名・事案の概要を公表することを明確にすること。また、法改正後にガイドライン等の詳細を速やかに明らかにすること。

三　ステルスマーケティングを景品表示法第五条第三号の指定告示事項として不当表示規制の対象に取り込んだ結果として、インターネットを始めとする通信技術の発達により今後も生起しうる、消費者の自主的意思決定に不当な影響を及ぼす表示について必要十分な抑止機能が働いているか否かにつき、関連する消費者被害の発生状況・態様を継続して注視し、必要に応じて告示・ガイドラインの変更を迅速・柔軟に検討していくこと。

四　景品表示法検討会の報告書において中長期的に検討すべき課題と整理された課徴金の対象の拡大や、差止請求の範囲の見直しについて、指定告示に係る表示の執行状況も注視しつつ、更なる検討を行うこと。また、同様に中長期的に検討すべき課題と整理されたデジタルの表示の保存義務や、供給要件を満たさない者への規制対象の拡大についても、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」の取組状況も注視しつつ、更なる検討を行うこと。

五　返金措置による課徴金額の減額等については、事業者が行う返金措置の実施方法が弾力化されたことに伴い、事業者に対し、金銭と同様に通常使用することができるものに限られることを周知するとともに、事業者が提出する返金措置計画を認定する際には、消費者庁は当該計画が適正なものであるか否かについて厳正に判断を行うこと。

六　消費者裁判手続特例法第九十一条第一項により、内閣総理大臣が特定適格消費者団体に対して提供できる書類として、景品表示法に基づく処分に関して作成したものも提供できるよう、同法同条項の施行後の運用実態を踏まえ検討すること。

七　通信技術の発展により、今後もインターネット上での不当表示の増加が予想されることから、消費者庁において景品表示法の運用に必要となる人員の適正な配置を行い、十分な予算を確保するとともに、より一層、都道府県と密接な連携をとること。

八　広告・表示の適正化に向けた事業者団体や消費者団体等による自主的な取組を促進するため、情報の提供を始め、財政的支援その他の必要な支援を行うこと。とりわけ、景品表示法に基づく適格消費者団体の差止請求については、国・都道府県がなすべき行政処分を補完するものとして機能している社会的実態を踏まえ、当該団体に対する財政的支援その他の必要な支援について検討すること。また、本法により導入される適格消費者団体による開示要請規定の施行状況を踏まえ、必要な場合には、更なる適格

消費者団体の立証負担の軽減策について検討を行うこと。

九　外国の事業者から我が国の一般消費者に対して行う不当表示が増加する可能性があることを踏まえ、厳正な執行の観点から、今後も国際化の進展に対応する制度を整備・拡充すること。

十　消費者が商品や役務の取引を行うに当たり判断の情報源となるデジタル広告表示の保存に関し、消費者庁は事業者に対し「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」の更なる周知徹底に努めること。

右

国会に提出する。

令和五年二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　木材関連事業者の判断の基準となるべき事項等（第六条・第七条）」を「第三章　木材関連事業者による合法性の確認等の実施等（第六条―第十三条・第十四条）」に、「第四章」を「第五章」に、「第八条―第十五条」を「第十五条―第二十二条」に、「第五章」を「第六章」に、「第十六条―第三十条」を「第二十三条―第三十七条」に、「第六章」を「第七章」に、「第三十一条―第三十五条」を「第三十八条―第四十三条」に、「第七章」を「第八章」に、「第三十六条―第四十条」を「第四十四条―第四十九条」に改める。

第二条第一項中「木材（」の下に「素材を含み、」を加え、同条第二項中「。第六条第一項第一号において同じ」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　この法律において「素材生産販売事業者」とは、自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売又は販売の委託をする事業を行う者をいう。

第二条に次の一項を加える。

4　この法律において「木材関連事業者」とは、次に掲げる事業を行う者をいう。

一　木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く。）をする事業

二　素材生産販売事業者から委託を受けて素材の販売をする事業

三　木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業

四　前三号に掲げるもののほか、木材等を利用する事業であって主務省令で定めるもの

第三条第一項中「第六条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「合法伐採木材等」を「前号に掲げるもののほか、合法伐採木材等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第七条第二項に規定する合法性確認木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項

第四条第二項中「提供」の下に「、木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なものの公表」を加え、「第八条」を「第十五条」に改め、「、第十三条第一項に規定する登録木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なものの公表」を削る。

第四十条中「第二十四条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第四十九条とする。

第三十九条中「前三条」を「第四十四条から前条まで」に改め、同条を第四十八条とする。

第三十八条中「第三十三条第一項」を「第四十条第一項又は第二項」に、「同項」を「これら」に、「者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条を第四十七条とする。

第三十七条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第二十三条」を「第三十条」に、「せず」を「しないで登録実施事務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第二十八条」を「第三十五条」に、「同条に規定する事項の記載をせず、」を「帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第三十三条第二項」を「第四十条第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第四十六条とする。

第三十六条中「第二十七条」を「第三十四条」に、「者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十五条　第十一条第四項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第七章を第八章とする。

第六章中第三十五条を第四十三条とする。

第三十四条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一　第十条第一項の規定による指導及び助言、第十一条第一項の規定による勧告、同条第三項の規定による木材関連事業者の公表、同条第四項の規定による木材関連事業者に対する命令、第十二条の規定による報告の受理、第十三条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項の規定による当該事項の改定、第十四条の規定による指導及び助言並びに第四十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項　農林水産大臣及び当該木材関連事業者の事業を所管する大臣

二　第十条第二項の規定による指導及び助言、第十一条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による素材生産販売事業者の公表、同条第四項の規定による素材生産販売事業者に対する命令並びに第四十条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項　農林水産大臣

第三十四条第二項中「主務大臣」を「農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第六条第一項、第七条、第八条、第十二条及び第十三条第一項の主務省令については、農林水産大臣及び当該木材関連事業者の事業を所管する大臣の発する命令とする。

第三十四条を第四十二条とする。

第三十三条第一項中「合法伐採木材等の利用の確保の状況」を「合法性の確認等の実施状況若しくは合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況」に改め、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、素材生産販売事業者に対し、第九条の規定による情報の提供の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、素材生産販売事業者の事務所、事業場若しくは素材の保管場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第三十三条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（関係行政機関等の協力）

第四十一条　主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

第三十二条を第三十九条とする。

第三十一条中「合法伐採木材等への」を「合法性確認木材等への」に改め、同条を第三十八条とする。

第六章を第七章とする。

第三十条中「第二十七条」を「第三十四条」に改め、第五章中同条を第三十七条とする。

第二十九条第二号中「第二十一条又は第二十三条」を「第二十八条又は第三十条」に改め、同条第三号中「第二十七条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十六条とし、第二十八条を第三十五条とする。

第二十七条第一号中「第十七条第一号」を「第二十四条第一号」に改め、同条第二号中「第二十一条から第二十三条まで、第二十四条第一項」を「第二十八条から第三十条まで、第三十一条第一項」に改め、同条第三号中「第二十四条第二項各号」を「第三十一条第二項」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十六条中「第二十条」を「第二十七条」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十五条中「第十八条第一項各号」を「第二十五条第一項各号」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十四条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条を第三十一条とし、第二十三条を第三十条とし、第十九条から第二十二条までを七条ずつ繰り下げる。

第十八条第一項中「第十六条」を「第二十三条」に改め、同条を第二十五条とする。

第十七条第二号中「第二十七条」を「第三十四条」に改め、同条を第二十四条とする。

第十六条中「第八条」を「第十五条」に改め、同条を第二十三条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第十五条を第二十二条とする。

第十四条第一項第一号中「第十一条第一項各号」を「第十八条第一項第一号、第二号又は第四号」に改め、同項第三号中「第八条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第十一条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十三条第一項中「第八条」を「第十五条」に、「の措置」を「に取り組むべき措置」に改め、同条を第二十条とする。

第十二条第一項中「第八条」を「第十五条」に改め、同条を第十九条とする。

第十一条第一項中「第九条」を「第十六条」に改め、同項第一号中「第六条第一項」を「第十三条第一項」に、「の措置」を「に取り組むべき措置」に改め、同項第三号中「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第十八条とし、第十条を第十七条とする。

第九条第一項第二号及び第二項中「の措置」を「に取り組むべき措置」に改め、同条を第十六条とする。

第八条中「の措置」を「に取り組むべき措置」に、「第十六条から第十八条まで」を「第二十三条から第二十五条まで」に改め、同条を第十五条とする。

第四章を第五章とする。

第七条中「の措置」を「に取り組むべき措置」に改め、第三章中同条を第十四条とする。

第六条第一項中「取り組むべき措置」の下に「（原材料情報の収集等、合法性の確認並びに第七条第二項の規定による記録の作成及び保存（第四十条第一項において「合法性の確認等」という。）を除く。以下同じ。）」を加え、同項各号を次のように改める。

一　合法伐採木材等の利用を確保するための体制の整備に関する事項

二　取り扱う木材等のうちの合法性確認木材等の数量を増加させるための措置に関する事項

三　前号に掲げるもののほか、合法伐採木材等の利用を確保し、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置に関する事項

四　木材等の譲受けをする場合において当該譲受けの相手方から伝達された第八条に規定する情報の保存に関する事項

五　木材等の譲渡しをする場合（第八条の規定により同条に規定する情報を伝達する場合を除く。）における当該譲渡しの相手方への当該情報の伝達に関する事項

六　その他合法伐採木材等の利用を確保するために必要な事項として主務省令で定める事項

第六条を第十三条とする。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章　木材関連事業者による合法性の確認等の実施等

（木材関連事業者による合法性の確認等）

第六条　木材関連事業者は、その事業として次の各号に掲げる行為をするときは、当該各号に規定する木材等について、その原材料情報の収集又は整理をし、当該原材料情報を踏まえ、主務省令で定めるところにより、当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認（以下「合法性の確認」という。）をしなければならない。

一　素材生産販売事業者からの素材（既に合法性の確認がされた素材であることが第八条又は第十三条第一項第五号の規定により伝達された情報により明らかであるものを除く。第九条において同じ。）の譲受け又は譲渡しの受託

二　外国において本邦に輸出される木材等の譲渡しをする事業を営む者からの木材等の譲受け又は譲渡しの受託

三　自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の加工

2　前項の「原材料情報」とは、同項各号に規定する木材等の原材料である樹木についての次に掲げる情報をいう。

一　当該樹木の樹種及び当該樹木が伐採された地域

二　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の八第一項に規定する届出書の写し若しくは原産国の政府機関により発行された当該樹木が樹木の伐採に係る当該原産国の法令に適合して伐採されたことを証する証明書の写し又はこれらの写しに代わる当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報として政令で定める情報（書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十一条において同じ。）によって作成されたものに限る。）

（木材関連事業者による記録の作成及び保存）

第七条　前条第一項の規定により原材料情報（同条第二項に規定する原材料情報をいう。以下同じ。）の収集又は整理をした木材関連事業者は、主務省令で定めるところにより、当該原材料情報に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2　前条第一項の規定により合法性の確認をした木材関連事業者は、主務省令で定めるところにより、当該合法性の確認をした木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等（以下「合法性確認木材等」という。）であるか否かの別及びその理由に関する記

録を作成し、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

（木材関連事業者による情報の伝達）

第八条　第六条第一項の規定により原材料情報の収集又は整理をした木材関連事業者は、当該原材料情報の収集又は整理をした木材等について他の木材関連事業者への譲渡しをするときは、主務省令で定めるところにより、前条第一項に規定する記録に関する情報として主務省令で定める情報及び当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を、当該他の木材関連事業者に伝達しなければならない。

（素材生産販売事業者による情報の提供）

第九条　素材生産販売事業者は、木材関連事業者に対して素材の譲渡し又は譲渡しの委託をするときは、当該木材関連事業者の求めに応じ、当該木材関連事業者がする合法性の確認に資する情報を提供しなければならない。

（指導及び助言）

第十条　主務大臣は、木材関連事業者に対し、第六条第一項の規定による原材料情報の収集若しくは整理、第七条第一項の規定による記録の作成及び保存又は第八条の規定による情報の伝達（第十三条第一項において「原材料情報の収集等」という。）の実施に関し必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をすることができる。

2　主務大臣は、素材生産販売事業者に対し、前条の規定による情報の提供の実施に関し必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第十一条　主務大臣は、第六条第一項（原材料情報の収集又は整理に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第七条第一項又は第八条の規定に違反している木材関連事業者に対し、前条第一項の規定による指導又は助言をした場合において、その者がなお第六条第一項、第七条第一項又は第八条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該木材関連事業者に対し、これらの規定の違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2　主務大臣は、第九条の規定に違反している素材生産販売事業者に対し、前条第二項の規定による指導又は助言をした場合において、その者がなお第九条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該素材生産販売事業者に対し、同条の規定の違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3　主務大臣は、前二項の規定による勧告を受けた木材関連事業者又は素材生産販売事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4　主務大臣は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた木材関連事業者又は素材生産販売事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該木材関連事業者又は素材生産販売事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（合法性確認木材等の量の報告）

第十二条　木材関連事業者（その事業としてする第六条第一項各号に掲げる行為に係る木材等の総量又は価額の総額が主務省令で定める基準以上である木材関連事業者に限る。）は、毎年一回、主務省令で定めるところにより、当該木材等の総量及びそのうちの合法性確認木材等の数量を主務大臣に報告しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第八条の規定によりされている登録についてのこの法律による改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「新法」という。）第二十一条第一項の規定の適用については、この法律の施行の日からその登録が新法第十九条第一項の更新を受けるまでの間は、新法第二十一条第一項第一号中「第十八条第一項第一号、第二号又は第四号」とあるのは、「第十八条第一項第二号若しくは第四号又は合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）による改正前の第十一条第一項第一号」とする。

（調整規定）

第三条　この法律の施行の日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行の日前である場合には、同法第二百七十五条第三十四号中「第三十六条」とあるのは、「第四十四条」とする。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九十一号の二中「第八条」を「第十五条」に改める。

理　由

違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制するため、木材関連事業者が国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をする際に、当該木材等の原材料となる樹木が法令に違反して伐採されていないかについて確認をすることを義務付けるとともに、当該木材等の譲渡しをする際に、当該確認のために用いた情報を相手方へ伝達することを義務付ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制するため、木材関連事業者が国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をする際に、当該木材等の合法性の確認を義務付ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　木材関連事業者による合法性の確認等

㈠　木材関連事業者は、国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をするときは、木材等に係る原材料情報の収集等をし、合法性の確認をしなければならないものとすること。

㈡　㈠の木材関連事業者は、原材料情報に関する記録及び木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等（以下「合法性確認木材等」という。）であるかに関する記録を作成し、保存しなければならないものとすること。

㈢　㈠の木材関連事業者は、当該木材等について他の木材関連事業者への譲渡しをするときは、原材料情報及び合法性確認木材等であるかを伝達しなければならないものとすること。

2　素材生産販売事業者による情報の提供
　素材生産販売事業者は、木材関連事業者に素材の譲渡し等をするときは、当該木材関連事業者の求めに応じ、合法性の確認に資する情報を提供しなければならないものとすること。
3　木材関連事業者の範囲
　木材関連事業者に小売事業者を追加すること。
4　その他
(一)　主務大臣による指導及び助言、勧告及び命令等に係る規定の整備を行うこと。
(二)　木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置の明確化等を行うこと。
5　施行期日
　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二　議案の可決理由
　本案は、違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
　なお、本案に対し、立憲民主党・無所属、国民民主党・無所属クラブ、日本共産党及び有志の会の共同提案により、木材関連事業者が樹木の伐採された地域における違法伐採の状況を勘案して適切に合法性の確認をすることを確保するための措置の在り方並びに違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認することができない木材等の流通及び利用に対する規制の在り方についての検討条項を追加することを内容とする修正案が提出されたが、否決された。
　また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
　右報告する。
　令和五年四月十二日
　　農林水産委員長　笹川　博義
　衆議院議長　細田　博之殿

〔別紙〕

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

　違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通は、地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、これを抑制するための取組を一層強化していくことが極めて重要となっている。
　よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一　合法性の確認の方法等をはじめとした各措置の詳細を定めるに当たっては、関係者の意見を十分に踏まえるとともに、本法と類似制度との関係について木材関連事業者に分かりやすい形で整理を行うこと。
二　新たに合法性の確認等が義務付けられる川上・水際の木材関連事業者及び素材生産販売事業者に対しては、罰則等の規定が設けられることに鑑み、改正内容の周知徹底を図るとともに、川中・川下の木材関連事業者に対しては、新たに追加される小売事業者も含め、合法性の確認等に関する情報が消費者まで伝わるよう、制度の趣旨及び改正内容について十分周知すること。
三　無断伐採によって森林所有者の資産が毀損されることのないよう、①市町村が伐採届等に係るチェックを適切に行えるよう、また、②木材関連事業者による合法性の確認に当たって十分な情報提供が行われるよう、助言等を行うこと。
四　木材関連事業者が樹木の伐採された地域における違法伐採の状況を勘案して適切に合法性の確認をすることを確保するため、原産国・地域ごとに整理した違法伐採の発生状況及びリスク情報、合法性の確認の方法に関するフローチャート等の情報を提供する等合法性の確認が適切かつ円滑に行われるようにするための必要な措置を講ずること。
五　違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通の抑制には、需要側である消費者から合法性確認木材等を求めていくことが重要であることに鑑み、合法性確認木材等の流通及び利用を促進する意義に関する国民の理解醸成を一層促すための措置を講ずること。
六　違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置に十分に取り組んでいない木材関連事業者に対して実効性のある指導等を行うことにより、合法性確認木材等でない木材等の流通及び利用を抑制すること。
七　違法伐採に係る木材等の流通の抑制に向け、リスクの低い国産材の供給拡大が図られるよう、国産材の安定的かつ持続的な供給を可能とするための施策を推進すること。
八　木材関連事業者による合法性の確認及び情報の伝達等について、義務付けの有無にかかわらず多くの木材関連事業者が取り組むよう、積極的に取り組むことが木材関連事業者自らのメリットにつながるような措置を講ずるとともに、電子的に手続が行えるシステムを含め事業者負担の軽減が図られるよう、必要な措置を講ずること。
九　森林所有者、素材生産販売事業者、木材関連事業者の相互の利益を確保し、林業・木材産業が持続的に発展することができるようにするため、流通過程において現場の実態等を的確に反映した価格形成が行われるよう、必要な措置を講ずること。
十　木材関連事業者による合法性の確認や情報の伝達等の実施状況について、チェック体制を構築し、適切な指導及び助言等を行うこと。
　右決議する。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案

　右
　国会に提出する。
　令和五年三月三日
　　内閣総理大臣　岸田　文雄

　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律
　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
　題名を次のように改める。
　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律
　目次を次のように改める。
　目次
第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策
　第一節　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する基本方針（第五条）
　第二節　国の施策（第六条―第八条）
第三章　認定匿名加工医療情報作成事業者及び匿名加工医療情報取扱事業者
　第一節　認定匿名加工医療情報作成事業者（第九条―第十七条）

第二節　匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制（第十八条―第二十九条）
第三節　匿名加工医療情報取扱事業者（第三十条）
第四節　匿名医療保険等関連情報等との連結（第三十一条・第三十二条）
第四章　認定仮名加工医療情報作成事業者及び認定仮名加工医療情報利用事業者
第一節　認定仮名加工医療情報作成事業者及び仮名加工医療情報等の取扱いに関する規制（第三十三条―第四十条）
第二節　認定仮名加工医療情報利用事業者及び提供仮名加工医療情報の取扱いに関する規制（第四十一条―第四十四条）
第五章　認定医療情報等取扱受託事業者（第四十五条―第五十一条）
第六章　医療情報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供
第一節　認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供（第五十二条―第五十六条）
第二節　認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供（第五十七条・第五十八条）
第七章　監督（第五十九条―第六十一条）
第八章　雑則（第六十二条―第六十七条）
第九章　罰則（第六十八条―第七十五条）
附則

第一条中「ための匿名加工医療情報」の下に「及び仮名加工医療情報」を、「行う者」の下に「及び仮名加工医療情報作成事業を行う者」を加え、「医療情報等及び匿名加工医療情報」を「医療情報、匿名加工医療情報、仮名加工医療情報等」に改める。

第二条第四項を次のように改める。

4　この法律において「仮名加工医療情報」とは、次の各号に掲げる医療情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように医療情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一　第一項第一号に該当する医療情報　当該医療情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二　第一項第二号に該当する医療情報　当該医療情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

第二条第五項中「第四十四条」を「第六十八条」に改め、同条に次の二項を加える。

6　この法律において「匿名加工医療情報作成事業」とは、医療分野の研究開発に資するよう、医療情報を整理し、及び加工して匿名加工医療情報（匿名加工医療情報データベース等（匿名加工医療情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工医療情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。第三十条第一項において同じ。）を構成するものに限る。以下同じ。）を作成する事業をいう。

7　この法律において「仮名加工医療情報作成事業」とは、医療分野の研究開発に資するよう、医療情報を整理し、及び加工して仮名加工医療情報（仮名加工医療情報データベース等（仮名加工医療情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工医療情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。）を構成するものに限る。以下同じ。）を作成する事業をいう。

第二条第六項中「匿名加工医療情報」の下に「及び仮名加工医療情報」を加える。

第三条中「匿名加工医療情報」を「匿名加工医療情報等」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第三十五条第一項」を「第五十九条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第十三条（第二十九条）」を「第十四条（第四十条、第四十四条及び第五十一条」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三　第四十条において準用する第十一条第九項、第十二条第二項、第十三条第二項又は第十六条第二項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して仮名加工医療情報等を消去しなかったとき。

四　第四十四条において準用する第十一条第九項、第十二条第二項、第十三条第二項又は第十六条第二項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して提供仮名加工医療情報を消去しなかったとき。

五　第五十一条において準用する第十一条第九項、第十二条第二項、第十三条第二項又は第十六条第二項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して医療情報等を消去しなかったとき。

第四十七条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第九条第二項、第十条第三項」を「第十条第三項、第十一条第三項」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に、「第二十九条」を「第四十条、第四十四条及び第五十一条」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十条第九項、第十一条第二項、第十二条第二項又は第十五条第二項（第十六条第二項」を「第十一条第九項、第十二条第二項、第十三条第二項又は第十六条第二項（第十七条第二項」に改め、「（これらの規定を第二十九条において準用する場合を含む。）」を削り、「医療情報等及び匿名加工医療情報等」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第三十五条第一項」を「第五十九条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第十三条（第二十九条）」を「第十四条（第四十条、第四十四条及び第五十一条」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三　第四十条において準用する第十一条第九項、第十二条第二項、第十三条第二項又は第十六条第二項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して仮名加工医療情報等を消去しなかったとき。

四　第四十四条において準用する第十一条第九項、第十二条第二項、第十三条第二項又は第十六条第二項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して提供仮名加工医療情報を消去しなかったとき。

五　第五十一条において準用する第十一条第九項、第十二条第二項、第十三条第二項又は第十六条第二項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して医療情報等を消去しなかったとき。

第四十七条の二を削る。

第四十六条第一号中「第八条第一項、第九条第一項」を「第九条第一項、第十条第一項」に、「第二十九条」を「第四十条、第四十四条及び第五十一条」に、「若しくは第二十八条」を「、第三十三条、第四十一条若しくは第四十五条」に、「第十条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同条第二号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「第八条第二項

第二号」を「第九条第二項第二号」に改め、同条第四号中「第三十七条第一項、第二項、第四項又は第五項」を「第六十一条第一項から第四項まで又は第六項から第八項まで」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第二十九条」を「第五十一条」に、「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「第八条第二項第四号」を「第九条第二項第四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　第四十条において準用する第十条第一項の規定に違反して第四十条において準用する第九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更したとき。

四　第四十四条において準用する第十条第一項の規定に違反して第四十四条において準用する第九条第二項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更したとき。

第四十六条を第七十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十三条の規定に違反して、認定匿名加工医療情報作成事業に関して知り得た匿名加工医療情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

二　第三十二条第二項において準用する第二十三条の規定に違反して、連結可能匿名加工医療情報の利用に関して知り得た連結可能匿名加工医療情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

三　第四十条において準用する第二十三条の規定に違反して、認定仮名加工医療情報作成事業に関して知り得た仮名加工医療情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

四　第四十四条において準用する第二十三条の規定に違反して、第四十四条において準用する第十一条第一項に規定する認定仮名加工医療情報利用事業に関して知り得た提供仮名加工医療情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

五　第五十一条において準用する第二十三条の規定に違反して、認定医療情報等取扱受託事業に関して知り得た医療情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

第四十五条中「前条に規定する」を「認定匿名加工医療情報作成事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった」に、「医療情報等又は匿名加工医療情報等」を「匿名加工医療情報等」に改め、同条に次の三項を加える。

2　認定仮名加工医療情報作成事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た仮名加工医療情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　認定仮名加工医療情報利用事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た提供仮名加工医療情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　認定医療情報等取扱受託事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た医療情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十五条を第六十九条とする。

第四十四条中「認定匿名加工医療情報作成事業者」の下に「、認定仮名加工医療情報作成事業者」を加え、同条を第六十八条とする。

第七章を第九章とする。

第六章中第四十三条を第六十七条とし、第四十二条を第六十六条とし、第四十一条を第六十五条とする。

第四十条中「第三十五条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条を第六十四条とし、第三十九条を第六十三条とする。

第三十八条中「及び匿名加工医療情報」を削り、同条を第六十二条とする。

第六章を第八章とする。

第三十七条第一項中「第十七条第一項、第十八条第一項」を「第十八条第一項、第十九条第一項」に、「第十九条から第二十一条まで、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十三条」を「第二十条から第二十二条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十一条第一項、第五十五条」に、「第三十四条」を「第五十六条」に改め、同条第六項中「、第二項、第四項」を「から第四項まで」に、「前項」を「前三項」に、「第三項」を「第五項」に、「若しくは第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、「第二項」の下に「の規定」を加え、「第三十一条第一項」を「第五十三条第一項」に、「又は第三十二条」を「若しくは第五十四条の規定（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）又は第五十七条第一項若しくは第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第十八条第三項」を「第三十条第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　主務大臣は、連結可能匿名加工医療情報利用者が第三十二条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二十条から第二十二条までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十七条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、「認定匿名加工医療情報作成事業者」の下に「、認定仮名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第二十三条第二項の規定又は第二十九条」を「第二十四条第二項、第三十七条第二項、第四十六条第一項、第四十七条（第三項を除く。）、第四十八条（第五項を除く。）、第四十九条第一項若しくは第五十条第一項の規定又は第五十一条」に、「第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条から第二十一条まで、第二十四条、第二十四条の二、第二十六条第一項若しくは第二十七条」を「第二十条から第二十二条まで、第二十五条、第二十六条若しくは第二十九条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条から第二十一条まで、第二十四条、第二十四条の二、第二十六条第一項若しくは第二十七条」を「第二十条から第二十二条まで、第二十五条、第二十六条若しくは第二十九条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

2　主務大臣は、認定仮名加工医療情報作成事業者（外国取扱者を除く。）が第三十四条第一項、第三十五条（第五項を除く。）、第三十六条第二項、第三十七条第一項、第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項の規定、第四十条において準用する第二十条から第二十二条まで、第二十五条、第二十六条若しくは第二十九条の規定又は第五十八条において準用する第五十五条（第二項を除く。）若しくは第五十六条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3　主務大臣は、認定仮名加工医療情報利用事業者（外国取扱者を除く。）が第四十二条（第四項を除く。）若しくは第四十三条第一項の規定又は第四十四条において準用する第二十条から第二十二条まで、第二十六条若しくは第二十九条の規定に違反していると認めるときは、その者に対

し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章中第三十七条を第六十一条とする。

第三十六条中「認定匿名加工医療情報作成事業者」の下に「、認定仮名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者」を加え、「第八条第一項又は第二十八条」を「第九条第一項、第三十三条、第四十一条又は第四十五条」に改め、同条を第六十条とする。

第三十五条第一項中「認定匿名加工医療情報作成事業者」の下に「、認定仮名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者」を、「匿名加工医療情報取扱事業者」の下に「、連結可能匿名加工医療情報利用者（国の他の行政機関を除く。第六十一条第七項において同じ。）」を加え、同条を第五十九条とする。

第五章を第七章とする。

第三十四条第一号中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第二号中「第三十一条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、第四章中同条を第五十六条とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節　認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

（医療情報取扱事業者による医療情報の提供）

第五十七条　医療情報取扱事業者は、認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報について、主務省令で定めるところにより本人又はその遺族からの求めがあるときは、当該本人が識別される医療情報の認定仮名加工医療情報作成事業者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出たときは、当該医療情報を認定仮名加工医療情報作成事業者に提供することができる。

一　当該医療情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定仮名加工医療情報利用事業者による医療分野の研究開発に利用される仮名加工医療情報の作成の用に供するものとして、認定仮名加工医療情報作成事業者に提供すること。

三　認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の項目

四　認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の取得の方法

五　認定仮名加工医療情報作成事業者への提供の方法

六　本人又はその遺族からの求めに応じて当該本人が識別される医療情報の認定仮名加工医療情報作成事業者への提供を停止すること。

七　本人又はその遺族からの求めを受け付ける方法

八　その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして主務省令で定める事項

2　医療情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による医療情報の提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、主務省令で定めるところにより、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出なければならない。

3　主務大臣は、第一項の規定による届出があったときは、主務省令で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

（準用）

第五十八条　第五十三条から第五十六条までの規定は、医療情報取扱事業者による認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供について準用する。この場合において、第五十三条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十七条第一項」と、第五十四条第一項、第五十五条第一項及び第五十六条第一号中「第五十二条第一項」とあるのは「第五十七条第一項」と読み替えるものとする。

第三十三条第一項中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第五十五条とする。

第三十二条第一項中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第五十四条とし、第三十一条を第五十三条とする。

第三十条第一項中「この項」の下に「及び第五十七条第一項」を加え、同項第一号中「第三十三条第一項第一号」を「第五十五条第一項第一号及び第五十七条第一項第一号」に改め、同条を第五十二条とし、第四章中同条の前に次の節名を付する。

第一節　認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

第四章の章名中「認定匿名加工医療情報作成事業者」の下に「又は認定仮名加工医療情報作成事業者」を加え、同章を第六章とする。

第二十九条中「第八条第二項(二)を「第九条第二項(二に、「の規定は前条の認定について、第九条から第十四条まで、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十二条まで、第二十四条、第二十四条の二、第二十六条並びに第二十七条の規定は」を「、第十条から第十七条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条並びに第二十九条の規定は、第四十五条の認定」に、「について、第十五条及び第十六条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者に係る認定の取消しについて、それぞれ」を「及び認定医療情報等取扱受託事業について」に改め、同条の表を次のように改める。

第九条第二項	次項各号	次項第一号、第三号及び第四号
第九条第二項第四号	医療情報、匿名加工医療情報の作成に用いた医療情報から削除した記述等及び個人識別符号、第十九条第一項又は第四十七条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報並びに匿名加工医療情報（以下「匿名加工医療情報等」という。）	医療情報等（第四十五条に規定する医療情報等をいう。以下同じ。）
第九条第三項第一号ハ	匿名加工医療情報作成事業	当該事業
第九条第三項第三号及び第四号、第十一条第九項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十六条第一項及び第二項、第二十	匿名加工医療情報等	医療情報等

条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条並びに第二十九条第一項			
第十条第一項	同条第二項第二号から第五号まで	前条第二項第四号又は第五号	
第十条第五項	第一号	第一号及び第二号	
第十一条第七項	第九条第三項から第五項まで	第九条第三項（第二号を除く。）、第四項及び第五項	
第十六条第一項第二号	第九条第三項各号	第九条第三項第一号、第三号又は第四号	
第十六条第一項第四号	第二十八条第一項	第四十九条第一項の規定に違反して仮名加工医療情報を提供し、又は第五十条第一項	
第十六条第一項第五号	第六十一条第一項	第六十一条第四項	
第十七条第一項第二号	同条第一項	同条第四項	
第二十六条	ならない	ならない。ただし、当該認定医療情報等取扱受託事業者が、認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者（第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者をいう。以下この条において同じ。）又は他の認定医療情報等取扱受託事業者から当該医療情報等の取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、主務省令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者又は他の認定医療情報等取扱受託事業者に通知したときは、この限りでない	

第三章第三節中第二十九条を第五十一条とする。

第二十八条中「認定匿名加工医療情報作成事業者」の下に「又は認定仮名加工医療情報作成事業者」を加え、「医療情報等又は匿名加工医療情報」を「、医療情報、匿名加工医療情報若しくは仮名加工医療情報の作成に用いた医療情報から削除した記述等若しくは個人識別符号、第十九条第一項、第三十五条第一項、第四十七条第一項若しくは第四十八条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報、匿名加工医療情報又は仮名加工医療情報（以下「医療情報等」という。）」に改め、同条を第四十五条とし、同条の次に次の五条を加える。

（利用目的による制限）

第四十六条　前条の認定を受けた者（以下「認定医療情報等取扱受託事業者」という。）は、第二十四条第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項若しくは第二項の規定により医療情報の取扱いの全部又は一部の委託又は再委託を受けた場合は、当該医療情報が医療分野の研究開発に資するために提供されたものであるという趣旨に反することのないよう、前条の認定に係る事業（以下「認定医療情報等取扱受託事業」という。）の目的の達成に必要な範囲を超えて当該医療情報を取り扱ってはならない。

2　前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　法令に基づく場合

二　人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合

（匿名加工医療情報の作成等）

第四十七条　認定医療情報等取扱受託事業者は、匿名加工医療情報を作成するときは、第十九条第一項の主務省令で定める基準に従い、医療情報を加工しなければならない。

2　認定医療情報等取扱受託事業者は、匿名加工医療情報を作成して自ら当該匿名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工医療情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工医療情報を他の情報と照合してはならない。

3　個人情報の保護に関する法律第四十三条の規定は、認定医療情報等取扱受託事業者が第一項の規定により匿名加工医療情報を作成する場合については、適用しない。

（仮名加工医療情報の作成等）

第四十八条　認定医療情報等取扱受託事業者は、仮名加工医療情報を作成するときは、第三十五条第一項の主務省令で定める基準に従い、医療情報を加工しなければならない。

2　認定医療情報等取扱受託事業者は、前項の規定により仮名加工医療情報を作成したときは、第四十六条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、認定医療情報等取扱受託事業の目的の達成に必要な範囲を超えて当該仮名加工医療情報を取り扱ってはならない。

3　認定医療情報等取扱受託事業者は、仮名加工医療情報を作成して自ら当該仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工医療情報を他の情報と照合してはならない。

4　認定医療情報等取扱受託事業者は、認定医療情報等取扱受託事業に関し管理する仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工医療情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5　個人情報の保護に関する法律第四十一条第一項の規定は認定医療情報等取扱受託事業者が第一項の規定により仮名加工医療情報を作成する場合について、同法第二十六条、第三十二条から第三十九条まで、第四十一条第二項から第九

項まで及び第四十二条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者が認定医療情報等取扱受託事業に関し管理する仮名加工医療情報を取り扱う場合については、適用しない。

（仮名加工医療情報の第三者提供の制限）

第四十九条　認定医療情報等取扱受託事業者は、次条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除くほか、認定医療情報等取扱受託事業に関し管理する仮名加工医療情報を第三者に提供してはならない。

一　法令に基づく場合

二　第三十七条第一項の規定による委託をした認定仮名加工医療情報作成事業者又は同条第二項の規定による再委託をした認定医療情報等取扱受託事業者に対して当該委託又は再委託に係る仮名加工医療情報を提供する場合

2　次に掲げる場合において、当該仮名加工医療情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一　第五十一条において準用する第十一条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴って仮名加工医療情報が提供される場合

二　認定医療情報等取扱受託事業者が第三十七条第二項の規定により仮名加工医療情報の取扱いの全部又は一部を再委託することに伴って当該仮名加工医療情報が提供される場合

（医療情報の第三者提供の制限）

第五十条　認定医療情報等取扱受託事業者は、次に掲げる場合を除くほか、第二十四条第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項若しくは第二項の規定によりその取扱いの全部又は一部の委託又は再委託をされた医療情報を第三者に提供してはならない。

一　法令に基づく場合

二　人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合

三　第二十四条第一項の規定による委託をした認定匿名加工医療情報作成事業者、第三十七条第一項の規定による委託をした認定仮名加工医療情報作成事業者又は第二十四条第二項若しくは第三十七条第二項の規定による再委託をした認定医療情報等取扱受託事業者に対して当該委託又は再委託に伴い提供された医療情報を提供する場合

2　次に掲げる場合において、当該医療情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一　次条において準用する第十一条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴って医療情報が提供される場合

二　認定医療情報等取扱受託事業者が第二十四条第二項又は第三十七条第二項の規定により医療情報の取扱いの全部又は一部を再委託することに伴って当該医療情報が提供される場合

第三章第三節の節名を削る。

第二十七条第一項中「認定事業」を「認定匿名加工医療情報作成事業」に、「医療情報等又は匿名加工医療情報」を「匿名加工医療情報等」に改め、第三章第二節中同条を第二十九条とし、同条の次に次の二節及び一章並びに章名を加える。

第三節　匿名加工医療情報取扱事業者

第三十条　匿名加工医療情報取扱事業者（匿名加工医療情報データベース等を事業の用に供している者をいう。以下同じ。）は、第十九条第一項又は第四十七条第一項の規定により作成された匿名加工医療情報（自ら医療情報を加工して作成したものを除く。）を取り扱うに当たっては、当該匿名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該医療情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第十九条第一項若しくは第四十七条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工医療情報を他の情報と照合してはならない。

2　個人情報の保護に関する法律第四十四条から第四十六条までの規定は、匿名加工医療情報取扱事業者が前項に規定する匿名加工医療情報を取り扱う場合については、適用しない。

第四節　匿名医療保険等関連情報等との連結

（連結可能匿名加工医療情報の提供）

第三十一条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十六条の二第一項の規定により匿名医療保険等関連情報（同項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。以下この項において同じ。）の提供を受けることができる者その他の政令で定める者に対してする場合に限り、第十九条第一項又は第四十七条第一項の規定により作成した匿名加工医療情報について、匿名医療保険等関連情報その他の政令で定めるものと連結して利用することができる状態で提供することができる。

2　認定匿名加工医療情報作成事業者は、匿名加工医療情報を前項に規定する状態にするため、主務省令で定めるところにより、厚生労働大臣その他政令で定める大臣（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に対し、匿名加工医療情報等を提供した上で、当該状態にするために必要な情報として主務省令で定めるものの提供を求めることができる。

3　厚生労働大臣等は、前項の規定による求めがあったときは、認定匿名加工医療情報作成事業者に対し、同項の主務省令で定める情報を提供することができる。

4　厚生労働大臣等は、前項の規定による情報の提供に係る事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他主務省令で定める者（以下この条において「支払基金等」という。）に委託することができる。

5　第三項の規定による情報の提供を受ける認定匿名加工医療情報作成事業者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前項の規定により厚生労働大臣等からの委託を受けて、支払基金等が第三項の規定による情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等）に納めなければならない。

6　前項の規定により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とする。

7　認定匿名加工医療情報作成事業者は、第一項の規定による匿名加工医療情報の提供を、第四項の規定による委託を受けた支払基金等を通じて行うことができる。

（連結可能匿名加工医療情報の取扱いに関する規制）

第三十二条　前条第一項の規定により連結可能匿名加工医療情報（同項の規定により提供された匿名加工医療情報をいう。以下同じ。）の提供を受け、これを利用する者（以下「連結可能匿名加工医療情報利用者」という。）は、連結可能匿名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該連結可能匿名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該医療情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第十九条第一項若しくは第四十七条第一項の規定により行われた加工の方法その他の連結可能匿名加工医療情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該連結可能匿名加工医療情報を他の情報と照合してはならない。

2　第二十条から第二十三条までの規定は、連結可能匿名加工医療情報利用者による連結可能匿名加工医療情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十条から第二十二条まで

の規定中「認定匿名加工医療情報作成事業に関し」とあるのは「当該連結可能匿名加工医療情報利用者が」と、第二十三条中「の役員若しくは」とあるのは「（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその」と、「認定匿名加工医療情報作成事業に」とあるのは「連結可能匿名加工医療情報の利用に」と読み替えるものとする。

第四章　認定仮名加工医療情報作成事業者及び認定仮名加工医療情報利用事業者

第一節　認定仮名加工医療情報作成事業者及び仮名加工医療情報等の取扱いに関する規制

（認定）

第三十三条　仮名加工医療情報作成事業を行う者（法人に限る。）は、申請により、仮名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることができる。

（利用目的による制限）

第三十四条　前条の認定を受けた者（以下「認定仮名加工医療情報作成事業者」という。）は、第三十八条第一項又は第五十七条第一項の規定により医療情報の提供を受けた場合は、当該医療情報が医療分野の研究開発に資するために提供されたものであるという趣旨に反することのないよう、前条の認定に係る仮名加工医療情報作成事業（以下「認定仮名加工医療情報作成事業」という。）の目的の達成に必要な範囲を超えて当該医療情報を取り扱ってはならない。

2　前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　法令に基づく場合

二　人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合

（仮名加工医療情報の作成等）

第三十五条　認定仮名加工医療情報作成事業者は、仮名加工医療情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして主務省令で定める基準に従い、医療情報を加工しなければならない。

2　認定仮名加工医療情報作成事業者は、前項の規定により仮名加工医療情報を作成したときは、前条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、認定仮名加工医療情報作成事業の目的の達成に必要な範囲を超えて当該仮名加工医療情報を取り扱ってはならない。

3　認定仮名加工医療情報作成事業者は、仮名加工医療情報を作成して自ら当該仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工医療情報を他の情報と照合してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第六項その他の主務省令で定める法律の規定による調査（外国の法令上これに相当する調査を含む。）を受けた場合において、当該調査に回答するために必要なときは、この限りでない。

4　認定仮名加工医療情報作成事業者は、認定仮名加工医療情報作成事業に関し管理する仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（第四十二条第三項及び第四十八条第四項において「信書便」という。）により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをいう。第四十二条第三項及び第四十八条第四項において同じ。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工医療情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5　個人情報の保護に関する法律第四十一条第一項の規定は認定仮名加工医療情報作成事業者が第一項の規定により仮名加工医療情報を作成する場合について、同法第二十六条、第三十二条から第三十九条まで、第四十一条第二項から第九項まで及び第四十二条の規定は認定仮名加工医療情報作成事業者が認定仮名加工医療情報作成事業に関し管理する仮名加工医療情報を取り扱う場合については、適用しない。

（仮名加工医療情報の提供）

第三十六条　認定仮名加工医療情報作成事業者は、主務省令で定めるところにより、第四十二条第一項に規定する認定仮名加工医療情報利用事業者に対してする場合に限り、前条第一項又は第四十八条第一項の規定により作成された仮名加工医療情報を提供することができる。

2　認定仮名加工医療情報作成事業者は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により提供する場合及び法令に基づく場合を除くほか、認定仮名加工医療情報作成事業に関し管理する仮名加工医療情報を第三者に提供してはならない。

3　次に掲げる場合において、当該仮名加工医療情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一　第四十条において準用する第十一条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴って仮名加工医療情報が提供される場合

二　認定仮名加工医療情報作成事業者が次条第一項の規定により仮名加工医療情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該仮名加工医療情報が提供される場合

（委託）

第三十七条　認定仮名加工医療情報作成事業者は、第四十六条第一項に規定する認定医療情報等取扱受託事業者（以下この条において「認定医療情報等取扱受託事業者」という。）に対してする場合に限り、認定仮名加工医療情報作成事業に関し管理する医療情報、仮名加工医療情報の作成に用いた医療情報から削除した記述等及び個人識別符号、第三十五条第一項又は第四十八条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報並びに仮名加工医療情報（以下「仮名加工医療情報等」という。）の取扱いの全部又は一部を委託することができる。

2　前項の規定により仮名加工医療情報等の取扱いの全部又は一部の委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者は、当該仮名加工医療情報等の取扱いの委託をした認定仮名加工医療情報作成事業者の許諾を得た場合であって、かつ、認定医療情報等取扱受託事業者に対してするときに限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

3　前項の規定により仮名加工医療情報等の取扱いの全部又は一部の再委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者は、当該仮名加工医療情報等の取扱いの全部又は一部の委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者とみなして、同項の規定を適用する。

（他の認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供）

第三十八条　第五十七条第一項の規定により医療情報の提供を受けた認定仮名加工医療情報作成事業者は、主務省令で定めるところにより、他の認定仮名加工医療情報作成事業者からの求めに応じ、仮名加工医療情報の作成のために必要な限度において、当該他の認定仮名加工医療情報作成事業者に対し、同項の規定により提供された医療情報を提供することができる。

2　前項の規定により医療情報の提供を受けた認定仮名加工医療情報作成事業者は、第五十七条第一項の規定により医療情報の提供を受けた認定仮名加工医療情報作成事業者とみなして、前項の規定を適用する。

（医療情報の第三者提供の制限）

第三十九条　認定仮名加工医療情報作成事業者は、前条第一項の規定により提供する場合及び次に掲げる場合を除くほか、同項又は第五十七条第一項の規定により提供された医療情報を第三者に提供してはならない。

一　法令に基づく場合

二　人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合

2　次に掲げる場合において、当該医療情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一　次条において準用する第十一条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴って医療情報が提供される場合

二　認定仮名加工医療情報作成事業者が第三十七条第一項の規定により医療情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該医療情報が提供される場合

（準用）

第四十条　第九条第二項から第五項まで、第十条から第十七条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条及び第二十九条の規定は、第三十三条の認定、認定仮名加工医療情報作成事業者及び認定仮名加工医療情報作成事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九条第二項第四号	医療情報、匿名加工医療情報の作成に用いた医療情報から削除した記述等及び個人識別符号、第十九条第一項又は第四十七条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報並びに匿名加工医療情報（以下「匿名加工医療情報等」という。）	仮名加工医療情報等（第三十七条第一項に規定する仮名加工医療情報等をいう。以下同じ。）
第九条第三項第一号ハ	匿名加工医療情報作成事業	仮名加工医療情報作成事業
第九条第三項第二号	匿名加工医療情報	仮名加工医療情報
第九条第三項第三号及び第四号、第十一条第九項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十六条第一項及び第二項、第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条並びに第二十九条第一項	匿名加工医療情報等	仮名加工医療情報等
第十六条第一項第四号	第二十八条第一項	
第十六条第一項第五号	第六十一条第一項	第六十一条第二項
第十七条第一項第二号	同条第一項	同条第二項

第二節　認定仮名加工医療情報利用事業者及び提供仮名加工医療情報の取扱いに関する規制

（認定）

第四十一条　認定仮名加工医療情報作成事業者から第三十五条第一項又は第四十八条第一項の規定により作成された仮名加工医療情報の提供を受け、当該仮名加工医療情報を利用して医療分野の研究開発を行う事業を行おうとする者（法人に限る。）は、申請により、当該事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることができる。

（提供仮名加工医療情報の利用目的による制限等）

第四十二条　前条の認定を受けた者（以下「認定仮名加工医療情報利用事業者」という。）は、法令に基づく場合を除くほか、医療分野の研究開発に必要な範囲を超えて第三十六条第一項の規定により、又は次条第二項の規定の適用を受けて提供された仮名加工医療情報（以下「提供仮名加工医療情報」という。）を取り扱ってはならない。

2　認定仮名加工医療情報利用事業者は、提供仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該提供仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該医療情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第三十五条第一項若しくは第四十八条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該提供仮名加工医療情報を他の情報と照合してはならない。

3　認定仮名加工医療情報利用事業者は、提供仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該医療情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該提供仮名加工医療情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

4　個人情報の保護に関する法律第二十六条、第三十二条から第三十九条まで、第四十一条第二項から第九項まで及び第四十二条の規定は、認定仮名加工医療情報利用事業者が提供仮名加工

医療情報を取り扱う場合については、適用しない。

（提供仮名加工医療情報の第三者提供の制限）

第四十三条　認定仮名加工医療情報利用事業者は、次に掲げる場合を除くほか、提供仮名加工医療情報を第三者に提供してはならない。

一　法令に基づく場合

二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定による同項に規定する医薬品の製造販売の承認その他の主務省令で定める処分（外国の法令上これに相当する行為を含む。）を受けるために厚生労働大臣その他の当該処分に係る事務を行う者として主務省令で定める者に提供仮名加工医療情報を提供する必要がある場合

2　次に掲げる場合において、当該提供仮名加工医療情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一　次条において準用する第十一条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴って提供仮名加工医療情報が提供される場合

二　他の認定仮名加工医療情報利用事業者との間で共同して利用される提供仮名加工医療情報が当該他の認定仮名加工医療情報利用事業者に提供される場合

（準用）

第四十四条　第九条第二項（第三号を除く。）及び第三項から第五項まで、第十条から第十七条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十六条並びに第二十九条の規定は、第四十一条の認定及び認定仮名加工医療情報利用事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九条第二項第二号	医療情報の整理	提供仮名加工医療情報（第四十二条第一項に規定する提供仮名加工医療情報をいう。以下同じ。）の利用
第九条第二項第四号	医療情報、匿名加工医療情報の作成に用いた医療情報から削除した記述等及び個人識別符号、第十九条第一項又は第四十七条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報並びに匿名加工医療情報（以下「匿名加工医療情報等」という。）	提供仮名加工医療情報
第九条第三項第一号ハ	匿名加工医療情報作成事業	当該事業
第九条第三項第二号	医療情報を取得し、並びに整理し、及び加工して匿名加工医療情報を適確に作成し、及び提供する	提供仮名加工医療情報を適確に利用する
第九条第三項第三号、第十条、第十一条第四項、第六項、第八項及び第九項、第十一条第九項、第十二条第二項、第十三条第二項及び第十六条第二項	匿名加工医療情報等	提供仮名加工医療情報
第九条第三項第三号及び第四号、第十六条第一項並びに第二十三条	同条第二項第二号から第五号まで	前条第二項第二号、第四号又は第五号
第十一条第一項	第九条第一項の認定に係る匿名加工医療情報作成事業（以下「認定匿名加工医療情報作成事業」という。）	第四十一条の認定に係る同条に規定する事業（以下この条、次条第一項及び第二十三条において「認定仮名加工医療情報利用事業」という。）
第十一条第四項、第六項、第八項及び第九項	認定匿名加工医療情報作成事業の	認定仮名加工医療情報利用事業の
第十一条第九項、第十二条第二項、第十三条第二項及び第十六条第二項	当該認定匿名加工医療情報作成事業に関し管理する匿名加工医療情報等	提供仮名加工医療情報
第十二条第一項	認定匿名加工医療情報作成事業を	認定仮名加工医療情報利用事業を
第十六条第一項第四号	第二十八条第一項医療情報	第四十三条第一項提供仮名加工医療情報
第十六条第一項第五号	第六十一条第一項	第六十一条第三項
第十七条第一項第二号	同条第一項	同条第三項
第二十条から第二十二条まで、第二十六条及び第二十九条第一項	認定匿名加工医療情報作成事業に関し管理する匿名加工医療情報等	提供仮名加工医療情報
第二十条から第二十二条まで	当該匿名加工医療情報等	当該提供仮名加工医療情報

第二十三条	認定匿名加工医療情報作成事業に	認定仮名加工医療情報利用事業に
第二十六条	の匿名加工医療情報等	の提供仮名加工医療情報

第五章　認定医療情報等取扱受託事業者

第二十六条第一項中「前条」を「前条第一項又は第三十一条第二項」に、「同条又は第三十条第一項」を「前条第一項又は第五十二条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項第二号中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十五条中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十四条の二中「認定事業」を「認定匿名加工医療情報作成事業」に、「医療情報等又は匿名加工医療情報等」を「匿名加工医療情報等」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条中「認定事業」を「認定匿名加工医療情報作成事業」に、「医療情報等又は匿名加工医療情報」を「匿名加工医療情報等」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条第一項中「認定医療情報等取扱受託事業者」を「第四十六条第一項に規定する認定医療情報等取扱受託事業者（以下この条において「認定医療情報等取扱受託事業者」という。）」に、「認定事業」を「認定匿名加工医療情報作成事業」に、「医療情報等又は匿名加工医療情報」を「匿名加工医療情報等」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十条中「認定事業」を「認定匿名加工医療情報作成事業」に、「医療情報等又は匿名加工医療情報等」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条中「認定事業」を「認定匿名加工医療情報作成事業」に、「医療情報等又は匿名加工医療情報等」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条第三項を削り、同条第四項中「第四十三条の規定は」を「第四十三条の規定は、」に改め、「又は第二十八条の認定を受けた者（以下「認定医療情報等取扱受託事業者」という。）」、「（第二十九条において準用する場合を含む。）」及び「、同法第四十四条から第四十六条までの規定は匿名加工医療情報取扱事業者が前項に規定する匿名加工医療情報を取り扱う場合について」を削り、同項を同条第三項とし、同条を第十九条とする。

第十七条第一項中「第二十五条又は第三十条第一項」を「第二十七条第一項又は第五十二条第一項」に、「認定事業」を「認定匿名加工医療情報作成事業」に改め、同条を第十八条とする。

第三章第二節の節名中「医療情報等及び匿名加工医療情報」を「匿名加工医療情報等」に改める。

第十六条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同項第二号中「第三十七条第三項」を「第六十一条第五項」に改め、第三章第一節中同条を第十七条とする。

第十五条の前の見出しを削り、同条第一項中「医療情報等又は匿名加工医療情報」を「匿名加工医療情報等」に、「第八条第一項の」を「第九条第一項の」に改め、同項第一号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第十条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同項第二号中「第八条第三項各号」を「第九条第三項各号」に改め、同項第三号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項第四号中「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同項第五号中「第三十七条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「認定事業」を「認定匿名加工医療情報作成事業」に、「医療情報等及び匿名加工医療情報」を「匿名加工医療情報等」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「認定事業」を「認定匿名加工医療情報作成事業」に改め、同条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「認定事業」を「認定匿名加工医療情報作成事業」に、「医療情報等及び匿名加工医療情報」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「認定事業」を「認定匿名加工医療情報作成事業」に改め、同条第四項及び第六項中「認定事業」を「認定匿名加工医療情報作成事業」に改め、同条第七項中「第八条第三項」を「第九条第三項」に改め、同条第八項中「認定事業」を「認定匿名加工医療情報作成事業」に改め、同条第九項中「認定事業」を「認定匿名加工医療情報作成事業」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「医療情報等及び匿名加工医療情報」を「匿名加工医療情報等」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　主務大臣は、前項の変更の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定匿名加工医療情報作成事業者に通知しなければならない。

第九条を第十条とする。

第八条第二項第四号中「医療情報等（」を削り、「並びに第十八条第一項（第二十九条において準用する場合を含む。）」を「、第十九条第一項又は第四十七条第一項に、「をいう。以下同じ。）及び匿名加工医療情報」を「並びに匿名加工医療情報（以下「匿名加工医療情報等」という。）」に改め、同条第三項第一号ロ中「第十五条第一項又は第十六条第一項」を「第十六条第一項又は第十七条第一項」に、「第二十九条」を「第四十四条及び第五十一条」に改め、同号ハ(4)中「又は第二十八条」を「、第三十三条、第四十一条又は第四十五条」に、「第十五条第一項又は第十六条第一項」を「第十六条第一項又は第十七条第一項」に、「第二十九条」を「第四十条、第四十四条及び第五十一条」に改め、同号ハ(5)中「又は第二十八条」を「、第三十三条、第四十一条又は第四十五条」に、「第十五条第一項又は第十六条第一項」を「第十六条第一項又は第十七条第一項」に、「第二十九条」を「第四十条、第四十四条及び第五十一条」に改め、同項第三号及び第四号中「医療情報等及び匿名加工医療情報」を「匿名加工医療情報等」に改め、同条を第九条とする。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節　認定匿名加工医療情報作成事業者

第三章の章名を次のように改める。

第三章　認定匿名加工医療情報作成事業者及び匿名加工医療情報取扱事業者

第七条中「匿名加工医療情報」の下に「及び仮名加工医療情報」を加え、第二章第二節中同条を第八条とする。

第六条第一項中「ための匿名加工医療情報」の下に「及び仮名加工医療情報」を加え、「及び匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報」を「、匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「匿名加工医療情報」の下に「及び仮名加工医療情報」を加え、同条を第六条とする。

第四条第一項並びに第二項第一号及び第二号中「匿名加工医療情報」の下に「及び仮名加工医療情報」を加え、同項第三号中「匿名加工医療情報」の下に「又は仮名加工医療情報」を加え、同項第四号中「第八条第一項及び第二十八条」を「第九条第一項、第三十三条、第四十一条及び第四十五条」に改め、同項第五号中「匿名加工医療情報」の下に「及び仮名加工医療情報」を加え、第二章第一節中同条を第五条とする。

第二章の章名及び同章第一節の節名中「匿名加工医療情報」の下に「及び仮名加工医療情報」を加える。

第一章中第三条の次に次の一条を加える。

（医療情報取扱事業者の責務）

第四条　医療情報取扱事業者は、第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者に対し医療情報を提供すること等により、国が実施する医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策に協力するよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　政府は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（以下「新法」という。）第五条の規定の例により、基本方針の変更及びその公表をすることができる。この場合において、当該基本方針の変更及びその公表は、この法律の施行の日以後は、それぞれ同条第五項の規定による基本方針の変更及び同項において準用する同条第四項の規定による公表とみなす。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に認定仮名加工医療情報利用事業者という名称又はこれらと紛らわしい名称を使用している者については、新法第四十条において準用する新法第十五条又は新法第四十四条において準用する新法第十五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（拘禁刑に関する経過措置）

第四条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第六十九条第二項から第四項まで及び第七十一条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号の二中「又は」を「、認定仮名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者又は」に改め、同号㈠中「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号㈡中「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第四十五条」に改め、同号㈡を同号㈣とし、同号㈠の次に次のように加える。

㈡　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第三十三条（認定）の認定仮名加工医療情報作成事業者の認定	認定件数	一件につき十五万円
㈢　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第四十一条（認定）の認定仮名加工医療情報利用事業者の認定	認定件数	一件につき十五万円

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第八条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第八十条第十五号中「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」に、「第四十四条から第四十六条の二まで」を「第六十八条、第六十九条第一項及び第七十条」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第九条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第七号の四中「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」に改め、「いう。」の下に「及び仮名加工医療情報（同条第四項に規定するものをいう。）」を加える。

理　由

健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の促進を図るため、医療情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した仮名加工医療情報の取扱いに関する規定を整備するとともに、匿名加工医療情報を匿名医療保険等関連情報等と連結して利用することができる状態で提供するための仕組みの創設、国が実施する匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策への協力に関する医療情報取扱事業者の責務規定の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の促進を図るため、医療情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した仮名加工医療情報の取扱いに関する規定を整備するとともに、匿名加工医療情報を匿名医療保険等関連情報等と連結して利用することができる状態で提供するための仕組みの創設、国が実施する匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策への協力に関する医療情報取扱事業者の責務規定の創設等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　仮名加工医療情報の利活用に係る仕組みの創設

(一)　他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように医療情報を加工したものを仮名加工医療情報と定義し、その取扱いについての規定を整備すること。

(二)　医療情報を加工等して仮名加工医療情報を作成する事業を適切かつ確実に行うことができる者を、認定仮名加工医療情報作成事業者として認定する制度を設けること。

(三)　認定仮名加工医療情報作成事業者が作成した仮名加工医療情報の提供を受け医療分野の研究開発を行う事業を行おうとする者を、認定仮名加工医療情報利用事業者として認定する制度を設けること。

2　認定匿名加工医療情報作成事業者が、匿名加工医療情報を匿名医療保険等関連情報等と連結して利用することができる状態で提供するための仕組みを整備すること。

3　医療情報取扱事業者に対し、国が実施する匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策への協力に努めるように求める規定を設けること。

4　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の促進を図るため、医療情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した仮名加工医療情報の取扱いに関する規定を整備するとともに、匿名加工医療情報を匿名医療保険等関連情報等と連結して利用することができる状態で提供するための仕組みの創設、国が実施する匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策への協力に関する医療情報取扱事業者の責務規定の創設等の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和五年四月十二日

内閣委員長　大西　英男

衆議院議長　細田　博之殿

（別紙）

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一　医療情報、匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の利活用について、多くの府省が関与していることに鑑み、政府の司令塔機能を明確にし、あるべき全体像を示すとともに、必要に応じて速やかに制度を整備すること。

二　仮名加工医療情報については、他の情報と照合することにより特定の個人が識別される可能性があることに鑑み、安全管理措置に係る厳格な基準を策定すること。

三　医療情報の第三者提供については、本人への通知が行われていない医療情報の提供など、医療情報の不適切な取扱いが生じないよう、認定匿名加工医療情報作成事業者等に対し、安全管理措置の徹底を図ること。

四　匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の利活用を推進するため、医療情報取扱事業者、認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者等に対し、必要な措置を講ずること。

五　匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報を利活用する事業者から徴収する利用料が、認定匿名加工医療情報作成事業者等の運営の実態に照らして適正なものとなるよう促すこと。

六　医療情報、匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報について、個人の権利利益の保護を図りつつ効果的に利活用することができるよう、規格の適正化を推進するとともに、官民の医療情報に係るデータベース間の連携を一層緊密化すること。

七　仮名加工医療情報の利活用については、認定仮名加工医療情報利用事業者による研究の進捗を確認する等、我が国の医療発展や国際競争力の強化等につながるよう留意すること。

八　医療情報の第三者提供に際して本人に通知するに当たっては、仮名加工医療情報については他の情報と照合することにより特定の個人の識別が行われ得ること等を踏まえ、医療情報がどのように利活用されるのかを本人が理解しやすくするため、通知内容を丁寧なものとするよう配慮すること。

九　医療情報、匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の利活用の推進に当たっては、基本方針に不当な差別、偏見その他の不利益が生じないための措置が明記されていること、科学技術・イノベーション基本計画において倫理的、法的及び社会的課題への対応を掲げていること等を踏まえ、有識者を交えた会議において、利活用に伴って生じ得る倫理的問題等を総合的に議論することを検討すること。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和五年三月三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

刑事訴訟法等の一部を改正する法律

（刑事訴訟法の一部改正）

第一条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十八条」を「第九十八条の二十四」に、「第七編　裁判の執行（第四百七十一条―第五百七条）」を「第七編　裁判の執行
第一章　裁判の執行の手続（第四百七十一条―第五百六条）
第二章　裁判の執行に関する調査（第五百七条―第五百十六条）」に改める。

第九十三条第三項中「その他」を「、その他」に、「附する」を「付する」に改め、同条に次の五項を加える。

裁判所は、前項の規定により被告人の住居を制限する場合において、必要と認めるときは、裁判所の許可を受けないでその指定する期間を超えて当該住居を離れてはならない旨の条件を付することができる。

前項の期間は、被告人の生活の状況その他の事情を考慮して指定する。

第四項の許可をする場合には、同項の住居を離れることを必要とする理由その他の事情を考慮して、当該住居を離れることができる期間を指定しなければならない。

裁判所は、必要と認めるときは、前項の期間を延長することができる。

裁判所は、第四項の許可を受けた被告人について、同項の住居を離れることができる期間として指定された期間の終期まで当該住居を離れる必要がなくなつたと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

第九十五条に後段として次のように加える。

この場合においては、適当と認める条件を付することができる。

第九十五条に次の五項を加える。

前項前段の決定をする場合には、勾留の執行停止をする期間を指定することができる。

前項の期間を指定するに当たつては、その終期を日時をもつて指定するとともに、当該日時に出頭すべき場所を指定しなければならない。

裁判所は、必要と認めるときは、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

裁判所は、期間を指定されて勾留の執行停止をされた被告人について、当該期間の終期として指定された日時まで勾留の執行停止を継続する必要がなくなつたと認めるときは、当該期間を短縮することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

第九十三条第四項から第八項までの規定は、第一項前段の規定により被告人の住居を制限する場合について準用する。

第九十五条の次に次の三条を加える。

第九十五条の二　期間を指定されて勾留の執行停止をされた被告人が、正当な理由がなく、当該期間の終期として指定された日時に、出頭すべき場所として指定された場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第九十五条の三　裁判所の許可を受けないで指定された期間を超えて制限された住居を離れてはならない旨の条件を付されて保釈又は勾留の執行停止をされた被告人が、当該条件に係る住居を離れ、当該許可を受けないで、正当な理由がなく、当該期間を超えて当該住居に帰着しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

前項の被告人が、裁判所の許可を受けて同項の住居を離れ、正当な理由がなく、当該住居を離れることができる期間として指定された期間を超えて当該住居に帰着しないときも、同項と同様とする。

第九十五条の四　裁判所は、被告人の逃亡を防止し、又は公判期日への出頭を確保するため必要があると認めるときは、保釈を許す決定又は第九十五条第一項前段の決定を受けた被告人に対し、その住居、労働又は通学の状況、身分関係その他のその変更が被告人が逃亡すると疑うに足りる相当な理由の有無の判断に影響を及ぼす生活上又は身分上の事項として裁判所の定めるものについて、次に掲げるところに従つて報告をすることを命ずることができる。

一　裁判所の指定する時期に、当該時期における当該事項について報告をすること。

二　当該事項に変更が生じたときは、速やかに、その変更の内容について報告をすること。

裁判所は、前項の場合において、必要と認めるときは、同項の被告人に対し、同項の規定による報告を裁判所の指定する日時及び場所に出頭してすることを命ずることができる。

裁判所は、第一項の規定による報告があつたときはその旨及びその報告の内容を、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による報告がなかつたとき又は同項（第二号に係る部分に限る。）の規定による報告がなかつたことを知つたときはその旨及びその状況を、それぞれ速やかに検察官に通知しなければならない。

第九十六条第一項中「左の」を「次の」に、「一にあたる」を「いずれかに該当する」に、「決定を以て」を「決定で、」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　被告人が、正当な理由がなく前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第九十六条第二項中「保釈」を「前項の規定により保釈」に、「保証金」を「、保証金」に改め、同条第三項中「刑の言渡を受けその判決が確定した後、執行」を「拘禁刑以上の刑に処する判決又は拘留に処する判決の宣告を受けた後、第三百四十三条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。第九十八条の十七第一項第二号及び第四号において同じ。）において準用する場合を含む。）の規定による命令を受け正当な理由がなく出頭しないとき又は逃亡したとき（保釈されている場合及び保釈を取り消された後、逃亡した場合を除く。）は検察官の請求により又は職権で、刑の執行」に、「呼出」を「呼出し」に、「出頭しないとき、又は逃亡したときは、」を「出頭しないときは」に、「保証金」を「、保証金」に改め、同条第二項の次に次の四項を加える。

保釈を取り消された者が、第九十八条の二の規定による命令を受け正当な理由がなく出頭しないとき、又は逃亡したときも、前項と同様とする。

拘禁刑以上の刑に処する判決（拘禁刑の全部の執行猶予の言渡しをしないものに限る。以下同じ。）の宣告を受けた後、保釈又は勾留の執行停止をされている被告人が逃亡したときは、裁判所は、検察官の請求により、又は職権で、決定で、保釈又は勾留の執行停止を取り消さなければならない。

前項の規定により保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で、保証金の全部又は一部を没取しなければならない。

保釈を取り消された者が、第九十八条の二の規定による命令を受け正当な理由がなく出頭しない場合又は逃亡した場合において、その者が拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者であるときは、裁判所は、決定で、保証金の全部又は一部を没取しなければならない。ただし、第四項の規定により保釈を取り消された者が逃亡したときは、この限りでない。

第一編第八章に次の二十三条を加える。

第九十八条の二　検察官は、保釈又は勾留の執行停止を取り消す決定があつた場合において、被告人が刑事施設に収容されていないときは、被告人に対し、指定する日時及び場所に出頭することを命ずることができる。

第九十八条の三　保釈又は勾留の執行停止を取り消され、検察官から出頭を命ぜられた被告人が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第九十八条の四　裁判所は、保釈を許し、又は勾留の執行停止をする場合において、必要と認めるときは、適当と認める者を、その同意を得て監督者として選任することができる。

裁判所は、前項の同意を得るに当たつては、あらかじめ、監督者として選任する者に対し、次項及び第四項に規定する監督者の責務並びに第九十八条の八第二項、第九十八条の十一及び第九十八条の十八第三項の規定による監督保証金の没取の制度を理解させるために必要な事項を説明しなければならない。

監督者は、被告人の逃亡を防止し、及び公判期日への出頭を確保するために必要な監督をするものとする。

裁判所は、監督者に対し、次の各号に掲げる事項のいずれか又は全てを命ずるものとする。

一　被告人が召喚を受けたときその他この法律又は他の法律の規定により被告人が出頭しなければならないときは、その出頭すべき日時及び場所に、被告人と共に出頭すること。

二　被告人の住居、労働又は通学の状況、身分関係その他のその変更が被告人が逃亡すると疑うに足りる相当な理由の有無の判断に影響を及ぼす生活上又は身分上の事項として裁判所の定めるものについて、次に掲げるところに従つて報告をすること。

イ　裁判所の指定する時期に、当該時期における当該事項について報告をすること。

ロ　当該事項に変更が生じたときは、速やかに、その変更の内容について報告をすること。

第九十八条の五　監督者を選任する場合には、監督保証金額を定めなければならない。

監督保証金額は、監督者として選任する者の資産及び被告人との関係その他の事情を考慮して、前条第四項の規定により命ずる事項及び被告人の出頭を保証するに足りる相当な金額でなければならない。

第九十八条の六　監督者を選任した場合には、保釈を許す決定は、第九十四条第一項の規定にかかわらず、保証金及び監督保証金の納付があつた後でなければ、執行することができない。

監督者を選任した場合には、第九十五条第一項前段の決定は、監督保証金の納付があつた後でなければ、執行することができない。

第九十四条第二項及び第三項の規定は、監督保証金の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「保釈請求者でない者」とあるのは「監督者でない者（被告人を除く。）」と、同条第三項中「被告人」とあるのは「被告人及び監督者」と読み替えるものとする。

第九十八条の七　裁判所は、監督者を選任した場合において、被告人の召喚がされたときその他この法律又は他の法律の規定により被告人が指定の日時及び場所に出頭しなければならないこととされたときは、速やかに、監督者に対し、その旨並びに当該日時及び場所を通知しなければならない。

裁判所は、第九十八条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定による出頭があつたときはその旨を、同項（第二号に係る部分に限る。）の規定による報告があつたときはその旨及びその報告の内容を、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による出頭若しくは同項（第二号イに係る部分に限る。）の規定による報告がなかつたとき又は同項（第二号ロに係る部分に限る。）の規定による報告がなかつたことを知つたときはその旨及びその状況を、それぞれ速やかに検察官に通知しなければならない。

第九十八条の八　裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、監督者を解任することができる。

一　監督者が、正当な理由がなく、第九十八条の四第四項の規定による命令に違反したとき。

二　心身の故障その他の事由により、監督者が第九十八条の四第四項の規定により命ぜられた事項をすることができない状態になつたとき。

三　監督者から解任の申出があつたとき。

前項（第一号に係る部分に限る。）の規定により監督者を解任する場合には、裁判所は、決定で、監督保証金の全部又は一部を没取することができる。

第九十八条の九　裁判所は、監督者を解任した場合又は監督者が死亡した場合には、決定で、保釈又は勾留の執行停止を取り消さなければならない。

裁判所は、前項に規定する場合において、相当と認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとることができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

一　被告人が保釈されている場合　新たに適当と認める者を監督者として選任し、又は保証金額を増額すること。

二　被告人が勾留の執行停止をされている場合　新たに適当と認める者を監督者として選任すること。

裁判所は、前項前段の規定により監督者を選任する場合には、監督保証金を納付すべき期限を指定しなければならない。

裁判所は、やむを得ない事由があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

裁判所は、第三項の期限までに監督保証金の納付がなかつたときは、監督者を解任しなければならない。

裁判所は、第二項前段（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定により監督者を選任する場合において、相当と認めるときは、保証金額を減額することができる。

裁判所は、第二項前段の規定により保証金額を増額する場合には、増額分の保証金を納付すべき期限を指定しなければならない。この場合においては、第四項の規定を準用する。

第九十四条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する場合における増額分の保証金の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「保釈請求者」とあるのは、「被告人」と読み替えるものとする。

裁判所は、第七項の期限までに増額分の保証金の納付がなかつたときは、決定で、保釈を取り消さなければならない。

第九十八条の十　被告人は、第九十八条の八第一項第二号に該当すること又は監督者が死亡したことを知つたときは、速やかに、その旨を裁判所に届け出なければならない。

裁判所は、前項の規定による届出がなかつたときは、検察官の請求により、又は職権で、決定で、保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

前項の規定により保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で、保証金の全部又は一部を没取することができる。

第九十八条の十一　監督者が選任されている場合において、第九十六条第一項（第一号、第二号及び第五号（第九十五条の四第二項の規定による出頭をしなかつたことにより適用される場合に限る。）に係る部分に限る。）の規定により保釈又は勾留の執行停止を取り消すときは、裁判所は、決定で、監督保証金の全部又は一部を没取することができる。

第九十八条の十二　裁判所は、保釈を許す場合において、被告人が国外に逃亡することを防止するため、その位置及び当該位置に係る時刻を把握する必要があると認めるときは、被告人に対し、位置測定端末（人の身体に装着される電子計算機であつて、人工衛星から発射される信号その他これを補完する信号（第三項第一号において「人工衛星信号等」という。）を用いて行う当該電子計算機の位置及び当該位置に係る時刻の測定（以下「位置測定」という。）に用いられるものをいう。以下同じ。）をその身体に装着することを命ずることができる。

裁判所は、前項の規定による命令（以下「位置測定端末装着命令」という。）をするときは、飛行場又は港湾施設の周辺の区域その他の位置測定端末装着命令を受けた者が本邦から出国する際に立ち入ることとなる区域であつて、当該者が所在してはならない区域（以下「所在禁止区域」という。）を定めるものとする。

位置測定端末は、次に掲げる機能及び構造を有するものでなければならない。

一　位置測定のために必要な人工衛星信号等を受信する機能

二　次に掲げる事由の発生を検知する機能

イ　位置測定端末が装着された者の身体から離れたこと。

ロ　位置測定に関して行われる信号の送受信（以下「位置測定通信」という。）であつて位置測定端末に係るものが途絶するおそれがある事由として裁判所の規則で定めるもの

ハ　ロに掲げる事由がなくなつたこと。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、位

置測定端末を装着された者の本邦からの出国を防止し、又はその位置を把握するために位置測定端末において検知すべき事由として裁判所の規則で定めるもの

三　前号に掲げる事由の発生が検知されたときは、直ちに、かつ、自動的に、位置測定端末を装着された者に当該事由の発生を知らせるとともに、第五項の閲覧設備において当該事由の発生を確認するために必要な信号を、直接に又は次項の位置測定設備を経由して、第五項の閲覧設備に送信する機能

四　人の身体に装着された場合において、その全部又は一部を損壊することなく当該人の身体から取り外すことを困難とする構造

五　前各号に掲げるもののほか、位置測定に関して必要な機能又は構造として裁判所の規則で定めるもの

位置測定においては、次に掲げる機能を有する電気通信設備であつて裁判所の規則で定めるもの（第一号及び第九十八条の十五第一項において「位置測定設備」という。）を使用するものとする。

一　次に掲げる事由の発生を検知する機能

イ　位置測定端末が所在禁止区域内に所在すること。

ロ　位置測定通信であつて位置測定設備に係るものが途絶するおそれがある事由として裁判所の規則で定めるもの

ハ　ロに掲げる事由がなくなつたこと。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、位置測定端末を装着された者の本邦からの出国を防止し、又はその位置を把握するために位置測定設備において検知すべき事由として裁判所の規則で定めるもの

二　前号に掲げる事由の発生が検知されたときは、直ちに、かつ、自動的に、位置測定端末を装着された者に当該事由の発生を知らせるとともに、次項の閲覧設備において当該事由の発生を確認するために必要な信号を位置測定設備に送信する機能

位置測定においては、裁判所が端末位置情報（位置測定により得られた位置測定端末の位置及び当該位置に係る時刻に関する情報をいう。以下同じ。）を表示して閲覧すること及び第三項第三号又は前項第二号の信号を受信することにより次に掲げる事由の発生を確認することができる機能を有する電気通信設備（以下「閲覧設備」という。）を使用するものとする。

一　第三項第二号イに掲げる事由

二　前項第一号イに掲げる事由

三　第三項第二号ロ又は前項第一号ロに掲げる事由

四　第三項第二号ハ又は前項第一号ハに掲げる事由

五　第三項第二号ニ又は前項第一号ニに掲げる事由

第九十八条の十三　位置測定端末は、裁判所の指揮によつて、裁判所書記官その他の裁判所の職員が位置測定端末装着命令を受けた者の身体に装着するものとする。

位置測定端末装着命令がされたときは、保釈を許す決定は、前項の規定による位置測定端末の装着をした後でなければ、執行することができない。

第九十八条の十四　位置測定端末装着命令を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　所在禁止区域内に所在しないこと。

二　位置測定端末を自己の身体に装着し続けること。

三　次に掲げる行為をしないこと。

イ　自己の身体に装着された位置測定端末を損壊する行為

ロ　位置測定通信に障害を与える行為

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、位置測定端末による位置測定端末装着命令を受けた者の位置の把握に支障を生じさせるおそれがある行為として裁判所の規則で定めるもの

四　裁判所の定める方法により、位置測定端末の充電その他の位置測定端末の機能の維持に必要な管理をすること。

五　自己の身体に装着された位置測定端末において位置測定通信のうち裁判所の規則で定めるものが行われていないことを知つたときは、遅滞なく、裁判所に対し、当該位置測定端末の損壊又は機能の障害の有無及び程度、電池の残量、自己の現在地その他の位置測定通信の回復に必要な措置を講ずるため必要な事項として裁判所の規則で定めるものを報告すること。

裁判所は、位置測定通信の回復その他の位置測定端末を用いて行う位置測定端末装着命令を受けた者の位置の把握に必要な措置を講ずるため必要があると認めるときは、当該者に対し、裁判所の指定する日時及び場所に出頭することを命ずることができる。

第九十八条の十五　裁判所は、やむを得ない理由により必要があると認めるときは、位置測定端末装着命令を受けた者に対し、期間を指定して、所在禁止区域内に所在することを許可することができる。この場合において、当該期間内に当該所在禁止区域内に所在することについては、前条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用せず、裁判所は、位置測定設備による第九十八条の十二第四項第一号イに掲げる事由の発生の検知を停止するものとする。

前項前段の期間は、その始期及び終期を日時をもつて指定しなければならない。

裁判所は、必要と認めるときは、第一項前段の期間を延長することができる。

裁判所は、第一項前段の規定による許可を受けた者について、所在禁止区域内に所在することができる期間の終期として指定された日時まで当該所在禁止区域内に所在する必要がなくなつたと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

第二項の規定は、前二項の規定による期間の延長又は短縮をする場合について準用する。この場合において、第二項中「始期及び終期」とあるのは、「終期」と読み替えるものとする。

裁判所は、やむを得ない理由により必要があると認めるときは、位置測定端末装着命令を受けた者に対し、期間を指定して、位置測定端末を自己の身体に装着しないでいることを許可することができる。

前項の規定による許可は、当該許可を受けた者の身体から位置測定端末を取り外した後でなければ、その効力を生じない。

第六項の規定による許可を受けた者の身体に装着された位置測定端末は、裁判所の指揮によつて、裁判所書記官その他の裁判所の職員が取り外すものとする。

前条第一項（第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定は、第六項の期間内は適用しない。

第六項の期間を指定するに当たつては、その終期を日時をもつて指定するとともに、当該日時において位置測定端末を装着するために出頭すべき場所を指定しなければならない。

裁判所は、必要と認めるときは、第六項の期間を延長することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

裁判所は、第六項の規定による許可を受けた者について、位置測定端末を自己の身体に装着しないでいることができる期間の終期として指定された日時まで位置測定端末を自己

の身体に装着しないでいる必要がなくなつたと認めるときは、当該期間を短縮することができる。この場合においては、第十項の規定を準用する。

第九十八条の十六　位置測定端末を装着させる必要がなくなつたときは、裁判所は、検察官、位置測定端末装着命令を受けた者若しくは弁護人の請求により、又は職権で、決定で、位置測定端末装着命令を取り消さなければならない。この場合においては、できる限り速やかに、位置測定端末装着命令を取り消された者の身体から位置測定端末を取り外さなければならない。

前条第八項の規定は、前項後段の規定による位置測定端末の取り外しについて準用する。

第九十八条の十七　位置測定端末装着命令は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一　保釈が取り消された場合において、第九十八条第一項又は第二項の規定により刑事施設に収容されたとき。

二　拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告があつた場合において、第三百四十三条第二項前段（第四百四条において準用する場合を含む。第九十八条の二十第五項第二号において同じ。）において準用する第九十八条第一項又は第二項の規定により刑事施設に収容されたとき。

三　拘禁刑以上の刑に処する判決又は拘留に処する判決の宣告があつた場合において、当該判決に係る刑の執行が開始されたとき。

四　無罪、免訴、刑の免除、刑の全部の執行猶予、公訴棄却（第三百三十八条第四号（第四百四条において準用する場合を含む。）による場合を除く。）、罰金若しくは科料の裁判又は勾留を取り消す裁判の告知があつたとき。

五　勾留状が効力を失つたとき（第三号の判決が確定した場合及び前号に掲げる場合を除く。）。

前項の規定により位置測定端末装着命令が効力を失つたときは、できる限り速やかに、位置測定端末装着命令が効力を失つた者の身体から位置測定端末を取り外さなければならない。

第九十八条の十五第八項の規定は、前項の規定による位置測定端末の取り外しについて準用する。

裁判所は、前項において準用する第九十八条の十五第八項の規定にかかわらず、第二項の規定により刑事施設に収容された者の身体から位置測定端末を取り外すときは、刑事施設職員を指揮してこれをさせることができる。

第九十八条の十八　裁判所は、位置測定端末装着命令を受けた被告人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定で、保釈を取り消すことができる。

一　第九十八条の十五第一項前段の規定による許可を受けないで、正当な理由がなく、所在禁止区域内に所在したとき。

二　第九十八条の十五第六項の規定による許可を受けないで、正当な理由がなく、位置測定端末を自己の身体から取り外し、又は装着しなかつたとき。

三　正当な理由がなく、第九十八条の十四第一項第三号イからハまでのいずれかに掲げる行為をしたとき。

四　正当な理由がなく、第九十八条の十四第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定による管理をしなかつたとき。

五　正当な理由がなく第九十八条の十四第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第九十八条の十四第二項の日時及び場所を指定され、正当な理由がなく、当該日時及び場所に出頭しないとき。

前項の規定により保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で、保証金の全部又は一部を没取することができる。

監督者が選任されている場合において、第一項（第二号（位置測定端末を自己の身体に装着しないでいることができる期間の終期として指定された日時に、当該日時において位置測定端末を装着するために出頭すべき場所として指定された場所に出頭しなかつたことにより適用される場合に限る。）及び第六号に係る部分に限る。）の規定により保釈を取り消すときは、裁判所は、決定で、監督保証金の全部又は一部を没取することができる。

第九十八条の十九　裁判所は、位置測定端末装着命令を受けた被告人について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、当該被告人を勾引することができる。ただし、明らかに勾引の必要がないと認めるときは、この限りでない。

一　閲覧設備において第九十八条の十二第五項第一号又は第二号に掲げる事由の発生を確認したとき。

二　閲覧設備において第九十八条の十二第五項第三号に掲げる事由の発生を確認した後、裁判所の規則で定める時間を経過するまでの間に、同項第四号に掲げる事由の発生を確認することができず、かつ、第九十八条の十四第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による報告がなかつたとき。

第九十八条の二十　裁判所は、閲覧設備において第九十八条の十二第五項第一号から第五号までのいずれかに掲げる事由の発生を確認したときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

裁判所は、閲覧設備において第九十八条の十二第五項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに掲げる事由の発生を確認したときは、当該事由の発生に係る位置測定端末の端末位置情報を表示して閲覧することができる。ただし、同項第三号に掲げる事由の発生を確認した場合にあつては当該事由の発生を検知する前のものに限り、同項第五号に掲げる事由の発生を確認した場合にあつては当該事由ごとに裁判所の規則で定める時前のものに限る。

検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、裁判所の許可を受けて、前項の規定の例により端末位置情報を表示して閲覧することができる。

裁判所が第六十六条第一項の規定により前条の規定による勾引を嘱託した場合においては、受託裁判官所属の裁判所の所在地を管轄する検察庁の検察官も、裁判所又は受託裁判官の許可を受けて、第二項の規定の例により端末位置情報を表示して閲覧することができる。

検察官、検察事務官又は司法警察職員（前項に規定する場合にあつては、受託裁判官所属の裁判所の所在地を管轄する検察庁の検察官若しくは検察事務官又は当該検察庁の所在地において職務を行うことができる司法警察職員を含む。）は、位置測定端末装着命令を受けた者について、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要と認めるときは、裁判所（同項に規定する場合にあつては、裁判所又は受託裁判官）の許可を受けて、当該者に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる。

一　勾引状を執行するとき。

二　第九十八条第一項又は第二項（これらの規定を第三百四十三条第二項前段において

準用する場合を含む。次条第三項第二号において同じ。）の規定により刑事施設に収容するとき。

裁判所は、位置測定端末その他の位置測定の用に供される電気通信設備の保守点検、修理その他の管理のために必要な限度において、当該位置測定端末の端末位置情報を表示して閲覧し、又は当該管理のために必要と認める者に表示させて閲覧させることができる。

第九十八条の二十一　裁判所は、自ら第九十八条の十九各号に掲げる事由を把握することが困難であるときは、あらかじめ、同条の規定による勾引に関する権限を裁判所の規則で定める裁判所の裁判官に委任することができる。この場合において、裁判所は、当該勾引に関し、適当と認める条件を付することができる。

前項の規定による委任を受けた裁判官（以下この条において「受任裁判官」という。）は、第九十八条の十九の規定による勾引に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者は、必要と認めるときは、受任裁判官（受任裁判官が第六十六条第一項の規定により第九十八条の十九の規定による勾引を嘱託した場合にあつては、受任裁判官又は受託裁判官）の許可を受けて、位置測定端末装着命令を受けた者に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる。

一　勾引状を執行する場合　受任裁判官所属の裁判所に対応する検察庁の検察官若しくは検察事務官、当該検察庁の所在地において職務を行うことができる司法警察職員、当該執行を指揮する検察官又は当該執行をする検察事務官若しくは司法警察職員

二　第九十八条第一項又は第二項の規定により刑事施設に収容する場合　受任裁判官所属の裁判所に対応する検察庁の検察官若しくは検察事務官、当該検察庁の所在地において職務を行うことができる司法警察職員、当該収容を指揮する検察官又は当該収容をする検察事務官若しくは司法警察職員

受任裁判官は、前条第六項の規定による処分をすることができる。

第九十八条の二十二　端末位置情報の閲覧は、第九十八条の二十第二項から第六項まで、前条第三項及び第四項並びに第四百八十九条の二の場合を除き、してはならない。

第九十八条の二十三　裁判長は、急速を要する場合には、第九十八条の十九及び第九十八条の二十の規定による処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第九十八条の二十四　位置測定端末装着命令を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、一年以下の拘禁刑に処する。

一　第九十八条の十五第一項前段の規定による許可を受けないで、正当な理由がなく、所在禁止区域内に所在したとき。

二　第九十八条の十五第六項の規定による許可を受けないで、正当な理由がなく、位置測定端末を自己の身体から取り外し、又は装着しなかつたとき。

三　正当な理由がなく、第九十八条の十四第一項第三号イからハまでのいずれかに掲げる行為をしたとき。

位置測定端末装着命令を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑に処する。

一　正当な理由がなく第九十八条の十四第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二　第九十八条の十四第二項の日時及び場所を指定され、正当な理由がなく、当該日時及び場所に出頭しないとき。

第百九十九条第二項中「以下本条」を「次項及び第二百一条の二第一項」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第二百一条の次に次の一条を加える。

第二百一条の二　検察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第百九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものの交付を請求することができる。

一　次に掲げる事件の被害者

イ　刑法第百七十六条から第百七十九条まで若しくは第百八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

ロ　児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

ハ　イ及びロに掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が被疑者に知られることにより次に掲げるおそれがあると認められる事件

(1)　被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

(2)　(1)に掲げるもののほか、被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

二　前号に掲げる者のほか、個人特定事項が被疑者に知られることにより次に掲げるおそれがあると認められる者

イ　その者の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

ロ　イに掲げるもののほか、その者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

裁判官は、前項の規定による請求を受けた場合において、第百九十九条第二項の規定により逮捕状を発するときは、これと同時に、被疑者に示すものとして、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものを交付するものとする。ただし、当該請求に係る者が前項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなときは、この限りでない。

前項の規定による逮捕状に代わるものの交付があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、逮捕状により被疑者を逮捕するに当たり、当該逮捕状に代わるものを被疑者に示すことができる。

第二項の規定による逮捕状に代わるものの交付があつた場合において、当該逮捕状に代わるものを所持しないためこれを示すことができない場合であつて、急速を要するとき

は、前条第一項の規定及び同条第二項において準用する第七十三条第三項の規定にかかわらず、被疑者に対し、逮捕状に記載された個人特定事項のうち当該逮捕状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により被疑事実の要旨を告げるとともに、逮捕状が発せられている旨を告げて、逮捕状により被疑者を逮捕することができる。ただし、当該逮捕状に代わるものは、できる限り速やかに示さなければならない。

第二百七条の次に次の二条を加える。

第二百七条の二　検察官は、第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、前条第一項の勾留の請求と同時に、裁判官に対し、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げるに当たつては当該個人特定事項を明らかにしない方法によること及び被疑者に示すものとして当該個人特定事項の記載がない勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを交付することを請求することができる。

裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げるに当たつては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、前条第五項本文の規定により勾留状を発するときは、これと同時に、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを交付するものとする。ただし、当該請求に係る者が第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなときは、この限りでない。

第二百七条の三　裁判官は、前条第二項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被疑者に通知する旨の裁判をしなければならない。

一　イ又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

イ　被害者の個人特定事項　当該措置に係る事件に係る罪が第二百一条の二第一項第一号イ及びロに規定するものに該当せず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

ロ　被害者以外の者の個人特定事項　当該措置に係る者が第二百一条の二第一項第二号に掲げる者に該当しないとき。

二　当該措置により被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

裁判官は、前項の請求について裁判をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

裁判官は、第一項の裁判（前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の一部を被疑者に通知する旨のものに限る。）をしたときは、速やかに、検察官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項（当該裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを交付するものとする。

第七十条第一項本文及び第二項の規定は、第一項の裁判の執行について準用する。

第一項の裁判を執行するには、前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について当該裁判があつた場合にあつては勾留状を、当該個人特定事項の一部について当該裁判があつた場合にあつては第三項の勾留状に代わるものを、被疑者に示さなければならない。

第二百八条第一項中「前条」を「第二百七条」に改める。

第二百八条の二の次に次の三条を加える。

第二百八条の三　期間を指定されて勾留の執行停止をされた被疑者が、正当な理由がなく、当該期間の終期として指定された日時に、出頭すべき場所として指定された場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第二百八条の四　裁判所の許可を受けないで指定された期間を超えて制限された住居を離れてはならない旨の条件を付されて勾留の執行停止をされた被疑者が、当該条件に係る住居を離れ、当該許可を受けないで、正当な理由がなく、当該期間を超えて当該住居に帰着しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

前項の被疑者が、裁判所の許可を受けて同項の住居を離れ、正当な理由がなく、当該住居を離れることができる期間として指定された期間を超えて当該住居に帰着しないときも、同項と同様とする。

第二百八条の五　勾留の執行停止を取り消され、検察官から出頭を命ぜられた被疑者が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第二百二十四条に次の一項を加える。

第二百七条の二及び第二百七条の三の規定は、第一項の請求について準用する。この場合において、第二百七条の二中「勾留を」とあるのは「第百六十七条第一項に規定する処分を」と、同条並びに第二百七条の三第三項及び第五項中「勾留状」とあるのは「鑑定留置状」と、第二百七条の二第二項中「前条第五項本文の規定により」とあるのは「第二百二十四条第二項前段の規定により第百六十七条の場合に準じて」と読み替えるものとする。

第二百二十四条の次に次の一条を加える。

第二百二十四条の二　第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合における前条第二項後段において準用する第百六十七条の二第二項において準用する第九十八条の規定の適用については、同条第一項中「勾留状の謄本」とあるのは、「第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」とする。

第二百五十六条の次に次の一条を加える。

第二百五十六条の二　検察官は、公訴の提起と同時に、被告人に送達するものとして、起訴状の謄本を裁判所に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、公訴の提起後速やかにこれを提出すれば足りる。

第二百七十一条の次に次の七条を加える。

第二百七十一条の二　検察官は、起訴状に記載された次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、前条第一項の規定による起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

一　次に掲げる事件の被害者

イ　刑法第百七十六条から第百七十九条まで若しくは第百八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

ロ　児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並

びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

ハ　イ及びロに掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が被告人に知られることにより次に掲げるおそれがあると認められる事件

(1)　被害者等の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

(2)　(1)に掲げるもののほか、被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

二　前号に掲げる者のほか、個人特定事項が被告人に知られることにより次に掲げるおそれがあると認められる者

イ　その者の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

ロ　イに掲げるもののほか、その者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させるおそれ

前項の規定による求めは、公訴の提起において、裁判所に対し、起訴状とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない起訴状の抄本その他の起訴状の謄本に代わるもの（以下「起訴状抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

前項の場合には、起訴状抄本等については、その公訴事実を第二百五十六条第三項に規定する公訴事実とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実」とあるのは、「罪となるべき事実」とする。

裁判所は、第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、遅滞なく起訴状抄本等を被告人に送達しなければならない。この場合において、第二百五十五条及び前条第二項中「起訴状の謄本」とあるのは、「起訴状抄本等」とする。

第二百七十一条の三　検察官は、前条第二項の規定により起訴状抄本等を提出する場合において、被告人に弁護人があるときは、裁判所に対し、弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出しなければならない。

裁判所は、前項の規定による起訴状の謄本の提出があつたときは、遅滞なく、弁護人に対し、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものを被告人に知らせてはならない旨の条件を付して起訴状の謄本を送達しなければならない。

検察官は、第一項に規定する場合において、前項の規定による措置によつては、前条第一項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、裁判所に対し、起訴状の謄本に代えて弁護人に送達するものとして、起訴状抄本等を提出することができる。

裁判所は、前項の規定による起訴状抄本等の提出があつたときは、遅滞なく、弁護人に対し、起訴状抄本等を送達しなければならない。

第二百七十一条の四　裁判所は、第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた後に弁護人が選任されたときは、速やかに、検察官にその旨を通知しなければならない。

検察官は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、裁判所に対し、弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出しなければならない。

裁判所は、前項の規定による起訴状の謄本の提出があつたときは、遅滞なく、弁護人に対し、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものを被告人に知らせてはならない旨の条件を付して起訴状の謄本を送達しなければならない。

検察官は、第二項に規定する場合において、前項の規定による措置によつては、第二百七十一条の二第一項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、裁判所に対し、起訴状の謄本に代えて弁護人に送達するものとして、起訴状抄本等を提出することができる。

裁判所は、前項の規定による起訴状抄本等の提出があつたときは、遅滞なく、弁護人に対し、起訴状抄本等を送達しなければならない。

第二百七十一条の五　裁判所は、第二百七十一条の二第四項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被告人に通知する旨の決定をしなければならない。

一　イ又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

イ　被害者の個人特定事項　当該措置に係る事件に係る罪が第二百七十一条の二第一項第一号イ及びロに規定するものに該当せず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

ロ　被害者以外の者の個人特定事項　当該措置に係る者が第二百七十一条の二第一項第二号に掲げる者に該当しないとき。

二　当該措置により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

裁判所は、第二百七十一条の三第四項又は前条第五項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、弁護人に対し、当該措置に係る個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して当該個人特定事項の全部又は一部を通知する旨の決定をしなければならない。

一　第二百七十一条の三第二項又は前条第三項の規定による措置によつて、第二百七十一条の二第一項第一号ハ(1)及び第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する行為を防止できるとき。

二　当該措置により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

裁判所は、前二項の請求について決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

第一項又は第二項の決定に係る通知は、裁判所が、当該決定により通知することとした個人特定事項を記載した書面によりするものとする。

第一項又は第二項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百七十一条の六　裁判所は、第二百七十一条の三第一項又は第二百七十一条の四第二項の規定による起訴状の謄本の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（前条第一項の決定により通知することとされたものを除く。以下この条及び第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるとき

は、弁護人が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するに当たり、これらに記載され又は記録されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するについて、これらのうち当該個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じ、又は当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、第一項本文に規定する事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、第二項本文に規定する事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付し、又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び当該請求をした被告人その他訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、前項本文に規定する事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書を閲覧し又はその朗読を求めるについて、このうち当該個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百七十一条の七　裁判所は、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第三項、第二百七十一条の五第二項若しくは前条第一項から第四項までの規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同条第一項から第四項までの規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

第二百七十一条の八　裁判所（第一号及び第四号にあつては裁判長及び合議体の構成員を、第二号及び第三号にあつては第六十六条第四項の裁判官並びに裁判長及び合議体の構成員を含み、第五号にあつては裁判官とする。）は、第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、相当と認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。

一　当該個人特定事項を明らかにしない方法により第六十一条の規定による被告事件の告知をすること。

二　勾引状又は勾留状を発する場合において、これと同時に、被告人に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により公訴事実の要旨を記載した勾引状の抄本その他の勾引状に代わるもの又は勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを交付すること。

三　当該個人特定事項を明らかにしない方法により第七十六条第一項の規定による公訴事実の要旨の告知をし、又はこれをさせること。

四　当該個人特定事項を明らかにしない方法により第七十七条第三項の規定による公訴

事実の要旨の告知をし、又はこれをさせること。

五　当該個人特定事項を明らかにしない方法により第二百八十条第二項の規定による被告事件の告知をすること。

前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるものの交付があつた場合における第七十三条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項前段中「これ」とあり、同条第三項中「勾引状又は勾留状」とあり、及び同項ただし書中「令状」とあるのは「第二百七十一条の八第一項第二号の勾引状に代わるもの」と、同項中「公訴事実の要旨及び」とあるのは「勾引状に記載された個人特定事項のうち第二百七十一条の八第一項第二号の勾引状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに、」とする。

第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合における第七十三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「これ」とあり、同条第三項中「勾引状又は勾留状」とあり、及び同項ただし書中「令状」とあるのは「第二百七十一条の八第一項第二号の勾留状に代わるもの」と、同項中「公訴事実の要旨及び」とあるのは「勾留状に記載された個人特定事項のうち第二百七十一条の八第一項第二号の勾留状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに、」とする。

裁判長又は合議体の構成員は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合又は第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合において、勾留状に記載された個人特定事項のうちこれらの勾留状に代わるものに記載がないもの（第二百七十一条の五第一項の決定又は第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。）が第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、勾留の理由の開示をするに当たり、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被告事件を告げることができる。

第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合又は第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合における第九十八条の規定の適用については、同条第一項中「勾留状の謄本」とあるのは、「第二百七十一条の八第一項第二号の勾留状に代わるもの又は第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」とする。

前項の規定は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合又は第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合であつて、第百六十七条の二第二項に規定するときにおける同項において準用する第九十八条の規定の適用について準用する。

第二百七十八条の二を第二百七十八条の三とし、第二百七十八条の次に次の一条を加える。

第二百七十八条の二　保釈又は勾留の執行停止をされた被告人が、召喚を受け正当な理由がなく公判期日に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第二百九十条の二第一項中「（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）」を削る。

第二百九十一条第四項中「起訴状」を「第一項の起訴状」に、「終つた」を「終わつた」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第二百七十一条の二第四項の規定による措置がとられた場合においては、第二項後段（前項前段の規定により第二項後段と同様とすることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部について第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合に限り、適用する。この場合において、第二項後段中「起訴状」とあるのは、「第二百七十一条の二第四項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合にあつては起訴状を、第二百七十一条の二第四項の規定による措置に係る個人特定事項の一部について当該決定があつた場合にあつては起訴状抄本等及び第二百七十一条の五第四項に規定する書面」とする。

第二百九十一条の二中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第二百九十九条の三ただし書中「ただし」の下に「、第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出した場合を除き」を加える。

第二百九十九条の四第四項中「前項本文」を「第六項本文」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定により起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合であつて、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の供述」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人の供述」と、「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これらの個人特定事項」とする。

第七項前段に規定する場合において、被告人に弁護人がないときも、第八項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の供述」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人の供述」と、「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これらの個人特定事項」とする。

第二百九十一条第四項中「前項本文」を「第一項本文」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第二百九十九条第一項の規定により証人の

氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項（これらの規定を第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定により起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合（第三百十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合を除く。第九項において同じ。）であつて、当該氏名又は住居が起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（いずれも第二百七十一条の五第一項又は第二項（これらの規定を第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。第九項において同じ。）に該当し、かつ、第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述」とあるのは「証人の供述」と、「その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名」とあるのは「当該氏名」とする。

第二項前段に規定する場合において、被告人に弁護人がないときも、第三項と同様とする。この場合において、同項中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述」とあるのは「証人の供述」と、「その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名」とあるのは「当該氏名」とする。

第二百九十九条の四第一項の次に次の一項を加える。

第二百九十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出した場合又は第三百十二条の二第二項の規定により訴因変更等請求書面抄本等（同項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。以下この条及び次条第二項第一号において同じ。）を提出した場合（第三百十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合を除く。第七項において同じ。）であつて、当該氏名又は住居が起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面（第三百十二条第四項に規定する訴因変更等請求書面をいう。以下この条及び同号において同じ。）に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（いずれも第二百七十一条の五第一項（第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。第七項及び同号において同じ。）に該当し、かつ、第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項ただし書中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人」とあるのは、「証人」とする。

第二百九十九条の五第一項中「から第四項まで」を「、第三項、第六項又は第八項」に改め、同項第三号中「前条第二項又は第四項」を「前条第三項又は第八項」に、「第三項本文」を「第六項本文」に改め、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第二項」を「第三項又は第四項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第二項第三号から第五号までに該当すると認めて検察官がとつた措置の全部又は一部を取り消す場合において、第二百七十一条の二第一項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれ又は同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロに規定する行為がなされるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「者の氏名又は住居」とあるのは、「個人特定事項」とする。

第二百九十九条の五第一項の次に次の一項を加える。

検察官が前条第二項、第四項、第五項、第七項、第九項又は第十項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときも、前項と同様とする。

一　当該措置に係る氏名若しくは住居又は個人特定事項が起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（第三百十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合における当該請求に係るものを除く。）に該当しないとき。

二　イ又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

イ　被害者の個人特定事項　当該措置に係る事件に係る罪が第二百七十一条の二第一項第一号イ及びロに規定するものに該当せず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

ロ　被害者以外の者の個人特定事項　当該措置に係る者が第二百七十一条の二第一項第二号に掲げる者に該当しないとき。

三　検察官のとつた措置が前条第四項、第五項、第九項又は第十項の規定によるものである場合において、当該措置に係る個人特定事項が第二百七十一条の五第二項（第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものに該当するとき。

四　当該措置により、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

五　検察官のとつた措置が前条第四項、第五項、第九項又は第十項の規定によるものである場合において、同条第二項又は第七項の規定による措置によつて第二百七十一条の二第一項第一号ハ(1)及び第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する行為を防止できるとき。

第二百九十九条の六第一項中「第三項」を「第六項」に、「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第二項中「第二百九十九条の四第二項若しくは第四項」を「第二百九十九条の四第三項若しくは第八項」に改め、同条第三項中「から第四項まで」を「、第三項、第六項若しくは第八項」に、「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第二項の次に次の三項を加える。

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項若しくは第六項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定

することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第三項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置に係る者の氏名若しくは住居の記載がないものを交付し、又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、当該氏名若しくは住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び当該請求をした被告人その他訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百九十九条の七第一項中「若しくは第三項」を「、第二項、第六項若しくは第七項」に改め、同条第二項中「第二百九十九条の五第二項」を「第二百九十九条の五第三項若しくは第四項」に、「若しくは第二項」を「から第四項まで」に改める。

第三百十二条第三項を次のように改める。

第一項の請求は、書面を提出してしなければならない。

第三百十二条第四項中「防禦」を「防御」に、「虞」を「おそれ」に、「充分な」を「十分な」に改め、同条第三項の次に次の三項を加える。

検察官は、第一項の請求と同時に、被告人に送達するものとして、前項の書面（以下「訴因変更等請求書面」という。）の謄本を裁判所に提出しなければならない。

裁判所は、前項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつたときは、遅滞なくこれを被告人に送達しなければならない。

第三項の規定にかかわらず、被告人が在廷する公判廷においては、第一項の請求は、口頭ですることができる。この場合においては、第四項の規定は、適用しない。

第三百十二条の次に次の一条を加える。

第三百十二条の二　検察官は、訴因変更等請求書面に記載された第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、前条第五項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の謄本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

裁判所は、前項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたときは、前条第五項の規定にかかわらず、遅滞なく訴因変更等請求書面抄本等を被告人に送達しなければならない。

第二百七十一条の三から第二百七十一条の八までの規定は、第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出がある場合について準用する。この場合において、第二百七十一条の三第三項中「前条第一項第一号ハ⑴」とあるのは「第二百七十一条の二第一項第一号ハ⑴」と、第二百七十一条の五第一項中「第二百七十一条の二第四項」とあるのは「第三百十二条の二第三項」と、第二百七十一条の六第五項及び第二百七十一条の八第一項中「同条第一項第一号」とあるのは「第二百七十一条の二第一項第一号」と読み替えるものとする。

第三百十六条の五中第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　第二百七十一条の五第一項又は第二項（これらの規定を第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の請求について決定をすること。

第三百十六条の十一中「第七号及び第九号から第十一号まで」を「第三号、第八号及び第十号から第十二号まで」に改める。

第三百十六条の二十三第三項中「第四項」を「第十項」に改める。

第三百四十二条の次に次の七条を加える。

第三百四十二条の二　拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者は、裁判所の許可を受けなければ本邦から出国してはならない。

第三百四十二条の三　拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者又はその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、前条の許可の請求をすることができる。

第三百四十二条の四　裁判所は、前条の請求があつた場合において、本邦から出国することを許すべき特別の事情があると認めるときは、決定で、国外にいることができる期間を指定して、第三百四十二条の二の許可をすることができる。ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第四十条に規定する収容令書又は入管法第五十一条に規定する退去強制令書の発付を受けている者については、この限りでない。

裁判所は、前項本文に規定する特別の事情の有無を判断するに当たつては、第三百四十二条の二の許可がされた場合に拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者が同項の規定により指定する期間内に本邦に帰国せず又は上陸しないこととなるおそれの程度のほか、本邦から出国することができないことによりその者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮するものとする。

裁判所は、前条の請求について決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

裁判所は、必要と認めるときは、第一項本文の期間を延長することができる。

裁判所は、第三百四十二条の二の許可を受けた者について、国外にいることができる期間として指定された期間（以下「指定期間」という。）の終期まで国外にいる必要がなくなつたと認めるときは、当該指定期間を短縮することができる。

第三百四十二条の五　裁判所は、第三百四十二条の二の許可をする場合には、帰国等保証金額を定めなければならない。ただし、保釈を許す決定を受けた被告人について、同条の許可をするときは、この限りでない。

帰国等保証金額は、宣告された判決に係る刑名及び刑期、当該判決の宣告を受けた者の性格、生活の本拠及び資産、その者が外国人である場合にあつてはその在留資格（入管法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）の内容その他の事情を考慮して、その者が前条第一項の規定により指定される期間内に本邦に帰国し又は上陸することを保証するに足りる相当な金額でなければならない。

裁判所は、第三百四十二条の二の許可をする場合には、その許可を受ける者の渡航先を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。

第三百四十二条の六　第三百四十二条の二の許可は、帰国等保証金額が定められたときは、帰国等保証金の納付があつた時にその効力を生ずる。

第九十四条第二項及び第三項の規定は、帰国等保証金の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「保釈請求者」とあるのは「第三百四十二条の三の請求をした者」と、同条第三項中「被告人」とあるのは「拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者」と読み替えるものとする。

第三百四十二条の七　裁判所は、第三百四十二条の二の許可を受けた者が、入管法第四十条に規定する収容令書又は入管法第五十一条に規定する退去強制令書の発付を受けたときは、決定で、当該許可を取り消さなければならない。

裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定で、第三百四十二条の二の許可を取り消すことができる。

一　第三百四十二条の二の許可を受けた者が、正当な理由がなく、指定期間内に本邦に帰国せず又は上陸しないと疑うに足りる相当な理由があるとき。

二　第三百四十二条の二の許可を受けた者が渡航先の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。

前項の規定により第三百四十二条の二の許可を取り消す場合には、裁判所は、決定で、帰国等保証金（第九十四条第一項の保証金が納付されている場合にあつては、当該保証金。次項において同じ。）の全部又は一部を没取することができる。

第三百四十二条の二の許可を受けた者が、正当な理由がなく、指定期間内に本邦に帰国せず又は上陸しなかつたときは、裁判所は、検察官の請求により、又は職権で、決定で、帰国等保証金の全部又は一部を没取することができる。

第三百四十二条の八　裁判所は、拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた被告人が第三百四十二条の二の許可を受けないで本邦から出国し若しくは出国しようとしたとき、同条の許可を受けた被告人について前条第二項の規定により当該許可が取り消されたとき、又は第三百四十二条の二の許可を受けた被告人が正当な理由がなく指定期間内に本邦に帰国せず若しくは上陸しなかつたときは、検察官の請求により、又は職権で、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める決定をすることができる。

一　当該被告人について勾留状が発せられていない場合　勾留する決定

二　当該被告人が保釈されている場合　保釈を取り消す決定

三　当該被告人が勾留の執行停止をされている場合　勾留の執行停止を取り消す決定

前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で、保証金の全部又は一部を没取することができる。

第三百四十三条後段を削り、同条に次の一項を加える。

前項の場合には、新たに保釈又は勾留の執行停止の決定がないときに限り、第九十八条及び第二百七十一条の八第五項（第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を準用する。この場合において、第二百七十一条の八第五項中「第一項（」とあるのは、「第二百七十一条の八第一項（」と読み替えるものとする。

第三百四十三条の次に次の二条を加える。

第三百四十三条の二　検察官は、拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告により保釈又は勾留の執行停止がその効力を失つた場合において、被告人が刑事施設に収容されていないときは、被告人に対し、指定する日時及び場所に出頭することを命ずることができる。

第三百四十三条の三　前条の規定による命令を受けた被告人が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第三百四十四条に次の一項を加える。

拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第九十条の規定による保釈を許すには、同条に規定する不利益その他の不利益の程度が著しく高い場合でなければならない。ただし、保釈された場合に被告人が逃亡するおそれの程度が高くないと認めるに足りる相当な理由があるときは、この限りでない。

第三百四十五条の次に次の三条を加える。

第三百四十五条の二　裁判所は、罰金の裁判（その刑の執行猶予の言渡しをしないものに限る。以下同じ。）の告知を受けた被告人について、当該裁判の確定後に罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるときは、勾留状を発する場合を除き、検察官の請求により、又は職権で、決定で、裁判所の許可を受けなければ本邦から出国してはならないことを命ずるものとする。

前項の被告人について、保釈を許し、又は勾留の執行停止をする場合において、罰金の裁判の確定後に罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるときも、同項と同様とする。

第三百四十五条の三　第三百四十二条の三から第三百四十二条の八までの規定は、前条の許可について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百四十二条の三、第三百四十二条の四第二項、第三百四十二条の六第二項及び第三百四十二条の八第一項	拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告	第三百四十五条の二の規定による決定
第三百四十二条の五第二項	当該判決の宣告	

第三百四十二条の五第二項	宣告された判決に係る刑名及び刑期	告知された裁判に係る罰金の金額及び罰金を完納することができない場合における留置の期間
第三百四十二条の六第二項	第三百四十二条の三	第三百四十五条の三において読み替えて準用する第三百四十二条の三
第三百四十二条の八第一項	とき、	場合、
	ときは	場合において、当該決定に係る罰金の裁判の確定後に罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるときは

第三百四十五条の四　裁判所は、第三百四十五条の二の規定による決定の理由がなくなつたと認めるときは、検察官、当該決定を受けた者若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定で、当該決定を取り消さなければならない。

裁判所は、検察官の請求による場合を除いて、前項の規定による決定をするときは、あらかじめ、検察官の意見を聴かなければならない。

第三百五十条の二十二中「第二百九十一条第四項」を「第二百九十一条第五項」に改める。

第三百九十条の次に次の一条を加える。

第三百九十条の二　前条の規定にかかわらず、控訴裁判所は、拘禁刑以上の刑に当たる罪で起訴されている被告人であつて、保釈又は勾留の執行停止をされているものについては、判決を宣告する公判期日への出頭を命じなければならない。ただし、重い疾病又は傷害その他やむを得ない事由により被告人が当該公判期日に出頭することが困難であると認めるときは、この限りでない。

第四百二条の次に次の一条を加える。

第四百二条の二　控訴裁判所は、拘禁刑以上の刑に当たる罪で起訴されている被告人であつて、保釈又は勾留の執行停止をされているものが判決を宣告する公判期日に出頭しないときは、次に掲げる判決以外の判決を宣告することができない。ただし、第三百九十条の二ただし書に規定する場合であつて、刑の執行のためその者を収容するのに困難を生ずるおそれがないと認めるときは、この限りでない。

一　無罪、免訴、刑の免除、公訴棄却又は管轄違いの言渡しをした原判決に対する控訴を棄却する判決

二　事件を原裁判所に差し戻し、又は管轄裁判所に移送する判決

三　無罪、免訴、刑の免除又は公訴棄却の言渡しをする判決

拘禁刑以上の刑に当たる罪で起訴されている被告人であつて、保釈又は勾留の執行停止を取り消されたものが勾留されていないときも、前項本文と同様とする。ただし、被告人が逃亡していることにより勾留することが困難であると見込まれる場合において、次に掲げる判決について、速やかに宣告する必要があると認めるときは、この限りでない。

一　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十三条の二第一項に規定する刑事事件について、有罪の言渡し（刑の免除の言渡しを除く。以下この号において同じ。）をする判決又は有罪の言渡しをした原判決に対する控訴を棄却する判決

二　組織的犯罪処罰法第十三条第三項の規定による犯罪被害財産の没収若しくは組織的犯罪処罰法第十六条第二項の規定による犯罪被害財産の価額の追徴の言渡しをする判決又はこれらの言渡しをした原判決に対する控訴を棄却する判決

第四百三条の二の次に次の二条を加える。

第四百三条の三　拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた被告人について、次に掲げる裁判の告知があつたときは、当該被告人に対しては、第三百四十二条の二の規定は、適用しない。

一　拘禁刑以上の刑に処する原判決を破棄する判決

二　拘禁刑以上の刑に処する原判決に係る被告事件についての公訴を棄却する決定

前項第一号に掲げる判決の宣告があつた場合（第四百条ただし書の規定により更に第三百四十五条に規定する裁判をした場合を除く。）には、第三百四十二条の八第一項（第一号に係る部分に限り、第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による決定に係る勾留状は、その効力を失う。

拘禁刑以上の刑に処する判決に対する控訴が棄却されたときは、第三百四十二条の二（第四百四条において準用する場合を含む。）の許可は、その効力を失う。

第四百三条の四　次に掲げる裁判の告知があつたときは、第三百四十五条の二（次条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による決定は、その効力を失う。

一　第三百四十五条の二の規定による決定に係る罰金の原判決を破棄する判決

二　第三百四十五条の二の規定による決定に係る罰金の原判決に係る被告事件についての公訴を棄却する決定

前項第一号に掲げる判決の宣告があつた場合（第四百条ただし書の規定により更に第三百四十五条に規定する裁判をした場合を除く。）には、第三百四十五条の三（次条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第三百四十二条の八第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による決定に係る勾留状は、その効力を失う。

第四百二十九条第一項中「左の」を「次に掲げる」に、「取消」を「取消し」に改め、同項第一号中「申立」を「申立て」に改め、同条第四項中「取消」を「取消し」に改め、「これを」を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

第二百七条の二第二項（第二百二十四条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による措置に関する裁判に対しては、当該措置に係る者が第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことを理由として第一項の請求をすることができない。

第四百六十三条第四項中「第二百七十一条の二」を「第二百七十一条の二」の下に「及び第二百七十一条の二」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二百七十一条第一項中「公訴の提起」とあるのは「第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出」と、同条第二項中「公訴の提起が」とあるのは「第四百六十三条第三項の規定による通知が」と、第二百七十一条の二第二項中「公訴の提起において、裁判所に対し、起訴状とともに」とあるのは「第四百六十三条第三項の規定による通知を受けた後速やかに、裁判所に対し」とする。

第四百六十三条第三項の次に次の一項を加える。

検察官は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、裁判所に対し、被告人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出しなければならない。

第四百六十三条に次の一項を加える。

前項において読み替えて適用する第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出は、第三百三十八条（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、公訴の提起においてされたものとみなす。

第四百六十八条に次の三項を加える。

検察官は、第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとされた場合において、起訴状に記載された第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

前項の規定による求めは、第二百七十一条の二第一項の規定による求めとみなして、同条第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「公訴の提起において、裁判所に対し、起訴状とともに」とあるのは、「速やかに、裁判所に対し」とする。

第四百六十三条第六項の規定は、前項において読み替えて適用する第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出について準用する。

第四百六十九条に次の一項を加える。

略式命令が効力を失つたときは、第三百四十五条の二の規定による決定及び第三百四十五条の三において読み替えて準用する第三百四十二条の八第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による決定に係る勾留状は、その効力を失う。

第七編中第四百七十一条の前に次の章名を付する。

第一章　裁判の執行の手続

第四百七十九条の次に次の一条を加える。

第四百七十九条の二　拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者について、刑法第十一条第二項の規定による拘置若しくは拘禁刑の執行が開始されたとき、又は当該判決に係る刑の執行を受けることがなくなつたときは、当該者に対しては、第三百四十二条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）において準用する場合を含む。第四百八十五条の二において同じ。）の規定は、適用しない。

第四百八十三条の次に次の一条を加える。

第四百八十三条の二　拘禁刑以上の刑に処する判決が確定した後における第三百四十二条の二から第三百四十二条の七まで（これらの規定を第四百四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三百四十二条の五第一項ただし書の規定は、適用しない。

第三百四十二条の二、第三百四十二条の四、第三百四十二条の五第一項及び第三項、第三百四十二条の六第二項において読み替えて準用する第九十四条第二項並びに第三百四十二条の七第一項及び第三項	裁判所	拘禁刑以上の刑に処する判決の言渡しをした裁判所
第三百四十二条の三	その弁護人、	その
第三百四十二条の六第二項	第三百四十二条の三	第四百八十三条の二において読み替えて適用する第三百四十二条の三（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）
第三百四十二条の六第二項において読み替えて準用する第九十四条第三項	裁判所は	拘禁刑以上の刑に処する判決の言渡しをした裁判所は
	裁判所の	その裁判所の
第三百四十二条の七第一項	第三百四十二条の二	第三百四十二条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）
第三百四十二条の七第二項	裁判所は	拘禁刑以上の刑に処する判決の言渡しをした裁判所は
第三百四十二条の七第二項第二号	裁判所	当該許可をした裁判所
第三百四十二条の七第四項	裁判所は、検察官の請求により、又は職権で	拘禁刑以上の刑に処する判決の言渡しをした裁判所は、検察官の請求により

第四百八十四条中「ため」の下に「、出頭すべき日時及び場所を指定して」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第四百八十四条の二　前条前段の規定による呼出しを受けた者が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第四百八十五条の次に次の一条を加える。

第四百八十五条の二　拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、検察官は、当該判決が確定した後、直ちに収容状を発付し、又は司法警察員にこれを発付させることができる。

一　第三百四十二条の二の許可を受けないで本邦から出国し又は出国しようとしたとき。

二　第三百四十二条の二の許可が取り消されたとき。

三　第三百四十二条の二の許可を受け、正当な理由がなく、指定期間内に本邦に帰国せず又は上陸しなかつたとき。

第四百八十九条の次に次の一条を加える。

第四百八十九条の二　拘禁刑以上の刑に処する判決又は拘留に処する判決が確定した後における第九十八条の十二から第九十八条の十七まで及び第九十八条の二十の規定の適用については、第九十八条の十二第五項、第九十八条の十四第一項第四号及び第二項、第九十八条の十五第一項、第三項、第四項、第六項、第十一項及び第十二項、第九十八条の十六第一項、第九十八条の十七第四項並びに第九十八条の二十第一項、第三項及び第六項中「裁判所」とあるのは「拘禁刑以上の刑に処する判決又は拘留に処する判決の言渡しをした裁判所」と、第九十八条の十三第一項及び第九十八条の十五第八項中「裁判所の指揮」とあるのは「拘禁刑以上の刑に処する判決又は拘留に処する判決の言渡しをした裁判所の指揮」と、第九十八条の十四第一項第五号中「裁判所に」とあるのは「拘禁刑以上の刑に処する判決又は拘留に処する判決の言渡しをした裁判所に」とし、第九十八条の十二第一項及び第二項並びに第九十八条の二十第二項、第四項及び第五項の規定は、適用しない。

収容状の執行を指揮する検察官又はその執行をする検察事務官若しくは司法警察職員は、位置測定端末装着命令を受けた者について、収容状の執行をする場合において、必要と認めるときは、拘禁刑以上の刑に処する判決又は拘留に処する判決の言渡しをした裁判所の許可を受けて、当該者に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる。

拘禁刑以上の刑に処する判決又は拘留に処する判決の言渡しをした裁判所は、自ら第九十八条の二十第一項の規定による通知をすることが困難であるときは、あらかじめ、当該通知及び端末位置情報の閲覧の許可に関する権限を裁判所の規則で定める裁判所の裁判官に委任することができる。この場合においては、次に掲げる者は、必要と認めるときは、委任を受けた裁判官の許可を受けて、前項の規定による端末位置情報の閲覧をすることができる。

一　委任を受けた裁判官所属の裁判所に対応する検察庁の検察官若しくは検察事務官又は当該検察庁の所在地において職務を行うことができる司法警察職員

二　収容状の執行を指揮する検察官又は当該執行をする検察事務官若しくは司法警察職員

第四百九十二条の次に次の一条を加える。

第四百九十二条の二　罰金に相当する金額について仮納付の裁判の執行があつたときは、第三百四十五条の二（第四百四条において準用する場合を含む。第四百九十四条の三、第四百九十四条の五（第三号を除く。）、第四百九十四条の六、第四百九十四条の八第一項、第四百九十四条の十二第一項及び第四百九十四条の十四において同じ。）の規定による決定及び第三百四十五条の三（第四百四条において準用する場合を含む。第四百九十四条の二において同じ。）において読み替えて準用する第三百四十二条の八第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による決定に係る勾留状は、その効力を失う。

第四百九十四条の次に次の十三条を加える。

第四百九十四条の二　罰金の裁判が確定した後における第三百四十五条の三において準用する第三百四十二条の三から第三百四十二条の七までの規定及び第三百四十五条の四（これらの規定を第四百四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三百四十五条の三において準用する第三百四十二条の五第一項ただし書の規定は、適用しない。

第三百四十五条の二の規定	第三百四十五条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定	第三百四十五条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による決定をした裁判所
第三百四十五条の三において読み替えて準用する第三百四十二条の三及び第三百四十二条の四第一項	その弁護人、	
第三百四十五条の三において読み替えて準用する第三百四十二条の四第一項	その	
第三百四十五条の三において準用する第三百四十二条の四並びに第三百四十二条の五第一項及び第三項並びに第三百四十五条の三において読み替えて準用する第三百四十二条の六第二項において読み替えて準用する第九十四条第二項	裁判所	第三百四十五条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）
第三百四十五条の三において読み替えて準用する第三百四十二条の五第二項及び第三百四十二条の六第二項		第三百四十五条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）
第三百四十五条の三において読み替えて準用する第三百四十二条の六第二項	第三百四十五条の三	第四百九十四条の二において読み替えて適用する第三百四十五条の三（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

第三百四十五条の三において読み替えて準用する第三百四十二条の六第二項において読み替えて準用する第九十四条第三項	裁判所は	第三百四十五条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による決定をした裁判所は
	裁判所の	その裁判所の
第三百四十五条の三において準用する第三百四十二条の七第一項及び第三百四十五条の四第一項	裁判所	第三百四十五条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による決定をした裁判所
第三百四十五条の三において準用する第三百四十二条の七第二項	裁判所は	第三百四十五条の二の規定による決定をした裁判所は
第三百四十五条の三において準用する第二百四十二条の七第二項第二号	裁判所	当該許可をした裁判所
第三百四十五条の三において準用する第三百四十二条の七第三項及び第三百四十五条の四第二項	裁判所	第三百四十五条の二の規定による決定をした裁判所
第三百四十五条の三において準用する第三百四十二条の七第四項	裁判所は、検察官の請求により、又は職権で	第三百四十五条の二の規定による決定をした裁判所は、検察官の請求により

第四百九十四条の三　罰金の裁判を告知した裁判所は、当該裁判が確定した者について、罰金を完納することができないおそれがあると認めるとき（その者が受けた第三百四十五条の二の規定による決定が効力を失つていないときを除く。）は、拘置状を発する場合を除き、検察官の請求により、決定で、裁判所の許可を受けなければ本邦から出国してはならないことを命ずるものとする。

第四百九十四条の四　第三百四十二条の三から第三百四十二条の七まで（第三百四十二条の五第一項ただし書を除く。）の規定は前条の許可について、第三百四十五条の四の規定は前条の規定による決定について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百四十二条の三、第三百四十二条の四第二項及び第三百四十二条の六第二項	拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告	第四百九十四条の三の規定による決定
第三百四十二条の五第二項	当該判決の宣告	
第三百四十二条の三及び第三百四十五条の四第一項	その弁護人、	ぞの
第三百四十二条の四、第三百四十二条の五第一項及び第三百四十二条の六第二項において読み替えて準用する第九十四条第二項、第三百四十二条の七第一項及び第三百四十五条の四第三項並びに第三百四十五条の四	裁判所	第四百九十四条の三の規定による決定をした裁判所
第三百四十二条の五第二項	宣告された判決に係る刑名及び刑期	告知された裁判に係る罰金の金額及び罰金を完納することができない場合における留置の期間
第三百四十二条の六第二項	第三百四十二条の三	第四百九十四条の四において読み替えて準用する第三百四十二条の三
第三百四十二条の六第二項において読み替えて準用する第九十四条第三項	裁判所は	第四百九十四条の三の規定による決定をした裁判所は
	裁判所の	その裁判所の
第三百四十二条の七第二項	裁判所は	第四百九十四条の三の規定による決定をした裁判所は
第三百四十二条の七第二項第二号	裁判所	当該許可をした裁判所
第三百四十二条の七第四項	裁判所は、検察官の請求により、又は職権で	第四百九十四条の三の規定による決定をした裁判所は、検察官の請求により

第四百九十四条の五　第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定をした裁判所は、罰金の裁判が確定した者で、次の各号のいずれかに該当するものについて、罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、当該裁判が確定した後三十日を経過するまでの間、その者を刑事施設に拘置することができる。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

一　第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者であつて、裁判所の許可を受けないで本邦から出国し又は出国しようとしたもの

二　第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の許可を取り消された者

三　正当な理由がなく、指定期間内に本邦に帰国せず又は上陸しなかつた者

四　前三号に掲げる者のほか、第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者であつて、逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるもの

第四百九十四条の六　前条の規定による拘置は、第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者に対し理由を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、することができない。ただし、その者が逃亡した場合は、この限りでない。

第四百九十四条の七　第四百九十四条の五の規定による拘置は、拘置状を発してしなければならない。

第六十四条、第七十条（第一項ただし書を除く。）、第七十一条、第七十二条、第七十三条第二項及び第三項並びに第七十四条の規定（これらの規定のうち勾留に関する部分に限る。）は、拘置状について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十四条第一項及び第三項、第七十条第二項、第七十二条第一項、第七十三条第二項及び第三項並びに第七十四条	被告人	第三百四十五条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者
	罪名、公訴事実の要旨	罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定した日、当該裁判に係る罰金の金額、罰金を完納することができない場合における留置の期間
第六十四条第一項	勾留すべき	拘置すべき
	裁判長又は受命裁判官	裁判長
第六十四条第二項	被告人の	第三百四十五条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者の
	被告人を	その者を
第七十三条第三項	公訴事実の要旨	罰金が完納されていない旨

第四百九十四条の八　第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者を拘置したときは、その法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうちその決定を受けた者の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

第六十九条、第八十二条から第八十七条まで、第九十二条第二項及び第九十五条の規定並びに第九十六条第一項（第二号及び第六号に係る部分に限る。）、第九十八条及び第九十八条の二の規定（これらの規定のうち勾留の執行停止に関する部分に限る。）は、第四百九十四条の五の規定による拘置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十九条	第五十七条乃至第六十二条、第六十五条、第六十六条及び前条	第四百九十四条の五から第四百九十四条の七まで及び第四百九十四条の十二第一項
	被告人	者
第八十二条第一項及び第二項、第八十七条第一項並びに第九十五条第五項	裁判所	第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所
第八十二条第一項、第八十七条第一項、第九十五条第一項、第四項及び第五項並びに第九十六条第一項	弁護人、法定代理人	法定代理人
第八十二条第二項及び第八十七条第一項	被告人及びその弁護人	拘置されている者
第八十三条第三項	被告人の	その者の
第八十三条第三項ただし書	被告人が	その者が
	被告人に異議がないとき、弁護人の出頭については、被告人に異議がないとき	その者に異議がないとき
第八十四条第二項	被告人及び弁護人並びにこれらの	拘置されている者及びその
第九十二条第二項	も、前項と同様である	は、検察官の意見を聴かなければならない

第九十五条第一項	被告人を	者を
第九十五条第六項	被告人の	拘置されている者の
第九十六条第一項第二号及び第六号	被告人	拘置の執行停止をされる者
第九十八条第一項及び第二項	被告人	拘置の執行停止をされている者
第九十八条の二	被告人が	拘置の執行停止を取り消された者又は拘置の執行停止の期間が満了した者
	被告人に	その者に

第四百九十四条の九　期間を指定されて拘置の執行停止をされた者が、正当な理由がなく、当該期間の終期として指定された日時に、出頭すべき場所として指定された場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第四百九十四条の十　第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所の許可を受けないで指定された期間を超えて制限された住居を離れてはならない旨の条件を付されて拘置の執行停止をされた者が、当該条件に係る住居を離れ、当該許可を受けないで、正当な理由がなく、当該期間を超えて当該住居に帰着しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

前項の者が、第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所の許可を受けて同項の住居を離れ、正当な理由がなく、当該住居を離れることができる期間として指定された期間を超えて当該住居に帰着しないときも、同項と同様とする。

第四百九十四条の十一　拘置の執行停止を取り消され、検察官から出頭を命ぜられた者が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第四百九十四条の十二　第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定をした裁判所は、第四百九十四条の六に規定する手続のため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定で、当該第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者に対し、指定する日時及び場所に出頭することを命ずることができる。

前項の規定による決定をした裁判所は、当該決定を受けた者が、正当な理由がなく、これに応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その者を同項の規定により指定した場所に勾引することができる。

第五十九条、第六十二条、第六十四条、第六十六条、第六十七条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項及び第三項、第七十四条並びに第七十五条の規定（これらの規定のうち勾引に関する部分に限る。）は、前項の規定による勾引について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十九条、第六十二条、第六十四条第一項及び第三項、第六十七条第一項及び第三項、第七十二条第一項、第七十三条第一項及び第三項、第七十四条並びに第七十五条	被告人	第三百四十五条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者
第五十九条	裁判所	指定した場所
第五十九条ただし書	勾留状	拘置状
第六十四条第一項	罪名、公訴事実の要旨	罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定した日、当該裁判に係る罰金の金額、罰金を完納することができない場合における留置の期間
	裁判長又は受命裁判官	裁判長
第六十四条第二項	被告人の	第三百四十五条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者の
	被告人を	その者を
第六十六条第一項	裁判所は	第四百九十四条の十二第一項の規定による決定をした裁判所は
	被告人の現在地	第三百四十五条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者の現在地
	被告人の勾引	その者の勾引

第六十七条第二項	被告人が人違	第三百四十五条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者が人違
第六十九条	被告人が指定された	その者が指定された
	第五十七条乃至第六十二条、第六十五条、第六十六条及び前条	第五十九条、第六十二条、第六十六条及び第四百九十四条の十二第二項
第七十三条第三項	公訴事実の要旨	罰金が完納されていない旨

第四百九十四条の十三　拘置の日数は、その一日を、刑法第十八条第六項に規定する留置一日の割合に相当する金額に換算し、全部本刑に算入する。

第四百九十四条の十四　次の各号のいずれかに該当するときは、第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定及び拘置状は、その効力を失う。

一　罰金が完納されたとき。

二　罰金について労役場留置の執行が開始されたとき。

三　拘置の日数が罰金の金額（未決勾留の日数が罰金に算入され若しくは通算された場合又は罰金の一部が納付された場合にあつては、当該金額から算入又は通算がされた金額及び納付された罰金の金額の合計額を控除した残額）を刑法第十八条第六項に規定する留置一日の割合に相当する金額で除して得た日数（その日数に一日未満の端数を生じるときは、これを一日とする。）を超えることとなつたとき。

四　罰金の執行を受けることがなくなつたとき。

第五百二条中「処分」の下に「（次章の規定によるものを除く。）」を加え、「言渡」を「言渡し」に、「申立」を「申立て」に改める。

第五百七条中「必要があると認めるとき」を削り、同条に第一項として次の一項を加える。

検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して、その目的を達するため必要な調査をすることができる。ただし、強制の処分は、この法律に特別の定めがある場合でなければ、これをすることができない。

第五百七条を第五百八条とし、第五百六条の次に次の章名及び一条を加える。

第二章　裁判の執行に関する調査

第五百七条　検察官及び検察事務官は、裁判の執行に関する調査のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

本則に次の八条を加える。

第五百九条　検察官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。この場合において、身体の検査は、身体検査令状によらなければならない。

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第一項の令状は、検察官の請求により、これを発する。

検察官は、第一項の身体検査令状の請求をするには、身体の検査を必要とする理由及び身体の検査を受ける者の性別、健康状態その他裁判所の規則で定める事項を示さなければならない。

裁判官は、身体の検査に関し、適当と認める条件を付することができる。

第五百十条　前条第一項の令状には、裁判の執行を受ける者の氏名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者、捜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、有効期間及びその期間経過後は差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

前条第二項の場合には、同条第一項の令状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第六十四条第二項の規定は、前条第一項の令状について準用する。この場合において、第六十四条第二項中「被告人の」とあるのは「裁判の執行を受ける者の」と、「被告人を」とあるのは「その者を」と読み替えるものとする。

第五百十一条　裁判所又は裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、令状を発して、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。この場合において、身体の検査は、身体検査令状によらなければならない。

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を複写した上、当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

前条の規定は、第一項の令状について準用する。この場合において、同条第一項中「裁判官」とあるのは「裁判長又は裁判官」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「次条第二項」と読み替えるものとする。

第五百十二条　検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行を受ける者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第五百十三条　第九十九条第一項、第百条、第百二条から第百五条まで、第百十条、第百十条の二前段、第百十一条第一項前段及び第二項、第百十一条の二前段、第百十二条、第百十四条、第百十五条、第百十八条から第百二十条まで、第百二十一条第一項及び第二項、第百二十三条第一項から第三項まで並びに第二百二十二条第六項の規定は、検察官が第五百九条及び前条の規定によつてする押収又は捜索について、第百十条、第百十一条の二前段、第百十二条、第百十四条、第百十八条、第百二十九条、第百三十一条、第百三十七条から第百四十条まで及び第二百二十二条第四項から第七項までの規定は、検察官が第五百九条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。この場合において、第九十九条第一項中「証拠物又は没収すべき物」とあり、及び第百十九条中「証拠物又は没収すべきもの」とあるのは「裁判の執行を受ける者若しくは裁判の執行の対象となるものの所在若しくは状況に関する資料、裁判の執行を受ける者の資産に関する資料、裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判の執行を受ける者の財産を管理するために使用されている物又は第四百九十条第二項の規定によりその規定に従うこととされる民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により金銭の支払を目的とする債権についての強制執行の目的となる物若しくはそれ以外の物であつて当該強制執行の手続において執行官による取上げの対象となるべきもの」と、第百条第一項、第百二条、第百五条ただし書及び第百三十七条第一項中「被告人」とあり、並びに第二百二十二条第六項中「被疑者」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第百条第二項並びに第百二十三条第一項及び第三項中「被告事件」とあり、並びに第百条第三項ただし書中「審理」とあるのは「裁判の執行」と、第二百二十二条第七項中「第一項」とあるのは「第五百十三条第一項において読み替えて準用する第百三十七条第一項」と読み替えるものとする。

第百十六条及び第百十七条の規定は、検察官が第五百九条の規定によつてする差押え、記録命令付差押え又は捜索について準用する。

検察官は、第四百九十条第二項の規定によりその規定に従うこととされる民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定による手続において必要があると認めるときは、執行官に押収物を提出することができる。

前項の規定による提出をしたときは、押収を解く処分があつたものとする。この場合において、当該押収物は、還付することを要しない。

前二項の規定は、民事訴訟の手続に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

第九十九条第一項、第百条、第百二条から第百五条まで、第百八条第一項から第三項まで、第百九条、第百十条、第百十条の二前段、第百十一条第一項前段及び第二項、第百十一条の二前段、第百十二条、第百十四条、第百十五条、第百十八条から第百二十一条まで、第百二十三条第一項から第三項まで並びに第百二十五条の規定は、裁判所又は裁判官が前二条の規定によつてする押収又は捜索について、第百八条第一項から第三項まで、第百九条、第百十条、第百十一条の二前段、第百十二条、第百十三条第三項、第百十四条、第百十八条、第百二十一条、第百三十一条、第百三十七条から第百四十条まで並びに第二百二十二条第四項及び第五項の規定は、裁判所又は裁判官が第五百十一条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。この場合において、第九十九条第一項中「証拠物又は没収すべき物」とあり、及び第百十九条中「証拠物又は没収すべきもの」とあるのは「裁判の執行を受ける者若しくは裁判の執行の対象となるものの所在若しくは状況に関する資料又は裁判の執行の対象となるものを管理するために使用されている物」と、第百条第一項、第百二条、第百五条ただし書、第百八条第一項ただし書、第百十三条第三項及び第百三十七条第一項中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第百条第二項並びに第百二十三条第一項及び第三項中「被告事件」とあり、並びに第百条第三項ただし書中「審理」とあるのは「裁判の執行」と、第百二十五条第四項ただし書中「裁判所」とあるのは「裁判所又は第五百十三条第六項において準用する第一項の規定による嘱託をした裁判官」と、第二百二十二条第四項中「検察官、検察事務官又は司法警察職員」とあるのは「検証状を執行する者」と読み替えるものとする。

第百十六条及び第百十七条の規定は、裁判所又は裁判官が第五百十一条の規定によつてする差押え、記録命令付差押え又は捜索について準用する。

第七十一条の規定は、第五百十一条第一項の令状の執行について準用する。

第四百九十九条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項及び第六項において読み替えて準用する第百二十三条第一項の規定による押収物の還付について準用する。この場合において、第四百九十九条第三項中「前二項」とあるのは、「第五百十三条第九項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

第四百九十九条第一項の規定は、第一項及び第六項において読み替えて準用する第百二十三条第三項の規定による交付又は複写について準用する。

前項において準用する第四百九十九条第一項の規定による公告をした日から六箇月以内に前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

第五百十四条　検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、裁判の執行を受ける者その他の者の出頭を求め、質問をし、又は裁判の執行を受ける者以外の者に鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

第五百十五条　前条の規定による鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第百六十八条第一項に規定する処分をすることができる。

検察官が前条の規定による鑑定の嘱託をした場合においては、前項の許可の請求は、検察官からこれをしなければならない。

裁判官は、前項の請求を相当と認めるとき、又は裁判所若しくは裁判官が鑑定を嘱託した場合において第一項の許可をするときは、許可状を発しなければならない。

第百三十一条、第百三十七条、第百三十八条、第百四十条及び第百六十八条第二項から第四項までの規定は、第一項の許可及び前項の許可状について準用する。この場合において、第百三十七条第一項中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第百六十八条第二項中「被告人の氏名、罪名」とあるのは「裁判の執行を受ける者の氏名」と読み替えるものとする。

第五百十六条　検察官は、検察事務官に第五百八条第一項本文の調査又は同条第二項、第五百九条、第五百十二条若しくは第五百十四条の処分をさせることができる。

（刑法の一部改正）

第二条　刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条に次の一項を加える。

2　拘禁刑、罰金、拘留及び科料の時効は、刑の言渡しを受けた者が国外にいる場合には、その国外にいる期間は、進行しない。

第九十七条中「裁判の執行」を「法令」に改め、「既決又は未決の」を削り、「一年」を「三年」に改める。

第九十八条中「又は勾引状の執行を受けた者」を削る。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第三条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条・」を「第六十条―」に改める。

第二十三条第一項に次の一号を加える。

九　第六十三条の二第一項に規定する出国制限対象者　同項の出国制限対象者条件指定書

第二十三条第三項中「許可書」の下に「、出国制限対象者条件指定書」を加える。

第二十五条の二第一項中第三号を第四号とし、同項第二号中「刑につき」の下に「、出国の制限を受けている者、」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「訴追されている者」の下に「（当該訴追に係る刑につき出国の制限を受けている者を除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　出国の制限（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百四十二条の二（同法第四百四条（同法第四百十四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定又は同法第三百四十五条の二（同法第四百四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第四百九十四条の三の規定による決定により、裁判所の許可を受けなければ本邦から出国してはならないとされていることをいう。以下同じ。）を受けている者（裁判所の許可（同法第三百四十二条の二の規定により出国の制限を受けている者については同条の許可、同法第三百四十五条の二の規定による決定により出国の制限を受けている者については同条の許可、同法第四百九十四条の三の規定による決定により出国の制限を受けている者については同条の許可をいう。第六十条の二第一項第一号において同じ。）を受けている者を除く。）

第六十条第一項中「除く。」の下に「次条第一項において同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（日本人の出国確認の留保）

第六十条の二　入国審査官は、日本人が本邦外の地域に赴く意図をもつて出国しようとする場合において、関係機関から当該日本人が次の各号のいずれかに該当する者である旨の通知を受けているときは、前条の出国の確認を受けるための手続がされた時から二十四時間を限り、その者について出国の確認を留保することができる。

一　出国の制限を受けている者（裁判所の許可を受けている者を除く。）

二　死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる罪につき訴追されている者（当該訴追に係る刑につき出国の制限を受けている者を除く。）又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者

三　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部につき執行猶予の言渡しを受けなかつた者で、刑の執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでのもの（当該刑につき、出国の制限を受けている者、仮釈放中の者及びその一部の執行猶予の言渡しを受けて執行猶予中の者を除く。）

四　逃亡犯罪人引渡法の規定により仮拘禁許可状又は拘禁許可状が発せられている者

2　入国審査官は、前項の規定により出国の確認を留保したときは、直ちに同項の通知をした機関にその旨を通報しなければならない。

第六十一条の三第二項に次の一号を加える。

八　第六十三条の二第一項の規定により同項に規定する出国制限対象者に条件を付すこと及び同項の出国制限対象者条件指定書を交付すること。

第六十一条の九の三第一項第二号中「申請又は」を「申請、」に改め、「受領」の下に「又は第六十三条の二第二項の規定による届出」を加える。

第六十三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　出国の制限を受けている外国人に係る退去強制令書は、当該出国の制限を受けている間は、その執行を停止するものとする。

第六十三条の次に次の一条を加える。

（出国制限対象者）

第六十三条の二　主任審査官は、前条第三項の規定により退去強制令書の執行を停止される外国人（刑事訴訟法の規定により身体を拘束されていない者に限る。以下この条において「出国制限対象者」という。）に対し、法務省令で定めるところにより、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付すとともに、出国制限対象者条件指定書（当該条件その他法務省令で規定する事項を記載した書面をいう。）を交付するものとする。

2　出国制限対象者は、法務省令で定めるところにより、生活状況、前項の規定により付された条件の遵守状況その他法務省令で定める事項を主任審査官に対して届け出なければならない。

3　出国制限対象者に対する第七十条の規定の適用については、出国の制限を受けている間は、出国制限対象者は、同条第一項第三号から第三号の三まで、第五号及び第七号から第八号の四までに規定する残留する者又は出国しない者に該当しないものとみなし、その者のその間の在留は、同条第二項に規定する不法に在留することに該当しないものとみなす。

第六十五条第一項中「（昭和二十三年法律第百三十一号）」を削る。

第七十条第一項に次の一号を加える。

十　第六十三条の二第一項に規定する出国制限対象者で、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行つたもの

第七十一条の五に次の一号を加える。

四　第六十三条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第七十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

八　第六十三条の二第一項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じない者

第七十六条第二号中「又は許可書」を「、許可書又は出国制限対象者条件指定書」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第四条　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第百八十九条第三項中「第五百七条」を「第七編第二章（第五百十一条及び第五百十三条第六項から第八項までを除く。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「者若しくは裁判の執行の対象となるもの」とあるのは「者」と、「裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判」とあるのは「裁判」と読み替えるものとする。

（非訟事件手続法の一部改正）

第五条　非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第百二十一条第三項中「第五百七条」を「第七編第二章（第五百十一条及び第五百十三条第六項から第八項までを除く。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「者若しくは裁判の執行の対象となるもの」とあるのは「者」と、「裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判」とあるのは「裁判」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中刑法第三十三条に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十条第一項の規定　公布の日

二　第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二条第一号を削る改正規定」という。）並びに附則第五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに第二十条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第四十二条の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百九十三条の改正規定、附則第二十八条第二項、第三十条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一条中少年鑑別所法第百三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定　公布の日から起算して二十日を経過した日

三　第一条のうち、刑事訴訟法目次、第九十三条及び第九十五条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第九十六条の改正規定、同法第一編第八章に二十三条を加える改正規定（第九十八条の二及び第九十八条の三に係る部分に限る。）、同法第二百八条の二の次に三条を加える改正規定、同法中第二百七十八条の二を第二百七十八条の三とし、第二百七十八条の次に一条を加える改正規定、同法第三百四十三条の次に二条を加える改正規定、同法第三百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第四百二条の次に一条を加える改正規定、同法第四百六条の次に一条を加える改正規定、同法第七編中第四百七十一条の前に章名を付する改正規定、同法第四百八十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二条及び第五百七条の改正規定、同法中同条を第五百八条とし、第五百六条の次に章名及び一条を加える改正規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条、第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定、附則第十三条中刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条第三項の改正規定、附則第十四条及び第十五条の規定、附則第十六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号。以下「日米地位協定刑事特別法」という。）第十三条の改正規定、附則第十七条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号。以下「日国連裁判権議定書刑事特別法」という。）第五条の改正規定、附則第十九条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第百五十一号。以下「日国連地位協定刑事特別法」という。）第五条の改正規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定（「第四百八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分を除く。）、附則第二十五条の規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第百八条第三項、第百二十五条第一項、第百六十三条第一項、第百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六条の十一の項の改正規定（「第二百七十八条の二第二項」を「第二百七十八条の三第二項」に改める部分に限る。）、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十一条第七項の改正規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四　第一条中刑事訴訟法第百九十九条第二項の改正規定、同法第二百一条の次に一条を加える改正規定、同法第二百七条の次に二条を加える改正規定、同法第二百八条第一項の改正規定、同法第二百二十四条に一項を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十条の二第一項、第二百九十一条、第二百九十一条の二、第二百九十九条の三ただし書、第二百九十九条の四、第二百九十九条の五、第二百九十九条の六、第二百九十九条の七及び第三百十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三百十六条の五、第三百十六条の十一、第三百十六条の二十三第三項、第三百四十三条、第三百五十条の二十二、第四百二十九条及び第四百六十三条の改正規定並びに同法第四百六十八条に三項を加える改正規定並びに附則第四条の規定、附則第十六条中日

米地位協定刑事特別法第十二条の改正規定、附則第十七条中日国連裁判権議定書刑事特別法第四条の改正規定、附則第十九条中日国連地位協定刑事特別法第四条の改正規定、附則第二十一条から第二十三条までの規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第百八条第三項、第百二十五条第一項、第百六十三条第一項、第百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六条の十一の項の改正規定（「第百六十九条」の下に「、第二百七十一条の八第一項及び第四項」を加える部分に限る。）、附則第三十三条及び第三十四条の規定並びに附則第三十五条のうち刑法等一部改正法第三条中刑事訴訟法第三百四十三条の改正規定の改正規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

五　第一条中刑事訴訟法第一編第八章に二十三条を加える改正規定（第九十八条の四から第九十八条の十一までに係る部分に限る。）及び次条第三項の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

六　第二条中刑事訴訟法第三百四十二条の次に七条を加える改正規定、同法第三百四十五条の次に三条を加える改正規定、同法第四百三条の二の次に二条を加える改正規定、同法第四百六十九条に一項を加える改正規定、同法第四百七十九条の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十三条の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四百九十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第四百九十四条の次に十三条を加える改正規定並びに第三条（第七十二条第一号を削る改正規定を除く。）の規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第八条第三項並びに第十一条第一項及び第二項の規定、附則第十三条中刑事補償法第一条第二項の改正規定、附則第十八条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定（「第四百八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分に限る。）、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第八十三条第三項の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第百七十二条第二号の改正規定、附則第二十九条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法第百二十五条第三号の改正規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第四百七十九条の改正規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

七　附則第五条第三項、第六条第三項、第八条第五項から第七項まで、第十条第二項並びに第十一条第三項及び第四項の規定　刑法等一部改正法の施行の日（以下「刑法等一部改正法施行日」という。）

八　附則第三十八条中日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第　　号。以下「日豪協定実施法」という。）第六条の改正規定　日豪協定実施法の施行の日又は第三号施行日のいずれか遅い日

九　附則第三十九条中日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第　　号。以下「日英協定実施法」という。）第六条の改正規定　日英協定実施法の施行の日又は第三号施行日のいずれか遅い日

十　附則第三十八条中日豪協定実施法第五条第一項の改正規定　日豪協定実施法の施行の日又は第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）のいずれか遅い日

十一　附則第三十九条中日英協定実施法第五条第一項の改正規定　日英協定実施法の施行の日又は第四号施行日のいずれか遅い日

（この法律の施行の日の前日までの間の読替え等）

第二条　第一条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下「新刑事訴訟法」という。）目次中「第九十八条の二十四」とあるのは、第三号施行日から前条第五号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第三項において「第五号施行日」という。）の前日までの間は「第九十八条の三」と、第五号施行日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間は「第九十八条の十一」とする。

2　第三号施行日から施行日の前日までの間における新刑事訴訟法第九十六条第七項の規定の適用については、同項中「含む。第九十八条の十七第一項第二号及び第四号において同じ」とあるのは、「含む」とする。

3　第五号施行日から施行日の前日までの間における新刑事訴訟法第九十八条の四第二項の規定の適用については、同項中「、第九十八条の十一及び第九十八条の十八第三項」とあるのは、「及び第九十八条の十一」とする。

（保証金の没取等に関する経過措置）

第三条　新刑事訴訟法第九十六条第三項及び第六項（保釈を取り消された者が逃亡した場合に係る部分に限る。）の規定は、保釈を取り消された者が第三号施行日以後に逃亡した場合における保証金の没取について、適用する。

2　新刑事訴訟法第九十六条第四項の規定は、保釈又は勾留の執行停止をされている被告人が第三号施行日以後に逃亡した場合における保釈又は勾留の執行停止の取消しについて、適用する。

3　新刑事訴訟法第九十六条第七項（保釈された者が逃亡した場合（刑の執行のため呼出しを受けた場合を除く。）に係る部分に限る。）の規定は、保釈された者が第三号施行日以後に逃亡した場合における保証金の没取について、適用する。

（秘匿措置に関する経過措置）

第四条　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の刑法（以下「従前の例による平成二十九年改正前刑法」という。）第百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、従前の例による平成二十九年改正前刑法第百八十一条第三項の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条の罪若しくはその未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百一条の二第一項及び第二項、第二百七条の二、第二百七条の三第一項（第一号イに係る部分に限る。）並びに第四百二十九条第三項の規定の適用については新刑事訴訟法第二百一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなし、新刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項、第二百七十一条の五第一項（第一号イに係る部分に限る。）、第二百七十一条の六、第二百七十一条の八第一項及び第四項、第二百九十九条の四第二項、第四項、第七項及び第九項、第二百九十九条の五第二項（第

二号イに係る部分に限る。）並びに第三百十二条の二第一項、同条第四項において読み替えて準用する新刑事訴訟法第二百七十一条の六第五項及び第二百七十一条の八第一項並びに新刑事訴訟法第四百六十八条第四項の規定の適用については新刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

（控訴裁判所による出頭命令に関する経過措置）

第五条　控訴裁判所は、第三号施行日以後に判決を宣告する場合にあっては、刑事訴訟法第三百九十条の規定にかかわらず、第三号施行日前においても、拘禁刑以上の刑に当たる罪で起訴されている被告人であって、保釈又は勾留の執行停止をされているものについて、新刑事訴訟法第三百九十条の二の規定の例により、判決を宣告する公判期日への出頭を命ずることができる。この場合においては、当該命令は、第三号施行日以降は、同条の規定によりされた命令とみなす。

2　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

3　刑法等一部改正法の施行前にした行為に係る罪に関しては、刑法等一部改正法施行日以後における第一項の規定の適用については、刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（以下この項及び附則第八条第六項において「令和四年改正前刑法」という。）第十二条に規定する懲役（次条第三項並びに附則第八条第五項及び第七項並びに第十一条第三項及び第四項において「懲役」という。）又は令和四年改正前刑法第十三条に規定する禁錮（次条第三項並びに附則第八条第五項及び第七項並びに第十一条第三項及び第四項において「禁錮」という。）に当たる罪は、それぞれ拘禁刑に当たる罪とみなす。

（出国制限に関する経過措置）

第六条　新刑事訴訟法第三百四十二条の二から第三百四十二条の八まで、第四百三条の三、第四百七十九条の二、第四百八十三条の二及び第四百八十五条の二の規定は附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）以後に拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者について、新刑事訴訟法第三百四十五条の二から第三百四十五条の四まで、第四百三条の四、第四百六十九条第二項、第四百九十二条の二及び第四百九十四条の二から第四百九十四条の十四までの規定は第六号施行日以後に罰金の裁判の告知を受けた者について、それぞれ適用する。

2　第六号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、第六号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における新刑事訴訟法第四百九十四条の九から第四百九十四条の十一までの規定の適用については、これらの規定（新刑事訴訟法第四百九十四条の十第二項を除く。）中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日以後における刑法等一部改正法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

（刑事訴訟法に係る拘禁刑に関する経過措置等）

第八条　第三号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における新刑事訴訟法第九十六条第四項に規定する拘禁刑以上の刑に処する判決に係る新刑事訴訟法の規定の適用については、同項中「拘禁刑以上」とあるのは「禁錮以上」と、「拘禁刑の」とあるのは「懲役又は禁錮の」とする。

2　第三号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における新刑事訴訟法第九十六条第六項及び第七項、第三百四十三条の二、第三百九十条の二並びに第四百二条の二の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

3　第六号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、第六号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における新刑事訴訟法第三百四十二条の二、第三百四十二条の三、第三百四十二条の四第二項、第三百四十二条の六第二項、第三百四十二条の八第一項、第四百三条の三、第四百七十九条の二及び第四百八十三条の二、同条において読み替えて適用する新刑事訴訟法第三百四十二条の二、第三百四十二条の四並びに新刑事訴訟法第四百八十五条の二及び第四百八十九条の二の規定並びに同条第一項において読み替えて適用する新刑事訴訟法第九十八条の十二第五項、第九十八条の十三第一項、第九十八条の十四第一項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十八条の十五第一項、第三項、第四項、第六項、第八項、第十一項及び第十二項、第九十八条の十六第一項、第九十八条の十七第四項並びに第九十八条の二十第一項、第三項及び第六項の規定（次項において「第四百八十九条の二読替適用規定」という。）の適用については、懲役又は禁錮に処する判決に係る新刑事訴訟法の規定の適用については、これらの規定（新刑事訴訟法第四百三条の三第二項を除く。）中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

4　第二号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における新刑事訴訟法第三百四十四条第二項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

5　刑法等一部改正法施行日以後における新刑事訴訟法第九十六条第四項、第六項及び第七項、第九十八条の十七第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第三百四十二条の三並びに第三百四十二条の四第二項、新刑事訴訟法第三百四十二条の六第二項において読み替えて準用する刑事訴訟法第九十四条第二項及び第三項並びに新刑事訴訟法第三百四十二条の七の規定、新刑事訴訟法第四百八十五条の二及び第四百八十九条の二の規定並びに同条第一項において読み替えて適用する新刑事訴訟法第九十八条の十二第五項、第九十八条の十三第一項、第九十八条の十四第一項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十八条の十五第一項、第三項、第四項、第六項、第八項、第十一項及び第十二項、第九十八条の十六第一項、第九十八条の十七第四項並びに第九十八条の二十第一項、第三項及び第六項の規定（次項において「第四百八十九条の二読替適用規定」という。）の適用については、懲役又は禁錮に処する

判決は、それぞれ拘禁刑に処する判決とみなす。

6　刑法等一部改正法施行日以後における新刑事訴訟法第九十六条第七項、第九十八条の十七第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第四百八十九条の二の規定並びに第四百八十九条の二読替適用規定の適用については、令和四年改正前刑法第十六条に規定する拘留に処する判決は、拘留に処する判決とみなす。

7　刑法等一部改正法の施行前にした行為に係る罪に関しては、刑法等一部改正法施行日以後における新刑事訴訟法第三百九十条の二及び第四百二条の二の規定の適用については、懲役又は禁錮に当たる罪は、それぞれ拘禁刑に当たる罪とみなす。

（刑の時効の停止に関する経過措置）

第九条　第二条の規定による改正後の刑法（次条において「新刑法」という。）第三十三条第二項の規定は、刑の言渡しを受けた者が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（次条第一項において「第一号施行日」という。）以後に国外にいる期間について、適用する。

（刑法に係る拘禁刑に関する経過措置）

第十条　第一号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における新刑法第三十三条第二項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役、禁錮」とする。

2　刑法等一部改正法施行日以後、当分の間、新刑法第三十三条第二項の規定の適用については、同項中「罰金、拘留」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役、同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮、罰金、拘留、同法第二条の規定による改正前の第十六条に規定する拘留」とする。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う調整規定等）

第十一条　第六号施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行の日前である場合には、同法第二十一条のうち出入国管理及び難民認定法第二十五条の二第一項の改正規定中「第二十五条の二第一項第一号」とあるのは「第二十五条の二第一項第二号」と、「同項第二号」とあるのは「同項第三号」とする。

2　第六号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、第六号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における第三条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（次項及び第四項において「新入管法」という。）第六十条の二第一項第二号及び第三号の規定の適用については、同項第二号中「拘禁刑」とあるのは「懲役若しくは禁錮」と、同項第三号中「拘禁刑」とあるのは「禁錮」とする。

3　刑法等一部改正法の施行前にした行為に係る罪に関しては、刑法等一部改正法施行日以後における新入管法第六十条の二第一項第二号の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。

4　懲役又は禁錮に処せられた者に係る刑法等一部改正法施行日以後における新入管法第六十条の二第一項第三号の規定の適用については、懲役又は禁錮に処せられた者は、それぞれ拘禁刑に処せられた者とみなす。

（少年法の一部改正）

第十二条　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「第百二十一条」を「第百二十一条第一項、第二項及び第四項並びに刑事訴訟法第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百十四条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、非訟事件手続法第百二十一条第一項中「検察官」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

（刑事補償法の一部改正）

第十三条　刑事補償法の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「すでに」を「既に」に改め、「第十一条第二項」の下に「若しくは刑事訴訟法第四百九十四条の五」を加え、同条第三項中「から第四百八十六条まで（）を「、第四百八十五条、第四百八十五条の二又は第四百八十六条第二項（これらの規定を」に改める。

（刑事補償法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　第三号施行日から第六号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の刑事補償法第一条第三項の規定の適用については、同項中「、第四百八十五条の二又は第四百八十六条第二項」とあるのは、「又は第四百八十六条第二項」とする。

（民事調停法等の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「及び第百二十一条第一項」を「並びに第百二十一条第一項及び第三項」に改め、「除く。）」の下に「並びに刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百十四条の規定」を加える。

一　民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第三十六条第二項

二　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百九十一条第二項

三　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第百五十条第二項

（日米地位協定刑事特別法の一部改正）

第十六条　日米地位協定刑事特別法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「引渡」を「引渡し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの交付があつたときは、当該逮捕状に代わるものを示して、その引渡しを受けることができる。

第十二条第二項中「充分な」を「十分な」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第十三条中「又は検証」の下に「（検証状の執行を含む。）」を加える。

（日国連裁判権議定書刑事特別法の一部改正）

第十七条　日国連裁判権議定書刑事特別法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「引渡」を「引渡し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの交付があつたときは、当該逮捕状に代わるものを示して、その引渡しを受けることができる。

第四条第二項中「充分な」を「十分な」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三項中「外」を「ほか」に改め、同条第四項中「よる引渡」を「よる引渡し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第五条中「又は検証」の下に「（検証状の執行を含む。）」を加える。

（交通事件即決裁判手続法の一部改正）

第十八条　交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「取下」を「取下げ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　即決裁判が効力を失つたときは、刑事訴訟法第三百四十五条の二の規定による決定及び同法第三百四十五条の三において読み替えて準用する同法第三百四十二条の八第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による決定に係る勾留状は、その効力を失う。

第十五条第一項中「附随」を「付随」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第四百九十条」の下に「、第四百九十二条の二」を加える。

（日国連地位協定刑事特別法の一部改正）

第十九条　日国連地位協定刑事特別法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「引渡」を「引渡し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの交付があつたときは、当該逮捕状に代わるものを示して、その引渡しを受けることができる。

第四条第二項中「充分な」を「十分な」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三項中「外」を「ほか」に改め、同条第四項中「よる引渡」を「よる引渡し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第五条中「又は検証」の下に「（検証状の執行を含む。）」を加える。

（国際捜査共助等に関する法律の一部改正）

第二十条　国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

第二十六条を削る。

（不正競争防止法の一部改正）

第二十一条　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条に次の一項を加える。

2　刑事訴訟法第二百七十一条の二第四項の規定による措置がとられた場合（当該措置に係る個人特定事項（同法第二百一条の二第一項に規定する個人特定事項をいう。以下この項において同じ。）の全部について同法第二百七十一条の五第一項の決定があった場合を除く。）における前項後段の規定の適用については、同項後段中「起訴状」とあるのは、当該措置に係る個人特定事項の一部について同法第二百七十一条の五第一項の決定があった場合にあっては「起訴状抄本等（同法第二百七十一条の二第二項に規定する起訴状抄本等をいう。）及び同法第二百七十一条の五第四項に規定する書面」と、それ以外の場合にあっては「起訴状抄本等（同法第二百七十一条の二第二項に規定する起訴状抄本等をいう。）」とする。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正）

第二十二条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号。以下「犯罪被害者等保護法」という。）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十三条」に、「第二十三条―第二十八条」を「第二十四条―第二十九条」に、「第二十九条―第三十二条」を「第三十条―第三十三条」に、「第三十三条―第三十七条」を「第三十四条―第三十八条」に、「第三十八条」を「第三十九条・第四十条」を「第四十条―第四十二条」に、「第四十一条―第四十三条」を「第四十三条―第四十五条」に改める。

第四十三条を第四十五条とする。

第四十二条第二項中「第三十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第三項中「第三十五条第一項（第三十八条第四項」を「第三十五条第一項（第三十九条第四項」に改め、同条を第四十四条とし、第四十一条を第四十三条とする。

第四十条の表第百三十三条の二第二項の項中「第三十四条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十五条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第四十条」を「第四十一条」に改め、第七章第五節中第四十条を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（個人特定事項の秘匿）

第四十二条　裁判所は、刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第二百七十一条の二第四項の規定による措置をとった場合において、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であって、相当と認めるときは、損害賠償命令事件に関する手続において、前条において準用する民事訴訟法第百三十三条第二項に規定する秘匿事項のほか、当該個人特定事項について、決定で、その全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとった場合において、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが同法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であって、相当と認めるときも、同様とする。

2　民事訴訟法第百三十三条第五項の規定は、前項の決定をする場合について準用する。この場合において、同条第五項中「当該秘匿決定」とあるのは「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十二条第一項の決定」と、「当該秘匿対象者の住所又は氏名」とあるのは「当該決定に係る個人特定事項」と、「当該事件並びにその事件」とあるのは「損害賠償命令事件（同法第三十五条第二項に規定する損害賠償命令事件をいう。）に関する手続並びにその手続」と読み替えるものとする。

3　第一項の決定があった場合における第二十五条及び第三十五条第一項（第三十九条第四項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定の適用については、これらの規定中「書面を」とあるのは、「書面中第四十二条第一項の決定に係る個人特定事項が記載された部分について、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載した書面を」とする。

4　民事訴訟法第百三十三条の二第二項及び第百三十三条の四（第四項第二号を除く。）の規定は、第一項の決定があった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十三条の二第二項	申立てにより、決定で	決定で
	訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものであって秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項	損害賠償命令事件（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十五条第二項に規定する損害賠償命令事件をいう。）の記録（同法第三十六条第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。）又は同法第四十一条において準用する第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録（第百三十三条の四第一項及び第二項において「損害賠償命令事件の記録等」という。）中同法第四十二条第一項の決定（第百三十三条の四第一項及び第四項第一号において「秘匿決定」という。）に係る個人特定事項
		に係る訴訟記録等の閲覧等
	秘匿決定に係る秘匿対象者	個人特定事項に係る者
第百三十三条の四第一項	者は、訴訟記録等	当事者又は利害関係を疎明した第三者は、損害賠償命令事件の記録等
第百三十三条の四第二項	訴訟記録等の存する	損害賠償命令事件の記録等の存する
	訴訟記録等の閲覧等	閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製
第百三十三条の四第四項第一号	秘匿対象者	個人特定事項に係る者

5　第一項の決定があった場合において、第三十五条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされたときは、裁判所は、損害賠償命令事件の記録（刑事関係記録を除く。）中、当該決定に係る個人特定事項が記載され、又は記録されたものであって、第三十五条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないと認めるものを特定しなければならない。この場合における第三十六条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は第四十二条第五項前段」とする。

第三十九条を第四十条とする。

第三十八条第一項中「第三十条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同条第四項中「第三十四条から第三十六条まで」を「第三十五条から第三十七条まで」に改め、第七章第四節中同条を第三十九条とする。

第三十七条中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、第七章第三節中同条を第三十八条とする。

第三十六条中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十五条第一項中「第三十条第四項」を「第三十一条第四項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十四条第一項中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とする。

第三十二条第一項中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第三十四条」を「第三十五条」に改め、第七章第二節中同条を第三十三条とし、第三十一条を第三十二条とする。

第三十条第一項中「第二十三条第一項各号」を「第二十四条第一項各号」に改め、同条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とし、第七章第一節中第二十八条を第二十九条とする。

第二十七条第一項第一号及び第四号中「第二十三条第一項各号」を「第二十四条第一項各号」に改め、同条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とする。

第二十四条中「第二十七条第一項第一号」を「第二十八条第一項第一号」に改め、同条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とする。

第六章中第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（個人特定事項の秘匿）

第二十二条　裁判所は、刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第二百七十一条の二第四項の規定による措置をとった場合において、起訴状に記載された個人特定事項（同法第二百一条の二第一項に規定する個人特定事項をいう。以下同じ。）のうち起訴状抄本等（同法第二百七十一条の二第二項に規定する起訴状抄本等をいう。第四十二条第一項において同じ。）に記載がないもの（同法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第四十二条第一項において同じ。）が同法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であって、相当と認めるときは、第十九条及び第二十条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続において、前条において準用する民事訴訟法第百三十三条第二項に規定する秘匿事項のほか、当該個人特定事項について、決定で、その全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとった場合において、訴因変更等請求書面（同法第三百十二条第四項に規定する訴因変更等請求書面をいう。第四十二条第一項において同じ。）に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等（同法第三百十二条の二第二項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。第四十二条第一項において同じ。）に記載がないもの（同法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する同法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第四十二条第一項において同じ。）が同法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であって、相当と認めるときも、同様とする。

2　民事訴訟法第百三十三条第五項の規定は、前項の決定をする場合について準用する。この場合において、同条第五項中「当該秘匿決

定」とあるのは「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十二条第一項の決定」と、「当該秘匿対象者の住所又は氏名」とあるのは「当該決定に係る個人特定事項」と、「当該事件並びにその事件」とあるのは「同法第十九条及び第二十条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続並びにその手続」と読み替えるものとする。

3　民事訴訟法第百三十三条の二第二項及び第百三十三条の四（第四項第二号を除く。）の規定は、第一項の決定があった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十三条の二第二項	申立てにより、決定で	決定で
	訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものであって秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項	和解記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十条第一項に規定する和解記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）中同法第二十二条第一項の決定（第百三十三条の四第一項及び第四項第一号において「秘匿決定」という。）に係る個人特定事項
	に係る訴訟記録等の閲覧等	の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付
	秘匿決定に係る秘匿対象者	個人特定事項に係る者
第百三十三条の四第一項	者は、訴訟記録等	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者又は利害関係を疎明した第三者は、和解記録
第百三十三条の四第二項	当事者	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項又は第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者
	訴訟記録等の存する	和解記録の存する
	訴訟記録等の閲覧等	閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付

（犯罪被害者等保護法の一部改正に伴う調整規定等）

第二十三条　第四号施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の犯罪被害者等保護法（以下この条において「新犯罪被害者等保護法」という。）第二十二条第三項及び第四十二条第四項の規定の適用については、新犯罪被害者等保護法第二十二条第三項の表第百三十三条の二第二項の項中「訴訟記録等中秘匿事項届出部分」とあるのは「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）中秘匿事項届出書面」と、

「に係る訴訟記録等の閲覧等	の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付
秘匿決定に係る秘匿対象者	個人特定事項に係る者

とあるのは「秘匿決定に係る秘匿対象者」と、同表第百三十三条の四第二項の項中

「訴訟記録等の存する	和解記録の存する
訴訟記録等の閲覧等	閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付」

とあるのは「訴訟記録等の存する」と、新犯罪被害者等保護法第四十二条第四項の表第百三十三条の二第二項の項中「訴訟記録等中秘匿事項届出部分」とあるのは「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）中秘匿事項届出書面」と、

第百三十三条の四第四項第一号	秘匿対象者
第百三十三条の四第七項	当事者

「に係る訴訟記録等の閲覧等	の閲覧若しくは謄本若しくは抄本の交付
秘匿決定に係る秘匿対象者	個人特定事項に係る者

とあるのは「秘匿決定に係る秘匿対象者」と、

第百三十三条の四第四項第一号	個人特定事項に係る者
第百三十三条の四第七項	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者

は謄写、その正くは抄本の交付に係る者	とあるのは「秘匿決定に係る秘匿対象者	個人特定事項に係る者」

と、同表第百三十三条の四第二項の項中

訴訟記録等の存する訴訟記録等の閲覧等	損害賠償命令事件の記存する 閲覧若しくは謄写、本、謄本若しくは抄本又はその複製
録等のその正の交付	とあるのは「訴訟記録等の存する	損害賠償命令事件の記録等の存する」とする。

2　従前の例による平成二十九年改正前刑法第百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、従前の例による平成二十九年改正前刑法第百八十一条第三項の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条の罪若しくはその未遂罪に係る事件は、新犯罪被害者等保護法第二十二条第一項及び第四十六条第一項の規定の適用については、新刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

3　第四号施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四十六条第一項」とあるのは、「第四十二条第一項」とする。

（国際受刑者移送法の一部改正）

第二十四条　国際受刑者移送法の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第四百八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に、「及び第五百七条」を「、第五百七条から第五百十条まで、第五百十二条、第五百十三条第一項、第二項及び第九項から第十一項まで並びに第五百十四条から第五百十六条まで」に、「言渡をした」を「言渡しをした」に改め、「東京地方裁判所」と」の下に「、同法第五百十三条第一項中「裁判の執行を受ける者若しくは裁判の執行の対象となるものの所在若しくは状況に関する資料、裁判の執行を受ける者の資産に関する資料、裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判の執行を受ける者の財産を管理するために使用されている物又は第四百九十条第二項の規定によりその規定に従うこととされる民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により金銭の支払を目的とする債権についての強制執行の目的となる物若しくはそれ以外の物であつて当該強制執行の手続において執行官による取上げの対象となるべきもの」とあるのは「共助刑の執行を受ける者の所在又は状況に関する資料」と」を加える。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条　削除

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

第二十五条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項中「第百二十一条」を「第百二十一条第一項、第二項及び第四項並びに刑事訴訟法第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百十四条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、非訟事件手続法第百二十一条第一項中「検察官」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第二十六条　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第百八条第三項、第百二十五条第一項、第百六十三条第一項、第百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六条の十一の項中「第八十五条」の下に「、第九十八条の二十三」を、「第百六十九条」の下に「、第二百七十一条の八第一項及び第四項」を加え、「第二百七十八条の二第二項」を「第二百七十八条の三第二項」に改める。

第八十三条第三項中「第四百六十九条」を「第四百六十九条第一項」に改める。

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正）

第二十七条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部を次のように改正する。

第百七十二条第二号中「第三百四十五条」の下に「（同法第四百四条において準用する場合を含む。）、第四百三条の三第二項又は第四百三条の四第二項」を加える。

第二百八十六条中「及び第二項」の下に「、第九十八条の二、第九十八条の十七第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第四項、第九十八条の二十第五項（第二号に係る部分に限る。）、第九十八条の二十一第三項（第二号に係る部分に限る。）」を、「第二百八十六条の二」の下に「、第三百四十三条の二」を加える。

第二百九十三条第一項中「（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）」を削り、「一年」を「二年」に改め、同条第二項中「場合も、前項と同様とする」を「ときは、三年以下の拘禁刑に処する」に改め、同条第三項中「（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）」を削り、「第二百十五条第三項」を「同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第二百六十三条第二項の規定により解放された海上保安被留置者が、同条第三項の規定に違反して海上保安留置施設又は指定された場所に出頭しないときも、第一項と同様とする。

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴う調整規定等）

第二十八条　第三号施行日から施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の規定の適用については、同条中「第九十八条の二、第九十八条の十七第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第四項、第九十八条の二十第五項（第二号に係る部分に限る。）、第九十八条の二十一第三項（第二

号に係る部分に限る。）」とあるのは、「第九十八条の二」とする。

2　第二号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百九十三条第二項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日以後における刑法等一部改正法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。

（更生保護法の一部改正）

第二十九条　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第三項中「第四百八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで及び第四百八十六条」に改める。

（少年院法の一部改正）

第三十条　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第百四十七条第一項中「受刑在院者」を「在院者」に、「一年」を「三年」に改め、同条第二項中「（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）」を削り、「も、前項と同様とする」を「は、二年以下の拘禁刑に処する」に改める。

（少年院法の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　第二号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の少年院法第百四十七条第二項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日以後における刑法等一部改正法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。

（少年鑑別所法の一部改正）

第三十二条　少年鑑別所法の一部を次のように改正する。

第百二十五条第三号中「第三百四十五条」の下に「（同法第四百四条において準用する場合を含む。）、第四百三条の三第二項又は第四百三条の四第二項」を加える。

第百三十二条中「（刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）」を削り、「第七十九条第三項」を「同条第三項」に、「一年」を「二年」に改める。

（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十三条　民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八十七条中犯罪被害者等保護法目次の改正規定を次のように改める。

目次中「第二十九条」を「第三十三条」に、「第三十条―第三十三条」を「第三十四条―第三十七条」に、「第三十四条―第三十八条」を「第三十八条―第四十二条」に、「第三十九条」を「第四十三条」に、「第四十条―第四十二条」を「第四十四条―第四十六条」に、「第四十三条―第四十五条」を「第四十七条―第四十九条」に改める。

附則第八十七条中犯罪被害者等保護法第二十一条の改正規定の次に次のように加える。

第二十二条第一項中「第四十二条第一項」を「第四十六条第一項」に改める。

附則第八十七条のうち、犯罪被害者等保護法中第四十三条を第四十七条とする改正規定中「第四十三条を第四十七条」を「第四十五条を第四十九条」に改め、犯罪被害者等保護法第四十二条第二項の改正規定中「第四十二条第二項中「第三十三条第一項」を「第四十四条第二項中「第三十四条第一項」に、「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第三項の改正規定中「第三十四条第一項（第三十九条第四項」を「第三十五条第一項（第三十九条第四項」に、「第三十八条第一項（第四十二条第四項」を「第四十三条第一項（第四十三条第四項」に改め、犯罪被害者等保護法第四十一条第一項の改正規定中「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項」に、「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第四項の表第百三十三条の二第二項の項中「第三十五条第二項」を「第三十条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第四十条第一項」に、「第四十一条」を「第四十五条」に、「第四十二条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、第四十二条第五項中「第三十五条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第三十六条第二項」を「第四十条第一項」に、「第四十二条第一項」を「第四十六条第五項前段」に改め、第七章第五節中同条を第四十六条とする。

附則第八十七条のうち、犯罪被害者等保護法第四十条の改正規定中「第四十条」を「第四十一条」に改め、同条の表の改正規定中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第三十九条第一項」を「第四十条第一項」に、「第三十条」を「第三十一条」に、「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に、「第四十四条」を「第四十五条」に改め、犯罪被害者等保護法第七章第五節中同条を第四十四条とし、第三十九条を第四十三条とし、第三十八条を第四十二条とし、第三十七条を第四十一条とし、第三十六条を第四十条とし、第三十五条を第三十九条とし、第三十四条を第三十八条とし、第三十三条を第三十七条とし、第三十二条を第三十六条とし、第三十一条を第三十五条とし、第三十条を第三十四条とし、第二十九条を第三十三条とし、第四十五条を第四十九条とし、第四十四条を第四十八条とし、第四十三条を第四十七条とし、第四十二条を第四十六条とし、第四十一条を第四十五条に、「第三十九条を第四十三条」を「第四十条を第四十四条」に、犯罪被害者等保護法第三十条第一項の改正規定中「第三十一条第三項」を「第三十四条第三項」に、「第三十五条から第三十六条まで」を「第三十五条から第三十七条まで」に、「第三十八条から第四十条まで」を「第三十九条から第四十一条まで」に改め、犯罪被害者等保護法第七章第四節中同条を第四十二条とする改正規定中「第四十二条」を「第四十三条」に改め、犯罪被害者等保護法第三十七条の改正規定中「第三十七条中「第三十四条」を「第三十八条」に、「第三十五条」を「第三十九条」に改め、犯罪被害者等保護法第三十八条の改正規定中「第三十八条第一項（第四十二条第四項」を「第四十三条第一項（第四十三条第四項」に改め、犯罪被害者等保護法第三十九条の改正規定中「第三十九条第一項（第四十三条第四項」を「第四十四条第一項（第四十四条第四項」に改め、犯罪被害者等保護法第四十一条の改正規定中「第四十一条第一項」を「第四十五条第一項」に、「第四十六条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第三項中「第四十二条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条第四項の表第百三十三条の二第二項の項中「第三十五条第二項」を「第三十条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第四十条第一項」に、「第四十一条」を「第四十五条」に、「第四十二条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、第四十二条第五項中「第三十五条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第三十六条第二項」を「第四十条第一項」に、「第四十二条第一項」を「第四十六条第五項前段」に改め、第七章第五節中同条を第四十六条とする。

附則第八十七条のうち、犯罪被害者等保護法第四十条の改正規定中「第四十条」を「第四十一条」に改め、同条の表の改正規定中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第三十九条第一項」を「第四十条第一項」に、「第三十条」を「第三十一条」に、「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に、「第四十四条」を「第四十五条」に改め、犯罪被害者等保護法第七章第五節中同条を第四十四条とし、第三十九条を第四十三条とし、第三十八条を第四十二条とし、第三十七条を第四十一条とし、第三十六条を第四十条とし、第三十五条を第三十九条とし、第三十四条を第三十八条とし、第三十三条を第三十七条とし、第三十二条を第三十六条とし、第三十一条を第三十五条とし、第三十条を第三十四条とし、第二十九条を第三十三条とし、第四十五条を第四十九条とし、第四十四条を第四十八条とし、第四十三条を第四十七条とし、第四十二条を第四十六条とし、第四十一条を第四十五条に、「第三十九条を第四十三条」を「第四十条を第四十四条」に改め

に、「第三十三条を第三十七条」を「第三十四条を第三十八条」に改め、犯罪被害者等保護法第三十二条第一項の改正規定中「第三十二条第一項中「第三十四条」を「第三十三条第一項中「第三十五条」に、「第三十八条」を「第三十九条」に改め、犯罪被害者等保護法第七章第二節中同条を第三十六条とし、第三十一条を第三十五条とし、第三十条を第三十四条とし、第二十九条を第三十三条とする改正規定中「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十一条を第三十五条」を「第三十二条を第三十六条」に、「第三十条を第三十一条を第三十五条」に、「第二十九条を第三十三条」を「第三十条を第三十四条」に改め、同章第一節に四条を加える改正規定のうち第二十九条中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同改正規定のうち第三十条中「第三十条」を「第三十一条」に改め、同改正規定のうち第三十一条中「第三十一条」を「第三十二条」に、「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同改正規定のうち第三十二条中「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第三十四条　第四号施行日が民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同号中「第四十条」とあるのは、「第四十一条」とする。

（刑法等一部改正法の一部改正）

第三十五条　刑法等一部改正法の一部を次のように改正する。

第三条のうち、刑事訴訟法第三百四十三条の改正規定中「第三百四十三条」を「第三百四十三条第一項」に改め、「、「あらたに」を「新たに」に」を削り、同法第三百四十四条の改正規定中「第三百四十四条」を「第三百四十四条第一項」に改める。

第十一条中少年鑑別所法第百三十二条の改正規定を削る。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第三十六条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四百六十三条の表第九十六条第一項及び第百六条の二第一項の項中「第四百九十一条第八項」を「第四百九十一条第七項」に、「第四百九十一条第七項」を「第四百九十一条第六項」に改める。

第四百七十二条第一項中「第四百九十一条第八項」を「第四百九十一条第七項」に改め、同条第二項の表第四十条第二項及び第四十五条第一項の項中「第四百九十一条第八項」を「第四百九十一条第七項」に、「第四百九十一条第七項」を「第四百九十一条第六項」に改める。

第四百七十三条第二項中「第四百九十一条第八項」を「第四百九十一条第七項」に改める。

第四百九十一条第一項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第三項中「第四百九十一条第八項」を「第四百九十一条第七項」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項の表第二十三条の項中「第四百九十一条第八項」を「第四百九十一条第七項」に改め、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

附則第一項第二号中「第五項」を「第四項」に改める。

第三十七条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四百七十九条第一項中「第二号」を「第三号」に改め、同条第三項中「第一号」を「第二号」に改める。

第四百九十一条第七項中「第四百八十一条」を「第四百八十四条の二」に、「及び第五百七条」を「、第五百七条から第五百十条まで、第五百十二条、第五百十三条第一項、第二項及び第九項から第十一項まで並びに第五百十四条から第五百十六条まで」に、「及び第四百八十四条から第四百八十六条まで」を「、第四百八十四条、第四百八十五条及び第四百八十六条」に改め、同項の表刑事訴訟法の項中

「

第五百二条	裁判の執行を受ける者	共助刑の執行を受ける者
	言渡をした裁判所	東京地方裁判所

」

を

「

第五百二条	裁判の執行を受ける者	共助刑の執行を受ける者
	言渡をした裁判所	東京地方裁判所
第五百十三条第一項	裁判の執行を受ける者若しくは裁判の執行の対象となるものの所在若しくは状況に関する資料、裁判の執行を受ける者の資産に関する資料、裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判の執行を受ける者の財産を管理するために使用されている物又は第四百九十条第二項の規定によりその規定に従うこととされる民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により金銭の支払を目的とする債権についての強制執行の目的となる物若しくはそれ以外の物であつて当該強制執行の手続において執行官による取上げの対象となるべきもの	共助刑の執行を受ける者の所在又は状況に関する資料

」

に改める。

（日豪協定実施法の一部改正）

第三十八条　日豪協定実施法の一部を次のように改正する。

第五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの交付があったときは、当該逮捕状に代わるものを示して、その引渡しを受けることができる。

第六条中「又は検証」の下に「（検証状の執行を含む。）」を加える。

（日英協定実施法の一部改正）

第三十九条　日英協定実施法の一部を次のように改正する。

第五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの交付があったときは、当該逮捕状に代わるものを示して、その引渡しを受けることができる。

第六条中「又は検証」の下に「（検証状の執行を含む。）」を加える。

（罰則に関する経過措置）

第四十条　第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理　由

刑事手続において犯罪被害者等の情報を保護するため、犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等を導入するとともに、被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日等への出頭及び裁判の執行の確保を図るため、位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度を創設し、逃走の罪の構成要件及び法定刑を改めるなどの処罰規定の整備を行うほか、拘禁刑以上の実刑の言渡しを受けた者等が出国により刑の執行を免れることを防止するための制度の創設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日等への出頭及び裁判の執行を確保するため、逃走の罪の構成要件及び法定刑を改め、公判期日への不出頭罪等を新設するほか、保釈等をされた者に対する監督者制度、拘禁刑以上の実刑の言渡しを受けた者等が出国により刑の執行を免れることを防止するための制度、位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度等の創設等を行うとともに、刑事手続において犯罪被害者等の情報を保護するため、犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　公判期日等への出頭及び裁判の執行の確保

㈠　逃走の罪の構成要件及び法定刑の改正

逃走罪及び加重逃走罪の主体を拡張するとともに、逃走罪の法定刑を「一年以下の懲役」から「三年以下の懲役」に引き上げること。

㈡　公判期日への不出頭罪等の新設

保釈中又は勾留執行停止中の被告人が公判期日に出頭しない行為等について、二年以下の拘禁刑に処することとすること。

㈢　保釈又は勾留執行停止をされた者に対する監督者制度の創設

保釈中又は勾留執行停止中の者を監督する者を裁判所が選任できることとすること。

㈣　拘禁刑以上の実刑判決の宣告を受けた者等に係る出国制限制度の創設

拘禁刑以上の実刑判決の宣告を受けた者等について、裁判所の許可なく出国してはならないこととすること。

㈤　位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度の創設

保釈された者が国外に逃亡することを防止するため、裁判所の命令により位置測定端末を装着させ、飛行場の周辺等の所在禁止区域への所在等の事由の発生を検知できることとすること。

㈥　犯罪被害者等の情報保護

犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等により、刑事手続において当該個人特定事項を秘匿できることとすること。

3　施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日等への出頭及び裁判の執行を確保するため、逃走の罪の構成要件及び法定刑を改め、公判期日への不出頭罪等を新設するほか、保釈等をされた者に対する監督者制度、拘禁刑以上の実刑の言渡しを受けた者等が出国により刑の執行を免れることを防止するための制度、位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度等の創設等を行うとともに、刑事手続において犯罪被害者等の情報を保護するため、犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等を導入しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和五年四月十二日

法務委員長　伊藤　忠彦

衆議院議長　細田　博之殿

〔別紙〕

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　位置測定端末の規格の設定等に当たっては、位置測定端末を装着していることができるだけ外部から目立たず、身体の動きを極力妨げないものとする等、保釈中の被告人のプライバシーの保護及び行動の自由等に十分に配慮したものとすること。

二　位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。

三　保釈中の被告人に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる者及び閲覧することができる場合を限定した趣旨に鑑み、閲覧設備の運用に当たっては、端末位置情報が漏出することがないよう適切な措置を講ずること。

四　監督者を選任して行う保釈については、監督者として選任される者にとって過度の負担にならないよう留意するとともに、監督者を得られないことを理由として保釈される場合が限定されることがないよう、制度の趣旨を周知すること。

五　本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期すとともに、必要な体制の整備に努めること。

六　犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずることがないよう、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努めること。

海上運送法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和五年三月三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

海上運送法等の一部を改正する法律

（海上運送法の一部改正）

第一条　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条の四」を「第三十七条の六」に、「第五章　準日本船舶の認定等（第三十九条の五―第三十九条の九）」を「第五章　準日本船舶の認定等（第三十八条―第三十九条の九）　第五章の二　外航船舶の確保等（第三十九条―第三十九条の九）」に改める。

第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（許可基準）」を付し、同条第四号中「足る」を「足りる」に改める。

第五条に見出しとして「（欠格事由）」を付し、同条中「一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その」を「次に掲げる場合には、一般旅客定期航路事業の」に改め、同条第一号中「一年」を「一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、一年」に、「二年」を「起算して五年」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第十六条（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分（以下この条において「許可取消処分」という。）を受けた日から起算して五年を経過していない者（当該許可取消処分を受けた者が法人である場合においては、当該許可取消処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）として在任した者で当該許可取消処分を受けた日から起算して五年を経過していないものを含む。）であるとき。

第五条第三号中「法人で」を「一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が法人で」に、「（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が前二号」を「が前各号（第三号を除く。）」に、「とき」を「者であるとき」に改め、同号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三　一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が許可取消処分を受けた日から起算して五年を経過していない者であるとき。

イ　当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）

ロ　親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの

ハ　当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの

四　一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、許可取消処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該許可取消処分をする日又は当該許可取消処分をしないことを決定する日までの間（第六号において「処分決定期間」という。）に第十五条第一項（第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十二条の規定による事業の廃止の届出（以下この条において「事業廃止届出」という。）をした者（当該事業廃止届出について相当の理由がある者を除く。次号において同じ。）で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

五　一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第二十五条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき許可取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に事業廃止届出をした者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

六　処分決定期間内に事業廃止届出があつた場合において、一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第四号の通知の日前六十日以内に当該事業廃止届出に係る法人（当該事業廃止届出について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

七　一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

第十六条第四号中「第五条各号のいずれか」を「第五条第一号、第二号、第七号又は第八号」に改める。

第十八条第五項中「相続人は、」を「相続人が」に、「第三条第一項の規定にかかわらず」を「被相続人に対してした」に、「を営むことができる」を「の許可は、その相続人に対してしたものとみなす」に改め、同条に次の二項を加える。

6　第四項の認可を受けた者は、被相続人に係る第三条第一項の許可に基づく権利義務を承継する。

7　第四条及び第五条の規定は、第一項、第二項又は第四項の認可について準用する。

第十九条の三第二項中「もの」を「部分」に改め、同条第三項中「第十六条」を「第十五条第一項、第十六条、第十八条」に改め、「第十一条第二項」の下に「及び第十八条第七項」を加え、「係るもの」を「係る部分」に改め、同条第四項から第六項までを削る。

第二十二条中「廃止した」を「廃止しようとする」に、「の定める手続により、その事業の廃止の日から三十日以内」を「で定めるところにより、廃止の日の三十日前まで」に改める。

第二十三条中「第十六条」の下に「、第十八条」を加え、「、第十九条の二」を「並びに第十九条

の二」に改め、「並びに第十九条の三第四項及び第五項」を削り、「第十一条第二項」の下に「及び第十八条第七項」を加え、「ものを」を「部分を」に改める。

第三十四条第一項中「第三十九条の五第七項」を「第三十八条第七項」に改め、「（以下」の下に「この条、次条第三項第一号及び第三十九条第四項において」を加える。

第三十五条第三項第五号中「第三十八条」を「第三十七条の二」に改める。

第三十八条中「対外船舶運航事業に係る」を削り、「船舶貸渡業を」を「事業を」に改め、「同項」の下に「、第三十九条第一項及び第二項第三号並びに第三十九条の六第一項」を加え、同条を第三十七条の二とし、第三十九条を第三十七条の三とし、第三十九条の二を第三十七条の四とし、第三十九条の三を第三十七条の五とし、第三十九条の四を第三十七条の六とする。

第三十九条の五第一項中「者（以下この条」の下に「、第三十九条第一項及び第二項第三号並びに第三十九条の六第一項」を、「。以下この条」の下に「、第三十九条第一項並びに第三十九条の六第一項及び第二項」を加え、同条第四項中「以下」を「第九項及び第三十八条の三において」に改め、同条第五項第三号中「第三十九条の七」を「第三十八条の三」に改め、同条第六項中「以下」を「以下この条及び第三十八条の三において」に、「単に」を「この条、次条及び第三十八条の三において」に改め、同条第十項第一号中「以下」を「第十二項第三号及び第三十八条の四において」に改め、同条第十二項第三号中「第三十九条の八第一項」を「第三十八条の四第一項」に改め、第五章中同条を第三十八条とし、第三十九条の六を第三十八条の二とする。

第三十九条の七中「第三十九条の五第十項」を「第三十八条第十項」に改め、同条を第三十八条の三とする。

第三十九条の八第一項中「第三十九条の五第二項第二号」を「第三十八条第二項第二号」に改め、同条を第三十八条の四とする。

第三十九条の九の見出しを「（報告徴収及び立入検査）」に改め、同条第一項中「第三十九条の五第七項各号」を「第三十八条第七項各号」に改め、同条を第三十八条の五とし、第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　外航船舶の確保等

（外航船舶確保等基本方針）

第三十九条　国土交通大臣は、前二章に定めるもののほか、安定的な国際海上輸送（本邦と外国との間において行われる海上輸送をいう。以下同じ。）の確保に資するため、対外船舶貸渡業を営む者若しくは対外船舶運航事業者又は日本の法令により設立された法人であつて、その子会社が日本船舶以外の船舶を所有し、及び当該船舶について対外船舶運航事業者への貸渡しをするもの（次項第三号並びに第三十九条の六第一項及び第二項において「関係親法人」という。）の当該子会社による外航船舶（対外船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次条第二項第一号から第三号まで、第三項第二号及び第四項第四号並びに第三十九条の六において同じ。）の導入及び確保（以下「外航船舶の確保等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下この条及び次条第四項第一号において「外航船舶確保等基本方針」という。）を定めるものとする。

2　外航船舶確保等基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　外航船舶の確保等の意義及び目標に関する事項

二　外航船舶の確保等のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三　本邦対外船舶運航事業者等（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者及び当該対外船舶運航事業者と国土交通省令で定める密接な関係を有する者をいう。次条第二項第三号において同じ。）による安定的な国際海上輸送を確保するために対外船舶貸渡業者等（対外船舶貸渡業を営む者、対外船舶運航事業者又は関係親法人をいう。以下同じ。）が講ずべき措置に関する基本的な事項

四　次条第一項に規定する外航船舶確保等計画の同条第四項の認定に関する基本的な事項

五　前各号に掲げるもののほか、外航船舶の確保等のために必要な事項

3　外航船舶確保等基本方針は、対外船舶貸渡業者等の競争力の確保を考慮して定めるものとする。

4　外航船舶確保等基本方針は、日本船舶・船員確保基本方針と整合性のとれたものでなければならない。

5　国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、外航船舶確保等基本方針を変更するものとする。

6　国土交通大臣は、外航船舶確保等基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（外航船舶確保等計画）

第三十九条の二　対外船舶貸渡業者等は、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、外航船舶の確保等についての計画（以下「外航船舶確保等計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2　外航船舶確保等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　導入する外航船舶の隻数その他外航船舶の確保等の目標

二　特定外航船舶（造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十一条第一項の事業基盤強化計画の認定を受けた同法第十条第二項に規定する造船等事業者（以下「認定事業基盤強化事業者」という。）が製造する外航船舶（船体、船舶用機関若しくは艤装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるものについて、認定事業基盤強化事業者が製造したものを用いるものに限る。）をいう。第四項第四号において同じ。）の導入その他外航船舶の確保等の内容

三　本邦対外船舶運航事業者等への外航船舶の貸渡しの内容

四　計画期間

五　外航船舶の確保等の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3　外航船舶確保等計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一　第三十三条において準用する第二十条第一項の規定による届出に係る行為に関する事項

二　第三十九条の十一第一項の認定を受けようとする外航船舶の研究開発、製造及び導入に関する同条第二項各号に掲げる事項

4　国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その外航船舶確保等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　外航船舶確保等基本方針に適合するものであること。

二　確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。

三　計画期間が国土交通省令で定める期間であること。

四　計画期間において導入する外航船舶の隻数が国土交通省令で定める隻数以上であり、かつ、当該外航船舶に占める特定外航船舶の割合が国土交通省令で定める割合以上であること。

五　外航船舶確保等計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が第三十九条の十一第四項各号のいずれにも適合するものであること。

5　前項の認定を受けた対外船舶貸渡業者等（以下「認定対外船舶貸渡業者等」という。）は、当該認定に係る外航船舶確保等計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6　第四項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

（船舶貸渡業に関する特例）

第三十九条の三　対外船舶貸渡業者等が、前条第三項第一号に掲げる事項が記載された外航船舶確保等計画について、同条第四項の認定（同条第五項の規定による変更の認定を含む。次条及び第三十九条の五において同じ。）を受けたときは、第三十三条において準用する第二十条第一項の規定による届出があつたものとみなす。

（先進船舶導入等計画の認定の特例）

第三十九条の四　対外船舶貸渡業者等が、第三十九条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された外航船舶確保等計画について、同条第四項の認定を受けたときは、当該外航船舶確保等計画（同号に掲げる事項に係る部分に限る。）について第三十九条の十一第四項の認定があつたものとみなす。

（助言等）

第三十九条の五　国は、認定対外船舶貸渡業者等が第三十九条の二第四項の認定を受けた外航船舶確保等計画（以下「認定外航船舶確保等計画」という。）に従つて外航船舶の確保等を行うために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（外航船舶の譲渡等の届出）

第三十九条の六　認定対外船舶貸渡業者等は、対外船舶貸渡業を営む者又は対外船舶運航事業者にあつてはその所有する外航船舶（認定外航船舶確保等計画に係るものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡するとき、関係親法人にあつてはその子会社が所有する外航船舶を当該子会社が譲渡するときには、その日の二十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2　認定対外船舶貸渡業者等である関係親法人は、外航船舶を所有する子会社が子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3　第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る外航船舶が、第三十七条の三第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしなければならないものであるときは、これらの規定による届出をすることを要しない。

（勧告及び認定の取消し）

第三十九条の七　国土交通大臣は、認定対外船舶貸渡業者等が正当な理由がなく、認定外航船舶確保等計画に従つて外航船舶の確保等を行つておらず、又は行わないおそれがあると認めるときは、当該認定対外船舶貸渡業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定対外船舶貸渡業者等が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたときは、その認定を取り消すことができる。

（関係者の協力）

第三十九条の八　国土交通大臣、認定対外船舶貸渡業者等及びその組織する団体は、認定外航船舶確保等計画に従つてする外航船舶の確保等に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第三十九条の九　国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶貸渡業者等に対して、認定外航船舶確保等計画の実施状況について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶貸渡業者等の事業場若しくは事務所に立ち入り、認定外航船舶確保等計画に係る船舶、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三十九条の十九第一項中「造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十一条第一項の事業基盤強化計画の認定を受けた同法第十条第二項に規定する造船等事業者（次条第一項及び第三十九条の三十六において「認定事業基盤強化事業者」という。）」を「認定事業基盤強化事業者」に改める。

第四十四条の二中「本邦と外国との間において行われる海上輸送（以下「国際海上輸送」という。）」を「国際海上輸送」に、「船舶（以下」を「船舶（次条及び第四十五条において」に、「の定める手続」を「で定めるところ」に改める。

第四十五条の三第一号中「第三十九条の五第三項」を「第三十八条第三項」に、「の申請をしようとする」を「を申請する」に改め、同条第二号中「第三十九条の五第四項」を「第三十八条第四項」に、「の申請をしようとする」を「を申請する」に改める。

第四十五条の六第一項中「（平成五年法律第八十八号）」を削る。

第四十八条中「第十六条第一項（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十六条（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反したとき。

二　第十九条第二項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

第五十条第七号中「、第十九条第二項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第

二十三条において準用する場合を含む。）を削り、同条第十四号中「又は第二項」を「（第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項」に改め、同条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、同条第二十二号中「第三十九条の四第一項又は」を「第三十七条の六第一項、第三十八条の五第一項若しくは」に、「質問」を「これらの規定による質問」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第二十一号中「場合及び」を「場合並びに」に、「第三十九条の四第一項又は」を「第三十七条の六第一項、第三十八条の五第一項若しくは」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　第二十二条の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を廃止したとき。

第五十二条第一号中「第三十九条第一項又は」を「第三十七条の三第一項若しくは」に改め、同条中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二　第三十九条の六第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡をしたとき。

三　第三十九条の六第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第五十四条中「第四十六条から第五十二条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対し、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第四十八条（第二号に係る部分に限る。）　一億円以下の罰金刑

二　第四十六条、第四十七条、第四十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第四十九条から第五十二条まで　各本条の罰金刑

第五十六条第一号中「、第十九条の三第五項（第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条の三第六項」を削り、「、第十九条の五第二項、」を「若しくは第十九条の五第二項の規定若しくは」に改め、「又は第二十二条」を削る。

第二条　海上運送法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　船舶運航事業（第三条―第三十二条の二）」を

「第二章　船舶運航事業（第三条―第三十二条の二）
第一節　安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の交付等（第三十二条の十二―第三十二条の二十五）
第二節　指定試験機関等（第三十二条の二十六―第三十二条の四十一）
第三節　登録安全統括管理者講習機関（第三十二条の四十二）
第四節　雑則（第三十二条の四十三）」

に、「第三十二条の十一」を「第五十二条の四十」に改める。

第五条第二号中「第十六条」を「第十七条」に、「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条第四号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「第二十二条」を「第二十一条の四」に改める。

第六条中「者は」を「者（以下「一般旅客定期航路事業者」という。）は」に、「の定める手続」を「で定めるところ」に改める。

第八条第一項中「一般旅客定期航路事業を営む者（以下「」及び「」という。）」を削り、「の定める手続」を「で定めるところ」に、「同様である」を「、同様とする」に改め、同条第三項中「の定める手続」を「で定めるところ」に、「同様である」を「、同様とする」に改める。

第十七条を削る。

第十六条の見出しを「（許可の取消し等）」に改め、同条中「当該」を「当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該」に、「許可を」を「当該事業の許可を」に改め、同条第二号中「又は」を「、船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十条、第百十七条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項又は」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条中「の定める手続」を「で定めるところ」に改め、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（旅客名簿の作成等）

第十五条　一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令で定めるところにより、船舶ごと及び当該船舶の航海ごとに旅客名簿を作成し、事業場又は事務所に備え置かなければならない。ただし、当該船舶の航行する区域及び航海の態様を勘案して国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第十九条の二の四第二項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第十九条の三第三項中「第十五条第一項、第十六条」を「第十六条第一項、第十七条」に改める。

第十九条の四第一項中「から第十九条第一項まで」を「、第十六条から第十八条まで、第十九条第一項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　対外旅客定期航路事業を営む者は、第十五条の規定により旅客名簿を作成したときは、国土交通省令で定めるところにより、その事業の用に供する船舶の船長に対し、当該旅客名簿の写しを交付しなければならない。

第二十条の二に次の二項を加える。

4　第十五条及び第十九条の四第五項の規定は、人の運送をする不定期航路事業（旅客船を就航させて、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするものに限る。）について準用する。

5　第十五条の規定は、人の運送をする不定期航路事業（本邦の各港間において行うものにあつては、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの以外のもの、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行うものにあつては、旅客船以外の船舶を就航させて行うものに限る。）について準用する。

第二十一条第一項中「者は」の下に「、次に掲げる旅客不定期航路事業ごとに、かつ」を加え、同項に次の各号を加える。

一　次号に掲げるもの以外の旅客不定期航路事業

二　総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。）二十トン未満の船舶（第三項第二号、第三十二条の三第三項及び第四項並びに第三十二条の七第三項及び第四項において「小型船舶」という。）のみをその用に供する旅客不定期航路事業

第二十一条第二項中「第三条第二項及び第四項、」を削り、「ものを除く。）並びに」を「部分を除く。）及び」に、「前項」を「第一項」に改め、同

項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

三　航路の起点、寄港地及び終点、当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の概要その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第一項第一号に掲げる旅客不定期航路事業にあつては、資金計画その他国土交通省令で定める事項を記載した書類

二　第一項第二号に掲げる旅客不定期航路事業にあつては、前号に掲げる書類並びに小型船舶による輸送の安全を確保するための人材の確保及び資質の向上に関する計画（次項及び第二十一条の三第三項において「安全人材確保計画」という。）

4　安全人材確保計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　安全人材（第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者及び第三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者をいう。次号において同じ。）の確保の目標

二　安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組に関する事項

三　輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施に関する事項

四　計画期間

五　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第二十一条に次の二項を加える。

6　第一項第一号に掲げる旅客不定期航路事業に係る許可（以下この条、第二十一条の六及び第四十六条第三号において「第一号許可」という。）を受けた者が、当該第一号許可に係る航路について同項第二号に掲げる旅客不定期航路事業に係る許可（以下「第二号許可」という。）を受けたときは、その者に対する当該第一号許可は、その効力を失う。

7　第二号許可（第二十一条の三第一項及び第二項の許可の更新を含む。以下この項及び第二十一条の六において同じ。）を受けた者が、当該第二号許可に係る航路について第一号許可を受けたときは、その者に対する当該第二号許可は、その効力を失う。

第二十一条の二中「を営む者（以下」を「の許可を受けた者（第二十一条の四において」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（許可の更新）

第二十一条の三　第二号許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　次の各号に掲げる処分を受けた者が当該処分を受けた後の第二号許可の最初の更新（以下この項において「処分後更新」という。）を受けた場合における当該第二号許可は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間内にその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

一　第二十一条の五において準用する第十七条の規定による事業の停止の命令　当該処分後更新を受けた日から起算して一年を経過する日までの間

二　第二十一条の五において準用する第十七条の規定による輸送施設の使用の停止の命令　当該処分後更新を受けた日から起算して三年を経過する日までの間

三　第二十一条の五において準用する第十九条第二項の規定による命令　当該処分後更新を受けた日から起算して三年を経過する日までの間

3　前二項の許可の更新を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、申請書に安全人材確保計画を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。

4　第一項又は第二項の更新の申請があつた場合において、第一項又は第二項各号の期間（以下この条において「有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の第二号許可は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5　前項の場合において、第二号許可の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6　第四条（第六号に係る部分を除く。）及び第五条の規定は、第一項及び第二項の許可の更新について準用する。

（事業の廃止の届出）

第二十一条の四　旅客不定期航路事業者が、その事業を廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

（準用規定）

第二十一条の五　第八条第一項及び第二項、第九条から第十一条まで、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条、第十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第十九条の二から第十九条の三までの規定は、旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第十一条第二項及び第十八条第七項中「第四条」とあるのは、「第四条（第六号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（権利義務の承継による許可の失効）

第二十一条の六　前条において準用する第十八条第三項又は第六項の規定により、第一号許可を受けている者が当該第一号許可に係る航路について第二号許可に基づく権利義務を承継したとき、又は第二号許可を受けている者が当該第二号許可に係る航路について第一号許可に基づく権利義務を承継したときは、当該航路についての第二号許可は、その効力を失う。

第二十二条及び第二十三条を次のように改める。

第二十二条及び第二十三条　削除

第二十五条の二中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証

第一節　安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の交付等

（安全統括管理者資格者証の交付）

第三十二条の三　国土交通大臣は、次の各号に

掲げる試験に合格し、かつ、運航管理者としての実務の経験その他の当該各号に掲げる試験の区分に応じ国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験を有している者に対し、当該各号に定める資格者証を交付する。

一　総合安全統括管理者試験　総合安全統括管理者資格者証

二　大型船舶安全統括管理者試験　大型船舶安全統括管理者資格者証

三　小型船舶安全統括管理者試験　小型船舶安全統括管理者資格者証

2　総合安全統括管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

3　大型船舶安全統括管理者試験は、小型船舶以外の船舶のみをその用に供する人の運送をする船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

4　小型船舶安全統括管理者試験は、小型船舶のみをその用に供する人の運送をする船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

（安全統括管理者資格者証の交付を行わない場合）

第三十二条の四　国土交通大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、総合安全統括管理者資格者証、大型船舶安全統括管理者資格者証又は小型船舶安全統括管理者資格者証（以下「安全統括管理者資格者証」という。）の交付を行わない。

一　十八歳に満たない者

二　第三十二条の六の規定により安全統括管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から五年を経過しない者

三　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

（安全統括管理者資格者証の有効期間）

第三十二条の五　安全統括管理者資格者証の有効期間は、二年とする。

2　前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

3　国土交通大臣は、前項の規定による安全統括管理者資格者証の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が安全統括管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（以下「安全統括管理者講習」という。）であつて第三十二条の二十六の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録安全統括管理者講習機関」という。）が実施するものを修了したと認めるときでなければ、安全統括管理者資格者証の有効期間の更新をしてはならない。

（安全統括管理者資格者証の返納）

第三十二条の六　国土交通大臣は、安全統括管理者資格者証の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その安全統括管理者資格者証の返納を命ずることができる。

（運航管理者資格者証の交付）

第三十二条の七　国土交通大臣は、次の各号に掲げる試験に合格し、かつ、旅客船に船長として乗り組んだ経験その他の当該各号に掲げる試験の区分に応じ国土交通省令で定める船舶の運航に関する実務の経験を有している者に対し、当該各号に定める資格者証を交付する。

一　総合運航管理者試験　総合運航管理者資格者証

二　大型船舶運航管理者試験　大型船舶運航管理者資格者証

三　小型船舶運航管理者試験　小型船舶運航管理者資格者証

2　総合運航管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

3　大型船舶運航管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

4　小型船舶運航管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業の用に供する小型船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

（運航管理者資格者証の交付を行わない場合）

第三十二条の八　国土交通大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、総合運航管理者資格者証、大型船舶運航管理者資格者証又は小型船舶運航管理者資格者証（以下「運航管理者資格者証」という。）の交付を行わない。

一　第三十二条の四第一号又は第三号に掲げる者

二　第三十二条の十の規定により運航管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から五年を経過しない者

（運航管理者資格者証の有効期間）

第三十二条の九　運航管理者資格者証の有効期間は、二年とする。

2　前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

3　国土交通大臣は、前項の規定による運航管理者資格者証の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が運航管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（以下「運航管理者講習」という。）であつて第三十二条の四十第一項の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（同条第二項及び第三十二条の四十一第一項第三号において「登録運航管理者講習機関」という。）が実施するものを修了したと認めるときでなければ、運航管理者資格者証の有効期間の更新をしてはならない。

（運航管理者資格者証の返納）

第三十二条の十　国土交通大臣は、運航管理者資格者証の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その運航管理者資格者証の返納を命ずることができる。

（国土交通省令への委任）

第三十二条の十一　安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の様式及び再交付に関する事項、第三十二条の三第一項各号及び第三十二条の七第一項各号の試験の科目及び受験手続並びに安全統括管理者講習及び運航管理者講習の科目は、国土交通省令で定める。

第二節　指定試験機関

（指定試験機関の指定）

第三十二条の十二　国土交通大臣は、一に限り指定する者に、第三十二条の三第二項から第

四項まで及び第三十二条の七第二項から第四項までの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2　前項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3　国土交通大臣は、指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）に試験事務を行わせるときは、試験事務を行わないものとする。

（指定の基準）

第三十二条の十三　国土交通大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一　職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が定められ、かつ、当該計画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二　前号の計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員の構成が試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　前号に掲げるもののほか、試験事務が不公正になるおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2　国土交通大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一　申請者が、第三十二条の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

二　法人にあつては、その役員のうちにこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があること。

（指定の公示等）

第三十二条の十四　国土交通大臣は、指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を官報で公示しなければならない。

2　指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地の変更をしようとするときは、その二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3　国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（指定の更新）

第三十二条の十五　指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　第三十二条の十二第二項及び第三十二条の十三の規定は、前項の指定の更新について準用する。

（試験員）

第三十二条の十六　指定試験機関は、試験事務を行う場合において、安全統括管理者又は運航管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない。

2　指定試験機関は、試験員を国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3　指定試験機関は、試験員を選任したときは、その日から二週間以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4　国土交通大臣は、試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験事務の実施に関する規程（次条及び第三十二条の二十三第一項第五号において「試験事務規程」という。）に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、試験員の解任を命ずることができる。

5　前項の規定による命令により試験員の職を解任され、その解任の日から二年を経過しない者は、試験員となることができない。

6　指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験員に対し、その職務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。

（試験事務規程）

第三十二条の十七　指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3　試験事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

（事業計画及び収支予算の認可等）

第三十二条の十八　指定試験機関は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2　指定試験機関は、事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、その変更に係る事業の開始又は予算の執行の日までに、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3　指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第三十二条の十九　指定試験機関は、試験事務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（秘密保持義務等）

第三十二条の二十　試験事務に従事する指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　前項に規定する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（監督命令）

第三十二条の二十一　国土交通大臣は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（試験事務の休廃止）

第三十二条の二十二　指定試験機関は、国土交

通大臣の許可を受けなければ、試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　国土交通大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3　国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第三十二条の二十三　国土交通大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十二条の十三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

二　第三十二条の十三第二項第二号に該当するに至つたとき。

三　第三十二条の十四第二項、第三十二条の十六第一項から第三項まで若しくは第六項、第三十二条の十八又は第三十二条の十九の規定に違反したとき。

四　第三十二条の十六第四項、第三十二条の十七第二項又は第三十二条の二十一の規定による命令に違反したとき。

五　第三十二条の十七第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

六　不正の手段により指定を受けたとき。

2　国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（国土交通大臣による試験事務の実施）

第三十二条の二十四　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、試験事務を自ら行うものとする。

一　指定試験機関が第三十二条の二十二第一項の規定により試験事務に関する業務の全部又は一部を休止したとき。

二　前条第一項の規定により指定試験機関に対し試験事務に関する業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

三　指定試験機関が天災その他の事由により試験事務を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるとき。

2　国土交通大臣は、前項の規定により試験事務を行うものとし、又は同項の規定により行つている試験事務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

3　国土交通大臣が、第一項の規定により試験事務を行うものとし、第三十二条の二十二第一項の規定により試験事務に関する業務の廃止を許可し、又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）

第三十二条の二十五　指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第三節　登録安全統括管理者講習機関等

（登録安全統括管理者講習機関の登録）

第三十二条の二十六　安全統括管理者講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（登録の要件等）

第三十二条の二十七　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請に係る安全統括管理者講習が、当該講習に必要な書籍その他の教材を用いて、次の各号に掲げる講師の条件のいずれにも適合する者により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　十八歳以上であること。

二　過去二年間に第三項第三号に規定する講習事務に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

三　総合安全統括管理者資格者証の交付を受けている者であつて、一年以上安全統括管理者として職務を行つた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

2　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第三十二条の三十七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3　前条の登録は、登録安全統括管理者講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　安全統括管理者講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　安全統括管理者講習の実施に関する事務（以下この節において「講習事務」という。）を行う事務所の所在地

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録事項の変更の届出）

第三十二条の二十八　登録安全統括管理者講習機関は、前条第三項第二号及び第三号に掲げる事項の変更をしようとするときは、その二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録の更新）

第三十二条の二十九　第三十二条の二十六の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　第三十二条の二十六及び第三十二条の二十七の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（講習事務の実施に係る義務）

第三十二条の三十　登録安全統括管理者講習機関は、公正に、かつ、第三十二条の二十七第

一項に規定する要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

（講習事務規程）

第三十二条の三十一　登録安全統括管理者講習機関は、講習事務の開始前に、講習事務の実施に関する規程（次項において「講習事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　講習事務規程には、安全統括管理者講習の実施方法、安全統括管理者講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

（帳簿の備付け等）

第三十二条の三十二　登録安全統括管理者講習機関は、講習事務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十二条の三十三　登録安全統括管理者講習機関は、毎事業年度、当該事業年度の経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第一号及び第三号並びに第五十七条第一号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　安全統括管理者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録安全統括管理者講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録安全統括管理者講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第三十二条の三十四　国土交通大臣は、安全統括管理者講習が第三十二条の二十七第一項に規定する要件に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録安全統括管理者講習機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第三十二条の三十五　国土交通大臣は、登録安全統括管理者講習機関が第三十二条の三十の規定に違反していると認めるときは、当該登録安全統括管理者講習機関に対し、同条の規定による安全統括管理者講習を行うべきこと又は講習事務の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（講習事務の休廃止）

第三十二条の三十六　登録安全統括管理者講習機関は、講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録の取消し等）

第三十二条の三十七　国土交通大臣は、登録安全統括管理者講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十二条の二十六の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十二条の二十七第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第三十二条の二十八、第三十二条の三十一、第三十二条の三十二、第三十二条の三十三又は前条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がなく、第三十二条の三十三第二項各号の請求を拒んだとき。

四　第三十二条の三十四又は第三十二条の三十五の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第三十二条の二十六の登録を受けたとき。

（国土交通大臣による講習事務の実施等）

第三十二条の三十八　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一　登録安全統括管理者講習機関がいないとき。

二　第三十二条の三十六の規定による届出があつたとき。

三　前条の規定により第三十二条の二十六の登録を取り消し、又は登録安全統括管理者講習機関に対し講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四　登録安全統括管理者講習機関が天災その他の事由により講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2　国土交通大臣が前項の規定により講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行う場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

（公示）

第三十二条の三十九　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報で公示しなければならない。

一　第三十二条の二十六の登録をしたとき。

二　第三十二条の二十八の規定による届出があつたとき。

三　第三十二条の三十六の規定による届出があつたとき。

四　第三十二条の三十七の規定により第三十二条の二十六の登録を取り消し、又は講習事務に関する業務の停止を命じたとき。

（登録運航管理者講習機関）

第三十二条の四十　運航管理者講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2　第三十二条の二十七から前条までの規定は、前項の登録、運航管理者講習及び登録運航管理者講習機関に関する事務について準用する。この場合において、第三十二条の二十七第一項第三号中「総合安全統括管理者資格者証」とあるのは「総合運航管理者資格者証」

と、「安全統括管理者として」とあるのは「運航管理者として」と、同条第三項中「登録安全統括管理者講習機関登録簿」とあるのは「登録運航管理者講習機関登録簿」と、第三十二条の二十九第二項中「第三十二条の二十六」とあるのは「第三十二条の四十第一項」と読み替えるものとする。

第四節　雑則

第三十二条の四十一　国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる者から当該各号に定める事務の状況について報告をさせ、又はその職員に、次の各号に掲げる者の事務所に立ち入り、当該各号に定める事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一　指定試験機関　試験事務

二　登録安全統括管理者講習機関　安全統括管理者講習の実施に関する事務

三　登録運航管理者講習機関　運航管理者講習の実施に関する事務

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十七条の六の見出しを「（報告徴収及び立入検査）」に改め、同条第二項中「第二十五条第二項」を「第三十二条の四十一第二項」に改める。

第三十八条第三項中「（昭和五十五年法律第四十号）」及び「（同法第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。）」を削り、「同じ。）」を「この条及び次条において同じ。）」に改め、同条第四項中「（昭和二十二年法律第百号）」を削る。

第三十八条の五第二項及び第三十九条の九第二項中「第二十五条第二項」を「第三十二条の四十一第二項」に改める。

第三十九条の十一第四項第四号中「第二十三条の三十二第一項」を「第二十三条の三十六第一項」に、「第二十三条の三十一第一項」を「第二十三条の三十五第一項」に改める。

第三十九条の十三第二項中「第二十三条の三十二第一項」を「第二十三条の三十六第一項」に改める。

第四十五条の三中「を国」の下に「（指定試験機関が行う試験を受けようとする者にあつては、当該指定試験機関）」を加え、同条中第二号を第十二号とし、第一号を第十一号とし、同号の前に次の十号を加える。

一　第三十二条の三第一項の規定による安全統括管理者資格者証の交付を申請する者

二　安全統括管理者資格者証の再交付を申請する者

三　総合安全統括管理者試験、大型船舶安全統括管理者試験又は小型船舶安全統括管理者試験を受ける者

四　第三十二条の五第二項の規定による安全統括管理者資格者証の有効期間の更新を申請する者

五　安全統括管理者講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受ける者

六　第三十二条の七第一項の規定による運航管理者資格者証の交付を申請する者

七　運航管理者資格者証の再交付を申請する者

八　総合運航管理者試験、大型船舶運航管理者試験又は小型船舶運航管理者試験を受ける者

九　第三十二条の九第二項の規定による運航管理者資格者証の有効期間の更新を申請する者

十　運航管理者講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受ける者

第四十五条の三に次の一項を加える。

2　前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第四十五条の五第一号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条第三号中「第十六条」を「第十七条」に、「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める。

第四十六条第三号中「許可を受けないで」を「第一号許可を受けないで同項第一号に掲げる」に改め、「とき」の下に「、又は同項の規定による第二号許可を受けないで同項第二号に掲げる旅客不定期航路事業を営んだとき」を加える。

第四十八条第一号中「第十六条」を「第十七条」に、「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、「よる」の下に「輸送施設の使用の停止又は」を加え、同条第二号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二　第三十二条の二十第一項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2　第三十二条の二十三第一項又は第三十二条の三十七（第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十条第二号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は届出」を「又は第八条第一項の規定による届出」に改め、同条第三号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条第四号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は認可」を「又は同項の規定による認可」に改め、同条第五号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条第六号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に、「の規定」を「（以下この号において同じ。）の規定」に、「又は届出」を「又は第十条の三第一項の規定による届出」に、「第十条の三第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同条第七号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条第八号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に、「の規定に違反して、安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかつた」を「、第十二条、第十三条（第十九条の六の三第二項、第二十条の二第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）又は第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定に違反した」に改め、同条第九号及び第十号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条第十三号を削り、同条第十四号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十一号中「第二十二条」を「第二十一条の四」に改め、同号を同条第二十号とし、同条中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十二条中第八号を第十四号とし、第二号から第七号までを六号ずつ繰り下げ、第一号を第七号とし、同号の前に次の六号を加える。

一　第十五条（第二十条の二第四項及び第五

項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定に違反して、旅客名簿を備え置かず、又は旅客名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

二　第三十二条の十九又は第三十二条の三十二（第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三　第三十二条の二十二第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

四　第三十二条の三十六の規定による届出をしないで安全統括管理者講習の実施に関する事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

五　第三十二条の四十第二項において準用する第三十二条の三十六の規定による届出をしないで運航管理者講習の実施に関する事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

六　第三十二条の四十一第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第五十四条第二号中「及び」を「、第四十八条の二第二項及び」に改める。

第五十六条第一号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に、「第十九条の四第五項」を「第十九条の四第六項」に改め、同条第二号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条に次の二号を加える。

五　正当な理由がなく、第三十二条の六の規定による命令に違反して、安全統括管理者資格者証を返納しなかつた者

六　正当な理由がなく、第三十二条の十の規定による命令に違反して、運航管理者資格者証を返納しなかつた者

本則に次の一条を加える。

第五十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第三十二条の三十三第一項（第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

二　正当な理由がなく、第三十二条の三十三第二項各号（第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の請求を拒んだ者

第三条　海上運送法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　船舶運航事業（第三条―第三十二条の二）」を

「第二章　船舶運航事業（第三条―第三
第一節　旅客定期航路事業
第一款　一般旅客定期航路事業
第二款　特定旅客定期航路事業
第三款　対外旅客定期航路事業
第二節　貨物定期航路事業（第
第三節　不定期航路事業（第
第四節　雑則（第二十三条の
路事業（第三条―第十九条の五）
路事業（第十九条の六）
路事業（第二十条・第二十条の二）
二十一条―第二十三条）
二―第三十二条の二）」

に改める。

第二条第四項中「とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう」を「と対外旅客定期航路事業とに分ける」に改め、同条第五項中「以外」を「及び対外旅客定期航路事業以外」に改め、「運送をする」の下に「旅客定期航路事業であつて対外旅客定期航路事業以外のものをいい、「対外旅客定期航路事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う」を加え、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「の各号」を削り、同項を同条第十三項とし、同条中第九項を第十二項とし、第八項を第十一項とし、第七項を第十項とし、同条第六項中「いう」を「いい、これを旅客不定期航路事業と一般不定期航路事業と貨物専用不定期航路事業とに分ける」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　この法律において「旅客不定期航路事業」とは、一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）をいい、「一般不定期航路事業」とは、人の運送をする不定期航路事業であつて旅客不定期航路事業以外のものをいい、「貨物専用不定期航路事業」とは、旅客不定期航路事業及び一般不定期航路事業以外の不定期航路事業をいう。

第二条第五項の次に次の二項を加える。

6　この法律において「貨物定期航路事業」とは、旅客定期航路事業以外の定期航路事業をいい、これを貨客定期航路事業と貨物専用定期航路事業とに分ける。

7　この法律において「貨客定期航路事業」とは、人の運送をする貨物定期航路事業をいい、「貨物専用定期航路事業」とは、貨客定期航路事業以外の貨物定期航路事業をいう。

第二章中第三条の前に次の節名及び款名を付する。

第一節　旅客定期航路事業

第一款　一般旅客定期航路事業

第五条第二号中「第十九条の三第三項」を「第十九条の六第二項」に改め、「の処分」の下に「又は第十九条の十四（第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消しの処分」を、「（以下この条」の下に「及び第十九条の九第一項第二号から第五号まで」を加え、「許可取消処分」を「許可等取消処分」に改め、「。以下この条」の下に「並びに第十九条の九第一項第二号、第六号及び第八号」を加え、同条第三号中「許可取消処分」を「許可等取消処分」に改め、同条第四号中「許可取消処分」に、「第十九条の三第三項」を「第十九条の六第二項」に改め、「第二項」の下に「、第十九条の十三第一項（第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）」を、「この条」の下に「及び第十九条の九第一項第四号から第六号まで」を加え、同条第五号中「許可取消処分」を「許可等取消処分」に改め、同条第七号中「含む」の下に「。第十九条の九第一項第七号において同じ」を加える。

第七条を削り、第八条を第七条とする。

第九条第一項中「の定める手続」を「で定めるところ」に、「同様である」を「、同様とする」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「の定める方法」を「で定めるところ」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（賃率表の公示）

第十条　一般旅客定期航路事業者は、当該航路に就航する旅客船により手荷物及び小荷物以外の貨物（石炭、ばら積みの穀類その他大量輸送に適する貨物であつて国土交通省令で定めるもの並びに自動車航送に係る自動車及びその積載貨物を除く。）を運送する場合には、賃率表を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。賃率表を変更しようとするときも、同様とする。

第十条の三の見出しを「（安全管理規程）」に改め、同条第一項中「安全管理規程を定め」を「輸送の安全を確保するため、安全管理規程を定め、その事業の開始前に」に改め、同条第二項中「輸送の安全を確保するために一般旅客定期航路事業者が遵守すべき」を削り、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四　次条第一項に規定する安全統括管理者の選任に関する事項

五　第十条の六第一項に規定する運航管理者の選任に関する事項

第十条の三第四項中「安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければ」を「安全管理規程を遵守しなければ」に改め、同条第五項から第七項までを削り、同条の次に次の五条を加える。

（安全統括管理者）

第十条の四　一般旅客定期航路事業者は、その事業における安全管理体制の確保を図るため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、安全統括管理者一人を選任しなければならない。

一　当該事業の用に供する船舶が総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。）二十トン未満の船舶（以下「小型船舶」という。）以外の船舶及び小型船舶である場合　第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

二　当該事業の用に供する船舶が小型船舶以外の船舶のみである場合　第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第二号の大型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

三　当該事業の用に供する船舶が小型船舶のみである場合　第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

2　安全統括管理者は、次に掲げる職務を行う。

一　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針を決定すること。

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制を整備すること。

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法を確立し、及び改善すること。

四　その他事業における安全管理体制の確保を図るために必要なものとして国土交通省令で定める職務

3　小型船舶をその事業の用に供する一般旅客定期航路事業者が選任した安全統括管理者は、前項に定めるもののほか、当該小型船舶に船長として乗船しようとする者が次に掲げる要件に適合することの確認を行わなければならない。

一　船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十八条の四又は第百十八条の五第一項の規定による特定教育訓練を修了した者であること。

二　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十五第一項に規定する乗船基準に定める小型船舶操縦者として当該小型船舶に乗船することができる小型船舶操縦士であること。

4　一般旅客定期航路事業者は、第一項の規定により安全統括管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（安全統括管理者等の義務）

第十条の五　安全統括管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2　一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者に対し、前条第二項各号に掲げる職務を行い、及び同条第三項の確認を行うため必要な権限を与えなければならない。

3　一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

（運航管理者）

第十条の六　一般旅客定期航路事業者は、その事業の用に供する船舶の運航を管理させるため、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、船舶ごとに運航管理者を選任しなければならない。

一　運航を管理させる船舶が小型船舶以外の船舶である場合　第三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第二号の大型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者

二　運航を管理させる船舶が小型船舶である場合　第三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者

2　運航管理者は、次に掲げる職務を行う。

一　船舶の運航に関する計画を策定すること。

二　前号の計画の安全な実施を確保するために必要な従業者を配置することその他輸送の安全を確保するための船舶の運航体制を整備すること。

三　気象、海象その他の事情を勘案して船舶の運航の中止を指示することその他輸送の安全を確保するための船舶の運航管理を実施すること。

四　その他事業の用に供する船舶の運航の適切な管理を図るために必要なものとして国土交通省令で定める職務

3　一般旅客定期航路事業者は、第一項の規定により運航管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（運航管理者等の義務等）

第十条の七　運航管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2　一般旅客定期航路事業者は、運航管理者がその職務を行つている間は、当該運航管理者を船舶に乗り組ませてはならない。ただし、当該事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合であつて、当該一般旅客定期航路事業者が、国土交通省令で定

めるところにより、当該運航管理者と常時連絡を取ることができる従業者（船舶に乗り組んでいない者に限る。）を配置しているときは、この限りでない。

3　一般旅客定期航路事業者は、運航管理者に対し、前条第二項各号に掲げる職務を行うため必要な権限を与えなければならない。

4　一般旅客定期航路事業者は、運航管理者がその職務として行う助言を尊重しなければならない。

5　一般旅客定期航路事業者の従業者は、運航管理者が気象、海象その他の事情を勘案して船舶の運航を中止するよう指示をしたときは、これに従わなければならない。

（安全統括管理者及び運航管理者の解任命令）

第十条の八　国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

第十二条第三号中「第九条」を「第八条」に改める。

第十七条第二号中「（昭和二十二年法律第百号）」及び「（昭和二十六年法律第百四十九号）」を削る。

第十九条第一項中「の各号」を削り、同条第二項中「、安全管理規程の遵守」を削る。

第十九条の四から第十九条の六の三までを削る。

第十九条の三の見出しを削り、同条第二項中「並びに第五条の規定は、前項の許可」を「、第五条、第十条から第十一条まで、第十六条第一項、第十七条、第十八条、第十九条第二項、第十九条の三並びに第十九条の四の規定は、前項の許可及び特定旅客定期航路事業」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十一条第二項及び第十八条第七項中「第四条」とあるのは、「第四条（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

第十九条の三第三項を削り、同条を第十九条の六とし、同条の次に次の款名を付する。

第三款　対外旅客定期航路事業

第十九条の二の四第一項中「以下」を「次項において」に、「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条を第十九条の五とし、同条の次に次の款名を付する。

第二款　特定旅客定期航路事業

第十九条の二の三（見出しを含む。）中「かかわる」を「関わる」に改め、同条を第十九条の四とする。

第十九条の二の二（見出しを含む。）中「かかわる」を「関わる」に改め、同条を第十九条の三とする。

第十九条の七を次のように改める。

（対外旅客定期航路事業の登録）

第十九条の七　対外旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

2　前項の登録を受けようとする者（第五号、次条第二項及び第十九条の九において「登録申請者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　航路の起点、寄港地及び終点

三　当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

四　当該事業の用に供する係留施設の名称及び位置

五　登録申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人（第十九条の九第一項第三号において「密接関係法人」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

イ　当該登録申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該登録申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）

ロ　親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの

ハ　当該登録申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの

3　前項の申請書には、第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

第十九条の七の次に次の十条及び節名を加える。

（登録の実施）

第十九条の八　国土交通大臣は、前条第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を対外旅客定期航路事業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第二項第一号から第四号までに掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3　国土交通大臣は、対外旅客定期航路事業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第十九条の九　国土交通大臣は、第十九条の七第一項の登録の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一　登録申請者が、一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していない者であるとき。

二　登録申請者が許可等取消処分を受けた日から起算して五年を経過していない者（当該許可等取消処分を受けた者が法人である場合においては、当該許可等取消処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該許可等取消処分を受けた日から起算して五年を経過していないものを含む。）であるとき。

三　密接関係法人が許可等取消処分を受けた日から起算して五年を経過していない者であるとき。

四　登録申請者が、許可等取消処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該許可等取消処分をする日又は

当該許可等取消処分をしないことを決定する日までの間（第六号において「処分決定期間」という。）に事業廃止届出をした者（当該事業廃止届出について相当の理由がある者を除く。次号において同じ。）で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

五　登録申請者が、第二十五条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき許可等取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該登録申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に事業廃止届出をした者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

六　処分決定期間内に事業廃止届出があつた場合において、登録申請者が、第四号の通知の日前六十日以内に当該事業廃止届出に係る法人（当該事業廃止届出について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

七　登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

八　登録申請者が法人である場合において、その法人の役員が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

2　国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第十九条の十　第十九条の七第一項の登録を受けた者（以下「対外旅客定期航路事業者」という。）は、同条第二項第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2　国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を対外旅客定期航路事業者登録簿に登録しなければならない。

（運賃及び料金等の公示）

第十九条の十一　対外旅客定期航路事業者（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする対外旅客定期航路事業者を除く。以下この条において同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする対外旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款を定め、その事業の開始前に、公示しなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（承継）

第十九条の十二　対外旅客定期航路事業の譲渡又は対外旅客定期航路事業者について相続、合併若しくは分割（当該対外旅客定期航路事業を承継させるものに限る。）があつた場合は、当該対外旅客定期航路事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該対外旅客定期航路事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。第五項において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該対外旅客定期航路事業を承継した法人（以下この条において「承継法人等」という。）は、当該承継法人等が第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないことについて国土交通大臣の確認を受けたときに限り、対外旅客定期航路事業者の地位を承継する。

2　前項の確認を受けようとする承継法人等は、国土交通省令で定めるところにより、承継の事由並びに第十九条の七第二項第一号及び第五号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3　国土交通大臣は、第一項の確認をしたときは、前項の申請書に記載された事項（第十九条の七第二項第一号に掲げるものに限る。）を対外旅客定期航路事業者登録簿に登録しなければならない。

4　国土交通大臣は、第一項の確認をしなかつたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該確認の申請をした承継法人等に通知しなければならない。

5　相続人が被相続人の死亡後六十日以内に第一項の確認の申請をした場合においては、当該確認をした旨の通知又は前項の通知を受けるまでは、被相続人に対してした対外旅客定期航路事業の登録は、その相続人に対してしたものとみなす。

（事業の廃止の届出）

第十九条の十三　対外旅客定期航路事業者は、その事業を廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

2　対外旅客定期航路事業者が前項の規定による届出をしたときは、その者に係る第十九条の七第一項の登録は、当該届出に係る廃止の日にその効力を失う。

（登録の取消し等）

第十九条の十四　国土交通大臣は、対外旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の登録を取り消すことができる。

一　この法律又はこれに基づく処分に違反したとき。

二　船舶安全法、船員法第七十条、第百十七条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項又は船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定に違反したとき。

三　第十九条の九第一項第一号、第二号、第七号又は第八号に該当することとなつたとき。

（登録の抹消）

第十九条の十五　国土交通大臣は、第十九条の十三第二項の規定により登録が効力を失つたとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該対外旅客定期航路事業者の登録を抹消しなければならない。

（準用規定）

第十九条の十六　第十条から第十条の八まで、第十五条、第十九条第二項、第十九条の三及び第十九条の四の規定は、対外旅客定期航路事業について準用する。

2　第十三条及び第十九条の二の規定は、対外旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。第

三十二条の二において同じ。）について準用する。

（旅客名簿の写しの交付）

第十九条の十七　対外旅客定期航路事業者は、前条第一項において準用する第十五条の規定により旅客名簿を作成したときは、国土交通省令で定めるところにより、その事業の用に供する船舶の船長に対し、当該旅客名簿の写しを交付しなければならない。

第二節　貨物定期航路事業

第二十条及び第二十条の二を次のように改める。

（貨客定期航路事業）

第二十条　貨客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

2　第十条から第十条の八まで、第十九条第二項、第十九条の三、第十九条の四、第十九条の七第二項及び第三項、第十九条の八から第十九条の十まで並びに第十九条の十二から第十九条の十五までの規定は、貨客定期航路事業及び前項の登録について準用する。この場合において、第十条中「当該航路に就航する旅客船により手荷物及び小荷物以外の貨物」とあるのは「当該航路により貨物」と、第十九条の八第一項及び第三項、第十九条の十第二項並びに第十九条の十二第三項中「対外旅客定期航路事業者登録簿」とあるのは「貨客定期航路事業者登録簿」と読み替えるものとする。

3　第十三条、第十九条の二及び第十九条の十一の規定は、貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。第三十二条の二において同じ。）について準用する。

（貨物専用定期航路事業）

第二十条の二　貨物専用定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、航路ごとに、その事業の開始の日の十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　貨物専用定期航路事業を営む者は、その事業を廃止したときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

3　第十条及び第十条の二の規定は、貨物専用定期航路事業について準用する。この場合において、第十条中「当該航路に就航する旅客船により手荷物及び小荷物以外の貨物」とあるのは、「当該航路により貨物」と読み替えるものとする。

第二十条の二の次に次の節名を付する。

第三節　不定期航路事業

第二十一条第一項中「一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。以下「旅客不定期航路事業」という。）」を「旅客不定期航路事業」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業

第二十一条の五中「第八条第一項」を「第七条第一項」に、「第九条」を「第八条、第九条、第十条の二」に、「第十九条の二の三」を「第十九条の四」に改める。

第二十二条及び第二十三条を次のように改める。

（一般不定期航路事業）

第二十二条　一般不定期航路事業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

2　第十条の二から第十条の八まで、第十九条第二項、第十九条の三、第十九条の四、第十九条の七第二項及び第三項、第十九条の八から第十九条の十まで並びに第十九条の十二から第十九条の十五までの規定は、一般不定期航路事業及び前項の登録について準用する。この場合において、第十九条の七第二項第二号中「終点」とあるのは「終点又は航行する水域」と、第十九条の八第一項及び第三項、第十九条の十第二項並びに第十九条の十二第三項中「対外旅客定期航路事業者登録簿」とあるのは「一般不定期航路事業者登録簿」と読み替えるものとする。

3　第十三条、第十九条の二及び第十九条の十一の規定は、一般不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。第三十二条の二において同じ。）について準用する。

4　第十五条及び第十九条の十七の規定は、一般不定期航路事業（旅客船を就航させて、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするものに限る。）について準用する。この場合において、同条中「前条第一項」とあるのは、「第二十二条第四項」と読み替えるものとする。

5　第十五条の規定は、一般不定期航路事業（本邦の各港間において行うものにあつては、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの以外のもの、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行うものにあつては、旅客船以外の船舶を就航させて行うものに限る。）について準用する。

（貨物専用不定期航路事業）

第二十三条　貨物専用不定期航路事業を営む者は、国土交通省令で定めるところにより、その事業の開始の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも、同様とする。

2　貨物専用不定期航路事業を営む者は、その事業を廃止したときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

3　第十条の二の規定は、貨物専用不定期航路事業について準用する。

第二十三条の次に次の節名を付する。

第四節　雑則

第二十三条の二中「人の運送をする船舶運航事業に使用する」を「一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、貨客定期航路事業、対外旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は一般不定期航路事業（第三十二条の三第二項から第四項まで、第三十二条の七第二項から第四項まで及び第四十三条において「旅客運送船舶運航事業」という。）の用に供する」に改める。

第二十五条第一項中「人の運送をする不定期航路事業」を「旅客不定期航路事業、一般不定期航路事業」に、「に使用する」を「の用に供する」に改める。

第二十五条の二中「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の

二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項」に改める。

第二十八条第三号中「貨物定期航路事業者」を「貨物定期航路事業を営む者（次条第一項及び第三項において「貨物定期航路事業者」という。）」に改める。

第三十条中「の各号」を削り、同条第三号中「第十九条の六（第十九条の七において」を「第十条（第十九条の六第二項及び第十九条の十六第一項において準用する場合並びに第二十条第二項及び第二十条の二第三項において読み替えて」に改め、「含む」の下に「。次条において同じ」を加え、同条第六号中「運賃のべもどし」を「運賃延戻し」に、「以下」を「以下この号において」に改める。

第三十一条中「以下」を「以下この条及び次条において」に、「第十九条の六（第十九条の七において準用する場合を含む。）」を「第十条」に改める。

第三十二条の二中「人の運送をする貨物定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。）」を「対外旅客定期航路事業、貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は一般不定期航路事業」に改める。

第三十二条の三第二項から第四項まで及び第三十二条の七第二項から第四項までの規定中「人の運送をする船舶運航事業」を「旅客運送船舶運航事業」に改める。

第三十三条中「第二十条第一項及び第三項」を「第二十三条第一項及び第二項」に改める。

第三十九条の二第三項第一号及び第三十九条の三中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第四十二条第一項中「もの」を「部分」に、「外国人等が」を「外国人等が」に改め、同条第二項中「旅客定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業」を「対外旅客定期航路事業又は一般不定期航路事業」に改め、同条第四項中「人の運送をする不定期航路事業」を「旅客不定期航路事業、一般不定期航路事業」に改める。

第四十三条ただし書中「人の運送をする船舶運航事業」を「旅客運送船舶運航事業」に改める。

第四十五条の五第一号中「第八条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第二号中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第三号中「第十九条の三第三項」を「第十九条の六第二項」に改める。

第四十六条第二号中「第十九条の三第一項」を「第十九条の六第一項」に改める。

第四十八条第一号中「第十九条の三第三項」を「第十九条の六第二項」に改め、同条第二号中「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項」に改め、同条に次の三号を加える。

三　第十九条の七第一項の規定による登録を受けないで対外旅客定期航路事業を営んだとき。

四　第二十条第一項の規定による登録を受けないで貨客定期航路事業を営んだとき。

五　第二十二条第一項の規定による登録を受けないで一般不定期航路事業を営んだとき。

第四十九条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二　第十九条の十四（第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条第二号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第三号中「第八条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第四号中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第五号中「第十条」を「第九条」に改め、同条第六号中「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項」に改め、同条第七号中「第七項」を「第十条の八」に、「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第十九条の六の三第二項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項、第二十一条の五及び第二十二条第三項」に改め、同条第八号中「第十条の三第四項（」を「第十条の四第一項若しくは第十条の六第一項（これらの規定を」に、「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項」に、「第十九条の六の三第二項及び第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項及び第二十一条の五」に、「第十九条の六の三第二項及び第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項及び第二十一条の五」に改め、同条第九号中「第十条の三第五項（」を「第十条の四第四項若しくは第十条の六第三項（これらの規定を」に、「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項」に、「第十九条の六の三第二項及び第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項及び第二十一条の五」に改め、同条第十号中「第十九条の三第六項（」を「第十九条の四第三項（」に、「第十九条の六の三第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項及び第二十一条の五」に改め、同条第十一号中「第十九条の三第七項（」を「第十九条の四第四項（」に、「第十九条の六の三第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項及び第二十一条の五」に改め、同条第十二号中「第十九条の三第八項（」を「第十九条の四第五項（」に、「第十九条の六の三第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項及び第二十一条の五」に改め、同条第十三号中「第十九条の三第九項（」を「第十九条の四第六項（」に、「第十九条の六の三第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項及び第二十一条の五」に改め、同条第十四号を削り、同条第十五号中「第十九条の四第三項」を「第十九条の十一（第二十条第三項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に、「又は公示」を「又は第十九条の十一の規定による公示」に、「料金に」を「料金若しくは運送約款に」に、「又は料金を収受した」を「若しくは料金を収受し、又は運送契約を締結した」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十六号から第十九号までを削り、第二十号を第十五号とし、第二十一号から第二十四号までを五号ずつ繰り上げる。

第五十一条中「第三十一条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十九条の十第一項（第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第三十一条の規定に違反したとき。

第五十二条第一号中「第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項、第二十一条の五及び第二十二条第三項」に改め、同条第九号中「第十条の三第五項（」を「第十条の四第四項若しくは第十条の六第三項（これらの規定を」に、「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項」に、「第十九条の六の三第二項及び第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項及び第二十一条の五」に改め、同条第十号中「第十九条の三第六項（」を「第十九条の四第三項（」に、「第十九条の六の三第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項及び第二十一条の五」に改め、同条第十一号中「第十九条の三第七項（」を「第十九条の四第四項（」に、「第十九条の六の三第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項及び第二十一条の五」に改め、同条第十二号中「第十九条の三第八項（」を「第十九条の四第五項（」に、「第十九条の六の三第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項及び第二十一条の五」に改め、同条第十三号中「第十九条の三第九項（」を「第十九条の四第六項（」に、「第十九条の六の三第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項及び第二十一条の五」に改め、同条第十四号を削り、同条第十五号中「第十九条の四第三項」を「第十九条の十一（第二十条第三項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に、「又は公示」を「又は第十九条の十一の規定による公示」に、「料金に」を「料金若しくは運送約款に」に、「又は料金を収受した」を「若しくは料金を収受し、又は運送契約を締結した」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十六号から第十九号までを削り、第二十号を第十五号とし、第二十一号から第二十四号までを五号ずつ繰り上げる。

第五十一条中「第三十一条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十九条の十第一項（第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第三十一条の規定に違反したとき。

第五十二条第一号中「第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項、第二十一条の五及び第二十二条第三項」に改める。

第五十四条第二号中「第一号」の下に「及び第三号から第五号まで」を加える。

第五十六条中第四号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第三号中「第十九条の五第一項」を「第二十条の二第一項」に、「貨物定期航路事業（人の運送をするものを除く。）」を「、貨物専用定期航路事業」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第十九条の二の三（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の四（第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　第十九条の十三第一項（第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を廃止した者

第五十六条第一号中「第十九条の三第三項」を「第十九条の六第二項」に、「、第十九条の四第六項若しくは第十九条の五第二項の規定若しくは第二十条第一項若しくは第三項」を「若しくは第二十条の二第二項の規定若しくは第二十三条第一項若しくは第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第十条（第十九条の六第二項及び第十九条の十六第一項において準用する場合並びに第二十条第二項及び第二十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公示をしなかつた者

（船員法の一部改正）

第四条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出しを「（書類の備置き）」に改め、同条第一項中「の定める場合」を「で定める場合」に改め、同項第一号中「の定める」を「で定める」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項中「、航海日誌及び旅客名簿」を「及び航海日誌」に改める。

第百条の三第一項第二十八号中「第百十八条の四第一項」を「第百十八条の六第一項」に改め、同項第二十九号中「第百十八条の四第二項」を「第百十八条の六第二項」に改め、同項第三十号中「第百十八条の四第三項」を「第百十八条の六第三項」に改め、同項第三十一号中「第百十八条の四第一項」を「第百十八条の六第一項」に改める。

第百条の六第一項中「第三十九条の五第四項」を「第三十八条第四項」に改める。

第百八条の二中「第百一条第二項」の下に「又は第百十八条の五第三項」を加え、「同項」を「第百一条第二項又は第百十八条の五第三項」に改める。

第百十二条の見出しを「（船員等の申告）」に改め、同条第一項中「この法律、」を「船員は、この法律、」に、「があるときは、船員は」を「について、第百十八条の五第一項に規定する特定小型船舶（次項において「特定小型船舶」という。）の乗組員は、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実について、それぞれ」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第二項中「船舶所有者」の下に「又は第百十八条の五第一項に規定する特定小型船舶所有者」を、「船員」の下に「又は特定小型船舶の乗組員」を加え、「取扱を与えては」を「取扱いをしては」に改める。

第百十八条の四を第百十八条の六とし、第百十八条の三の次に次の二条を加える。

（船舶所有者による小型船舶の乗組員に対する教育訓練）

第百十八条の四　船舶所有者は、国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、国土交通省令で定めるところにより、船舶が航行する海域の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練（次条第一項において「特定教育訓練」という。）を実施しなければならない。

（特定小型船舶所有者による特定小型船舶の乗組員に対する教育訓練等）

第百十八条の五　前条に規定する船舶であつて、第一条第二項第一号又は第二号に掲げる船舶に該当するもの（以下この条において「特定小型船舶」という。）の所有者（船舶共有の場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人。以下この条、第百三十一条の二及び第百三十五条第二項において「特定小型船舶所有者」という。）は、特定小型船舶の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、国土交通省令で定めるところにより、特定教育訓練を実施しなければならない。

国土交通大臣は、前項の規定に違反する事実があると認めるときは、特定小型船舶所有者に対し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、特定小型船舶所有者がその命令に従わない場合において、特定小型船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その特定小型船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その特定小型船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、その特定小型船舶の入港すべき港を指定することができる。

国土交通大臣は、前項の規定による処分に係る特定小型船舶について、第二項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちにその処分を取り消さなければならない。

船員労務官は、必要があると認めるときは、特定小型船舶所有者に対し、第一項の規定の遵守に関し注意を喚起し、又は勧告をすることができる。

第百二十条の三第七項中「規定」の下に「（船員及び船舶所有者に係る部分に限る。）」を加える。

第百二十六条第五号中「から第四号まで」を「若しくは第三号」に改める。

第百三十条中「、第百十八条の三若しくは第百十八条の四第四項」を「から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の六第四項」に改める。

第百三十一条第二号中「第百十八条の四第二項」を「第百十八条の六第二項」に改める。

第百三十一条の三を第百三十一条の四とし、第百三十一条の二を第百三十一条の三とし、第百三十一条の次に次の一条を加える。

第百三十一条の二　特定小型船舶所有者が第百十二条第二項又は第百十八条の五第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第百三十二条第一項中「第百一条第二項」の下に「又は第百十八条の五第三項」を加える。

第百三十三条第二項に次の一号を加える。

六　第百十八条の五第二項の規定による命令に違反したとき。

第百三十五条第一項の次に次の一項を加える。

特定小型船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が特定小型船舶所有者の業務に関し第百三十一条の二、第百三十二条第一項（第百十八条の五第三項に係る部分に限る。）及び第百三十三条第二項（第六号に係る部分に限る。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その特定小型船舶所有者に対して、各本条の罰金刑を科する。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正）

第五条　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「登録小型船舶教習実施機関等」を「登録特定操縦免許講習機関等」に、「第二十三条の三十」を「第二十三条の三十四」に、「第二十三条の三十一―第二十三条の三十五」を「第二十三条の三十五―第二十三条の三十九」に、「第二十三条の三十六―第二十三条の三十八」を「第二十三条の四十―第二十三条の四十二」に改める。

第五条第一項中「それぞれ」を削り、同条第二項中「以下」を「次項において」に改める。

第二十三条の二第二項を次のように改める。

2　操縦免許のうち、特定操縦免許（次条第一項第一号又は第二号に掲げる資格に係る操縦免許であつて、国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する小型船舶（次項第一号及び同条第三項において「事業用小型船舶」という。）の小型船舶操縦者になろうとする者に対するものをいう。以下この条、次条第三項及び第四項並びに第二十三条の二十六第一項において同じ。）以外のものは、国土交通大臣が行う小型船舶操縦士国家試験（以下「操縦試験」という。）に合格した者について行う。

第二十三条の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　特定操縦免許は、次に掲げる者について行う。

一　次条第一項第一号又は第二号に掲げる資格に係る操縦試験に合格し、かつ、発航前の検査、人命救助その他の事業用小型船舶の小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び能力を習得させるための講習（以下「特定操縦免許講習」という。）であつて第二十三条の二十五の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（次号、第二十三条の二十八及び第三十条第一号において「登録特定操縦免許講習機関」という。）が行うものの課程を修了した者

二　受けようとする資格の特定操縦免許と同一の資格に係る操縦免許を既に有し、かつ、特定操縦免許講習であつて登録特定操縦免許講習機関が行うものの課程を修了した者

第二十三条の三第一項中「の各号」を削り、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　前項に定めるもののほか、国土交通大臣は、特定操縦免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、特定操縦免許を受ける者の乗船履歴に応じ、小型船舶操縦者として乗船する事業用小型船舶の航行する区域についての限定（次項及び第二十三条の二十六第一項において「履歴限定」という。）をすることができる。

4　前項の規定による履歴限定は、その特定操縦免許を受けている者の申請により、変更し、又は解除することができる。

第二十三条の七第一項第二号中「第二十三条の三十六」を「第二十三条の四十」に、「第二十三条の三十七第一項」を「第二十三条の四十一第一項」に改める。

第二十三条の十第一項中「第二十三条の二十五及び第二十三条の二十六」を「第二十三条の二十九及び第二十三条の三十」に、「以下」を「同条及び第二十三条の三十二において」に改める。

第二十三条の十一の表第七条の二第三項第三号の項中「第二十三条の二十九及び第二十三条の三十」を「第二十三条の三十三及び第二十三条の三十四」に、「第二十三条の二十六」を「第二十三条の三十」に改める。

第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節　登録特定操縦免許講習機関等

第二十三条の三十八中「第二十三条の三十六」を「第二十三条の四十」に改め、第三章第五節中同条を第二十三条の四十二とし、第二十三条の三十七を第二十三条の四十一とする。

第二十三条の三十六第五項中「第一項から前項まで」を「前各項」に改め、同条を第二十三条の四十とする。

第三章第四節中第二十三条の三十五を第二十三条の三十九とする。

第二十三条の三十四中「第二十三条の三十二第一項」を「第二十三条の三十六第一項」に改め、同条を第二十三条の三十八とする。

第二十三条の三十三の前の見出しを削り、同条を第二十三条の三十七とし、同条の前に見出しとして「（小型船舶操縦士がなることができる小型船舶操縦者）」を付する。

第二十三条の三十二を第二十三条の三十六とし、第二十三条の三十一を第二十三条の三十五とする。

第二十三条の三十中「第二十三条の二十六及び第二十三条の二十七」を「第二十三条の三十及び第二十三条の三十一」に、「第二十三条の二十六第一項第一号」を「第二十三条の三十第一項第一号」に改め、第三章第三節中同条を第二十三条の三十四とし、第二十三条の二十九を第二十三条の三十三とし、第二十三条の二十八を第二十三条の三十二とし、第二十三条の二十七を第二十三条の三十一とする。

第二十三条の二十六第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号において「小型船舶関連事業者」という。）」を「小型船舶関連事業者」に改め、同号イ中「（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）」を削り、同号ロ中「（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）」を削り、同条第二項第二号中「第二十三条の二十八」を「第二十三条の三十二」に改め、同条を第二十三条の二十五とし、第二十三条の二十四を第二十三条の二十九とし、第三章第三節中同条の前に次の四条を加える。

（登録特定操縦免許講習機関の登録）

第二十三条の二十五　特定操縦免許講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（登録の要件等）

第二十三条の二十六　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請に係る特定操縦免許講習が、次の表の上欄の各号に掲げる施設及び設備の全てを用いて、同表の下欄の各号に掲げる講師の条件のいずれにも適合する者により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

施設及び設備	講師の条件
一　講義室 二　実習水域（実習期間中においては、原則として占用することができるものに限る。） 三　実習用小型船舶 四　水路図誌 五　航海計器 六　操舵（だ）設備、係船設備及び航海用具 七　救命器具 八　信号装置 九　国際信号旗 十　国際信号書 十一　危険物による事故の際の応急医療の手引書 十二　教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材	一　十八歳以上であること。 二　過去二年間に特定操縦免許講習の実施に関する事務（第三項第三号及び第二十三条の二十八において「特定操縦免許講習事務」という。）に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。 三　次のいずれかの条件を満たす者であること。 イ　五級海技士（航海）の資格若しくは五級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に係る海技免許を有する者であつて当該海技免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。 ロ　一級小型船舶操縦士の資格に係る特定操縦免許（技能限定及び履歴限定がされていないものに限る。）を有する者であつて一年以上小型船舶操縦者として小型船舶（特殊小型船舶を除く。）に乗船した経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
備考　上欄中第六号から第九号までの設備は、模型、掛図その他これらに類するものをもつてこれらの設備に代えることができる。	

2　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（第四号において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第二十三条の二十八において準用する第十七条の十一の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四　小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号及び第二十三条の三十第一項第二号において「小型船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するもの

イ　登録申請者が株式会社である場合にあつては、小型船舶関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第二十三条の三十第一項第二号イにおいて同じ。）であること。

ロ　登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第二十三条の三十第一項第二号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

3　前条の登録は、登録特定操縦免許講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　特定操縦免許講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　特定操縦免許講習事務を行う事務所の所在地

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第二十三条の二十七　第二十三条の二十五の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（準用）

第二十三条の二十八　第十七条の四から第十七条の十五までの規定は、登録特定操縦免許講習機関、特定操縦免許講習及び特定操縦免許講習事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条第一項中「第二十三条の三十一第一項、第二十三条の三十三若しくは第二十三条の三十五第一項」を「第二十三条の三十五第一項、第二十三条の三十七若しくは第二十三条の三十九第一項」に改める。

第二十六条第一項中「海技免状更新講習」の下に「、特定操縦免許講習」を加える。

第三十条第一号中「及び第二十三条の三十」を「、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四」に改め、「養成を行う者」の下に「、登録特定操縦免許講習機関」を加え、「第三十一条の三」を「第三十一条の三第一項」に改める。

第三十条の三第一号中「第二十三条の三十一第一項又は第二十三条の三十五第一項」を「第二十三条の三十五第一項又は第二十三条の三十九第一項」に改める。

第三十一条第一号中「第二十三条の三十三又は第二十三条の三十五第三項」を「第二十三条の三十七又は第二十三条の三十九第三項」に改める。

第三十一条の三第一項各号及び第三十一条の四中「及び第二十三条の三十」を「、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四」に改める。

別表第三の一の項中欄第六号中「操舵（だ）装置」を「操舵装置」に改める。

別表第四中「第二十三条の二十六」を「第二十三条の三十」に改める。

別表第五中「第二十三条の三十」を「第二十三条の三十四」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十条の規定　公布の日

二　第一条中海上運送法第四条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第四号の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第十六条第四号の改正規定、同法第十八条の改正規定、同法第十九条の三の改正規定、同法第二十二条の改正規定、同法第二十三条の改正規定、同法第四十五条の六第一項の改正規定、同法第四十八条の改正規定、同法第五十条の改正規定、同法第五十四条の改正規定及び同法第五十六条第一号の改正規定並びに次条及び附則第九条の規定　公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条中船員法第百条の六第一項の改正規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

四　第三条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六条、第七条、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第六条第二項の改正規定（「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十一条の五」に改める部分に限る。）及び同法第五十六条第一号の改正規定（「第二十一条の五」を「第二十一条の六」に改める部分に限る。）並びに附則第二十一条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五　第三条中海上運送法第十条の三の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定、同法第十七条第二号の改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十一条第一項第二号の改正規定、同法第五十条第七号の改正規定（「第七項」を「第十条の八」に改める部分に限る。）、同条第八号の改正規定（「第十条の三第四項（二を「第十条の四第一項若しくは第十条の六第一項（これらの規定を」に改める部分に限る。）及び同条第九号の改正規定（「第十条の三第五項（二を「第十条の四第四項若しくは第十条の六第三項（これらの規定を」に改める部分に限る。）並びに附則第八条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（前条第二号に掲げる規定の施行に伴う経過措置）

第二条　前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）前に海上運送法第十九条の三第一項若しくは第二十一条第一項の許可を受けた者（以下この条において「第二号施行日前許可事業者」という。）が当該許可に係る特定旅客定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業を第二号施行日前に譲渡した場合又は第二号施行日前許可事業者について第二号施行日前に相続、合併若しくは分割があった場合における第二号施行日前許可事業者の地位の承継については、なお従前の例による。

2　第二号施行日前許可事業者が、当該許可に係る特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を、第二号施行日の三十日前の日から第二号施行日の前日までの間に休止し、若しくは廃止した場合又は第二号施行日から第二号施行日の二十九日後の日までの間に休止し、若しくは廃止する場合における当該休止又は廃止の届出については、なお従前の例による。

3　第二号施行日から前条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定（前条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の海上運送法第五十条第二十二号及び第二十三号の規定の適用については、これらの規定中「第三十七条の六第一項、第三十八条の五第一項若しくは」とあるのは、「第三十九条の四第一項又は」とする。

（この法律の施行に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の海上運送法（次項において「旧海上運送法」という。）第二十一条第一項の許可を受けている者であって、当該許可に係る旅客不定期航路事業（総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。）二十トン未満の船舶のみをその用に供するもの（以下この条において「小型船舶旅客不定期航路事業」という。）を除く。）を営んでいるものは、この法律の施行の日（次項及び次条において「施行日」という。）に、第一号許可（第二条の規定による改正後の海上運送法（次項及び附則第五条において「新海上運送法」という。）第二十一条第六項に規定する第一号許可をいう。次項において同じ。）を受けたものとみなす。

2　この法律の施行の際現に旧海上運送法第二十一条第一項の許可を受けている者であって、当該許可に係る小型船舶旅客不定期航路事業を営んでいるものは、施行日から起算して三年を経過する日までの間（その者が当該期間内に当該許可に係る航路について第一号許可の申請をした場合には、当該申請について第一号許可の処分があるまでの間又はその者が当該期間内に第五項の認可の申請をした場合には、当該申請について認可若しくは認可の拒否の処分があるまでの間）は、第二号許可（新海上運送法第二十一条第六項に規定する第二号許可をいう。以下この条において同じ。）を受けないでも、引き続き

当該小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる。

3　前項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を第二号許可を受けた者とみなして、新海上運送法第二十一条の二及び第二十一条の四の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに新海上運送法第二十一条の五（新海上運送法第十八条の規定を準用する部分を除く。以下この項において同じ。）の規定（新海上運送法第二十一条の五において準用する規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条において準用する新海上運送法第十七条中「若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の許可を取り消す」とあるのは、「又は当該事業の停止若しくは廃止を命ずる」とする。

4　前項の規定により読み替えて適用する新海上運送法第二十一条の五において準用する新海上運送法第十七条の規定による事業の廃止の命令は、新海上運送法の規定の適用については、新海上運送法第十七条の規定による許可の取消しの処分とみなす。

5　第二項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができることとされた者は、国土交通省令で定めるところにより、当該小型船舶旅客不定期航路事業に係る航路ごとに、新海上運送法第二十一条第二項第三号に掲げる事項を記載した申請書に同条第三項第二号に規定する安全人材確保計画を添付して国土交通大臣に提出し、その認可を受けることができる。

6　前項の規定により認可を受けた者は、当該認可に係る航路について、当該認可を受けた日に第二号許可を受けたものとみなす。

7　新海上運送法第四条（第六号に係る部分を除く。）及び第五条の規定は、第五項の認可について準用する。

第四条　この法律の施行の際現に第五条の規定による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二第二項の規定による一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格に係る特定操縦免許（以下この条において「旧特定操縦免許」という。）を受けている者は、施行日から起算して二年を経過する日までの間（その者が当該期間内に次項の申請をしたときは、同項の規定により第五条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下この条において「新船舶職員法」という。）第二十三条の二第三項の規定による一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格に係る特定操縦免許（以下この条において「新特定操縦免許」という。）を受けるまでの間）は、その受けている旧特定操縦免許に係る一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格の区分に応じ、新特定操縦免許を受けたものとみなす。

2　国土交通大臣は、新船舶職員法第二十三条の二第三項の規定にかかわらず、前項の規定により新特定操縦免許を受けたものとみなされている者（次項において「みなし特定操縦免許受有者」という。）であって、移行講習（同条第三項第一号に規定する特定操縦免許講習の課程のうち国土交通大臣が定めるものをその内容に含む講習であって同号に規定する登録特定操縦免許講習機関が行うものをいう。）の課程を修了したものの申請により、当該者が受けている旧特定操縦免許に係る一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格の区分に応じ、新特定操縦免許を行うものとする。

3　みなし特定操縦免許受有者（前項の移行講習の課程を修了して新特定操縦免許を受けた者を除く。）は、施行日から起算して二年を経過した日以後は、その受けている旧特定操縦免許に係る一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格の区分に応じ、新船舶職員法第二十三条の二第二項の規定による操縦免許を受けたものとみなす。

第五条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条及び附則第七条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新海上運送法第四十八条の二及び第四条の規定による改正後の船員法第百三十一条の二の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

（附則第一条第四号に掲げる規定の施行に伴う経過措置）

第六条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定（附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正前の海上運送法（以下この条において「第四号改正前海上運送法」という。）第十九条の四第二項の規定による届出をして対外旅客定期航路事業を営んでいる者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第四号施行日」という。）から起算して二年を経過する日までの間（その者が当該期間内に第三条の規定による改正後の海上運送法（以下この条及び次条において「第四号改正後海上運送法」という。）第十九条の七第一項の登録の申請をした場合には、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、第四号改正後海上運送法第十九条の七第一項の登録を受けないでも、引き続き当該対外旅客定期航路事業を営むことができる。

2　前項の規定により引き続き対外旅客定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を第四号改正後海上運送法第十九条の七第一項の登録を受けた者とみなして、第四号改正後海上運送法第十九条の十第一項、第十九条の十一、第十九条の十三第一項及び第十九条の十四（第二号に係る部分を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、第四号改正後海上運送法第十九条の十六の規定（同条において準用する規定に係る罰則を含む。）並びに第四号改正後海上運送法第十九条の十七の規定を適用する。この場合において、第四号改正後海上運送法第十九条の十第一項中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）第三条の規定（同法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の第十九条の四第二項の規定による届出をした事項」と、第四号改正後海上運送法第十九条の十四中「若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の登録を取り消す」とあるのは「又は当該事業の停止若しくは廃止を命ずる」とする。

3　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号改正前海上運送法第十九条の五第一項の規定による届出をして人の運送をする貨物定期航路事業を営んでいる者は、第四号施行日から起算して二年を経過する日までの間（その者が当該期間内に第四号改正後海上運送法第二十条第一項の登録の申請をした場合には、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、第四号改正後海上運送法第二十条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該人の運送をする貨物定期航路事業を営むことができる。

4　前項の規定により引き続き人の運送をする貨物定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を第四号改正後海上運送法第二十条第一項の登録を受けた者とみなして、同条第二項（第四号改正後海上運送法第十九条の七第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九、第十九条の十第二項、第十九条の十二、第十九条の十三第二項、第十九条の十四（第三号に係る部分に限る。）並びに第十九条の十五の規定（第六項において「登録関係規定」という。）を準用する部分を除く。）及び第三項の規定（これらの規定において準用する規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第四号改正後海上運送法第二十条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十第一項中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）第三条の規定（同法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の第十九条の五第一項の規定による届出をした事項」と、第四号改正後海上運送法第二十条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十四中「若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の登録を取り消す」とあるのは「又は当該事業の停止若しくは廃止を命ずる」とする。

5　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号改正前海上運送法第二十条第二項の規定による届出をして人の運送をする不定期航路事業を営んでいる者は、第四号施行日から起算して二年を経過する日までの間（その者が当該期間内に第四号改正後海上運送法第二十二条第一項の登録の申請をした場合には、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、第四号改正後海上運送法第二十二条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該人の運送をする不定期航路事業を営むことができる。

6　前項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を第四号改正後海上運送法第二十二条第一項の登録を受けた者とみなして、同条第二項（登録関係規定を準用する部分を除く。）及び第三項から第五項までの規定（これらの規定において準用する規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十第一項中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）第三条の規定（同法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の第二十条第二項の規定による届出をした事項」と、第四号改正後海上運送法第二十二条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十四中「若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の登録を取り消す」とあるのは「又は当該事業の停止若しくは廃止を命ずる」とする。

7　第一項、第三項又は第五項に規定する者が、当該届出に係る対外旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業を、第四号施行日の三十日前の日から第四号施行日の前日までの間に廃止した場合又は第四号施行日から第四号施行日の二十九日後の日までの間に廃止する場合における当該廃止の届出については、なお従前の例による。

8　第二項の規定により読み替えて適用する第四号改正後海上運送法第十九条の十四、第四項の規定により読み替えて適用する第四号改正後海上運送法第二十条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十四及び第六項の規定により読み替えて適用する第四号改正後海上運送法第二十二条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十四の規定による事業の廃止の命令は、第四号改正後海上運送法の規定の適用については、第四号改正後海上運送法第十九条の十四の規定による登録の取消しの処分とみなす。

9　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号改正前海上運送法第十九条の五第一項の規定による届出をして貨物定期航路事業を営んでいる者（第三項に規定する者を除く。）又は第四号改正前海上運送法第二十条第一項の規定による届出をして不定期航路事業を営んでいる者は、それぞれ第四号改正後海上運送法第二十条の二第一項の規定による届出又は第四号改正後海上運送法第二十三条第一項の規定による届出をした者とみなす。

10　第四号施行日から附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（次項及び附則第八条において「第五号施行日」という。）の前日までの間における第四号改正後海上運送法第十九条の十六第一項（第二項において引用する場合を含む。）及び第二十条第二項（第四項において引用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「第十条の八」とあるのは、「第十条の三」とする。

11　第四号施行日から第五号施行日の前日までの間における第四号改正後海上運送法第二十二条第二項（第六項において引用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項中「から第十条の八まで」とあるのは、「、第十条の三」とする。

第七条　第四号施行日が刑法施行日前である場合には、第四号施行日から刑法施行日の前日までの間における第四号改正後海上運送法第十九条の九第一項第一号の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「懲役又は禁錮の刑」とする。

2　第四号施行日が刑法施行日前である場合には、第四号施行日から刑法施行日の前日までの間における第四号改正後海上運送法第四十九条の二の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（附則第一条第五号に掲げる規定の施行に伴う経過措置）

第八条　次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、第五号施行日から起算して一年を経過する日までは、これらの規定中「当該各号に定める者」とあるのは、「当該各号に定める者又は運航管理者としての実務の経験その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験を有している者」とする。

一　附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に一般旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業をいう。）の許可を受けている者　第三条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の海上運送法（以下この条において「第五号改正後海上運送法」という。）第十条の四第一項

二　附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に特定旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する特定旅客定期航路事業をいう。）の許可を受けている者　第五号改正後海上運送法第十九条の六第二項において準用

する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

三　附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に対外旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する対外旅客定期航路事業をいう。）の登録を受けている者（附則第六条第一項に規定する者を含む。）　第五号改正後海上運送法第十九条の十六第一項（附則第六条第二項の規定により適用する場合を含む。次項第三号において同じ。）において準用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

四　附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に貨客定期航路事業（海上運送法第二条第七項に規定する貨客定期航路事業をいう。）の登録を受けている者（附則第六条第三項に規定する者を含む。）　第五号改正後海上運送法第二十条第二項（附則第六条第四項の規定により適用する場合を含む。次項第四号において同じ。）において準用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

五　附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に旅客不定期航路事業（海上運送法第二条第九項に規定する旅客不定期航路事業をいう。）の許可を受けている者（附則第三条第二項に規定する者を含む。）　第五号改正後海上運送法第二十一条の五（附則第三条第三項の規定により適用する場合を含む。次項第五号において同じ。）において準用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

六　附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に一般不定期航路事業（海上運送法第二条第九項に規定する一般不定期航路事業をいう。）の登録を受けている者（附則第六条第五項に規定する者を含む。）　第五号改正後海上運送法第二十二条第二項（附則第六条第六項の規定により適用する場合を含む。次項第六号において同じ。）において準用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

2　次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、第五号施行日から起算して一年を経過する日までは、これらの規定中「当該各号に定める者」とあるのは、「当該各号に定める者又は旅客船に船長として乗り組んだ経験その他の国土交通省令で定める船舶の運航に関する実務の経験を有している者」とする。

一　前項第一号に掲げる者　第五号改正後海上運送法第十条の六第一項

二　前項第二号に掲げる者　第五号改正後海上運送法第十九条の六第二項において準用する第五号改正後海上運送法第十条の六第一項

三　前項第三号に掲げる者　第五号改正後海上運送法第十九条の十六第一項において準用する第五号改正後海上運送法第十条の六第一項

四　前項第四号に掲げる者　第五号改正後海上運送法第二十条第二項において準用する第五号改正後海上運送法第十条の六第一項

五　前項第五号に掲げる者　第五号改正後海上運送法第二十一条の五において準用する第五号改正後海上運送法第十条の六第一項

六　前項第六号に掲げる者　第五号改正後海上運送法第二十二条第二項において準用する第五号改正後海上運送法第十条の六第一項

（罰則に関する経過措置）

第九条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為、附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正の規定により適用する場合を含む。次項第六号において同じ。）において準用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

（検討）

第十一条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（船員職業安定法の一部改正）

第十二条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第五項中「第百十八条の四第三項」を「第百十八条の六第三項」に改め、同条第六項中「第百十八条の三」を「第百十八条の四」に改め、同条第九項中「及び第百十二条第一項」及び「、第百十二条第二項」を削り、「第百十八条の四第四項」を「第百十八条の六第四項」に、「第百一条第二項に規定する場合」とあるのは「を」に、「船員労務官は、」に、「第百一条第二項」とあるのは「船員労務官は、第百一条第二項」を「第百十二条第一項中「労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令」とあるのは「労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同条第二項中「船舶所有者又は」とあるのは「船舶所有者（派遣先の船舶所有者を含む。）又は」と、同法第百十三条第一項中「第百十八条の四第一項」を「第百十八条の六第一項」に改め、同条第十項中「第百十八条の三」を「第百十八条の四」に改める。

（内航海運業法の一部改正）

第十三条　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「第十九条の五第一項（人の運送をする貨物定期航路事業に係る部分を除く。）及び第二項並びに第二十条第一項及び第三項（を「第二十条の二第一項及び第二項の規定並びに同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を」に改め、「これらの規定を」を削る。

（内航海運組合法の一部改正）

第十四条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「同法第二十一条」を「同条第九項」に改め、同項第四号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第五号中「もつぱら」を「専ら」に、「港湾運送事業法第三条各号」を「同法第三条各号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十三号中「船舶運航事業の許可」の下に「又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録」を加え、同号(二)中「又は同法第二十一条第一項（旅客不定期航路事業の許可）の旅客不定期航路事業の許可」を削り、同号に次のように加える。

(三) 海上運送法第二十一条第一項（旅客不定期航路事業の許可）の旅客不定期航路事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
(四) 海上運送法第三十二条の二十六（登録安全統括管理者講習機関の登録）の登録安全統括管理者講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(五) 海上運送法第三十二条の四十第一項（登録運航管理者講習機関の登録）の登録運航管理者講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第百三十六号中「若しくは操縦免許証更新講習」を「、操縦免許証更新講習若しくは登録特定操縦免許講習機関」に改め、同号(六)を同号(七)とし、同号(五)の次に次のように加える。

(六) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二十五（登録特定操縦免許講習機関の登録）の登録特定操縦免許講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

第十六条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

第三十四条の五第四号中「の一般旅客定期航路事業の許可」の下に「又は同法第二十条第一項（貨客定期航路事業）の貨客定期航路事業の登録若しくは同法第二十二条第一項（一般不定期航路事業）の一般不定期航路事業の登録」を加える。

別表第一第百三十三号中「許可又は」を「許可若しくは登録又は」に、「この規定による海上運送高度化実施計画」を「以下この号において同じ。）の規定による海上運送高度化実施計画」に、「この規定による地域公共交通利便増進実施計画」を「以下この号において同じ。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画」に、「、当該許可」を「当該許可とみなし、同法第二十条、第二十七条の十九又は第三十五条第一項の規定により貨客定期航路事業の登録又は一般不定期航路事業の登録を受けたものとみなされる場合における同法第十九条第三項の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定又は同法第三十条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定はこれらの登録」に改め、同号(二)中「第十九条の三第一項」を「第十九条の六第一項」に改め、同号(五)を同号(八)とし、同号(四)を同号(七)とし、同号(三)を同号(五)とし、同号(五)の次に次のように加える。

(六) 海上運送法第二十二条第一項（一般不定期航路事業）の一般不定期航路事業の登録	登録件数	一件につき一万五千円

別表第一第百三十三号(二)の次に次のように加える。

(三) 海上運送法第十九条の七第一項（対外旅客定期航路事業の登録）の対外旅客定期航路事業の登録	登録件数	一件につき九万円
(四) 海上運送法第二十条第一項（貨客定期航路事業）の貨客定期航路事業の登録	登録件数	一件につき一万五千円

（外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部改正）

第十七条　外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「それぞれ」を削り、同条第五号中「第二条第九項」を「第二条第十二項」に改める。

（外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正）

第十八条　外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「第二条第七項」を「第二条第十項」に改める。

（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第十九条　外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「（日本）を「及び対外旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの並びに日本」に、「同法による対外旅客定期航路事業」を「もの」に改め、同条第二項第四号中「一般旅客定期航路事業」の下に「又は対外旅客定期航路事業」を加える。

第六条第二項中「第八条第一項後段」を「第七条第一項後段」に、「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める。

（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）

第二十条　中心市街地の活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「第八条第一項後段」を「第七条第一項後段」に、「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第二十一条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「それぞれ」を削り、同条第六号ロ中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正）

第二十二条　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条中「それぞれ」を削り、同条第十二号中「（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）」を削る。

第十二条第二項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

第二十三条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「それぞれ」を削り、同条第五号ホ中「（日本）を「、対外旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの並びに日本」に、「同法による対外旅客定期航路事業」を「もの」に、「を営む者及び旅客不定期航路事業者」を「及び旅客不定期航路事業を営む者」に改め、同条第六号ニ中「一般旅客定期航路事業」の下に「、対外旅客定期航路事業」を加える。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正）

第二十四条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二号ホ中「本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」を「以下「一般旅客定期航路事業」に、「同法第十九条の六の二」を「同条第七項」に、「人の運送をする貨物定期航路事業（を「貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの及び」に、）及び同法第二十条第二項」を「以下「貨客定期航路事業」という。）及び同条第九項」に、「人の運送をする不定期航路事業」を「一般不定期航路事業」に改め、「おけるものを除く」の下に「。以下「一般不定期航路事業」という」を加え、「国内一般旅客定期航路事業等」と総称する」を「一般旅客定期航路事業等」という」に改め、同号ヘ及び同条第八号中「国内一般旅客定期航路事業等」を「一般旅客定期航路事業等」に改め、同条第十一号及び第十三号イ(1)中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同号イ(2)(iii)及び同条第十五号ハ中「国内一般旅客定期航路事業等」を「一般旅客定期航路事業等」に改める。

第十九条第三項第三号中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同項に次の一号を加える。

四　海上運送高度化実施計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業又は一般不定期航路事業に該当するものについては、第一項の規定による認定の申請が海上運送法第二十条第二項又は第二十二条第二項においで準用する同法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

第二十条中「。以下この条において同じ」を削り、「海上運送法」を「一般旅客定期航路事業について海上運送法」に改め、「、同法第十九条の五第一項若しくは第二十条第二項」を削り、「みなす」を「、貨客定期航路事業について同法第二十条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものと、一般不定期航路事業について同法第二十二条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものとみなす」に改め、同条後段を削る。

第二十七条の二第三項中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改める。

第二十七条の三第二項第五号中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同号ロ中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同項第六号中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同条第三項中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改める。

第二十七条の五第一項中「第八条第三項」を「第七条第三項」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第二十七条の十五第二項第九号中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同号ロ中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同項第十号中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同項に次の二号を加える。

十一　地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第二十条第一項の登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同条第二項において準用する同法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

十二　地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、一般不定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第二十条第一項の登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同条第二項において準用する同法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

第二十七条の十五第三項中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改める。

第二十七条の十九中「海上運送法」を「一般旅客定期航路事業について海上運送法」に、「第八条第三項」を「第七条第三項」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に、「第四項、」を「第四項若しくは」に、「第十五条」を「第十六条」に改め、「、第十九条の五若しくは第二十条第二項若しくは第三項」を削り、「みなす」を「、貨客定期航路事業について同法第二十条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項若しくは第十九条の十三第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものと、一般不定期航路事業について同法第二十二条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項若しくは第十九条の十三第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものとみなす」に改め、同条後段を削る。

第二十七条の二十第二項中「第八条第一項後段」に改める。

第三十条第三項第六号中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同項に次の一号を加える。

七　新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業又は一般不定期航路事業に該当するものについては、第一項の規定による認定の申請が海上運送法第二十条第二項又は第二十二条第二項において準用する同法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

第三十一条第一項中「同様」を「、同様」に改め、同条第二項中「それぞれ」を削り、同項第四号中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に、「第八条第三項」を「第七条第三項」に改める。

第三十五条第一項中「海上運送法」を「一般旅客定期航路事業について海上運送法」に改め、「、同法第十九条の五第一項若しくは第二十条第二項」を削り、「みなす」を「、貨客定期航路事業について同法第二十条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものと、一般不定期航路事業について同法第二十二条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものとみなす」に改め、同条後段を削る。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正）

第二十四条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二号ホ中「本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」を「以下「一般旅客定期航路事業」に、「同法第十九条の六の二」を「同条第七項」に、「人の運送をする貨物定期航路事業（を「貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの及び」に、）及び同法第二十条第二項」を「以下「貨客定期航路事業」という。）及び同条第九項」に、「人の運送をする不定期航路事業」を「一般不定期航路事業」に改め、「おけるものを除く」の下に「。以下「一般不定期航路事業」という」を加え、「国内一般旅客定期航路事業等」と総称する」を「一般旅客定期航路事業等」という」に改め、同号ヘ及び同条第八号中「国内一般旅客定期航路事業等」を「一般旅客定期航路事業等」に改め、同条第十一号及び第十三号イ(1)中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同号イ(2)(iii)及び同条第十五号ハ中「国内一般旅客定期航路事業等」を「一般旅客定期航路事業等」に改める。

第十九条第三項第三号中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同項に次の一号を加える。

四　海上運送高度化実施計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業又は一般不定期航路事業に該当するものについては、第一項の規定による認定の申請が海上運送法第二十条第二項又は第二十二条第二項においで準用する同法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

第二十条中「。以下この条において同じ」を削り、「海上運送法」を「一般旅客定期航路事業について海上運送法」に改め、「、同法第十九条の五第一項若しくは第二十条第二項」を削り、「みなす」を「、貨客定期航路事業について同法第二十条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものと、一般不定期航路事業について同法第二十二条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項若しくは第十九条の十三第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものとみなす」に改め、同条後段を削る。

第二十七条の二第三項中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改める。

第二十七条の三第二項第五号中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同号ロ中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同項第六号中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同条第三項中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改める。

第二十七条の五第一項中「第八条第三項」を「第七条第三項」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第二十七条の十五第二項第九号中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同号ロ中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同項第十号中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同項に次の二号を加える。

十一　地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第二十条第一項の登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同条第二項において準用する同法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

十二　地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、一般不定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第二十条第一項の登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同条第二項において準用する同法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

第二十七条の十五第三項中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改める。

第二十七条の十九中「海上運送法」を「一般旅客定期航路事業について海上運送法」に、「第八条第三項」を「第七条第三項」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に、「第四項、」を「第四項若しくは」に、「第十五条」を「第十六条」に改め、「、第十九条の五若しくは第二十条第二項若しくは第三項」を削り、「みなす」を「、貨客定期航路事業について同法第二十条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項若しくは第十九条の十三第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものと、一般不定期航路事業について同法第二十二条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項若しくは第十九条の十三第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものとみなす」に改め、同条後段を削る。

第二十七条の二十第二項中「第八条第一項後段」に改める。

第三十条第三項第六号中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同項に次の一号を加える。

七　新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業又は一般不定期航路事業に該当するものについては、第一項の規定による認定の申請が海上運送法第二十条第二項又は第二十二条第二項において準用する同法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

第三十一条第一項中「同様」を「、同様」に改め、同条第二項中「それぞれ」を削り、同項第四号中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に、「第八条第三項」を「第七条第三項」に改める。

第三十五条第一項中「海上運送法」を「一般旅客定期航路事業について海上運送法」に改め、「、同法第十九条の五第一項若しくは第二十条第二項」を削り、「みなす」を「、貨客定期航路事業について同法第二十条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものと、一般不定期航路事業について同法第二十二条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものとみなす」に改め、同条後段を削る。

ばならないものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものとみなす」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「国内一般旅客定期航路事業等」を「一般旅客定期航路事業等」に、「海上運送法」を「一般旅客定期航路事業について海上運送法」に、「第十一条第三項」を「第十一条第三項若しくは」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、「、第十九条の五第一項若しくは第二項若しくは第二十条第二項若しくは第三項」を削り、「みなす」を「、貨客定期航路事業について同法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十第一項若しくは第十九条の十三第一項の規定による届出をし、又は同法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十二第一項の確認を受けなければならないものについては、これらの規定により届出をし、又は確認を受けたものとみなす」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「国内一般旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第四項中「国内一般旅客定期航路事業等」を「一般旅客定期航路事業等」に、「第十条又は第十九条の六の二（同法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）」を「第九条又は同法第二十条第三項若しくは第二十二条第三項において準用する同法第十九条の十一」に改める。

第三十六条の三第二項中「第八条第一項後段」を「第七条第一項後段」に改める。

（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の一部改正）

第二十五条　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第八条第一項後段」を「第七条第一項後段」に、「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める。

第十五条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

（総合特別区域法の一部改正）

第二十六条　総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第十九条の三中「第二十一条第一項」を「第二条第九項」に、「第八条第一項」を「第六条」に改める。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第二十七条　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第八条第一項後段」を「第七条第一項後段」に改める。

（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部改正）

第二十八条　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「同法第十九条の六の二」を「同条第七項」に、「人の運送をする貨物定期航路事業」を「貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）」に改める。

（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の一部改正）

第二十九条　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第八条第一項後段」を「第七条第一項後段」に、「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める。

第十条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

（地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律の一部改正）

第三十条　地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「それぞれ」を削り、同条第四号ニ中「（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）、同法第十九条の六の二」を「、同条第七項」に、「人の運送をする貨物定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの及び」に、「同法第二十条第二項」を「同条第九項」に、「人の運送をする不定期航路事業」を「一般不定期航路事業」に改める。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第七号中「第二条第四項」を「第二条第六項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第三十二条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三百四十六条のうち船員法第百二十九条、第百三十条、第百三十一条の二及び第百三十二条の改正規定中「第百三十一条の二」を「第百三十一条の三」に改める。

第三百五十一条のうち海上運送法第四十六条から第四十九条までの改正規定中「第四十九条までの規定」を「第四十八条まで及び第四十九条」に改める。

理　由

海上旅客輸送の安全の確保等を図るため、一般旅客定期航路事業等に係る許可制度の充実、対外旅客定期航路事業等に係る登録制度の導入及び旅客運送船舶運航事業に係る安全統括管理者等の資格、職務等に関する規定の整備を行うとともに、旅客の輸送の用に供する小型船舶の乗組員に対する教育訓練の実施の船舶所有者への義務付け等の措置を講ずるほか、安定的な国際海上輸送の確保に資するため、対外船舶貸渡業者等が作成する外航船舶船舶確保等計画の認定制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

海上運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、海上旅客輸送の安全の確保等を図るため、一般旅客定期航路事業等に係る許可制度の充実、対外旅客定期航路事業等に係る登録制度の導入及び旅客運送船舶運航事業に係る安全統括管理者等の資格、職務等に関する規定の整備を行うとともに、旅客の輸送の用に供する小型船舶の乗組員に対する教育訓練の実施の船舶所有者への義務付け等の措置を講ずるほか、安定的な国際海上輸送の確保に資するため、対外船舶船貸渡業者等が作成する外航船舶確保等計画の認定制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　海上運送法の一部改正

㈠　一般旅客定期航路事業等の許可の欠格事由を拡充すること。

㈡　安全統括管理者及び運航管理者の選任に資格者要件を導入し、資格者の試験制度を創設すること。

㈢　国土交通大臣は、法令等に違反した海上旅客運送事業者に対し、船舶等の使用停止を命ずることができること。

㈣　対外旅客定期航路事業等について登録制度を導入し、許可の場合と同様の欠格事由を適用すること。

㈤　小型船舶のみを用いる旅客不定期航路事業の許可を受けようとする者は、輸送の安全を確保するための人材の確保及び資質の向上に関する安全人材確保計画を国土交通大臣に提出しなければならないこととするとともに、当該許可について更新制を導入すること。

㈥　国土交通大臣は、安定的な国際海上輸送の確保に資するため、外航船舶の導入及び確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めること。

㈦　対外船舶貸渡業者等は、単独又は共同で、外航船舶の確保等についての計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができ、国土交通大臣は、当該計画が㈥の方針に適合する場合等は、認定をすること。

㈧　法人の代表者等がその法人の業務に関し、国土交通大臣の輸送の安全確保命令に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人に対して、一億円以下の罰金刑を科すこと。

2　船員法の一部改正

船舶所有者は、小型船舶の乗組員について、船舶が航行する海域の特性に応じた操船等に関する教育訓練を実施しなければならないこと。

3　船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正

特定操縦免許は、小型船舶操縦士国家試験に合格し、かつ、人命救助等に関する特定操縦免許講習の課程を修了した者に行うものとし、国土交通大臣は、特定操縦免許を受ける者の乗船履歴に応じ、航行する区域について限定をすることができること。

4　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

海上旅客輸送の安全の確保等を図るため、一般旅客定期航路事業等に係る許可制度の充実、対外旅客定期航路事業等に係る登録制度の導入及び旅客運送船舶運航事業に係る安全統括管理者等の資格、職務等に関する規定の整備を行うとともに、旅客の輸送の用に供する小型船舶の乗組員に対する教育訓練の実施の船舶所有者への義務付け等の措置を講ずるほか、安定的な国際海上輸送の確保に資するため、外航船舶確保等計画の認定制度を創設する等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和五年四月十二日

国土交通委員長　木原　稔

衆議院議長　細田　博之殿

〔別紙〕

海上運送法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一　これまで事故で多くの犠牲者が出ていることを踏まえ、安全の確保は旅客船事業を営む際の大前提であることを常に念頭に置き、事故を生じさせないため、規制当局として毅然とした姿勢を堅持し、たゆみない安全確保に努めるよう促すこと。

二　本法で強化された規制が実効性を伴うよう、関係者に対する適切な助言、監査を行うこと。また、日本小型船舶検査機構の検査の実効性が伴わなかったことが事故の要因の一つとなったことを踏まえ、同機構への監督強化や、国との情報共有を徹底し、同機構の検査の実効性を高めること。

三　事故被害者のご家族に対する支援については、ご家族が一日も早く再び平穏な生活を営むことができるようきめ細かく継続的に、単なる情報提供等にとどまらない、ご家族の要望を十分に踏まえた対応を行っていくよう努めること。

四　現行の救命設備の課題を解消できる新たな救命設備の開発と、その船舶への搭載を促進すること。特に、中小零細事業者が、費用の面から導入を躊躇してしまうことがないよう、早期搭載に向けた必要な支援を継続的に行うこと。

五　抜き打ちやリモートによる運航管理体制等の事業者への監査、及び違反点数の累計による適時適切な行政処分等の新たな規制を実効的に運用するため、地方運輸局等の体制を拡充すること。

六　安全統括管理者講習機関の登録、指定試験機関の指定に当たっては、公正で透明なプロセスによって行い、天下り等行政との不適切な関係を疑われぬようにすること。

七　世界単一市場である国際海運市場において、経済安全保障の観点から我が国商船隊が競争力を確保し続けられるよう、必要な財政や税制の支援措置を継続的に講じていくこと。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和五年二月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

（健康保険法の一部改正）

第一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項中「及び同法」を「並びに同法」に、「後期高齢者支援金等（」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（」に改める。

第百五十二条の次に次の五条を加える。

（出産育児交付金）

第百五十二条の二　出産育児一時金及び家族出産育児一時金（第百五十二条の四及び第百五十二条の五において「出産育児一時金等」という。）の支給に要する費用（第百一条の政令で定める金額に係る部分に限る。第百五十二条の四において同じ。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により基金が保険者に対して交付する出産育児交付金をもって充てる。

（出産育児交付金の額）

第百五十二条の三　前条に規定する出産育児交付金の額は、当該年度の概算出産育児交付金の額とする。ただし、前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額を超えるときは、当該年度の概算出産育児交付金の額からその超える額とその超える額に係る出産育児交付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たないときは、当該年度の概算出産育児交付金の額にその満たない額とその満たない額に係る出産育児交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

2　前項ただし書の出産育児交付調整金額は、前々年度における高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区を含む。）とともに行う国民健康保険にあっては、都道府県）の全てに係る概算出産育児交付金の額と確定出産育児交付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

（概算出産育児交付金）

第百五十二条の四　前条第一項の概算出産育児交付金の額は、当該年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に同年度における高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の三第一項の出産育児支援金率（次条において単に「出産育児支援金率」という。）を乗じて得た額とする。

（確定出産育児交付金）

第百五十二条の五　第百五十二条の三第一項ただし書の確定出産育児交付金の額は、前々年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要した費用（第百一条の政令で定める金額に係る部分に限る。）の額に同年度における出産育児支援金率を乗じて得た額とする。

（準用）

第百五十二条の六　高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十三条中「、高齢者の医療の確保に関する法律」を「（高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額（第一号及び次条第一項において「調整対象給付費見込額」という。）の三分の一に相当する額を除く。）、同法」に、「給付費割合（同法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を「同号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合」に、「に給付費割合を乗じて得た額」を「を基準として政令で定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

一　調整対象給付費見込額の三分の二に相当する額に高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第七項に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額の三分の二に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二　高齢者の医療の確保に関する法律第三十八条第二項第一号イ及びロに掲げる額の合計額

第百五十四条第一項中「費用の額に給付費割合」の下に「（調整対象給付費見込額及び高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項第一号イ(2)に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額に対する調整対象給付費見込額の割合をいう。以下この条において同じ。）」を加える。

第百六十条第三項第二号中「予想額（」の下に「第百五十二条の二に規定する出産育児交付金の額、」を加える。

第二百五条の四第二項中「及び法令」を「、法令」に改め、「定めるもの」の下に「並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区」を加える。

附則第二条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（国庫負担）

第二条の二　国は、政令で定めるところにより、連合会に対し、政令で定める組合に対する前条第一項の交付金の交付に要する費用について、予算の範囲内で、その一部を負担する。

附則第四条の二及び第四条の三を削る。

附則第四条の四中「前条の規定により読み替えられた」を削り、「及び国民健康保険法」とあるのは「、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び国民健康保険法」を「並びに同法」とあるのは「、同法」と、「、介護保険法」とあるのは「並びに同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法」に、「第百七十三条」を「及び第百七十三条」に、「病床転換支援金等、第百七十三条」を「、病床転換支援金等及び第百七十三条」に、「次条」を「附則第五条」に、「第百五十五条第一項中「及び退職者給付拠出金」とあるのは「、病床転換支援金等及び退職者給付拠出金」と、」を「第百五十五条第一項及び」に、「及び退職者給付拠出金」を「及び後期高齢者支援金等」に、「、病床転換支援金等及び退職者給付拠出金」を「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」に、「第百六十条第十四項」を「同条第十四項」に改め、同条を附則第四条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年度及び令和七年度の概算出産育児交付金及び確定出産育児交付金の額の算定の特例）

第四条の三　令和六年度及び令和七年度においては、第百五十二条の四及び第百五十二条の五中「に同年度」とあるのは、「の二分の一に相当する額に同年度」とする。

附則第五条中「から附則第五条の四までの規定」を削る。

附則第五条の三から第五条の六までを削る。

附則第五条の七中「附則第四条の四から第五条の二まで」を「附則第四条の二及び第五条並びに前条」に、「附則第四条の四の規定」を「附則第四条の二の規定」に、「附則第五条の二」を「前条」に改め、同条第一号中「国保法等一部改正法」を「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。次号ロにおいて「国保法等一部改正法」という。）」に改め、同条第二号イを次のように改める。

イ　平成二十六年度末における協会の準備金の額及び平成二十六年度において独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第十五条第一項の規定により年金特別会計の健康勘定に納付された額を原資として平成二十七年度中に協会に対して交付された額の合算額

附則第五条の七第二号ロ中「納付額」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第一項から第三項まで及び独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十六条第二項の規定により年金特別会計の健康勘定に納付された額（次号において「納付額」という。）」に改め、同条を附則第五条の三とし、附則第五条の八を附則第五条の四とする。

（船員保険法の一部改正）

第二条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第百十二条第二項中「及び同法」を「並びに同法」に、「後期高齢者支援金等（」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（出産育児交付金）

第百十二条の二　出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用（第七十三条第一項の政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（第百五十三条の十第一項において「基金」という。）が協会に対して交付する出産育児交付金をもって充てる。

2　健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百十三条中「前条」を「第百十二条」に改める。

第百二十一条第二項第一号中「予想額」の下に「（第百十二条の二第一項に規定する出産育児交付金の額を除く。）」を加える。

第百五十三条の十第一項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（附則第七条において「基金」という。）」を「基金」に改め、同条第二項中「及び法令」を「、法令」に改め、「定めるもの」の下に「並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区」を加える。

附則第七条を削る。

附則第八条中「前条の規定により読み替えられた」を削り、「及び国民健康保険法」とあるのは「、同法附則第七条第一項の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び国民健康保険法」を「並びに同法」とあるのは「、同法」と、「、介護保険法」とあるのは「並びに同法附則第七条第一項の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法」に改め、「第百十四条第一項」の下に「及び第百二十一条第二項第二号」を加え、「及び退職者給付拠出金」を「及び後期高齢者支援金等」に改め、「、病床転換支援金等及び退職者給付拠出金と、」を削り、「第百二十一条第二項第二号中「及び」とあるのは「、病床転換支援金等及び」を「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」に、「第百二十一条第十項」を「同条第十項」に、「「附則第七条」を「「第二項第二号」に、「附則第八条」を「附則第七条の規定により読み替えられた第二項第二号」に改め、同条を附則第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例）

第八条　令和六年度及び令和七年度においては、第百十二条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四及び第百五十二条の五中「に同年度」とあるのは、「の二分の一に相当する額に同年度」とする。

（国民健康保険法の一部改正）

第三条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第三項中「適正化」の下に「（以下「医療費適正化」という。）」を加える。

第七十二条の三の二の次に次の一条を加える。

第七十二条の三の三　市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第三項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2　国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

3　都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

第七十二条の四第一項中「及び」を「、第七十二条の三の二第一項及び」に改める。

第七十四条中「第七十二条の三の二第二項」の下に「、第七十二条の三の三第二項」を加える。

第七十五条中「第七十二条の三の二第三項」の下に「、第七十二条の三の三第三項」を加える。

第八十二条の二第三項第一号及び同条第四項中「医療に要する費用の適正化」を「医療費適正化」に改める。

第八十五条の二中「確保並びに」を「確保を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進、」に改め、「増進」の下に「並びに医療費適正化」を加える。

第八十五条の三第三項中「増進」の下に「並びに医療費適正化」を加え、「事務」を「業務」に改める。

第百十三条の二第一項中「事項」の下に「、被保険者の保険給付を受けた事由が第三者の行為によつて生じたものであることを確認するために必要な事項」を加える。

附則第九条第一項中「及び第七十二条の三の二第一項」を「、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項」に改める。

第四条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「、第八十二条の二第二項第二号」を「並びに第八十二条の二第二項第二号」に、「附則第七条第一項第三号並びに第二十一条第三項第三号及び第四項第三号」を「第六項」に改める。

第六十四条第三項中「組合」の下に「並びに市町村から委託を受けて前項の規定による事務を行う都道府県」を、「取得した」の下に「同項の」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県は、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保するため、広域的又は専門的な見地から必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、市町村から委託を受けて、当該市町村が第一項の規定により取得した同項の請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務の全部又は一部を行うことができる。

第六十四条に次の一項を加える。

5　国は、市町村から委託を受けて第三項の規定による事務を行う都道府県に対し、当該事務が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第六十九条中「及び同法」を「並びに同法」に、「後期高齢者支援金等（を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（に、）並びに」を「、」に改め、「介護納付金」という。）」の下に「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」という。）」を加える。

第七十条第一項中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による」及び「（以下「流行初期医療確保拠出金」という。）」を削る。

第七十三条の次に次の一条を加える。

（出産育児交付金）

第七十三条の二　出産育児一時金の支給に要する費用（健康保険法第百一条の政令で定める金額（第五十八条第一項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法第百一条の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。）に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により支払基金が都道府県又は組合に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

2　健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十四条中「前条」を「第七十三条」に改める。

第七十八条中「（附則第十条第一項に規定する拠出金を除く。第九十一条第一項において同じ。）」を削る。

第八十二条の二第一項中「図るため」の下に「、おおむね六年ごとに」を加え、同条第二項に次の二号を加える。

五　都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために必要と認める事項

六　当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

第八十二条の二第三項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　都道府県は、おおむね三年ごとに、第二項各号に掲げる事項（第三項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合にあつては、当該事項を含む。）について分析及び評価を行うよう努めるとともに、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保及び当該都道府県の保険料の水準の平準化の推進その他国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため必要があると認めるときは、当該都道府県の都道府県国民健康保険運営方針を変更するものとする。

第八十五条の三第二項第二号中「第六十四条第三項」を「第六十四条第四項」に改め、「組合」の下に「並びに市町村から委託を受けて同条第三項の規定による事務を行う都道府県」を加える。

第百十三条の三第二項中「及び法令」を「、法令」に改め、「定めるもの」の下に「及び介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村」を加える。

第百十九条の二中「、附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十四条第四項及び第百三十四条第二項並びに附則第十九条において準用する同法第百五十二条第一項及び第三項」を削る。

附則第六条から第八条までを削る。

附則第九条の見出し中「国の負担等」を「保険料の徴収」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「、附則第十条第一項の規定による拠出金」を削り、同項を同条とし、同条を附則第六条とする。

附則第十条から第二十一条の五までを削る。

附則第二十二条中「第六十九条中「及び」を「第六十九条中「並びに」に、「後期高齢者支援金等（を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（に、「後期高齢者支援金等」という。）並びに」に改め、「（附則第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「附則第九条第二項」を「前条」に改め、「と、附則第七条第一項第二号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、附則第二十一条第三項第二号中「調整対象基準額」とあるのは「調整対象基準額及び当該特定健

康保険組合が負担する病床転換支援金の合算額」と、同条第四項第二号中「調整対象基準額」とあるのは「調整対象基準額及び当該特定健康保険組合が負担した病床転換支援金の合計額」を削り、同条を附則第七条とし、附則第二十三条を附則第八条とし、附則第二十四条を附則第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例）

第十条　令和六年度及び令和七年度においては、第七十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四中「額に」とあるのは「額の二分の一に相当する額に」と、同項において準用する同法第百五十二条の五中「の額に」とあるのは「の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の二分の一に相当する額に」とする。

附則第二十五条を削る。

（地方税法の一部改正）

第五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百三条の四第一項第一号中「及び同法」を「、同法」に、「並びに」を「及び同法の規定による出産育児関係事務費拠出金並びに」に改め、同条第三項中「算定される」の下に「所得割額、」を加え、同項第二号ニ中「国民健康保険法」の下に「第七十三条の二第一項に規定する出産育児交付金を含み、同法」を加え、「及び第七十二条の三の二第一項」を「、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項」に改め、同条第十二項中「算定される」の下に「所得割額、」を加え、同項第二号ロ中「及び第七十二条の三の二第一項」を「、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項」に改め、同条第二十項中「算定される」の下に「所得割額、」を加え、同項第二号ロ中「及び第七十二条の三の二第一項」を「、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項」に改め、同条第七十二

け医機能の確保」を、「取組」の下に「並びに住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供」を加え、同条第五項中「第三項第五号」を「第三項第三号」に改め、同条第七項中「（第百五十七条の二第一項の保険者協議会（以下この項及び第十項において「保険者協議会」という。）が組織されている都道府県にあつては、関係市町村及び保険者協議会）」を「及び第百五十七条の二第一項の保険者協議会（第十項及び第十二条第一項において「保険者協議会」という。）」に改め、同条第十項中「保険者協議会が組織されている」及び「当該保険者協議会を組織する」を削り、「においては、当該」を「においては、」に改める。

第十一条第二項中「から第五項まで」を「及び第四項」に改め、同条第四項中「おいて、」の下に「第九条第二項第一号及び第二号の目標を達成できないと認める場合又は」を加え、「当該都道府県における医療提供体制（医療法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制をいう。）の確保」を「当該要因の解消」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第十二条第一項中「行い」の下に「、保険者協議会の意見を聴いて」を加える。

第十三条第一項及び第十四条第一項中「第九条第三項第二号」を「第九条第二項第二号」に改める。

第十五条中「第六項」を「第五項」に、「第七項」を「第六項」に改める。

第十六条第三項中「及び市町村」を「、市町村その他厚生労働省令で定める者」に改める。

第三十四条第一項を次のように改める。

前条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　被用者保険等保険者　イ及びロに掲げる額の合計額

イ　(1)及び(2)に掲げる額の合計額から(3)に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の二に相当する額

(1)　当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額

(2)　当該年度における当該保険者に係る第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を同年度における当該保険者に係る第百二十条第一項各号の概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額に、同年度における当該保険者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見込数の割合を基礎として保険者ごとに算定される率を乗じて得た額（以下「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額」という。）

(3)　当該年度における概算調整対象基準額

ロ　当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額から同年度における概算報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する額

二　被用者保険等保険者以外の保険者　当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額から同年度における概算調整対象基準額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

第三十四条第二項中「前項第一号」を「前項各号」に、「第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して」を「当該年度、当該年度の前年度及び当該年度の前々年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費見込額（各年度における第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を、厚生労働省令で定めるところにより算定した各年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数で除して得た額をいう。）の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を乗じて」に改め、同項第一号中「当該年度における」を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「第一項各号」に、「同項第一号」を「同項各号」に改め、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「及び前項第一号」を「、第四項、第五項第一号及び第三号並びに前項各号」に、「次条第五項」を「次条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第四項第一号の標準報酬総額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、各年度の当該各号に定める額の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。

一　全国健康保険協会及び健康保険組合　被保険者ごとの健康保険法又は船員保険法に規定する標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。）

二　共済組合　組合員ごとの国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

三　日本私立学校振興・共済事業団　加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額

四　国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。）　組合員ごとの前三号に定める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額

第三十四条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号中「前期高齢者に係る概算後期高齢者支援金に係る概算調整対象基準額（及び「をいう。第三号において同じ。」を削り、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三　被用者保険等保険者を被用者保険等保険者以外の保険者とみなした場合における前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算加入者調整率を乗じて得た額

四　被用者保険等保険者を被用者保険等保険者以外の保険者とみなした場合における前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額

第三十四条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第四項の概算給付費補正率は、各被用者保険等保険者に係る第一号に掲げる額の合計額が第二号に掲げる額の合計額に等しくなるよう厚生労働省令で定めるところにより算定した率とする。

一　第一項各号の調整対象給付費見込額に概算報酬調整率及び概算加入者調整率を乗じて得た額

二　第一項各号の調整対象給付費見込額に概算加入者調整率を乗じて得た額

第三十四条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項第一号ロの概算報酬調整後調整対象

基準額は、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費見込額に当該年度における第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（第六項第一号において「概算報酬調整率」という。）及び概算給付費補正率を乗じて得た額並びに前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算額補正率を乗じて得た額の合計額に概算加入者調整率を乗じて得た額とする。

一　当該保険者に係る標準報酬総額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（次号並びに第百二十条第一項第一号イ及びロにおいて「標準報酬総額の見込額」という。）を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該保険者に係る加入者の見込数で除して得た額

二　全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額を全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

第三十五条第一項を次のように改める。

第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　被用者保険等保険者　イ及びロに掲げる額の合計額

イ　(1)から(3)までに掲げる額の合計額から(4)に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の二に相当する額

(1)　前々年度における当該保険者に係る調整対象給付費額

(2)　前々年度における当該保険者に係る第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額を同年度における当該保険者に係る第百二十一条第一項各号の確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額に、同年度における当該保険者に係る加入者の数に対する前期高齢者である加入者の数の割合を基礎として保険者ごとに算定される率を乗じて得た額（以下「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額」という。）

(3)　前々年度における当該保険者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」という。）の額のうち前期高齢者である加入者に係るものとして厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額」という。）

(4)　前々年度における確定調整対象基準額

ロ　前々年度における当該保険者に係る調整対象給付費額、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額から同年度における確定報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する額

二　被用者保険等保険者以外の保険者　前々年度における当該保険者に係る調整対象給付費額、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額から同年度における確定報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三　被用者保険等保険者を被用者保険等保険者以外の保険者とみなした場合における前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に確定加入者調整率を乗じて得た額

四　被用者保険等保険者を被用者保険等保険者以外の保険者とみなした場合における前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額第三十五条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第四項の確定給付費等補正率は、各被用者保険等保険者に係る第一号に掲げる額の合計額が第二号に掲げる額の合計額に等しくなるよう厚生労働省令で定めるところにより算定した率とする。

一　第一項各号の調整対象給付費額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額に確定報酬調整率及び確定加入者調整率を乗じて得た額

二　第一項各号の調整対象給付費額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額に確定加入者調整率を乗じて得た額

第三十五条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項第一号ロの確定報酬調整後調整対象基準額は、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額に前々年度における第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（第六項第一号において「確定報酬調整率」という。）及び確定給付費等補正率を乗じて得た額並びに前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に確定額補正率を乗じて得た額の合計額に確定加入者調整率を乗じて得た額とする。

一　当該保険者に係る標準報酬総額（前条第八項に規定する標準報酬総額をいう。次号並びに第百二十一条第一項第一号イ及びロにおいて同じ。）を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該保険者に係る加入者の数で除して得た額

二　全ての被用者保険等保険者に係る標準

酬総額の合計額を全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数で除して得た額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

第三十八条第二項中「第三十四条第一項第三号の概算調整対象基準額から、当該保険者に係る同項第一号の調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」を「次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　被用者保険等保険者　イ及びロに掲げる額の合計額

イ　第三十四条第一項各号の概算調整対象基準額から、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の二に相当する額

ロ　第三十四条第一項第一号ロの概算報酬調整後調整対象基準額から、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二　被用者保険等保険者以外の保険者　第三十四条第一項各号の概算調整対象基準額から、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する額

第三十八条第三項第三号中「二分の一」を「三分の一」に改める。

第三十九条第二項中「第三十五条第一項第四号の確定調整対象基準額から、当該保険者に係る同項第一号の調整対象給付費額、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」を「次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　被用者保険等保険者　イ及びロに掲げる額の合計額

イ　第三十五条第一項各号の確定調整対象基準額から、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費額、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の二に相当する額

ロ　第三十五条第一項第一号ロの確定報酬調整後調整対象基準額から、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費額、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二　百分の十一・七二に、当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の見込総数を令和四年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数で除して得た率を乗じて得た率

三　前号に掲げる率に、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率を加えて得た数

イ　令和四年度における保険納付対象額を同年度における療養の給付等に要する費用の額で除して得た率

ロ　当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数を令和四年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た率

第百条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第百四条第一項及び第三項中「及び第百十七条第二項の規定による拠出金」を「、第百十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金」に改める。

第三十九条第三項第三号中「二分の一」を「三分の一」に改める。

第九十三条第三項中「二分の一」を「三分の二」に改める。

第百条第二項を次のように改める。

2　前項の後期高齢者負担率は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数を第三号に掲げる数で除して得た率を基礎として、二年ごとに政令で定める。

一　二分の一に、当該年度における療養の給付等に要する費用の額に対する特定費用の額の割合の二分の一に相当する率を加えて得た数

二　百分の十一・七二に、当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の見込総数を令和四年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数で除して得た率

三　前号に掲げる率に、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率を加えて得た数

イ　令和四年度における保険納付対象額を同年度における療養の給付等に要する費用の額で除して得た率

ロ　当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数を令和四年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た率

第百条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第百四条第一項及び第三項中「及び第百十七条第二項の規定による拠出金」を「、第百十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金」に改める。

第百十六条第二項第一号から第四号までの規定中「及び次条第二項の規定による拠出金」を「、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金」に改め、同条第七項中「すべて」を「全て」に改める。

第百十八条第一項中「この款」を「この節」に改める。

第百二十条第一項第一号イ中「（標準報酬総額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

第百二十一条第一項第一号イ中「（前条第二項に規定する標準報酬総額をいう。ロにおいて同じ。）」を削る。

第四章第四節に次の二款を加える。

第五款　後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等

（出産育児支援金の徴収及び納付義務）

第百二十四条の二　支払基金は、第百三十九条第一項第三号に掲げる業務に要する費用に充てるため、年度ごとに、後期高齢者医療広域連合から、出産育児支援金を徴収する。

2　後期高齢者医療広域連合は、出産育児支援金を納付する義務を負う。

（出産育児支援金の額）

第百二十四条の三　前条第一項の規定により各後期高齢者医療広域連合から徴収する出産育児支援金の額は、医療保険各法の規定による出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費の支給に要する費用（次条第一項及び第百二十四条の七第一項において「出産育児一時金等の支給に要する費用」という。）の額の総額を基礎として厚生労働省令で

定めるところにより算定した額に、出産育児支援金率及び全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数に対する当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数の割合を乗じて得た額とする。

2　令和六年度及び令和七年度における前項の出産育児支援金率は、百分の七とする。

3　令和八年度以降の年度における第一項の出産育児支援金率は、第一号に掲げる率を第二号に掲げる数で除して得た数を基礎として、二年ごとに政令で定める。

一　百分の七に、当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の見込総数を令和六年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数で除して得た率を乗じて得た率

二　前号に掲げる率に、百分の九十三に当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数を令和六年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た率を乗じて得た数

（出産育児交付金）

第百二十四条の四　支払基金は、出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てるため、保険者に対して、出産育児交付金を交付する。

2　前項の出産育児交付金は、第百二十四条の二第一項の規定により支払基金が徴収する出産育児支援金をもつて充てる。

3　第一項の規定により各保険者に対して交付される出産育児交付金の額は、医療保険各法の規定により算定される額とする。

（出産育児関係事務費拠出金の徴収及び納付義務）

第百二十四条の五　支払基金は、第百三十九条第一項第三号に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から、出産育児関係事務費拠出金を徴収する。

2　保険者は、出産育児関係事務費拠出金を納付する義務を負う。

（出産育児関係事務費拠出金の額）

第百二十四条の六　前条第一項の規定により各保険者から徴収する出産育児関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における第百三十九条第一項第三号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

（通知）

第百二十四条の七　保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用の額その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

2　後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

（準用）

第百二十四条の八　第四十一条及び第四十三条から第四十六条までの規定は、出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六款　雑則

第百二十四条の九　第百条第一項の規定により支払基金が各後期高齢者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金と第百二十四条の二第一項の規定により支払基金が各後期高齢者医療広域連合から徴収する出産育児支援金は、相殺するものとする。

2　第百十八条第一項及び第百二十四条の五第一項の規定により支払基金が各保険者から徴収する後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金と第百二十四条の四第一項の規定により支払基金が各保険者に対して交付する出産育児交付金は、相殺するものとする。

第百三十四条第二項中「及び後期高齢者支援金等」を「、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金」に改める。

第百三十八条第一項中「ときは」の下に「、被保険者の後期高齢者医療給付を受けた事由が第三者の行為によつて生じたものであることを確認するために必要な事項」を加える。

第百三十九条第一項に次の一号を加える。

三　後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収し、保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収し、及び保険者に対し出産育児交付金を交付する業務並びにこれに附帯する業務

第百四十二条中「業務及び」を「業務、」に、「に関し」を「及び同項第三号に規定する保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収する業務に関し」に改め、同条に次の一項を加える。

2　支払基金は、後期高齢者医療広域連合に対し、第百三十九条第一項第三号に規定する後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収する業務に関し必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

第百四十三条中「第百三十九条第一項各号に掲げる業務及び」を「第百三十九条第一項第一号に掲げる業務、同項第二号及び第三号に掲げる業務並びに」に改める。

第百四十六条第三項中「業務及び」を「業務、」に、「又は」を「及び同項第三号に規定する保険者に対し出産育児交付金を交付する業務又は」に改める。

第百四十八条中「及び後期高齢者交付金」を「、後期高齢者交付金及び出産育児交付金」に改める。

第百五十七条の二第一項中「保持」の下に「及び医療費適正化」を加え、「よう努めなければならない」を削り、同条第二項に次の一号を加える。

四　都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析

第百五十七条の二に次の一項を加える。

3　厚生労働大臣は、保険者協議会が前項各号に掲げる業務を円滑に行うため必要な支援を行うものとする。

第百六十五条中「第百二十四条」の下に「、第百二十四条の八」を加える。

第百六十五条の二第二項中「並びに法令」を「、法令」に改め、「定めるもの」の下に「並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村」を加える。

第百六十八条第一項第二号中「第百四十二条」を「第百四十二条第一項」に改める。

附則第十一条第二項中「及び第百四十条」を「、第百四十条及び第百四十二条第二項」に改める。

附則第十三条第一項中「第三十四条第一項第二号、第三十五条第一項第二号」を「第三十四条第一項第一号イ(2)、第三十五条第一項第一号イ(2)」に改め、同条第二項を削る。

附則第十三条の二から第十三条の五までを削る。

附則第十三条の六中「第百二十四条」の下に「、第百二十四条の八」を加え、同条を附則第十三条の二とし、附則第十三条の七を附則第十三条の三とし、附則第十三条の八を附則第十三条の四とする。

附則第十四条の二及び第十四条の三を削る。

附則第十五条を次のように改める。

（令和六年度及び令和七年度の出産育児支援金の額の算定の特例）

第十五条　令和六年度及び令和七年度においては、第百二十四条の三第一項中「額に」とあるのは、「額の二分の一に相当する額に」とする。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第七条　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「増進」の下に「並びに医療に要する費用の適正化（次条及び第十五条第一項第八号において「医療費適正化」という。）」を加える。

第一条の二中「確保並びに」を「確保を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進、」に改め、「増進」の下に「並びに医療費適正化」を加える。

第十五条第一項第八号中「増進」の下に「並びに医療費適正化」を加える。

（医療法の一部改正）

第八条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の四の三」を「第六条の四の四」に、「第三十条の十八の四」を「第三十条の十八の五」に、「第九節　監督（第六十三条―第六十九条）」を「第九節　監督（第六十三条―第六十九条の二）」に、「第十節　医療法人に関する情報の調査及び分析等（第六十九条の二・第六十九条の三）」を「第十節　医療法人に関する情報の調査及び分析等（第六十九条の二・第六十九条の三）」に改める。

第五条第一項中「第六条の四の二」を「第六条の四の三」に改める。

第六条の三第一項中「者が」の下に「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能（以下「かかりつけ医機能」という。）その他の病院等の機能についての十分な理解の下に」を加え、同条第三項中「次条第二項及び第六条の四の二第二項において」を「以下」に改め、同条第五項中「都道府県知事は」の下に「、第一項又は第二項の規定による報告を受けたときは」を加え、「第一項及び第二項の規定により報告された事項を」を「その報告の内容を厚生労働大臣に報告するとともに」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　病院等の管理者が、第一項又は第二項の規定による報告を、電磁的方法であつてその内容を当該管理者、当該病院等の所在地の都道府県知事及び厚生労働大臣が閲覧することができるものにより行つたときは、当該報告を受けた都道府県知事は、前項の規定による報告を行つたものとみなす。

7　厚生労働大臣は、第五項の規定による報告を受けたときは、都道府県の区域を超えた広域的な見地から必要とされる情報の提供のため、都道府県知事による同項の規定による公表に関し必要な助言、勧告その他の措置を行うものとする。

第二章第一節中第六条の四の三を第六条の四の四とし、第六条の四の二を第六条の四の三とし、第六条の四の次に次の一条を加える。

第六条の四の二　第三十条の十八の四第二項の規定による確認を受けた病院又は診療所であつて、同項の厚生労働省令で定める要件に該当する体制を有するもの（他の病院又は診療所と相互に連携して同項に規定する当該機能を確保する場合を含む。）の管理者は、同条第一項に規定する継続的な医療を要する者に対して居宅等において必要な医療の提供をする場合その他外来医療を提供するに当たつて説明が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合であつて、当該継続的な医療を要する者又はその家族からの求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により、その診療を担当する医師又は歯科医師により、当該継続的な医療を要する者又はその家族に対し、次に掲げる事項の適切な説明が行われるよう努めなければならない。

一　疾患名

二　治療に関する計画

三　当該病院又は診療所の名称、住所及び連絡先

四　その他厚生労働省令で定める事項

第十六条の二第一項第三号中「地域」を「地域におけるかかりつけ医機能の確保のための研修その他の地域」に改める。

第二十九条第一項第三号中「第六条の三第六項」を「第六条の三第八項」に改め、同条第三項第三号及び同条第四項第三号中「又は第三十条の十八の二第二項」を「、第三十条の十八の二第二項又は第三十条の十八の四第六項」に改める。

第三十条の三第二項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　かかりつけ医機能の確保に関する基本的な事項

第三十条の三の二に次の一項を加える。

3　厚生労働大臣は、前条第二項第八号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十八の四第一項に規定するかかりつけ医機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の四第二項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　かかりつけ医機能の確保に関する事項

第三十条の四第十二項中「参加法人」を「参加法人等」に改める。

第三十条の五中「第三十条の十八の四第一項」を「第三十条の十八の五第一項」に改める。

第三十条の六第一項中「及び第十一号」を「、第十号の二及び第十一号」に改める。

第三十条の十四第一項中「第三十条の十八の四第三項」を「第三十条の十八の五第五項」に、「第三十条の十八の四第一項」を「第三十条の十八の四第三項、第三十条の十八の五第一項」に改める。

第三十条の十八の四第一項中「（第三項」を「（以下この条」に、「から第五号まで」を「、第五号及び第六号」に、「。第三項」を「。第五項」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「第三十条の十八の三第一項」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　前条第一項及び第三項（同条第五項にお

いて準用する場合を含む。）の規定による報告を踏まえた対象区域における同条第一項第一号及び第二号に規定する機能を確保するために必要な事項

第三十条の十八の四中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　都道府県は、第一項の規定に基づき同項第四号に掲げる事項（介護その他医療と密接に関連するサービスに関するものとして厚生労働省令で定める事項に限る。）を協議する場合には、関係する市町村の参加を求めるとともに、当該市町村が作成した地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他医療と密接に関連するサービスに関する計画の内容を考慮するものとする。

4　都道府県は、第一項の規定に基づき同項第四号に掲げる事項を協議する場合には、対象区域における住民の健康の保持の推進に関する施策の実施の状況、高齢者保健事業（高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業をいう。）その他これと一体的に行われる事業の実施の状況及び地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。第七十条第一項第二号及び第七十条の七において同じ。）の構築に向けた取組の状況に留意するものとする。

第五章第四節中第三十条の十八の四を第三十条の十八の五とし、第三十条の十八の三の次に次の一条を加える。

第三十条の十八の四　地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）の管理者は、慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者として厚生労働省令で定める者（第一号及び第二号において「継続的な医療を要する者」という。）に対するかかりつけ医機能の確保のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一　かかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能（厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容

二　前号に規定する機能を有するかかりつけ医機能報告対象病院等にあつては、かかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する次に掲げる機能（イからニまでに掲げる機能にあつては、厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容

イ　当該かかりつけ医機能報告対象病院等の通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能

ロ　病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させるため、又は病院若しくは診療所を退院する者が引き続き療養を必要とする場合に当該者を他の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院若しくは居宅等における療養生活に円滑に移行させるために必要な支援を提供する機能

ハ　居宅等において必要な医療を提供する機能

ニ　介護その他医療と密接に関連するサービスを提供する者と連携して必要な医療を提供する機能

ホ　その他厚生労働省令で定める機能

三　当該かかりつけ医機能報告対象病院等及び他の病院又は診療所が厚生労働省令で定めるところにより相互に連携して前号に規定する機能を確保するときは、当該他の病院又は診療所の名称及びその連携の内容

四　その他厚生労働省令で定める事項

2　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定による報告をしたかかりつけ医機能報告対象病院等（同項第二号イからホまでに規定する機能のいずれかを有する旨の報告をしたものに限る。）が、当該報告に係る当該機能について、当該機能の確保に係る体制として厚生労働省令で定める要件に該当するものを有すること（他の病院又は診療所と相互に連携して当該機能を確保する場合を含む。）を確認するものとする。

3　都道府県知事は、前項の規定による確認をしたときは、その結果を次条第一項に規定する協議の場に報告するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

4　第二項の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者は、当該確認を受けた体制について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、当該変更が生じた体制が同項の厚生労働省令で定める要件に該当すること（他の病院又は診療所と相互に連携して同項に規定する当該機能を確保する場合を含む。）を確認するものとする。

5　第三項の規定は、前項の規定による確認について準用する。

6　都道府県知事は、かかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該かかりつけ医機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

7　第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、かかりつけ医機能報告対象病院等に係る第一項及び第四項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第三十条の十八の四第六項」と読み替えるものとする。

第六章に次の一節を加える。

第十節　医療法人に関する情報の調査及び分析等

第六十九条の二　都道府県知事は、地域において必要とされる医療を確保するため、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。

2　医療法人（厚生労働省令で定める者を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに、その収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3　厚生労働大臣は、医療法人の活動の状況そ

の他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報の分析の結果を国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとする。

4　厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

5　都道府県知事は、前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。

第六十九条の三　厚生労働大臣は、前条第三項の規定による情報の収集及び整理並びに分析の結果の提供に関する事務の全部又は一部を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。

第七十条第一項中「掲げる法人」を「掲げる者」に、「法人を除く」を「事業を営む者を除く」に、「参加法人」を「参加法人等」に改め、同項第二号中「（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。第七十条の七において同じ。）」を削り、同項に次の二号を加える。

三　医療連携推進区域において、病院等を開設する者（法人を除く。）

四　医療連携推進区域において、介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する者（法人を除く。）

第七十条第二項第三号中「参加法人」を「参加法人等（前項第二号及び第四号に掲げる者を除く。）」に改める。

第七十条の二第二項第二号及び第四項中「参加法人」を「参加法人等」に改める。

第七十条の三第一項中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、同項第十七号中「参加法人」を「参加法人等」に、「事項その他の」を「事項（その定款に第七十条第二項第三号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定めている一般社団法人については、イ、ロ及びホに掲げる事項を除く。）その他」に改め、同号ハ中「重要な資産」を「事業に係る重要な資産」に改め、同号ヘ中「合併」を「法人の合併」に改め、同号ト中「解散」の下に「又は事業の廃止」を加え、同号を同項第十八号とし、同項中第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「参加法人」を「参加法人等」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「参加法人」を「参加法人等」に、「第十号イ」を「第十一号イ」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「参加法人」を「参加法人等」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第七十条第一項第三号又は第四号に掲げる者が社員である場合には、同条第二項第三号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定款で定めているものであること。

第七十条の七中「参加法人」を「参加法人等」に改める。

第七十条の八第一項中「参加法人」を「参加法人等」に改め、同条第二項中「地域医療連携推進法人（その定款に第七十条第二項第三号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定めている地域医療連携推進法人を除く。）」に改める。

第七十条の十一中「参加法人」を「参加法人等」に改める。

第七十条の十三中「第七十条の三第一項第十六号八」を「第七十条の三第一項第十七号八」に改める。

第七十条の十四中「あり、同条第五項」を「あるのは「地域医療連携推進法人」と、同条第五項」に、「あり、及び第五十一条の三第一項」を「あるのは「地域医療連携推進法人（その定款に第七十条第二項第三号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定めている地域医療連携推進法人のうち、その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当しない者（以下「特定地域医療連携推進法人」という。）を除く。）」と、第五十一条の三第一項」に改め、「あるのは「書類」の下に「（特定地域医療連携推進法人にあつては、第二号に掲げる書類を除く。）」を加え、「第五十二条第一項第二号」を「第五十二条第一項中「書類」とあるのは「書類（特定地域医療連携推進法人にあつては、第三号に掲げる書類を除く。）」と、同項第二号」に改める。

第七十条の十七中「第七十条の三第一項第六号、第七号、第十二号及び第十六号から第十九号まで」を「第七十条の三第一項第四号、第七号、第八号、第十三号及び第十七号から第二十号まで」に改める。

第七十条の十九第一項に次のただし書を加える。

ただし、代表理事を再任する場合については、この限りでない。

第七十条の十九第二項中「前項」を「前項本文」に改める。

第七十条の二十二中「第七十条の三第一項第十八号」を「第七十条の三第一項第十九号」に改める。

第九十二条中「第六条の四の三第一項」を「第六条の四の四第一項」に、「若しくは第三十条の十八の二第二項」を「、第三十条の十八の二第二項若しくは第三十条の十八の四第六項」に改める。

第百六条中「第三十条の十八の四第一項」を「第三十条の十八の五第一項」に改める。

第九条　医療法の一部を次のように改正する。

目次中「・第六十九条の三」を「―第六十九条の八」に改める。

第六十九条の二第三項中「の分析」を「（以下「医療法人情報」という。）の分析」に改める。

第六十九条の三中「前条第三項」を「第六十九条の二第三項」に改め、「提供」の下に「、第六十九条の三の規定による統計の作成等並びに第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報の提供」を、「独立行政法人福祉医療機構」の下に「（次条において「機構」という。）」を加え、第六章第十節中同条を第六十九条の七とし、第六十九条の二の次に次の四条を加える。

第六十九条の三　厚生労働大臣は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、厚生労働省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、医療法人情報を利用して、医療法人情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成及び統計的研究として厚生労働省令で定めるもの（第六十九条の七及び第六十九条の八第一項において「統計の作成等」という。）を行うことができる。

第六十九条の四　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、医療提供体制の確保に資する調査、学術研究又は分析その他の

医療法人情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する調査、学術研究又は分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）を行う者に医療法人情報を提供することができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により医療法人情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第六十九条の五　前条第一項の規定により医療法人情報の提供を受けた者は、当該医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該医療法人情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

第六十九条の六　第六十九条の四第一項の規定により医療法人情報の提供を受けた者若しくはその者の行う当該医療法人情報に係る調査、学術研究若しくは分析に従事する者又はこれらの者であつた者は、当該医療法人情報の利用に関して知り得た医療法人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第六章第十節に次の一条を加える。

第六十九条の八　第六十九条の三の規定により厚生労働大臣に委託をする者及び第六十九条の四第一項の規定により医療法人情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けて機構が第六十九条の三の規定による統計の作成等及び第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報の提供に関する事務の全部を行う場合にあつては、機構）に納めなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の良質かつ適切な医療の効率的な提供のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3　第一項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

第八十五条の次に次の二条を加える。

第八十五条の二　第六十九条の六の規定に違反して、医療法人情報の利用に関して知り得た医療法人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十五条の三　前条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第八十七条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第八十九条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第九十条中「法人の代表者」を「法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）」に改め、「関して」の下に「第八十五条の二」を加え、同条に次の一項を加える。

2　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正）

第十条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「図らなければならない」を「図るとともに、医療法第三十条の十八の五第一項の規定による協議の結果（同項第四号に掲げる事項に係るものに限る。）を考慮するものとする」に改める。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十九条の七の規定による委託を受けて行う同法第六十九条の三の規定による統計の作成等及び同法第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報の提供に関する業務を行うこと。

第十五条第一号中「及び第十一号」を「、第十一号及び第十二号」に改める。

（良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の三第四項第三号中「三年」を「五年」に改め、同条第五項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第十三条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十節　介護サービス情報の公表（第百十五条の三十五―第百十五条の四十四）」を「第十節　介護サービス情報の公表（第百十五条の三十五―第百十五条の四十四）　第十一節　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等（第百十五条の四十四の二）」に改める。

第五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県は、前項の助言及び援助をするに当たっては、介護サービスを提供する事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努めなければならない。

第八条第二十三項中「訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を一体的に提供することにより、居宅要介護者について、その者の居宅において、又は第十九項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を行うもの

二　前号に掲げるもののほか、居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより

提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるもの

第八条の二第十六項中「第百十五条の四十七第六項」を「第百十五条の四十七第七項」に改め、「職員」の下に「及び第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所の従業者」を、「計画（以下この項」の下に「、第百十五条の三十の二第一項、第百十五条の四十五第二項第三号」を加える。

第百十五条の二十二第一項中「設置者」の下に「又は指定居宅介護支援事業者」を加える。

第百十五条の二十三第三項中「指定介護予防支援事業者」を「第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第百十五条の三十の次に次の一条を加える。

（介護予防支援事業に関する情報提供の求め等）

第百十五条の三十の二　市町村長は、第百十五条の四十五第二項第三号の規定による介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

2　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業の適切かつ有効な実施のために必要があるときは、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターに対し、必要な助言を求めることができる。

第五章に次の一節を加える。

第十一節　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等

第百十五条の四十四の二　都道府県知事は、地域において必要とされる介護サービスの確保のため、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者（厚生労働省令で定める者を除く。以下この条において同じ。）の当該事業所又は施設ごとの収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（次項及び第三項において「介護サービス事業者経営情報」という。）について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。

2　介護サービス事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

3　厚生労働大臣は、介護サービス事業者経営情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報の分析の結果を国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとする。

4　厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の当該事業所又は施設に係る活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

5　都道府県知事は、前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。

6　都道府県知事は、介護サービス事業者が第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正することを命ずることができる。

7　都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

8　都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第六項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

9　都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第六項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

第百十五条の四十五第二項第三号中「及び施設サービス計画」を「、施設サービス計画及び介護予防サービス計画」に改め、同条第六項中「第百十七条第三項第九号」を「第百十七条第三項第十号」に改める。

第百十五条の四十七中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　地域包括支援センターの設置者は、指定居宅介護支援事業者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業の一部を委託することができる。この場合において、当該委託を受けた者は、第一項の方針（地域包括支援センターの設置者が市町村である場合にあっては、厚生労働省令で定めるところにより当該市町村が示す当該事業の実施に係る方針）に従って、当該事業を実施するものとする。

第百十七条第三項第四号中「並びにその業務の効率化及び質の向上」を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「次条第三項第六号」を「次条第三項第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　介護給付等対象サービスの提供又は地域支援事業の実施のための事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する都道府

県と連携した取組に関する事項

第百十七条第五項中「勘案して」を「勘案するとともに、医療法第三十条の十八の五第一項の規定による協議の結果（同項第四号に掲げる事項に係るものに限る。）を考慮して」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第六項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　市町村は、市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意するものとする。

第百十八条第三項第三号中「並びにその業務の効率化及び質の向上」を削り、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　介護給付等対象サービスの提供又は地域支援事業の実施のための事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する事業に関する事項

第百十八条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画の作成に当たっては、住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意するものとする。

第百七十六条第一項第二号及び第二項第三号並びに第百七十九条中「第百十五条の四十七第六項」を「第百十五条の四十七第七項」に改める。

第二百五条第一項中「第百十五条の四十七第七項」を「第百十五条の四十七第八項」に、「第百十五条の四十七第六項」を「第百十五条の四十七第七項」に改める。

第十四条　介護保険法の一部を次のように改正する。

第百十五条の四十五第一項中「第三項第三号」を「次項第七号、第三項第三号、第百十五条の四十七第十項」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

七　被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業

第百十五条の四十六第一項中「第百十五条の四十五第二項各号」を「第百十五条の四十五第二項第一号から第六号まで」に改める。

第百十五条の四十七第十項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10　市町村は、第百十五条の四十五第二項第七号に掲げる事業の実施に係る被保険者又は被保険者であった者に係る情報の収集、整理、利用又は提供に関する事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は連合会その他厚生労働省令で定める者（第百十八条の十及び第百十八条の十一において「支払基金等」という。）に委託することができる。

11　市町村は、前項の規定により事務を委託する場合は、他の市町村、社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であって厚生労働省令で定めるものと共同して委託するものとする。

第百十八条の二に次の一項を加える。

4　市町村は、介護サービス事業者及び特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者に対し、第一項第三号に掲げる事項に関する情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

第百十八条の十中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は連合会その他厚生労働省令で定める者（次条において「支払基金等」という。）」を「支払基金等」に改める。

第百六十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務及び前項各号に掲げる業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一　第百十五条の四十七第十項の規定により市町村から委託を受けて行う第百十五条の四十五第二項第七号に掲げる事業に関する業務を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第百六十四条中「介護保険関係業務」の下に「（第百六十条第二項に規定する業務を除く。次条第一項、第百六十六条第一項、第百六十七条第一項及び第二項、第百六十八条第一項並びに第百七十条において同じ。）」を加える。

第百六十五条に次の一項を加える。

2　支払基金が第百六十条第二項に規定する業務を行う場合における社会保険診療報酬支払基金法第二十四条第一項の規定の適用については、同項中「収支予算」とあるのは、「収支予算（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百六十条第二項に規定する業務に関するものを含む。）」とする。

第百六十六条に次の一項を加える。

4　支払基金が第百六十条第二項に規定する業務を行う場合における社会保険診療報酬支払基金法第二十五条第一項の規定の適用については、同項中「業務」とあるのは、「業務及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百六十条第二項に規定する業務」とする。

第二百一条の次に次の二条を加える。

（被保険者番号等の利用制限等）

第二百一条の二　厚生労働大臣、市町村、介護サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等（保険者番号（厚生労働大臣が介護保険事業において市町村を識別するための番号として、市町村ごとに定めるものをいう。）及び被保険者番号（市町村が被保険者の資格を管理するための番号として、被保険者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

2　厚生労働大臣等以外の者は、介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等の利用が特に必要な場合として

厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

3　何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

一　厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。

二　厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。

4　何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者番号等を含む情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であって、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一　厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二　厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5　厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6　厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第二百一条の三　厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入って質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第二百五条の三中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二百五条の四　第二百一条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の次に次の一条を加える。

第二百九条の二　正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百十一条中「法人の代表者」を「法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）」に、「又は第二百九条」を「、第二百九条又は第二百九条の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中国民健康保険法第七十二条第三項、第八十二条の二第三項第一号及び第四項、第八十五条の二、第八十五条の三第三項並びに第百十三条の二第一項の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第四条に一項を加える改正規定、同法第六条、第七条第二項及び第八条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第九条第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同条第五項、第七項及び第十項並びに同法第十一条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条、第十六条第三項、第百三十八条第一項及び第百五十七条の二の改正規定、第七条の規定並びに第十二条の規定並びに次条第一項並びに附則第四条、第七条、第八条、第十二条、第十五条、第十七条及び第十八条の規定　公布の日

二　第八条中医療法の目次の改正規定（「第九節　監督（第六十三条―第六十九条）」を「第九節　監督（第六十三条―第六十九条）　第十節　医療法人に関する情報の調査及び分析等（第六十九条の二・第六十九条の三）」に改める部分に限る。）、同法第六条の三第三項の改正規定及び同法第六章に一節を加える改正規定並びに附則第十三条及び第三十一条の規定　令和五年八月一日

三　第三条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第五条中地方税法第七百三条の四第三項の改正規定（同項第二号ニ中「国民健康保険法」の下に「第七十三条の二第一項に規定する出産育児交付金を含み、同法」を加える部分を除く。）、同条第十二項及び第二十項の改正規定並びに同法第七百三条の五に一項を加える改正規定並びに附則第六条及び第二十五条の規定　令和六年一月一日

四　第四条中国民健康保険法第六十四条及び第八十五条の三第二項第二号の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第八条第五項の改正規定（「推進」の下に「、医療法第六条の三第一項に規定するかかりつけ医機能

（次条第四項において「かかりつけ医機能」という。）の確保」を加える部分に限る。）及び同法第九条第四項の改正規定（「推進」の下に「、かかりつけ医機能の確保」を加える部分に限る。）、第八条中医療法の目次の改正規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、同法第五条第一項及び第六条の三第一項の改正規定、同法第二章第一節中第六条の四の三を第六条の四の四とし、第六条の四の二を第六条の四の三とし、第六条の四の次に一条を加える改正規定、同法第十六条の二第一項第三号、第二十九条第三項第三号及び第四項第三号並びに第三十条の三第二項の改正規定、同法第三十条の三の二に一項を加える改正規定、同法第三十条の四第二項第十号の次に一号を加える改正規定、同法第三十条の五、第三十条の六第一項、第三十条の十四第一項及び第三十条の十八の四の改正規定、同法第五章第四節中第三十条の十八の四を第三十条の十八の五とし、第三十条の十八の三の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十条第一項第二号、第九十二条及び第百六条の改正規定、第十条の規定並びに第十三条中介護保険法第百十七条第五項の改正規定並びに附則第十四条の規定　令和七年四月一日

五　第九条及び第十一条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

六　第一条中健康保険法第二百五条の四第二項の改正規定、第二条中船員保険法第百五十三条の十第二項の改正規定、第四条中国民健康保険法第百十三条の三第二項の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第百六十五条の二第二項の改正規定及び第十四条の規定並びに附則第十九条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第二項の改正規定、附則第二十条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十四条の二第二項の改正規定、附則第二十一条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三十三第二項の改正規定、附則第二十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定、附則第二十六条中生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八十条の四第二項の改正規定及び附則第二十九条の規定　公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

七　附則第二十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定　前号に掲げる規定の施行の日又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第一条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。附則第五条第四項において同じ。）による改正後の健康保険法第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の二、第五条及び第五条の三の規定は、令和六年度以後の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額について適用し、令和五年度以前の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額については、なお従前の例による。

（国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第四条　都道府県は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、第四条の規定（附則第一条第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。）による改正後の国民健康保険法第八十二条の二（第六項及び第九項を除く。）の規定の例により、同条第一項に規定する都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。

第五条　施行日の前日において退職被保険者等（第四条の規定による改正前の国民健康保険法（次項から第五項までにおいて「第四条改正前国保法」という。）附則第七条第一項に規定する退職被保険者等をいう。以下この項において同じ。）である者に対し施行日以後に行われる療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（以下この項において「療養の給付等に要する費用」という。）並びに施行日前に退職被保険者等であった者に対し施行日前に行われた療養の給付等に要する費用のうち施行日以後に請求されるものについては、これらの者が住所を有する都道府県及び市町村（特別区を含む。）が負担する療養の給付等に要する費用とみなして、国民健康保険法第五章の規定を適用する。

2　施行日前に特例退職被保険者等（第四条改正前国保法附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。）であった者に対し施行日前に行われた療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（以下この項において「特例退職被保険者等に係る療養の給付等に要する費用」という。）のうち施行日以後に請求されるものについては、これらの者が加入する健康保険組合が負担する特例退職被保険者等に係る療養の給付等に要する費用とみなして、健康保険法第七章の規定を適用する。

3　令和四年度における退職被保険者等所属都道府県（第四条改正前国保法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県をいう。以下この項において同じ。）に係る療養給付費等交付金（同条第一項の療養給付費等交付金をいう。）及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）に係る療養給付費等拠出金（第四条改正前国保法附則第十条第一項の療養給付費等拠出金をいう。）に関し、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が第四条改正前国保法附則第十七条の規定に基づき行う退職者医療関係業務（同条に規定する退職者医療関係業務をいう。第五項において同じ。）、退職被保険者等所属都道府県が第四条改正前国保法附則第十五条第一項の規定に基づき行う通知及び特定健康保険組合（健康保険法附則第三条第一

項に規定する特定健康保険組合をいう。）が第四条改正前国保法附則第二十一条第二項の規定に基づき行う通知については、第四条改正前国保法附則第六条から第二十一条までの規定（これらの規定に基づく命令を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他これらの規定に関し必要な事項は、政令で定める。

4　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の健康保険法附則第四条の三の規定、第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の船員保険法附則第七条の規定、第六条の規定（附則第一条第一号、第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。第六項において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次項及び第六項において「旧高確法」という。）附則第十三条第二項の規定、附則第十九条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十五項の規定、附則第二十条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員共済組合法附則第十一条の三の規定、附則第二十一条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他これらの規定に関し必要な事項は、政令で定める。

5　令和七年四月一日において現に第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十九条において準用する旧高確法第百四十三条の規定の適用を受ける退職者医療関係業務に係る特別の会計に所属する権利及び義務については、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第一号に掲げる業務に係る特別の会計に帰属するものとする。

6　令和七年度において、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高確法」という。）第三十九条の規定により令和五年度の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。附則第九条において同じ。）に係る確定前期高齢者納付金の額を算定する場合については、旧高確法附則第十三条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法」とする。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方税法第七百三条の四及び第七百三条の五第三項の規定は、令和五年度分の国民健康保険税のうち令和六年一月以後の期間に係るもの及び令和六年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和五年度分の国民健康保険税のうち令和五年十二月以前の期間に係るもの及び令和四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第一号施行日」という。）前に第六条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次条において「第一号改正前高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。）は、第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（次条において「第一号改正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

第八条　第一号施行日前に第一号改正前高確法第九条の規定により定められた都道府県医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。）は、第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第一号改正後高確法第九条の規定により定められた都道府県医療費適正化計画とみなす。

第九条　新高確法第三十四条、第三十五条、第三十八条及び第三十九条の規定は、令和六年度以降の各年度の保険者に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金並びに概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金について適用し、令和五年度以前の各年度の保険者に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金並びに概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金については、なお従前の例による。

第十条　新高確法第九十三条第三項の規定は、令和六年度以後の各年度における支払基金に対する交付の額について適用し、令和五年度以前の各年度における支払基金に対する交付の額については、なお従前の例による。

第十一条　新高確法第百条第二項の規定は、令和六年度以後の各年度における後期高齢者負担率について適用し、令和五年度以前の各年度における後期高齢者負担率については、なお従前の例による。

第十二条　支払基金は、施行日前においても、新高確法第百三十九条第一項第三号に掲げる業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（医療法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　第八条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の医療法第六十九条の二第二項の規定は、令和四年九月一日以後に始まる会計年度に係る事項について適用する。

第十四条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）前に第八条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の医療法（以下この項において「第四号改正前医療法」という。）第三十条の四の規定により定められ、又は第四号改正前医療法第三十条の六の規定により変更された医療計画（医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下この条において同じ。）は、第四号施行日から令和九年三月三十一日までの間は、第八条の規定による改正後の医療法（以下この条において「第四号改正後医療法」という。）第三十条の四の規定により定められ、又は第四号改正後医療法第三十条の六の規定により変更された医療計画とみなす。

2　第四号改正後医療法第三十条の四第二項第十号の二に掲げる事項についての調査、分析及び評価については、第四号改正後医療法第三十条の六第一項の規定にかかわらず、第四号施行日以後最初に行われる同条第二項に基づく調査、分析及び評価の際に併せて行うものとする。

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　第十三条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の介護保険法（以下この条及び次条において「新介護保険法」という。）の施行のために必要な条例の制定又は改正、新介護保険法第百十五条の二十二第一項の規定による介護保険法第五十八条第一項の指定（同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者の申請に係るものに限る。）の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第十六条　新介護保険法第百十五条の四十四の二第二項の規定は、令和五年四月一日以後に始まる会計年度に係る事項について適用する。

第十七条　支払基金は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、第十四条の規定による改正後の介護保険法第百六十条第二項に規定する業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（政令への委任）

第十八条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第十九条　私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

目次中「掛金等並びに国及び都道府県の補助」を「費用の負担」に改める。

第二十二条第二項中「及び後期高齢者支援金等」を「、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金」に改める。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　費用の負担

第三十四条の次に次の一条を加える。

（出産育児交付金）

第三十四条の二　出産費及び家族出産費の支給に要する費用（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第一項（第二十五条において準用する同法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が事業団に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

2　健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五まで及び高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条の規定は、前項の出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十七条の三第一項中「（昭和二十三年法律第百二十九号）」を削り、同条第二項中「及び法令」を「、法令」に改め、「定めるもの」の下に「並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区」を加える。

附則第二十五項の前の見出し及び同項を削る。

附則第二十六項に見出しとして「（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による病床転換支援金等の納付が行われる場合における任意継続加入者等に係る掛金の特例）」を付し、同項中「第二十二条第二項並びに第二十五条」を「同項中「及び出産育児関係事務費拠出金」とあるのは「、出産育児関係事務費拠出金及び病床転換支援金等」と、同条」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同項を附則第二十五項とする。

附則第二十七項の前の見出しを削り、同項を附則第二十六項とし、同項の前に見出しとして「（介護納付金に係る掛金の徴収の特例）」を付する。

附則第二十八項中「附則第二十七項」を「附則第二十六項」に改め、同項を附則第二十七項とし、附則第二十九項を附則第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

（令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例）

29　令和六年度及び令和七年度においては、第三十四条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四及び第百五十二条の五中「に同年度」とあるのは、「の二分の一に相当する額に同年度」とする。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「及び」を「、」に、「に規定する後期高齢者支援金等」を「の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金」に改める。

第九十八条第一項第一号の二中「第九十九条の二」を「第九十九条の三」に改める。

第九十九条第一項第一号中「の規定による国の負担」の下に「及び次条第一項の出産育児交付金」を加える。

第九十九条の二を第九十九条の三とし、第九十九条の次に次の一条を加える。

（出産育児交付金）

第九十九条の二　出産費及び家族出産費の支給に要する費用（第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が組合に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

2　健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、前項の出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百十四条の二第一項中「（昭和二十三年法律第百二十九号）」を削り、同条第二項中「及び法令」を「、法令」に改め、「定めるもの」の下に「並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区」を加える。

附則第十一条の三を次のように改める。

（令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例）

第十一条の三　令和六年度及び令和七年度においては、第九十九条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四及び第百五十二条の五中「に同年度」とあるのは、「の二分の一に相当する額に同年度」とする。

附則第二十条中「）及び同法」とあるのは「、同法」と、「」を削り、「という。）及び」を「という。）並びに」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二十一条　地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第百十二条の二第一項中「第百十三条の二」を「第百十三条の三」に改める。

第百十三条第一項中「及び同法」を「、同法」に、「に規定する後期高齢者支援金等」を「の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金」に、「を除く。以下」を「及び次条第一項に規定する費用のうち同項の出産育児交付金をもつて充てるものを除く。以下」に改める。

第百十三条の二を第百十三条の三とし、第百十三条の次に次の一条を加える。

（出産育児交付金）

第百十三条の二　出産費及び家族出産費の支給に要する費用（第六十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が組合に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

2　健康保険法第五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、前項の出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百四十四条の三十三第一項中「（昭和二十三年法律第百二十九号）」を削り、同条第二項中「及び法令」を「、法令」に改め、「定めるもの」の下に「並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区」を加える。

附則第十七条の二の次に次の一条を加える。

（令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例）

第十七条の三　令和六年度及び令和七年度においては、第百十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四及び第百五十二条の五中「に同年度」とあるのは、「の二分の一に相当する額に同年度」とする。

附則第四十条の三の二を削る。

附則第四十条の三の三中「及び同法」とあるのは「、同法」と、」を削り、「及び」を「並びに」に改め、同条を附則第四十条の三の二とする。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第二十二条　日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号中「及び後期高齢者支援金等」を「、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金」に改める。

附則第十三条の二の見出しを「（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による病床転換支援金等の納付が行われる場合における事業団の業務の特例）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「後期高齢者支援金等」を「出産育児関係事務費拠出金」に改め、同項を同条とする。

（地方自治法の一部改正）

第二十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の項中「、附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十四条第四項及び第百三十四条第二項並びに附則第十九条において準用する同法第百五十二条第一項及び第三項」を削り、同表高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の項中「第百二十四条」の下に「、第百二十四条の八」を加える。

（予防接種法及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第二十四条　次に掲げる法律の規定中「及び法令」を「、法令」に改め、「定めるもの」の下に「並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区」を加える。

一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十七条第二項

二　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第四項

（地方財政法の一部改正）

第二十五条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二ただし書中「又は六歳」を「、六歳」に改め、「被保険者」の下に「又は出産する予定の被保険者若しくは出産した被保険者」を加える。

（生活保護法の一部改正）

第二十六条　生活保護法の一部を次のように改正する。

第十五条の二第六項中「職員」の下に「及び同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所の従業者」を加える。

第八十条の四第二項中「及び法令」を「、法令」に改め、「定めるもの」の下に「並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区」を加える。

（老人福祉法の一部改正）

第二十七条　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第七項中「当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せ」を「同法第八条第二十三項第一号に掲げるもの」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第二十八条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「、国民健康保険法附則第十七条各号（支払基金の業務）に掲げる業務」を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十一の十の項の次に次のように加える。

七十一の十一	社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会	介護保険法による同法第百十五条の四十五第二項第七号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の五の二十五の項及び別表第四の四の二十五の項中「実施」の下に「、同条第二項第七号の事業の実施」を加える。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十条　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十六条中「附則第十三条の七」を「附則第十三条の三」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律

の一部を次のように改正する。

第八条中医療法第六条の三第三項の改正規定を削る。

理　由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、市町村による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　出産育児一時金に係る費用の一部について、後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入すること。

2　国民健康保険の保険料について、産前産後期間における被保険者の保険料を免除し、その免除相当額を公費で支援すること。

3　後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の設定方法について、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるように見直すこと。

4　前期高齢者に係る医療給付費等を保険者間で調整する仕組みについて、被用者保険者間において報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行うとともに、健康保険組合に対する交付金事業への財政支援の導入、後期高齢者支援金等の負担が過大となる保険者に対する財政支援の拡充を行うこと。

5　都道府県医療費適正化計画について、記載事項を充実させるとともに、計画の目標設定に際しては、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供等の重要性に留意することとすること。また、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入すること。

6　都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間の法定化等を行うこと。

7　経過措置として存続する退職者医療制度を廃止すること。

8　かかりつけ医機能について、国民への情報提供を強化するとともに、医療機関に都道府県知事への報告を求め、都道府県知事は、報告した医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、その結果を外来医療に関する協議の場に報告・公表すること。

9　被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等の共有及び活用を促進する事業を地域支援事業に位置付けること。

10　医療法人及び介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課すとともに、当該情報に係るデータベースを整備すること。

11　地域医療連携推進法人制度について、一定要件の下で個人立の医療機関等が参加できる仕組みを導入すること。

12　持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度について、期限の延長等を行うこと。

13　この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、令和五年度において約一億九千万円の見込みである。

右報告する。

令和五年四月十二日

厚生労働委員長　三ッ林裕巳

衆議院議長　細田　博之殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部（本体四四〇円）（配送料四〇円別）